

釧路市地域防災計画

地震災害等対策編

釧路市防災会議

釧路市地域防災計画 地震災害等対策編 目次

第 1 章 総則

第 1 節	計画の方針.....	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱及び市民の責務.....	3
第 3 節	釧路市の概況.....	7
第 4 節	被害想定.....	15
第 5 節	防災会議.....	22
第 6 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	23

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	都市防災化計画.....	24
第 2 節	公共施設の整備計画.....	27
第 3 節	防災訓練計画.....	29
第 4 節	削除.....	30
第 5 節	火災予防計画.....	31
第 6 節	危険物等災害予防計画.....	33
第 7 節	土砂災害予防計画.....	36
第 8 節	液状化災害予防計画.....	55
第 9 節	災害情報通信計画.....	57
第 10 節	災害備蓄計画.....	62
第 11 節	避難計画.....	65
第 12 節	救急救助・医療救護予防計画.....	78
第 13 節	要配慮者対策計画.....	82
第 14 節	防災知識の普及計画.....	85
第 15 節	市民の心構え.....	87
第 16 節	自主防災組織育成計画.....	89

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	組織体制.....	91
第 2 節	職員動員計画.....	109
第 3 節	災害情報収集伝達計画.....	111
第 4 節	災害広報広聴計画.....	125
第 5 節	消防活動計画.....	128
第 6 節	避難計画.....	133
第 7 節	土砂災害対策計画.....	139
第 8 節	災害警備計画.....	140
第 9 節	障害物除去計画.....	142
第 10 節	緊急道路確保計画.....	146
第 11 節	輸送計画.....	151
第 12 節	食糧供給計画.....	153
第 13 節	給水計画.....	156

第 14 節	衣料・生活必需品等物資供給計画	160
第 15 節	救急救助・医療救護計画	162
第 16 節	防疫及び保健衛生計画	164
第 17 節	清掃計画	167
第 18 節	公共施設等災害応急計画	172
第 19 節	危険物施設等応急対策計画	177
第 20 節	文教対策計画	179
第 21 節	住宅対策計画	183
第 22 節	商工業対策計画	185
第 23 節	農林水産業等対策計画	186
第 24 節	労務供給計画	188
第 25 節	要配慮者応急対策計画	189
第 26 節	被災建築物安全対策計画	191
第 27 節	被災宅地安全対策計画	193
第 28 節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画	195
第 29 節	応援要請計画	197
第 30 節	ボランティア活動支援計画	201
第 31 節	災害救助法の適用計画	203
第 32 節	ヘリコプター要請計画	206
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 節	被災者援護計画	210
第 2 節	公共施設復旧計画	216
第 5 章	公共事業施設防災計画	
第 1 節	電力施設防災計画	219
第 2 節	ガス施設防災計画	222
第 3 節	公衆通信施設防災計画	225
附編	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第 1 節	総則	229
第 2 節	災害対策本部等の設置等	229
第 3 節	地震発生時の応急対策等	230
第 4 節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	231
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	237
第 6 節	防災訓練計画	238
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	239
第 8 節	関係者との連携協力の確保に関する事項	241
第 9 節	地域防災力の向上に関する計画	242
第 10 節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項	243
第 11 節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	245

※ 本計画における本文中の班は災害対策本部に置かれる班。
 なお、災害対策地域本部の班については、これに準ずるものとする。

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、釧路市防災会議が作成する震災対策に関する計画であり、本市に係る地震等の災害に関し、予防、応急及び復旧等の対策を実施するに当たり、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、本市防災の万全を期することを目的とする。

2 計画作成機関

釧路市防災会議

3 計画の構成及び内容

この計画は、釧路市において想定される地震災害に対して釧路市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画、公共事業施設防災計画及び附編から構成される。

(1) 総 則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、釧路市が行う地震災害対策に関する計画の方針について定める。

(2) 災害予防計画

地震災害の発生を未然に防止し、また、地震災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、地震災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

(4) 災害復旧計画

地震災害の復旧に当たっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施に当たっての基本方針について定める。

(5) 公共事業施設防災計画

地震災害による公共事業施設への被害を未然に防止し、また、災害が発生した場合にそれら施設への被害を最小限に食い止めるための措置及び市と公共事業者との協力・連携について定める。

(6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（附編）

本計画は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災

上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するに当たって必要な細部計画については、災害対策本部等及び各班並びに防災関係機関において定める。

6 国・道の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに「北海道地域防災計画」（地震防災計画編）との整合性・関連性を有する。

7 計画の習熟

災害対策本部等及び各班並びに防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、この計画及びこの計画に関連する他の細部計画の習熟に努める。

また、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱及び市民の責務

1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民の責務

(1) 釧路市

ア 市長

- (ア) 釧路市防災会議に関する事務を行うこと。
- (イ) 釧路市災害対策本部等の設置及び組織の運営を行うこと。
- (ウ) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
- (エ) 防災組織の整備、物資及び資材の備蓄、その他災害予防措置を実施すること。
- (オ) 防災思想を普及し、防災訓練を実施すること。

イ 教育委員会

- (ア) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
- (イ) 文教施設及び文化財の保全対策等を実施すること。

(2) 指定地方行政機関

ア 釧路開発建設部

- (ア) 国道、所轄河川の改修及び維持修繕並びに災害復旧その他の管理を行うこと。
- (イ) 港湾直轄工事の災害復旧を行うこと。

イ 釧路海上保安部

- (ア) 警報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。
- (イ) 災害時における人命及び船舶の救助、海上交通の安全の確保、海上汚染及び海上災害の防止に関する業務を実施すること。
- (ウ) 災害時における海上犯罪の予防及び取締りを行うこと。

ウ 第一管区海上保安本部釧路航空基地

- (ア) 警報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。
- (イ) 災害時における人命及び船舶の救助、海上交通の安全の確保、海上汚染及び海上災害の防止に関する業務を実施すること。
- (ウ) 災害時における海上犯罪の予防及び取締りを行うこと。

エ 北海道運輸局釧路運輸支局

- (ア) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。
- (イ) 船舶施設の安全確保を図ること。
- (ウ) 港湾諸作業の調整及び施設使用の斡旋を行うこと。

オ 北海道農政事務所釧路地域拠点

- (ア) 災害時における主要食糧の確保及び供給に関すること。

カ 釧路地方気象台

- (ア) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。
- (イ) 観測成果を解析・総合し、予報等、情報を発表すること。
- (ウ) 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書を作成すること。
- (エ) 防災知識の普及及び指導を行うこと。

キ 釧路労働基準監督署

- (ア) 事業所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
- ク 東京航空局釧路空港事務所
 - (ア) 航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。
 - (イ) 飛行場及び航空保安施設の管理に当たること。
 - (ウ) 災害時における空中輸送の連絡調整を行うこと。
 - (エ) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること。
- ケ 根釧西部森林管理署
 - (ア) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理を行うこと。
 - (イ) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。
- コ 釧路自然環境事務所
 - (ア) 国立公園の管理計画等を策定すること。
- (3) 自衛隊（陸上自衛隊第 27 普通科連隊）
 - (ア) 災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動を行うこと。
- (4) 北海道
 - ア 釧路総合振興局
 - (ア) 災害予防、災害応急対策を実施すること。
 - (イ) 防災関係機関相互の連絡調整を行うこと。
 - (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
 - イ 釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）
 - (ア) 災害時における応急医療、防疫活動の実施、指導及び感染症の予防を行うこと。
 - (イ) 被災地における医薬品及び衛生材料の調整を行うこと。
 - ウ 釧路総合振興局釧路建設管理部
 - (ア) 道道、所轄河川の改修及び維持修繕並びに災害復旧その他海岸等の管理を行うこと。
- (5) 釧路警察署
 - (ア) 各種情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び予報等の伝達について協力を行うこと。
 - (イ) 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救助等について協力し、及び遺体の検死を行うこと。
 - (ウ) 被災地における交通秩序の維持及び災害に伴う各種犯罪の予防取締りを行うこと。
- (6) 指定公共機関
 - ア 東日本電信電話㈱北海道支店（委任機関：㈱N T T 東日本ー北海道 釧路支店）、
 ㈱N T T ドコモ北海道支社釧路支店
 - (ア) 非常及び緊急通話の取扱いを行い、重要通信の確保を図ること。
 - (イ) 通信確保用資機材等の準備をすること。
 - イ NHK釧路放送局
 - (ア) 気象注意報等又は地震情報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を実施すること。

ウ 日本通運(株)釧路支店

- (ア) 災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する関係機関への支援を行うこと。

エ 北海道電力ネットワーク(株)釧路支店

- (ア) 変電所施設、送配電線等の保守、保安を行うこと。
- (イ) 災害時における電力の円滑な供給を確保すること。
- (ウ) 施設、設備の耐震予防対策及び広報を実施すること。

オ 日本赤十字社釧路市地区

- (ア) 日本赤十字社が行う援護活動の連絡調整を行うこと。
- (イ) 防災ボランティア、奉仕団の連絡調整及び救護活動を行うこと。
- (ウ) 災害義援物資の配分を行うこと。

カ 北海道旅客鉄道(株)釧路支社

- (ア) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
- (イ) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等について関係機関の支援を行うこと。

キ 日本郵便(株)

- (ア) 災害時における郵便輸送、郵政業務運営の確保を行うこと。
- (イ) 郵便、保険及び貯金業務の非常取扱いを実施すること。
- (ウ) 市との防災協定に基づき、支援活動を実施すること。

(7) 指定地方公共機関

ア 釧路ガス(株)

- (ア) 災害時における都市ガスの安定供給を確保すること。
- (イ) 都市ガスによる災害の予防広報を実施すること。
- (ウ) 施設、設備の耐震予防対策を実施すること。

イ (一社)釧路市医師会

- (ア) 災害時における災害対策本部及び関係医療機関との連絡調整、救護対策本部の設置並びに応急医療及び助産、その他救助を行うこと。

ウ (一社)釧路歯科医師会

- (ア) 災害時における医療関係機関との連絡調整及び歯科医療活動を実施すること。

エ (一社)釧根地区トラック協会

- (ア) 災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送を行うこと。

オ (一社)釧路薬剤師会

- (ア) 災害時における医薬品などの供給及び救護活動を行うこと。

カ (一社)北海道L Pガス協会釧路支部

- (ア) 災害時におけるL Pガスなどの供給を行うこと。

キ 釧根地区バス協会

- (ア) 災害時における陸路による緊急輸送を行うこと。

(8) 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

ア 危険物関係施設の管理者

- (ア) 災害時における危険物の保守、保安を行うこと。

イ 港湾関係施設の管理者

- (ア) 港湾関係施設の災害予防を行うこと。
- (イ) 災害時における港湾関係施設の保安に関する措置を行うこと。
- ウ 釧路市連合町内会
 - (ア) 町内会での防災意識を啓発すること。
- エ 釧路市連合防災推進協議会
 - (ア) 自主防災組織を育成、充実すること。
- オ 釧路市家庭防災推進員連絡協議会
 - (ア) 防火、防災の啓発活動を行うこと。
- カ 釧路市社会福祉協議会
 - (ア) ボランティアの受け入れ、支援活動に関すること。
- キ 釧路市赤十字奉仕団
 - (ア) 災害時における被災者への炊き出し及び救援物資の配布等に関すること。
- ク 釧路市女性団体連絡協議会
 - (ア) 協議会の業務に応じた協力体制を確立すること。
- ケ 釧路管内沿岸排出油防除協議会
 - (ア) 流出油防除計画及び防除活動の推進を行うこと。
- コ 水難救済会釧路救難所
 - (ア) 港湾等防災対策に関する協力を行うこと。
- (9) 市 民
 - ア 防災について家庭で話し合いを行い、家具転倒防止等安全対策を図ること。
 - イ 災害に対する地域の特性を踏まえ、広域避難場所等の確認をすること。
 - ウ 災害時に備え、食糧・水その他生活必需品の備蓄に努めること。
 - エ 災害発生時には、自発的に被災者の救助、救護活動を行うとともに、地域の被害の拡大防止、防災関係機関の行う防災活動及び災害復旧活動に協力すること。
 - オ 防災関係機関の行う訓練等に参加し、避難及び救護活動等災害に対する知識向上を図ること。
 - カ 自主的な防災活動を推進するための自主防災組織の活動を行うこと。

2 住民組織等への協力要請

災害時における情報の伝達、被災者の救助、炊き出し等について、迅速かつ円滑な住民組織の活用を図るため、以下のとおり協力要請を行う。

- (1) 担当班
 - 住民組織活動についての担当班は、協力を求める種別によって関係する班が担当する。
- (2) 住民組織
 - 町内会、女性団体、青年団体等については、必要の都度責任者と連絡をとり、協力を求める。

第3節 釧路市の概況

1 地形、地質

(1) 位置及び面積

釧路市は、間に白糠町を挟んで、東西2つの区域に分かれている。市域の南部は太平洋に面し、その周囲は、十勝総合振興局の2町、オホーツク総合振興局1町、釧路総合振興局は白糠、弟子屈、釧路町及び鶴居村など4町村の計7つの町村に隣接し、総面積は1,363.29km²の区域になっている。

市域の地形は、白糠町域を合せて通覧すると、北～西部は十勝総合振興局との境界が走る南西～北東が最も高く、標高数百m以上の山地と阿寒の火山地で、これらの南側に高度を下げた丘陵が広がって、海岸に達する。だが、阿寒川で地形が変わり、白糠丘陵に対応する平坦な鶴居丘陵が発達し、同川下流を含む南東部は高度を更に低下して釧路湿原を主体とする沖積低平地が横たわって海岸まで続いている。低平地の東西両側にはより高い台地があり、西は空港、東には市街地が広がっている。

市域には、一級河川の釧路川や二級河川の阿寒川が流れ、西の音別地区には、音別川が南流している。釧路、阿寒川の下流部の海岸平野には、釧路市の中心となる市街地が形成されている。また、海岸沿いには、国道38号及びJR根室本線が横断している。

ア 位置	イ 面積
北緯 42° 58' 10" (釧路埼灯台)	面積 1363.29 km ²
東経 144° 22' 24" (釧路埼灯台)	

(2) 地形の概要

釧路地方の地形は、次のように区分できる。

ア 火山地

北方の知床半島から連続する千島火山帯の西端部を占める火山地帯で、雄阿寒岳、雌阿寒岳などに代表される火山地形。

イ 国境山地

西部の十勝総合振興局と境する高度 500～700mの山地で、地層が急傾斜した褶曲山地。

ウ 白糠丘陵と鶴居丘陵

上記の国境山地の東及び南に発達する標高 200～400mの白糠丘陵と、これより北東方向で火山地帯の南東側、阿寒川の東部に分布する標高 150～400mの鶴居丘陵地。

エ 「根釧台地」の台地

釧路の東部に分布する高低2段の平坦な海成段丘。高い根室段丘は海拔 70～140mで根釧台地として釧路川以東に広く展開し、低い釧路段丘（高度 30～60m）は、湿原南部に小規模に分布する。

オ 釧路湿原、砂丘地

釧路湿原は釧路市街地の北部に広がる泥炭地で、この湿原の南前面で市街地から西

に向かって走る海岸沿いの砂丘（但し、現在は大部分が開発で消え、大楽毛～庶路間が残る。）。

これらの地形は、いずれも後に述べる地質と密接な関係がある。

例えば、最も高い国境山地の地質は、釧路地方で最古最下の根室層群（白亜紀）を主体とする。この地層は激しい褶曲で持ち上げられて高くなったものである。その上に堆積した第三紀層は上昇中に河川の侵食で失われたことを示している。

次いで高い白糠丘陵地は古第三紀層が主体で、隆起量が小さく、更に新第三紀層は同丘陵では最も低い海岸地帯に残存分布している。

東部の根釧台地と総称される台地は、白糠丘陵より低い海成段丘の根室段丘があり、洪積世の釧路層群の堆積面で広く展開しているのに対し一段低く、また、分布が狭い釧路段丘がある。これは洪積世後期の大楽毛層の堆積面で、湿原南部の周縁にのみ分布する。台地の両地層は海底堆積物で、その形成は海面の低下、もしくは地盤の上昇の結果であって、地層はいずれもほとんど水平で、褶曲はしていない。

最も低い沖積低地は、釧路湿原などの沖積層の堆積面である。湿原地域が深い谷の時代に、最後の氷河期が終って海面の上昇に伴って、海が進出した縄文海進と、その後の海退で堆積した海成層から泥炭などが堆積する淡水層から構成されている。

この湿原には、釧路川がその東縁沿いに流れ、西岸域の鶴居丘陵からの諸川を集めている。また、同川東岸にはシラルトロ沼、塘路湖、達古武沼があり、台地にダム状に横たわっている。これらは海進のとき台地に湾入し、海退時にとり残された湖沼で海跡湖と言われる。

（３） 地質の概要

釧路、根室地方の地質構成とその配列を見ると、常呂～豊頃帯（国境山地）、千島帯内帯（阿寒～弟子屈～知床半島）及び千島帯外帯（太平洋岸に沿う釧路東部～根室半島）に分けられる。常呂～豊頃帯はほぼ南北に走る構造で、その地質は釧路では基盤の白亜紀層、千島帯内帯は火山活動が活発な阿寒、屈斜路の火山地帯で、この両端は接している形をしている。千島帯外帯は釧路市から海岸沿いにほぼ東西方向に延びて、古第三紀層を伴う白亜紀層主体の地質である。

この３構造帯は、地質構造では背斜構造を示し、地形的には地盤の隆起地帯に当たる。

後二者の千島帯の内・外帯に囲まれた地域は地形的には沈降地域であり、ここには丘陵地より低い根釧台地が広く展開している。地質的には高い隆起地帯には古い地層、低い沈降地域には新しい第四紀層が分布し、これをより新しい火山噴出物が覆っているという特徴をそれぞれ示している。

ア 根室層群（白亜紀）

根室層群は釧路地方の基盤で、その分布は釧路西部の国境山地と、釧路から厚岸を経て根室半島に至る南部の海岸地域にそれぞれ分布している。国境山地では、主に砂岩、泥岩からなり、急傾斜しており、ほぼ南北方向に分布し、その層厚は 4,000m に及んでいる。

釧路東部～根室半島は緩い傾斜で、砂岩、頁岩、礫岩などからなっているが、根室半島付近では、粗粒玄武岩（天然記念物の「車石」）が頻繁に地層に介在（貫入）していて、国境山地とは異なった岩相と緩い褶曲を示す。その層厚は約 3,000m 以上

である。

イ 浦幌層群・音別層群（古第三紀）

古第三紀の地層は、釧路炭田を構成する浦幌層群と、これを緩い傾斜不整合で覆って、浦幌層群をとり巻きながら広く分布する音別層群からなる。

浦幌層群は国境山地の白亜紀の根室層群の南縁に沿うほか、丘陵地の一部にも発達している。例えば、尺別北部から雄別を結ぶ地帯や、丘陵南部の茶路の庶路両川下流にも露出している。更に釧路川を渡った釧路の東側から尻羽岬付近までの海岸の台地地帯に分布しているが、太平洋の海底にも広がっている。本層群は6つの地層に区分され、下部は礫岩、中・上部は砂岩、泥岩が多く、石炭は地域によって違うが、春採、天寧、雄別、双運及び尺別の各層にあり、現在唯一の炭鉱である釧路コールマインでは春採層の炭層を採掘している。

音別層群は白糠丘陵に主に分布する海成層で、厚さは1,000m以上に及ぶ。

ウ 新第三紀層

中新世と鮮新世の地層群を一括したもので、西部の丘陵の南部や火山地帯の基盤として阿寒、屈斜路湖周辺から遠くは知床半島に分布している。これらの岩質の固結層は古第三紀層より劣り、火山噴出物を多く含んだ凝炭質の地層が多くなる。主にシルト岩、泥岩、砂岩、凝灰岩、凝灰角礫岩などからなる。

エ 第四紀層

第四紀層は洪積（更新）世の釧路層群をはじめ、大楽毛層、宮島層などの地層があり、高低2段の台地を形成している。沖積（完新）世の堆積地層は一括して沖積層と呼ばれ、地形的に最も低いところ、海岸、河川沿岸、釧路湿原などに分布する。

第四紀層は洪積層でも未凝固で、侵食に弱く、また、崖崩れを起こす。沖積層はまったく凝固していない。

2 社会的現況

地震（津波）災害は、地盤、地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特徴をもっている。

被害を拡大する社会的災害要因として、都市化の進展、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民の連帯意識の変化などがある。

（1）都市化の進展

釧路市の人口は、令和2年国勢調査で165,077人と10年前に比べ約16,000人減少している。年齢別にみると、人口の減少とは逆に、65歳以上の老年人口が増加傾向を示しており、逆に、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向を示し、他都市部への人口の流出が進行している。

人口が集中している市街地では、市街地域の拡大（住宅地の開発）及び市街地内部の高密度化（建物の高層化、住宅の密集化）が進み、これはこのまま被災人口増加と火災の多発、延焼地域拡大の要因となる。また、人口が集中することに伴い交通量も増加し、一旦地震が発生した場合は、大きな交通障害や、状況によってはマヒ状態が断続するおそれがあり、この交通の混乱は、被災者の避難行動や消防自動車等緊急自動車の通行を阻害し、更に被害を波及拡大する要因となる。

(2) 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっており、生活水準の向上に伴いこれらの施設は、日常生活になくてはならないものとなっている。

このため、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン関連施設が被災し、機能に支障が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

また、高齢者（とりわけ独居老人）の増加が見られるので、避難行動要支援者に対する防災知識の普及、災害時の情報提供等を図る必要がある。

(3) 情報化社会の進展

近年の情報分野における目覚ましい技術革新を背景として、ニューメディア、データベースシステムなどの最新の情報システムは、社会、経済、生活の各方面に広く活用され、安全で快適な社会づくりに貢献している。

これら情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中核管理機能の都市部への集積を促進し、社会経済活動の動脈として益々重要性を増してきているが、ひとたび地震によって被害を受け、機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は都市部ばかりでなく多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖が発生する危険性を内包している。

(4) 住民の連帯意識の変化

今日の社会経済の発展は、生活水準を向上させ、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化してきているが、過去に発生した災害において、被災や避難などの状況が詳細に報道されたことにより、住民の助け合いなど連帯意識の必要性が再確認されてきている。

3 気候

釧路は、沖合に千島列島沿いを南下している冷たい親潮があり、春から夏にかけては、南海上から送られてくる湿った暖かい空気が冷やされて海霧（ガス）と呼ばれる霧が海上で発生する。これが南よりの風に運ばれて釧路の海岸部に侵入し、内陸部まで霧に覆われることもある。

秋は、移動性高気圧により、多湿な気候から一変して霧も少なくなり、澄み切った秋晴れが続く。

冬は、大陸の高気圧から吹き出す北西の季節風が、日高山系や大雪山系などを越えて吹き降りるため、空気は乾燥して降雪量は少なく、日照時間は多いが、内陸部の阿寒湖温泉地区は、降雪量が多く、平年の最深積雪が1 mを超える。

このように、秋から冬期間にかけての晴天が、他の道内の日本海側や内陸地方と比べて際立った特徴である。

春・・・春の訪れは道央や道南に比べ遅く、海岸部では、3月半ば頃には根雪は消えるものの、内陸部の根雪は4月下旬から5月上旬まで残る。この頃から移動性高気圧が現れてきて天気変化も次第に周期的となる。

しかし、冬から夏への転換期に当たるため変動が大きく、気温の急変、おそ霜、

大雨や大雪、暴風、空気の乾燥など、災害につながるような異常気象が起こりやすい。

また、5月後半からは、特有の海霧がかかりやすくなっている。

夏・ ・ 釧路の夏は霧が多く、6月～8月の霧日数は、この期間の6割近くとなり、日照や気温に大きな影響をもたらす。海岸部では、8月の平年の月平均気温は17.8度で、最高気温が30度を超えることはまれで、年間の平年の夏日も5日くらいであるが、内陸部では、海霧の影響は少なく、真夏日は3日くらい、夏日も24日くらいある。

また、オホーツク海高気圧の勢力が強まると、気温低下の一因となる。

秋・ ・ 8月半ばを過ぎると、海霧の発生も急激に減少し、9月に入ると晴天の日が多くなり、この晴天が釧路の秋を特徴づけている。

しかし、その反面夜間の冷え込みが厳しくなり、収穫前の農作物などに、はや霜による被害がでることも少なくない。

また、秋は台風の季節でもあり、過去には、昭和29年9月26日の洞爺丸台風や、昭和54年10月19日の台風第20号のように、釧路地方に大きな災害をもたらす台風の上陸や接近もあった。

なお、上記の台風第20号は、釧路沖を中心に太平洋沿岸で日本漁船や韓国漁船など5隻が遭難し、合わせて67人の死者、行方不明者の大被害をもたらした。

冬・ ・ 冬は寒冷な北西の季節風が山脈を越えて乾燥して吹き降りるため、秋に引き続いて晴天が多い。

特に12月～2月の平均の日照時間の合計は、524時間（年間の総日照時間の26%）で、これは道内の気象官署の中では、最も多い。

気温は、1月から2月にかけて、内陸部では-30度前後になることもある。

このため、低気圧等による大雪を除くと、一般に降雪量が少ないため、厳しい冷え込みによる地下凍結を深める結果となっている。

なお、冬期間の後半には、南海上を発達した低気圧が通り、大雪や暴風雪をもたらして、強風被害や電線着雪及び交通障害などの大きな災害になることが時々ある。

この頃の大雪が、釧路の最深積雪となることが多い。

4 釧路市の気候の特異記録

(2024.4 現在)

地区 種類	釧路 ※ 1	阿寒 ※ 2	音別 ※ 3
日最高気温 (℃)	33.5 2022(令4)7.31 (1910～)	36.1 2019(令元)5.26 (1977～)	
日最低気温 (℃)	-28.3 1922(大11)1.28 (1910～)	-30.7 2019(平31)2.9 (1977～)	
日降水量 (mm)	182.5 2021(令3)9.18 (1910～)	285.0 1981(昭56)8.5 (1976～)	216.0 2002(平14)7.11 (1976～)
1時間降水量 (mm)	55.9 1947(昭22)8.26 (1937～)	51.0 2011(平23)6.11 (1976～)	49.0 1997(平9)9.27 (1976～)
日最大風速 (m/s)	31.8 2016(平28)8.17 (1910～)	14.0 S 2013(平25)11.10 (1977～)	
日最大瞬間 風速(m/s)	43.2 S 2016(平28)8.17 (1942～)	33.6 S 2013(平25)11.10 (2008～)	
降雪の深さ 月合計 (cm)	127 1984(昭59)3 (1953～)	335 2004(平16)1 (1986～)	
降雪の深さ の日合計 (cm)	59 1975(昭50)1.17 (1953～)	67 2015(平26)2.27 (1986～)	

※ 1 釧路地方気象台観測（幸町）の極値

※ 2 阿寒地域雨量観測所（阿寒町中央）、中徹別地域気象観測所（阿寒町中徹別）、
阿寒湖畔地域気象観測所（阿寒町阿寒湖温泉）の極値

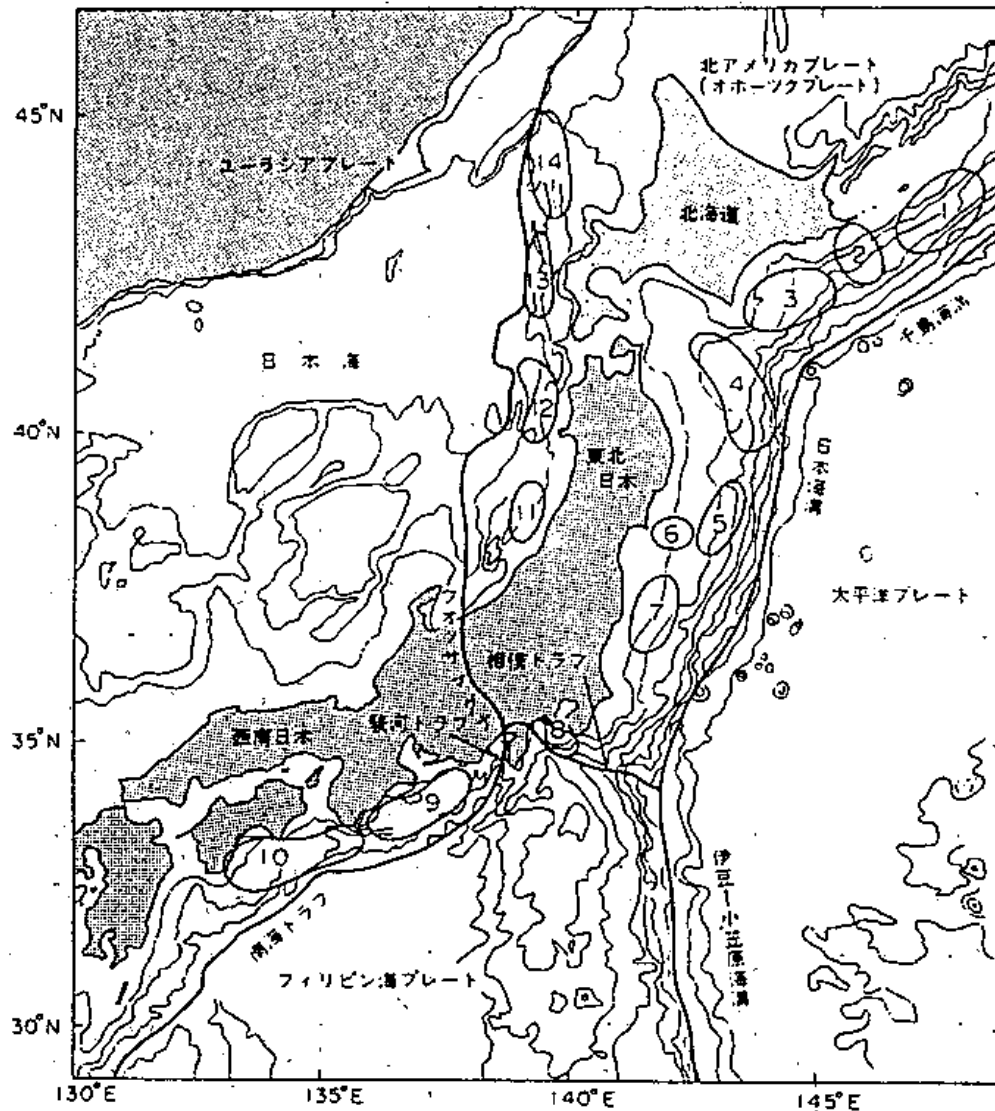
※ 3 二俣地域雨量観測所（音別町音別原野）の極値

5 釧路市周辺の地震環境

日本付近は広くプレートの沈み込むところであり、北海道付近では、北海道が乗っている北アメリカプレートの下には太平洋プレートが千島海溝沿いに潜り込んでいる（移動量：年間8～9cm）。このため、これら2つのプレート境界部に当たる北海道南東沖周辺にひずみがたまり、大きな地震が発生しやすくなっている。

釧路市周辺では、1993年釧路沖地震や1994年北海道東方沖地震をはじめ、過去に大きな

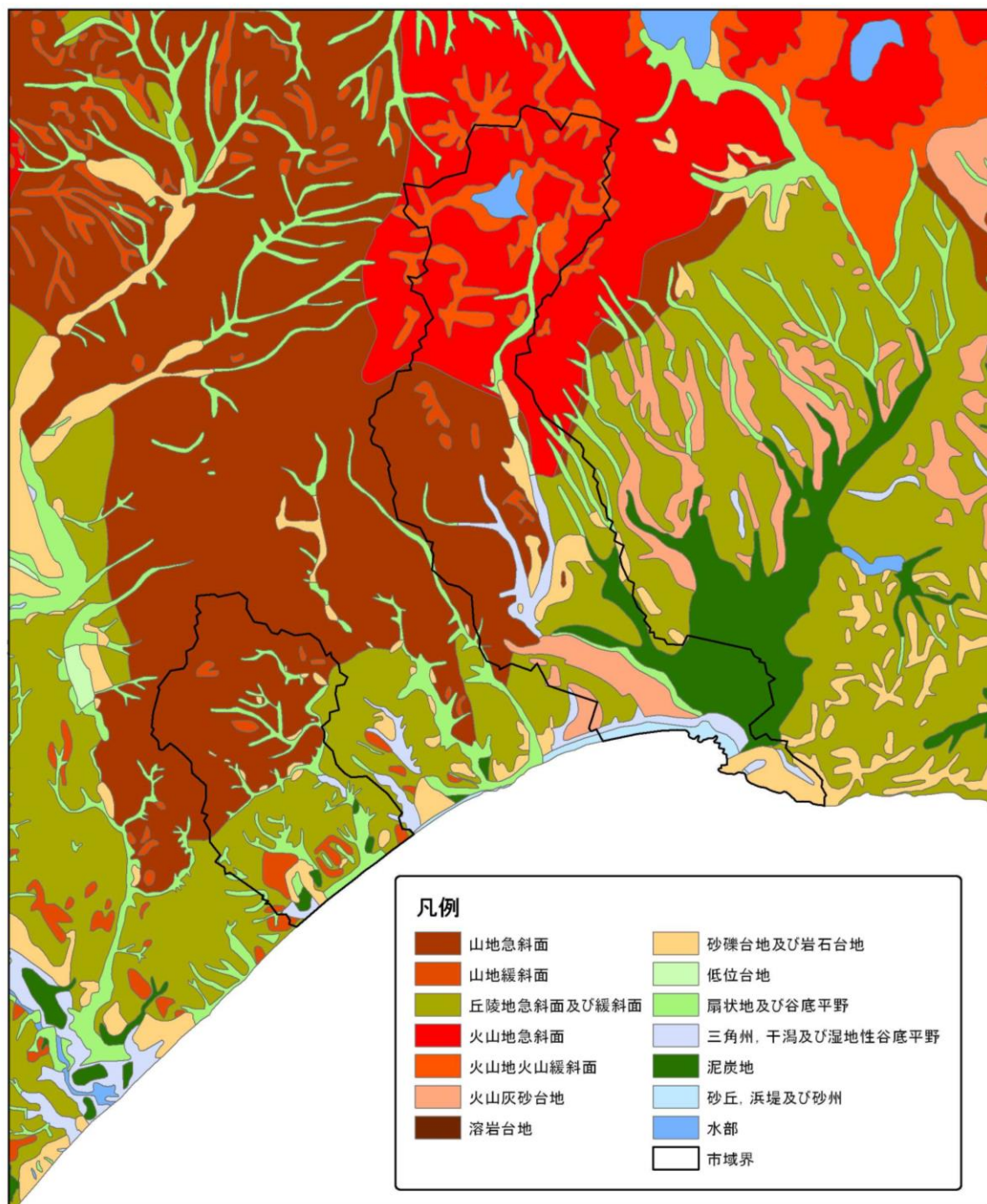
地震が繰り返し発生している。これは、本市南東海域に位置する千島海溝付近が、北海道が乗っている北アメリカプレートと太平洋プレートの境界部に当たるため、その周辺にひずみがたまり、大きな地震が発生しやすくなっていることに起因する。各都市ごとに推計される地震の再来年数によれば、1993 年釧路沖地震（震度 6）と同等規模の地震が釧路市で発生する可能性は 35 年に 1 度と推定される。



日本列島付近のプレート境界と過去 50 年間のプレート間大地震の震源領域

(瀬野徹三(1993): 日本付近のプレート運動と地震. 化学,
Vol. 63, No. 11, pp. 711~719.)

市の地形分類図

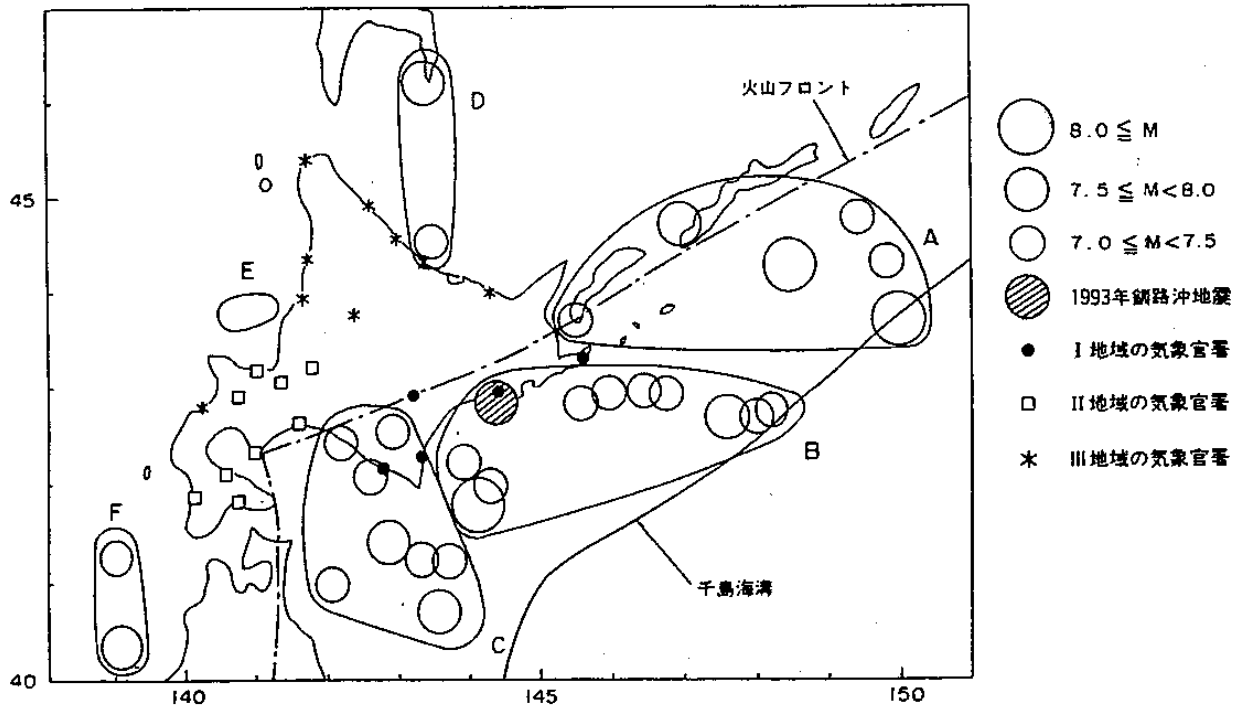


※ この地図は、国土調査による「1/500,000 土地分類基本調査（地形分類図）北海道地方」を使用し作成したものである。」

第4節 被害想定

1 過去における主な地震の発生状況

釧路市への影響があった主な地震災害は、以下のとおりである。



2 1993年釧路沖地震の概要

(1) 震源と規模

- ア 発生日時：1993年1月15日20時06分
- イ 震源：北緯42度55.2分、東経144度21.2分、深さ101km
- ウ 規模：マグニチュード7.5
- エ 震度：6

(2) 地震被害の特徴

地震の規模が大きかった割に、人的被害及び火災の発生が少なかった反面、液状化による被害、都市ガス、水道、ライフラインの寸断による被害が発生した。特に、港湾荷役施設及び魚揚場での被害が顕著であった。

(3) 被害の概要（周辺市町村での被害を含む）

- ア 被害総額：約550億円
- イ 人的被害：死者（2名）、重傷者（98名）、軽傷者（649名）
- ウ 建物被害：全壊（53棟）、半壊（232棟）、一部損壊（4,336棟）
- エ 火災件数：9件（釧路市内）

3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

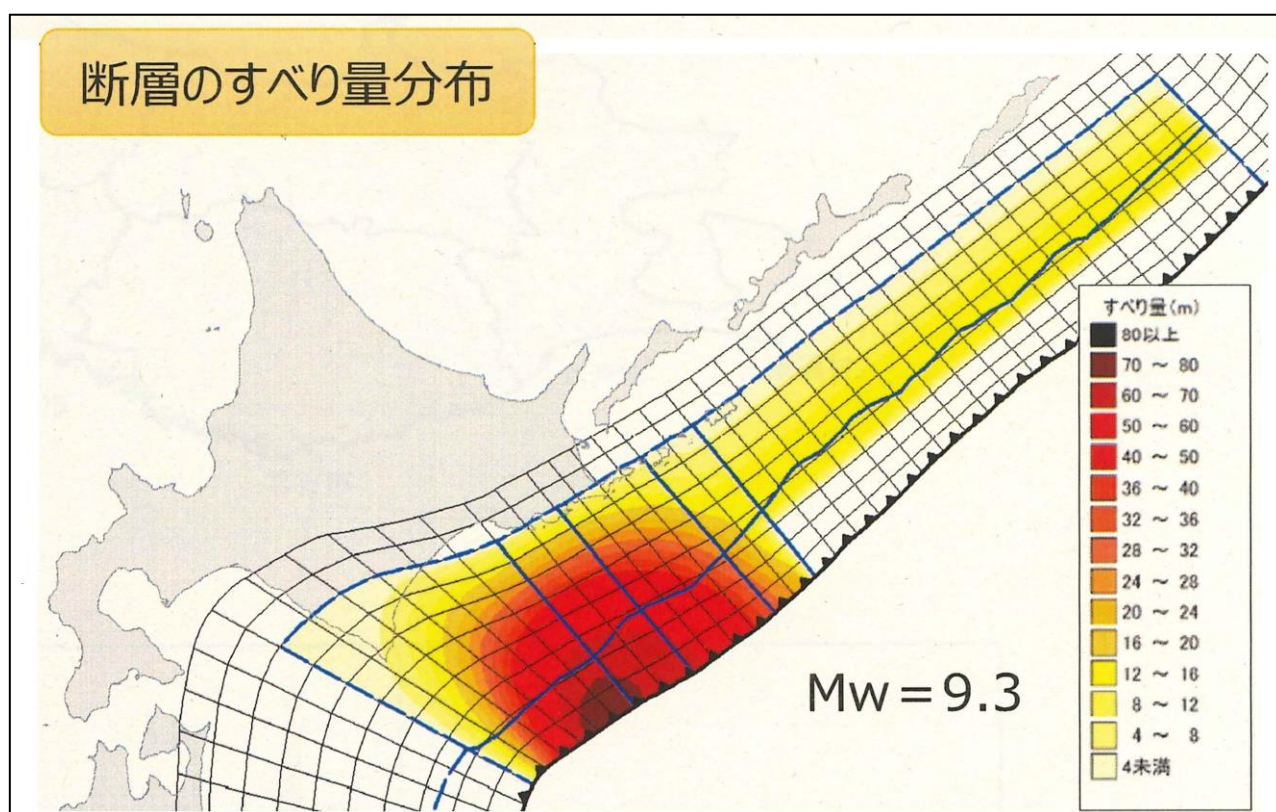
(1) 地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

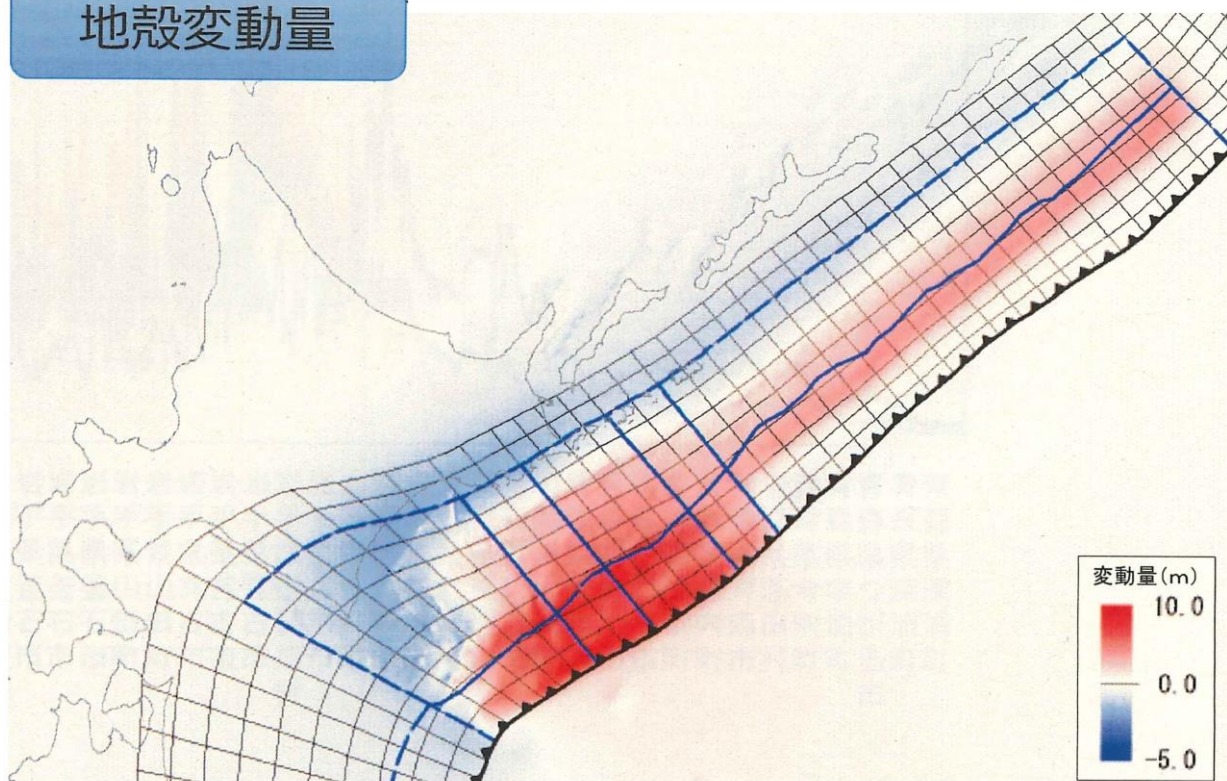
令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、過去6千年間の津波堆積物から想定される最大の津波断層モデルを、防災対策の観点から想定する最大クラスの津波断層モデルとして取り扱っており、津波岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

（2）釧路市における想定される地震の基本的な考え方

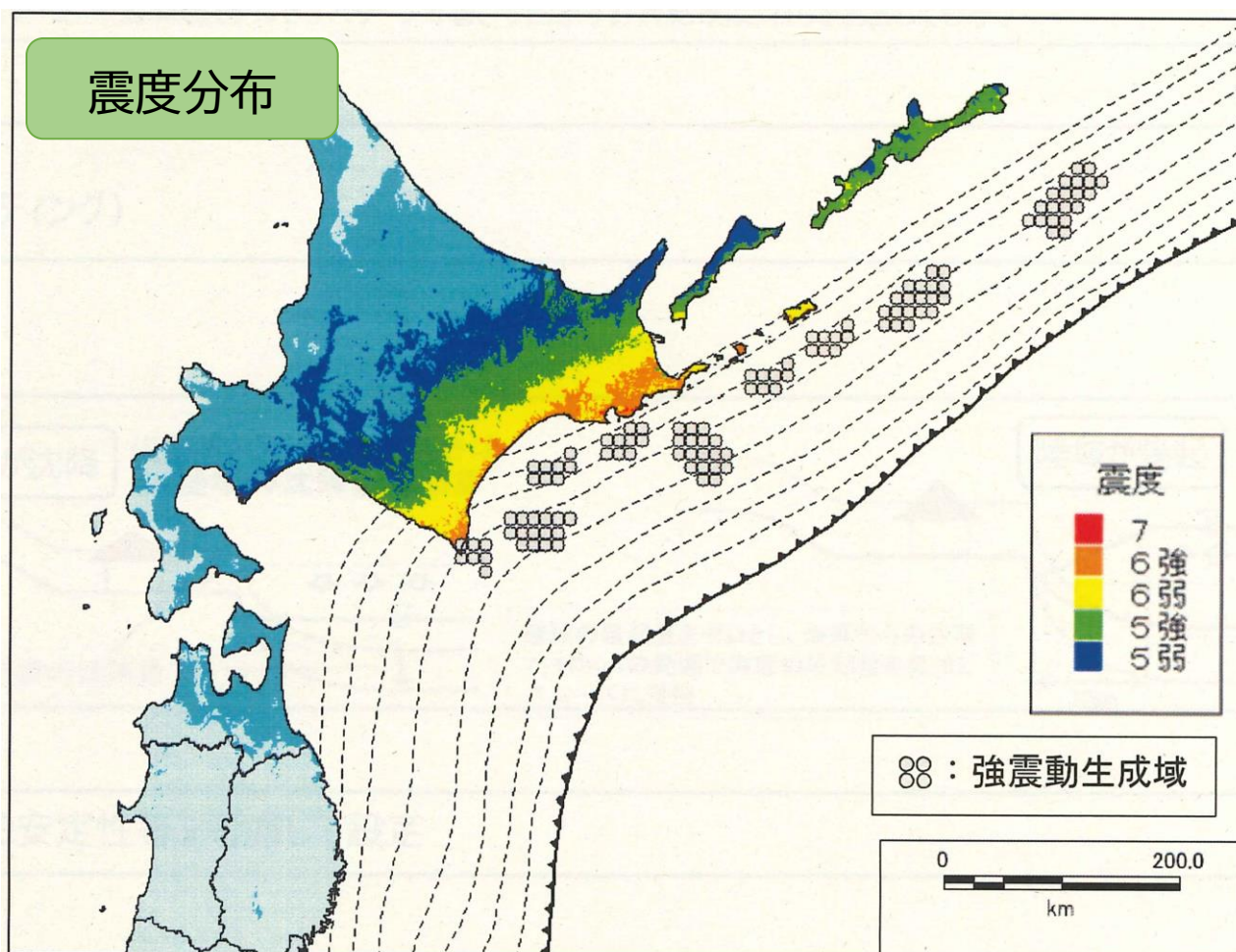
- ア 津波断層モデル：千島海溝（十勝・根室沖）モデル
- イ 地震の規模：Mv9.3、震度6強
- ウ 地震の領域：襟裳岬から東の千島海溝沿い



地殻変動量



震度分布



4 被害想定

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、令和4年に北海道が国の手法を参考とし、津波浸水想定域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに被害想定を公表した。

釧路市における被害想定は、以下の通りである。

(1) 被害想定的前提条件

- ア 想定する地震動：国の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において検討された千島海溝モデル
- イ 想定する津波：国の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を基本に、北海道が公表（令和3年7月）した北海道太平洋沿岸の津波浸水想定
- ウ 時期・時間のパターン：想定される被害は、地震の発生時期や時間帯によって異なるため、条件の異なる以下の3パターンで被害量を推計している

時期・時間	条件等
夏・昼	木造建築物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯であるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されほか、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能となり、津波による被害も少なくなる時期・時間帯
冬・夕	火気使用が最も多い時間帯であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯
冬・深夜	多くの人が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が多くなる時期・時間帯

- エ 避難行動の違い：東日本大震災の被災地域での調査結果及び過去の津波災害の避難の状況を踏まえ、次の避難パターンを設定している

避難行動区分	避難する				切迫避難・ 避難しない
	直ちに避難		用事後避難		
【早期避難率高+呼びかけ】 早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合	70%		30%		0%
【早期避難率低】 早期避難者比率が低い場合	20%		50%		30%
避難開始時間 (昼)	夏 5分	冬 7分	夏 15分	冬 17分	津波到着後
(夜)	夏 10分	冬 12分	夏 20分	冬 22分	

(2) 被害想定結果

ア 建物被害（全壊棟数）（棟）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	1, 100	2, 400	2, 400
液状化	610	610	610
津波	25, 000	24, 000	24, 000
急傾斜地崩壊	60	60	60
地震火災	100	440	100
計	26, 000	27, 000	27, 000
津波火災	10	10	10
津波（流氷）		2, 700	2, 700
屋外落下物	1, 200	2, 500	2, 500

イ 人的被害（死者数）（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	20	70	90
津波＊ 【早期避難率高＋呼びかけ】	21, 000	37, 000	37, 000
津波＊ 【早期避難率低】	77, 000	84, 000	73, 000
急傾斜地崩壊	—	10	10
地震火災	20	90	20

＊早期避難率高＋呼びかけ：すぐに避難する割合が70%、津波避難ビルを考慮した場合

早期避難率低：すぐに避難する割合が20%、津波避難ビルを考慮しない場合

ウ 負傷者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高＋呼びかけ	1, 700	2, 500	7, 100
避難意識低	3, 500	4, 300	9, 200

エ 低体温症要対処者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者数			7, 400

オ 避難者数（冬・夕）（人）

	直後	1 日後	2 日後
避難者数＊	1 2 2, 0 0 0	1 1 9, 0 0 0	1 0 0, 0 0 0

＊避難者数：津波浸水域と津波被害の影響を受けないものの地震による影響を受ける範囲（内陸部）の避難者数を推計

カ 要救助者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	2 4 0	4 5 0	5 4 0
津波	1 5, 0 0 0	1 4, 0 0 0	1 3, 0 0 0

キ 要配慮者数（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
要配慮者数（合計）		1 7, 0 0 0	

ク 医療機能（2次医療圏）（人）

	合計
医療機能（合計）	1 6, 0 0 0

ケ エレベータ内閉じ込め

	事務所	住宅	合計
閉じ込め者数（人）	1 0	—	—
停止建物棟数（棟）	6 0	6 0	1 2 0
停止台数（台）	7 0	7 0	1 4 0

コ 道路・橋梁被害（箇所）

	津波浸水域内	津波浸水域外	合計
道路被害	4 7 0	1 4 0	6 0 0
	交通障害	不通	合計
橋梁被害	1 0	1 0	2 0

サ 上水道・下水道利用困難人数（人）

	直後	1 日後	2 日後
上水道断水人口	1 0 9, 0 0 0	8 4, 0 0 0	8 3, 0 0 0
下水道支障人口	1 4 4, 0 0 0		

シ 停電軒数（冬・夕）（軒）

	直後	1 日後	2 日後	3 日後	1 週間後
停電軒数	4 0, 0 0 0	4 0, 0 0 0	4 0, 0 0 0	4 0, 0 0 0	4 0, 0 0 0

※数字は「5 以上 1,000 未満」は一の位を四捨五入、「1,000 以上 10,000 未満」は十の位を四捨五入、「10,000 以上」は百の位を四捨五入。「—」はわずかな被害（5 未満）。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

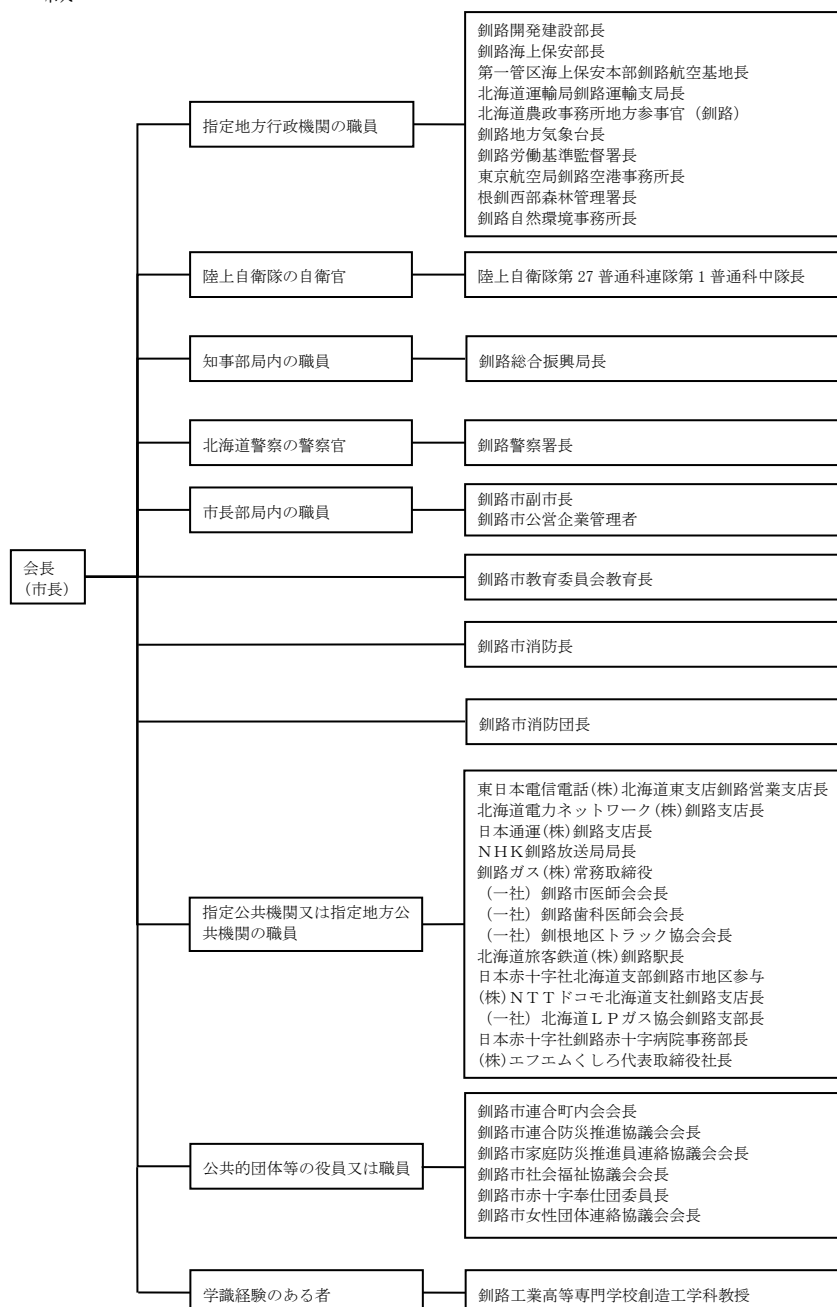
第5節 防災会議

災害の予防、応急対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的な運営を図るため、防災に関する組織運営及び災害対策本部の設置基準等を定める機関として、防災会議を組織する。

1 防災会議

市長を会長とし、釧路市防災会議条例（平成17年釧路市条例第229号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本市における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行う。

(1) 組織



第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本市は、地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災整備事業の推進を図る。

1 計画対象事業

地震防災整備事業の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 河川法に規制する河川管理施設
- (13) 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において、必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上整備すべき施設等であつて市が必要と認めるもの

第2章 災害予防計画

この計画は、災害の発生に備え、本市の都市計画及び公共事業等を実施するに当たり、都市の防災化を推進するとともに、防災知識の普及と防災体制の確立を図り、災害による被害を最小限に防止するために必要な事項を定める。

第1節 都市防災化計画

本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な市街地の形成のため、都市計画に基づく防災化の推進と災害に強い市街地整備を推進し、本市の防災構造化を図ることを目的とする。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班、都市整備班
	地域本部	—

1 都市計画

本市の都市計画の概要は次のとおりである。

- (1) 市域の面積 136,329 ha
- (2) 都市計画区域 22,187 ha
 - ア 市街化区域 5,279 ha
 - イ 市街化調整区域 16,908 ha

(3) 用途地域等指定面積

種 類	地域の目的	面 積	比 率
第1種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	969 ha	18.4%
第2種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	7 ha	0.1%
第1種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	878 ha	16.6%
第2種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する。	604 ha	11.4%
第1種住居地域	住居の環境を保護する。	494 ha	9.4%
第2種住居地域	主として住居の環境を保護する。	83 ha	1.6%
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する。	127 ha	2.4%
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進する。	197 ha	3.7%
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進する。	108 ha	2.0%

種 類	地域の目的	面 積	比 率
準 工 業 地 域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する。	362 ha	6.9%
工 業 地 域	主として工業の利便を増進する。	758 ha	14.4%
工 業 専 用 地 域	工業の利便を増進する。	692 ha	13.1%
計		5,279 ha	100 %

2 住宅、建築物の耐震化の向上

(1) 住宅、建築物

阪神・淡路大震災における人的被害の約9割が住宅、建築物の倒壊に起因することから、住宅、建築物の耐震化は重要な課題となっている。このため、住宅、建築物における被害を軽減させるため、市では釧路市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の向上に努める。

(2) 公共建築物

震災時において、避難救護、消火等応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため地震に対して安全でなければならず、耐震性の向上に努める必要がある。このため、市では釧路市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物の耐震化の推進に努める。

(3) 窓ガラス、外装材等及び屋外広告物の落下防止

過去の地震例から、窓ガラスや屋外広告物が破損落下し、かなりの被害が予想されるため、既存のものの実態を把握し、危険なものについては、所有者等に対して改善指導を行う。

3 建築物の不燃化の向上

(1) 防火地域制度の活用

市街地においては、各種の建築物が密集しており、地震火災の発生により大きな被害が予想される。このため、集団的防火規制として防火地域及び準防火地域を適切に指定する。

(2) 特殊建築物の指導強化

デパート、地下街等不特定多数の人が利用する個々の特定建築物についての耐火、防火については、建築基準法、消防法等の関係法令において各種の規制が定められているが、火災等災害防止のため、これらの規制に基づく審査、指導などを積極的に行う。

4 宅地開発

都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可制度の適正な運用により宅地の安全性を確保し、災害の未然防止を図る。

また、平坦地が少なく丘陵地である釧路川以東の地域においては、宅地耐震化推進事業を推進し、盛土された造成地に対する防災・減災意識の向上に努める。

5 市街地開発事業

密集・老朽化した既成市街地において、市街地開発事業を活用し、公共空地の確保や老朽建築物の更新により、市街地の都市環境の改善と都市防災の向上を高める。

第2節 公共施設の整備計画

道路、公園等の公共施設は、災害の拡大を防止する上で重要な役割を果たすものである。

具体的には、道路は、避難、消火、救急等の緊急活動のほか、延焼阻止にも有効であり、公園は、避難地として有効であり、防災用船着き場は、地震による橋梁落下時における河川の舟運による兩岸の交通機能を確保するため有効である。また、耐震岸壁は被災時の緊急物資の海上輸送等の拠点となり、加えて空港は緊急派遣隊や医療救護等の受入れにおいて最優先で活用しなければならない施設である。これらの公共施設が大地震災害発生時に必要な機能を発揮し得るよう事前に整備をしておくことは、災害予防上極めて大切なことであるので、今後これら公共施設の整備に努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、都市整備班、水産港湾空港班
	地域本部	総務班、建設班
防災関係機関等		釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部、東京航空局釧路空港事務所

1 道路網の整備

道路は、市民の日常生活、物資流通の面で重要な役割を担っており、災害時には、火災の延焼を防ぐ緩衝帯、市民の避難及び防災関係機関等の活動に欠くことのできない都市基盤施設である。

このことから、今までの道路整備においては、広域交通、物流ルート、防災拠点等に配慮した整備を進めてきたところであるが、今後も防災上の機能を十分に発揮できるような道路網の形成を計画的に図る。

2 公園、緑地の整備

公園、緑地は、避難場所、避難路、火災時における延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、大規模な公園、緑地は応急救助活動、復興活動の拠点、物資集積等の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション等のための機能とともに、防災の観点からも都市公園、緑地の整備を推進し、都市の安全性の向上に努める。

3 防災用船着き場の整備

防災用船着き場は、地震によって橋梁が落下した場合、都心部における釧路川兩岸の交通機能を確保するために重要な施設である。

このため、釧路川の河川改修事業に合わせ、河川敷の緊急用河川敷道路の確保とともに、防災用船着場の整備を推進し、河川の舟運による緊急輸送路の確保に努める。

4 港湾施設の整備

大規模地震災害時に緊急避難及び緊急物資輸送等の機能を確保するため、東港区北地区において、以下施設については、整備及び機能維持に努める。

耐震強化岸壁	水深 -9.0m	岸壁	1 バース	延長	310m (緊急物資等輸送岸壁)
広 場	埠頭用地		2 ha		(緊急物資荷捌き地)
	幸町緑地		3 ha		(緊急物資一時保管場所、一時避難・待機場所等)
臨 港 道 路	臨港道路橋北西 10・11 線				(緊急物資等輸送道路)

また、津波などにより、引き起こされる漂流物を港内・水際で捉え、乗用車等の車両が泊地へ流入し、港湾機能が阻害されることを防止するとともに、背後の市街地に流れ込まないようにする減災目的の津波漂流物対策施設を計画し、整備を図る。

5 空港施設の整備

大規模地震災害時において、緊急派遣隊や医療救護隊等の受入機能を確保するため、釧路空港において、以下施設については、整備及び機能維持に努める。

滑走路	耐震滑走路の整備	滑走路	2,500m×45m
-----	----------	-----	------------

6 公共施設の整備

小中学校や地区会館等、災害時に防災拠点となる公共施設については、本章第 10 節「災害備蓄計画」の定めに従い、平常時より食糧、日常物資及び医薬品等の備蓄を推進するとともに、耐震性、耐火性に配慮し、その機能の維持に努める。また、避難行動要支援者の避難生活に支障のないよう施設のバリアフリー化に努め、利用者の安全及び防災拠点の確保を図る。

第3節 防災訓練計画

訓練は、積み重ねることにより、防災活動を的確かつ円滑に実施するために有効である。そのため、行政をはじめとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、実戦的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、市民環境班、教育班、消防班、市立病院班
	地域本部	総務班、避難援護班、教育班、消防班、病院班
防災関係機関等		消防団、その他防災関係機関

1 訓練の実施

(1) 防災総合訓練

毎年度防災会議において、次に掲げる事項について、釧路市防災訓練実施要領を定め実施する。

ア 実施期日、場所及び回数

原則として、7～9月頃に実施するものとし、市の地域内数箇所を選定し、不測の事態を除き毎年1回以上行う。

イ 参加機関等

地域住民、防災組織、町内会、防災機関

ウ 訓練事項

(ア) 消防訓練

大震災の防御と避難者の安全確保等、大震災による被害を軽減するための消防活動訓練とする。

(イ) 災害救助訓練

大量の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、救急、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命、身体を災害から保護するための訓練とする。

(ロ) 避難訓練

避難の指示及び避難誘導等地域住民を安全に広域避難場所に避難させるための訓練とする。

(ハ) 災害通信連絡訓練

災害情報の収集、伝達及び被害状況の収集、報告等迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立するための訓練とする。

(ニ) 動員訓練

勤務時間外において災害が発生した場合、災害に対処するために必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練とする。

(2) その他の訓練

ア 地域住民の自主防災組織による訓練

地震被害は、広範囲かつ瞬間的な建物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を超えた災害が想定されるため、市民・事業所による適切な防災活動が行われるよう、防災に関する知識や情報を提供し、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにする等協力体制の充実強化を図る。また、行政・市民・事業所が一体となった防災の推進を図り、地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所も地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄の推進を奨励する。

イ 消防訓練

市消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練、震災時の市民と防災関係機関との連携訓練及び道内消防本部並びにその他関係機関と相互応援協定等に基づく合同訓練を実施し、災害時の対応能力の向上を目的に実施する。

ウ 水防訓練

水防機関は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防工法その他関連する訓練と合わせ講習会等を実施するとともに、関係団体が合同して行う訓練に積極的に参加する。

エ 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努めるよう、指導・支援を行う。

オ 学校等の教育機関における訓練

学校での様々な場面をとらえた訓練を実施し、児童、生徒及び教職員の震災時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難施設としての役割についても検討する。

カ 病院・社会福祉施設等における訓練

病院・社会福祉施設等は、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救助・救護に重点をおいた訓練の実施、入院・入所者に対する職員の対応要領の策定及び周辺に在住する住民との協力体制の構築についても検討する。ただし、法令等により避難訓練等が義務付けられている施設は除く。

キ 防災行政無線通信訓練

災害時の電話線等途絶の場合、災害情報等の収集・伝達通信が円滑に行われるよう、市職員に対し釧路市防災行政無線局管理運用規程等に基づく通信訓練を実施し、無線運用の習熟に努める。

第4節 削除

第5節 火災予防計画

地震発生時における出火防止を図るため、平常時における火災予防対策を定めるとともに、消防体制の充実、強化に努める。

主な実施担当	災対本部	消防班
	地域本部	消防班
防災関係機関等	消防団、釧路市連合防災推進協議会 釧路市家庭防災推進員連絡協議会	

1 消防広報

(1) 広報の主眼

広報は、次の事項を主眼に進める。

- ア 地震における市民の心得
- イ 初期消火と避難心得
- ウ 過去における震災の教訓
- エ 災害時の危険要素
- オ 防災思想の普及

(2) 広報の対象

市民各層を対象に地域、職場すべてにわたって徹底を図る。

(3) 広報体制

推進に当たっては、消防機関の全機能をあげて実状に応じ次により実施する。

ア 統一広報

- (ア) 災害発生に伴う広報
- (イ) 異常気象に伴う広報
- (ウ) 各種行事における広報

イ 所轄広報

各所属長が地域の特性及び計画により実施

(4) 広報媒体

推進に当たっては、次に掲げる広報媒体を活用、あらゆる機会をとらえて計画的に実施する。

- ア 消防車両による巡回広報
- イ 固定放送設備による広報
- ウ 報道機関を通じての広報

(5) その他

- ア 市民防災センターの活用

2 建築物等の防災措置

建築行政庁と緊密な連絡を保持し、特に次の事項を中心に防災上の指導を強力に行う。

- (1) 避難橋、屋外避難階段等避難施設の設置指導強化
- (2) 火気使用設備の安全性の確保
- (3) 防火区画の細分化
- (4) 不燃材、防災物品の使用促進
- (5) 建築物、工作物の適正管理指導
- (6) 住宅用防災機器の設置促進による人命損傷防止

3 消防力の整備強化

本市の市街地の特性として、釧路川及び新釧路川により3地域に分断されているため、橋の落下、道路の決壊等による消防力の機能の低下を考慮しなければならない。

このため、非常災害時には、中央消防署、西消防署が各々独立した消防活動を展開できるよう2署体制を確立して、1分署7支署を設置している。

しかし、地震災害により同時多発する火災に対応するため、次により整備促進を図る。

- (1) 支署、分団の適正配置を図り、精強な消防部隊を確立する。
- (2) 機動力、装備の整備拡充に努め、近代化、効率化を進め、消防団の自主運営を強化する等消防機関全体の活性化を推進する。
- (3) 消防訓練場の活用
- (4) 消防水利の増設、適正配置を進め、消防水利未整備地域の解消を図る。
- (5) 海上消防力の強化について検討する。
- (6) 湿原、山林火災、大規模災害に対応できるよう、空中消火等補給基地の適正運用を図る。
- (7) 消防無線の整備

第6節 危険物等災害予防計画

地震動や液状化現象により危険物施設等が損傷すると、飛散、漏えい、爆発、火災等により周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。また、学校や研究施設等における少量の危険物、薬品等についても転倒、落下により火災発生等の危険がある。

地震発生時の危険物による被害の発生を未然に防止するため、危険物施設等の現況を把握するとともに、保管上の法令基準の遵守及び施設、設備の耐震化を推進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に関しては、北海道石油コンビナート等防災計画による。

主な実施担当	災対本部	水産港湾空港班、教育班、消防班
	地域本部	教育班、消防班
防災関係機関等		釧路ガス(株)、(一社)釧路市医師会

1 危険物施設の安全対策

石油・ガス類をはじめとする危険物は、日常生活に欠くことのできない存在となっていることから、危険物を取り扱う事業所等に対して、以下のような指導を実施し、施設の安全対策を図る。

(1) 施設の安全指導

ア 危険物施設について査察等を実施し、施設の位置、構造及び設備が法令上の技術基準に適合した状態を維持するよう指導する。

イ 危険物保安監督者の選任、危険物の取り扱いについての技術基準の遵守、予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

(2) 保安教育及び訓練の実施指導

ア 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会、研修会を開催し、保安管理の向上を図る。

イ 危険物取扱事業所に対し、危険物安全週間、防災週間等の機会をとらえて、隣接事業所との連携等も考慮した、より実践的な防災訓練等の実施を指導する。

(3) 施設の耐震化の促進

ア 危険物取扱事業所に対し、耐震性に関する法令上の技術基準の遵守はもとより、液状化対策等、施設の設置された地盤を調査し、耐震性の向上に努めるよう指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、消火設備の耐震性の向上が必要と認められる場合は、改善が行われるまでの期間、代替措置を講じることにより地震発生時に必要となる水利の確保を図るよう指導する。

(4) 釧路市危険物安全協会の組織の拡大強化

ア 危険物安全協会の適正な運営を指導するとともに、より一層の組織の拡大と強化を支援する。

(5) 自衛消防組織等の充実強化

危険物取扱事業所に対し、災害発生時における対応の特殊性を考慮した自衛消防組織等の活動要領の作成など質的な充実と、隣接事業所間の相互応援体制の確立を図るよう指導する。

2 学校や研究施設における薬物等の出火防止対策

毒物、劇薬、化学薬品を取り扱う学校や研究施設等に対し、使用状況の届け出の徹底と転倒、落下防止措置等、保管の適正化を指導する。

3 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス製造施設等の実態を把握するとともに、査察等を通じて火災予防上支障となる事柄の改善を図る。

4 放射性物質保管施設の安全対策

医療機関等、放射性物質保管施設等の実態を把握するとともに、査察等を通じて防災上支障となる事柄の改善を図る。

特別防災区域及び特定事業所位置図



第 7 節 土砂災害予防計画

地震等災害により発生する土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携して土砂災害危険箇所等の実態を把握し、危険な箇所における災害防止等の措置を講じる。

主な実施担当	災対本部	産業振興班、住宅都市班、福祉班、こども保健班
	地域本部	建設班
防災関係機関等		釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路総合振興局

1 土砂災害危険箇所等の対策

(1) 警戒避難体制の整備等

土砂災害危険箇所のうち、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12 年法第57 号）に基づき、北海道知事から土砂災害警戒区域の指定を受けた箇所にあつては、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。このため、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域の所有者等、並びに住民に対しては、区域の説明・指定避難施設・大雨に際しての注意等を掲載した土砂災害ハザードマップを配布し、住民が災害に備えることができるよう周知する。

(2) 要配慮者利用施設

土砂災害危険箇所のうち、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

① 社会福祉法第 2 条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童養護施設、救護施設等
② その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、病院・診療所（有床施設のみ）等

本計画で定める災害時要配慮者利用施設の名称及び所在地については資料編に定め、それらの施設については避難確保計画等の作成を促してくものとする。

(3) パトロールの実施

住宅都市班は、平常時から土砂災害危険箇所等の防災パトロールを実施する。

(4) 所有者等に対する危険の周知

防災パトロールにより危険な箇所を見つけたときは、その所有者、管理者及び占有者に対し、宅地等の維持・保全を行うよう促す。

2 土砂災害警戒区域の把握

国の点検要領に基づき北海道が実施した調査で判明した、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りが発生するおそれのある箇所については、以下の図表に示すとおりである。

土砂災害警戒区域

(R4.4.1 現在)

番号	土砂災害警戒区域		法令等における指定状況			
	名称	所在地	指定機関	法令	指定年月日	指定番号
1	釧路高山 2	高山 (白樺台 7 丁目との境界付近)	道	土砂法	平成 20 年 6 月 6 日	I-9-1-2722
2	釧路武佐 1 丁目 2	武佐 1 丁目 19 番付近	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	I-9-3-2724
3	釧路武佐 2 丁目 3	武佐 2 丁目 1 番付近から 武佐 2 丁目 17 番付近まで (貝塚通)	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	I-9-4-2725
4	釧路武佐 4 丁目 2	武佐 4 丁目 19 番付近 (武佐 1 号公園)	道	土砂法	平成 29 年 7 月 14 日	I-9-5-2726
5	釧路緑ヶ岡	緑ヶ岡 5 丁目 9 番付近 (緑ヶ岡若草通)	道	土砂法	平成 29 年 1 月 10 日	I-9-6-2727
6	釧路緑ヶ岡 1 丁目	緑ヶ岡 1 丁目 6 番付近 (北陽高校東側)	道	土砂法	平成 29 年 1 月 10 日	I-9-7-2728
7	釧路緑ヶ岡 1 丁目 1	緑ヶ岡 1 丁目 10 番付近 (札幌テレビ放送東側)	道	土砂法	平成 29 年 1 月 10 日	I-9-8-2729
8	釧路緑ヶ岡 5 丁目	緑ヶ岡 5 丁目 31 番付近	道	土砂法	平成 29 年 1 月 10 日	I-9-10-2731
9	釧路緑ヶ岡 6 丁目 3	緑ヶ岡 6 丁目 15 番付近 (青陵中学校東側)	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I-9-11-2732
10	釧路緑ヶ岡・貝塚	貝塚 2 丁目 22 番付近	道	土砂法	令和 3 年 3 月 2 日	I-9-12-2733
11	釧路貝塚 2 丁目 1	貝塚 2 丁目 17 番付近 (貝塚通)	道	土砂法	平成 22 年 3 月 26 日	I-9-13-2734
12	釧路貝塚 2 丁目 3	貝塚 2 丁目 17 番付近 (武佐 5 号公園)	道	土砂法	平成 22 年 3 月 26 日	I-9-14-2735
13	釧路貝塚 2 丁目 4	貝塚 2 丁目 15 番付近	道	土砂法	平成 22 年 3 月 26 日	I-9-15-2736
14	釧路貝塚 2 丁目 5	貝塚 2 丁目 6 番付近 (旧貝塚会館)	道	土砂法	平成 22 年 3 月 26 日	I-9-16-2737
15	釧路材木町 1	材木町 21 番付近	道	土砂法	令和 3 年 3 月 2 日	I-9-17-2738
16	釧路材木町 2	材木町 14 番付近から 材木町 18 番付近まで (材木山の手トンネル北側)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 25 日	I-9-18-2739
17	釧路材木町 6	材木町 13 番付近から 材木町 14 番付近まで (材木山の手トンネル南側)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 25 日	I-9-19-2740
18	釧路材木町 7	材木町 4 番付近 (佛舎利塔南側)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 25 日	I-9-20-2741
19	釧路城山 1 丁目 1	城山 1 丁目 10 番付近 (史跡モシリヤ砦跡)	道	土砂法	平成 23 年 5 月 27 日	I-9-21-2742
20	釧路城山 1 丁目 2	城山 1 丁目 11 番付近から 城山 1 丁目 14 番付近まで (城山小学校)	道	土砂法	平成 23 年 5 月 27 日	I-9-22-2743
21	釧路城山 2 丁目	城山 2 丁目 2 番付近 (釧路歯科医師会館)	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I-9-23-2744
22	釧路住吉	住吉 1 丁目 11 番付近 (富士見球場)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 25 日	I-9-24-2745
23	釧路住吉 2 丁目	住吉 2 丁目 6 番付近 (富士見球場)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 25 日	I-9-25-2746
24	釧路大川町 1	幣舞町 1 番付近から 住吉 2 丁目 2 番付近まで (幣舞公園、日本銀行住吉寮)	道	土砂法	平成 30 年 10 月 2 日	I-9-26-2747

番号	土砂災害警戒区域		法令等における指定状況			
	名称	所在地	指定機関	法令	指定年月日	指定番号
25	釧路南大通 1	南大通 6 丁目 2 番付近から 浦見 2 丁目 1 番付近まで (念法寺、三吉神社)	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I-9-27-2748
26	釧路南大通 2 丁目	南大通 2 丁目 2 番付近	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I-9-28-2749
27	釧路南大通 7 丁目	南大通 7 丁目 2 番付近 (休み坂、武富小路)	道	土砂法	平成 28 年 8 月 5 日	I-9-29-2750
28	釧路知人町	米町 1 丁目 2 番付近から 米町 2 丁目 9 番付近まで (米町公園、釧路埼灯台)	道	土砂法	平成 28 年 11 月 11 日	I-9-30-2751
29	釧路米町 4 丁目	米町 3 丁目 4 番付近から米町 4 丁目 8 番付近まで(プラザよねまち)	道	土砂法	令和 3 年 3 月 2 日	I-9-31-2752
30	釧路弥生 1 丁目 1	弥生 1 丁目 4 番付近 (弥生中学校跡)	道	土砂法	平成 23 年 3 月 18 日	I-9-32-2753
31	釧路宮本	宮本 2 丁目 7 番付近 (宮本地区改良住宅 J-1)	道	土砂法	平成 28 年 8 月 5 日	I-9-33-2754
32	釧路宮本 2 丁目	宮本 2 丁目 5 番付近 (宮本地区改良住宅 J-2)	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I-9-34-2755
33	釧路柏木町	柏木町 3 番付近から 柏木町 8 番付近まで (柏木公営住宅 KI、KP)	道	土砂法	令和 3 年 3 月 2 日	I-9-35-2756
34	釧路柏木町 2	富士見 2 丁目 1 番付近	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I-9-36-2757
35	釧路千歳町	千歳町 10 番付近から 千歳町 12 番付近まで (柏木小学校跡北側)	道	土砂法	平成 22 年 3 月 26 日	I-9-37-2758
36	釧路春湖台 3	春湖台 1 番付近 (市立博物館東側)	道	土砂法	平成 28 年 3 月 29 日	I-9-38-2759
37	釧路春湖台 4	春湖台 1 番付近 (市立博物館北側)	道	土砂法	平成 22 年 3 月 26 日	I-9-39-2760
38	釧路鶴ヶ岱 1 丁目 2	鶴ヶ岱 1 丁目 6 番付近	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I-9-41-2762
39	釧路鶴ヶ岱 3 丁目 1	鶴ヶ岱 3 丁目 1 番付近 (老人福祉センター緑風荘東側)	道	土砂法	平成 23 年 3 月 18 日	I-9-42-2763
40	釧路鶴ヶ岱 3 丁目 3	鶴ヶ岱 3 丁目 9 番付近 (鶴ヶ岱 3 丁目公園)	道	土砂法	平成 23 年 3 月 18 日	I-9-43-2764
41	釧路春採	春採 5 丁目 15 番付近から 春採 5 丁目 18 番付近まで (仏心寺、ひぶな坂)	道	土砂法	平成 29 年 9 月 22 日	I-9-44-2765
42	釧路春採 1	春採 2 丁目 7 番付近	道	土砂法	平成 26 年 3 月 14 日	I-9-45-2766
43	釧路春採 3	春採 2 丁目 3 番付近	道	土砂法	平成 26 年 3 月 14 日	I-9-46-2767
44	釧路春採 1 丁目	春採 1 丁目 2 番付近から 春採 1 丁目 3 番付近まで (春採公園周遊園路)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 14 日	I-9-47-2768
45	釧路春採 1 丁目 2	春採 1 丁目 14 番付近から 春採 3 丁目 2 番付近まで	道	土砂法	平成 22 年 10 月 19 日	I-9-48-2769
46	釧路春採 2 丁目 4	春採 2 丁目 13 番付近	道	土砂法	平成 22 年 12 月 21 日	I-9-49-2770
47	釧路春採 2 丁目 5	春採 2 丁目 24 番付近 (都市下水路)	道	土砂法	令和 3 年 3 月 2 日	I-9-50-2771
48	釧路春採 3 丁目 1	春採 3 丁目 19 番付近 (ひぶな坂)	道	土砂法	平成 25 年 6 月 14 日	I-9-51-2772
49	釧路春採 3 丁目 3	春採 3 丁目 19 番付近 (ひぶな坂)	道	土砂法	平成 25 年 6 月 14 日	I-9-52-2773
50	釧路春採 3 丁目 6	春採 3 丁目 2 番付近 (春採下水ポンプ場)	道	土砂法	平成 25 年 6 月 14 日	I-9-53-2774

番号	土砂災害警戒区域		法令等における指定状況			
	名称	所在地	指定機関	法令	指定年月日	指定番号
51	釧路春採 3 丁目 8	春採 3 丁目 5 番付近	道	土砂法	平成 22 年 10 月 19 日	I -9-54-2775
52	釧路春採 3 丁目 9	春採 3 丁目 5 番付近	道	土砂法	平成 22 年 10 月 19 日	I -9-55-2776
53	釧路春採 7 丁目 1	鶴ヶ岱 3 丁目 10 番付近から 春採 7 丁目 2 番付近まで (消防署東分署)	道	土砂法	令和 3 年 3 月 2 日	I -9-56-2777
54	釧路春採 8 丁目	春採 8 丁目 7 番付近 (桜ヶ岡中央通)	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	I -9-57-2778
55	釧路紫雲台 1	紫雲台 1 番付近 (紫雲台墓地)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 14 日	I -9-58-2779
56	釧路興津 1 丁目	興津 1 丁目 5 番付近	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	I -9-59-2780
57	釧路興津 3 丁目 3	興津 3 丁目 8 番付近 (興津川)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	I -9-60-2781
58	釧路益浦 3 丁目 1	益浦 2 丁目 19 番付近から 益浦 3 丁目 6 番付近まで	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	I -9-61-2782
59	釧路益浦 4 丁目 1	益浦 4 丁目 3 番付近 (白樺下水終末処理場南側)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	I -9-62-2783
60	釧路益浦 4 丁目 2	益浦 4 丁目 3 番付近 (白樺下水終末処理場北側)	道	土砂法	平成 28 年 3 月 29 日	I -9-63-2784
61	釧路桜ヶ岡 1 丁目 2	桜ヶ岡 1 丁目 4 番付近 (釧路児童相談所東側)	道	土砂法	平成 29 年 9 月 22 日	I -9-64-2785
62	釧路桜ヶ岡 1 丁目 3	桜ヶ岡 1 丁目 11 番付近 (桜ヶ岡中央通)	道	土砂法	平成 27 年 2 月 24 日	I -9-65-2786
63	釧路桜ヶ岡 1 丁目 4	桜ヶ岡 1 丁目 2 番付近 (青雲坂)	道	土砂法	平成 27 年 2 月 24 日	I -9-66-2787
64	釧路桜ヶ岡 3 丁目 1	桜ヶ岡 3 丁目 4 番付近 (桜ヶ岡中央通)	道	土砂法	平成 27 年 2 月 24 日	I -9-67-2788
65	釧路桜ヶ岡 3 丁目 2	桜ヶ岡 3 丁目 6 番付近 (高陽坂)	道	土砂法	平成 27 年 2 月 24 日	I -9-68-2789
66	釧路桜ヶ岡 3 丁目 3	桜ヶ岡 3 丁目 8 番付近 (道道釧路環状線)	道	土砂法	令和 3 年 3 月 2 日	I -9-69-2790
67	釧路桜ヶ岡 7 丁目	白樺台 2 丁目 26 番付近 (白樺台緑地)	道	土砂法	平成 27 年 2 月 24 日	I -9-70-2791
68	釧路白樺台 6 丁目 2	白樺台 6 丁目 16 番付近 (高山との境界付近)	道	土砂法	平成 20 年 6 月 6 日	I -9-71-2792
69	釧路桂恋 1-(1)	桂恋 (釧路東部漁協組合より西側)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	I -9-72-2793
70	釧路桂恋 2	桂恋 (釧路東部漁協組合より東側)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	I -9-73-2794
71	釧路桂恋 5	桂恋 (桂恋川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	I -9-74-2795
72	釧路武佐 2 丁目 1	武佐 2 丁目 16 番付近	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	I -9-235-3150
73	釧路緑ヶ岡 5 丁目 2	緑ヶ岡 5 丁目 29 番付近 (貝塚通)	道	土砂法	平成 29 年 1 月 10 日	I -9-236-3151
74	釧路緑ヶ岡 6 丁目 1	緑ヶ岡 6 丁目 13 番付近 (青陵中学校東側)	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I -9-237-3152
75	釧路緑ヶ岡 6 丁目 2	緑ヶ岡 6 丁目 14 番付近 (青陵中学校東側)	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	I -9-238-3153
76	釧路新野 2	新野 (北海道畜産公社西側)	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	II -9-1-2095
77	釧路武佐 2 丁目 2	武佐 2 丁目 16 番付近 (武佐 6 号公園)	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	II -9-2-2096

番号	土砂災害警戒区域		法令等における指定状況			
	名称	所在地	指定機関	法令	指定年月日	指定番号
78	釧路武佐 2 丁目 4	武佐 1 丁目 20 番付近 (武佐若草公園)	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	Ⅱ-9-3-2097
79	釧路武佐 5 丁目 1	武佐 5 丁目 8 番付近 (武佐 7 号公園)	道	土砂法	平成 29 年 7 月 14 日	Ⅱ-9-4-2098
80	釧路武佐 5 丁目 2	武佐 5 丁目 8 番付近 (武佐の森大橋側)	道	土砂法	平成 29 年 7 月 14 日	Ⅱ-9-5-2099
81	釧路武佐 5 丁目 4	武佐 5 丁目 6 番付近	道	土砂法	平成 29 年 7 月 14 日	Ⅱ-9-6-2100
82	釧路緑ヶ岡 5 丁目 3	緑ヶ岡 5 丁目 29 番付近 (貝塚通)	道	土砂法	平成 29 年 1 月 10 日	Ⅱ-9-7-2101
83	釧路住吉 2 丁目 3	住吉 2 丁目 7 番付近 (鶴ヶ岱公園通)	道	土砂法	平成 26 年 3 月 25 日	Ⅱ-9-8-2102
84	釧路米町 1	米町 3 丁目 4 番付近	道	土砂法	平成 23 年 3 月 18 日	Ⅱ-9-9-2103
85	釧路弥生 1 丁目 2	弥生 1 丁目 3 番付近	道	土砂法	平成 23 年 3 月 18 日	Ⅱ-9-10-2104
86	釧路柏木町 3	柏木町 7 番付近 (道道釧路環状線)	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	Ⅱ-9-11-2105
87	釧路千歳町 2	千歳町 9 番付近から 千歳町 10 番付近まで	道	土砂法	平成 24 年 12 月 25 日	Ⅱ-9-12-2106
88	釧路鶴ヶ岱 3 丁目 2	鶴ヶ岱 3 丁目 7 番付近 (チャランケ砦跡北側)	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	Ⅱ-9-13-2107
89	釧路鶴ヶ岱 3 丁目 4	鶴ヶ岱 3 丁目 6 番付近 (工業高校グラウンド南側)	道	土砂法	平成 23 年 3 月 18 日	Ⅱ-9-14-2108
90	釧路春採 3 丁目 2	春採 3 丁目 19 番付近 (ひぶな坂)	道	土砂法	平成 25 年 6 月 14 日	Ⅱ-9-15-2109
91	釧路春採 3 丁目 4	春採 3 丁目 17 番付近	道	土砂法	平成 25 年 6 月 14 日	Ⅱ-9-16-2110
92	釧路春採 3 丁目 7	春採 3 丁目 2 番付近から 春採 3 丁目 15 番付近まで	道	土砂法	平成 22 年 10 月 19 日	Ⅱ-9-17-2111
93	釧路春採 3 丁目 10	春採 3 丁目 2 番付近から 春採 3 丁目 4 番付近まで	道	土砂法	平成 22 年 10 月 19 日	Ⅱ-9-18-2112
94	釧路春採 3 丁目 11	春採 3 丁目 2 番付近から 春採 3 丁目 3 番付近まで	道	土砂法	平成 22 年 10 月 19 日	Ⅱ-9-19-2113
95	釧路興津 3 丁目 2	興津 3 丁目 8 番付近 (興津川)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅱ-9-20-2114
96	釧路興津 3 丁目 4	興津 3 丁目 8 番付近 (興津川)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅱ-9-21-2115
97	釧路興津 3 丁目 7	興津 3 丁目 10 番付近 (太平川)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅱ-9-22-2116
98	釧路興津 3 丁目 9	興津 3 丁目 10 番付近 (太平川)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅱ-9-23-2117
99	釧路益浦 2 丁目 2	益浦 2 丁目 26 番付近から 益浦 2 丁目 27 番付近まで	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅱ-9-24-2118
100	釧路益浦 3 丁目 3	益浦 3 丁目 10 番付近	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅱ-9-25-2119
101	釧路益浦 3 丁目 5	益浦 3 丁目 21 番付近	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅱ-9-26-2120
102	釧路益浦 4 丁目 4	益浦 4 丁目 8 番付近 (岩見川)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-27-2121
103	釧路益浦 4 丁目 5	益浦 4 丁目 7 番付近 (岩見川)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-28-2122
104	釧路桜ヶ岡 1 丁目 1	春採 8 丁目 4 番付近	道	土砂法	平成 29 年 9 月 22 日	Ⅱ-9-29-2123
105	釧路桜ヶ岡 3 丁目 4	桜ヶ岡 3 丁目 9 番付近	道	土砂法	平成 27 年 2 月 24 日	Ⅱ-9-30-2124

番号	土砂災害警戒区域		法令等における指定状況			
	名称	所在地	指定機関	法令	指定年月日	指定番号
106	釧路桂恋 1-(2)	桂恋 (北海道区水産研究所南側)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-31-2125
107	釧路桂恋 7	桂恋 (桂恋川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-32-2126
108	釧路桂恋 11	桂恋 (ピッツイ川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-33-2127
109	釧路桂恋 12	桂恋 (ピッツイ川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-34-2128
110	釧路桂恋 13	桂恋 (ピッツイ川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-35-2129
111	釧路桂恋 14	桂恋 (毘沙門稲荷神社東側)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-36-2130
112	釧路三津浦 2	三津浦(ビシャモン川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅱ-9-37-2131
113	釧路三津浦 4	三津浦(厳島神社付近)	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅱ-9-38-2132
114	釧路武佐 5 丁目 5	武佐 5 丁目 2 番付近から 武佐 5 丁目 3 番付近まで	道	土砂法	平成 29 年 3 月 24 日	Ⅱ-9-241-2417
115	釧路新野 1	新野(大楽毛西通)	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-1-754
116	釧路美濃	美濃(美濃 15 線との境界付近)、美濃 16 線	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-2-755
117	釧路高山 1	高山 (道道根室浜中釧路線)	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-3-756
118	釧路武佐 4 丁目 1	武佐 4 丁目 20 番付近 (武佐の森)	道	土砂法	平成 29 年 7 月 14 日	Ⅲ-9-4-757
119	釧路武佐 5 丁目 3	武佐 5 丁目 8 番付近 (武佐の森大橋側)	道	土砂法	平成 29 年 7 月 14 日	Ⅲ-9-5-758
120	釧路貝塚 2 丁目 2	貝塚 2 丁目 17 番付近 (緑ヶ岡 6 号公園北側)	道	土砂法	平成 29 年 7 月 14 日	Ⅲ-9-6-759
121	釧路米町 3 丁目	米町 3 丁目 4 番付近	道	土砂法	平成 30 年 10 月 2 日	Ⅲ-9-7-760
122	釧路春湖台 1	千歳町、春湖台	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-8-761
123	釧路春湖台 2	春湖台 1 番付近 (市立博物館南側)	道	土砂法	平成 28 年 3 月 29 日	Ⅲ-9-9-762
124	釧路春採 2 丁目 1	春採 1 丁目 14 番付近	道	土砂法	平成 22 年 10 月 19 日	Ⅲ-9-10-763
125	釧路春採 2 丁目 2	春採 1 丁目、春採 3 丁目	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-11-764
126	釧路春採 2 丁目 3	春採 1 丁目、春採 3 丁目	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-12-765
127	釧路春採 3 丁目 5	春採 3 丁目 2 番付近から 春採 3 丁目 16 番付近まで	道	土砂法	平成 25 年 6 月 14 日	Ⅲ-9-13-766
128	釧路春採 5 丁目	春採 5 丁目 18 番付近 (ひぶな坂)	道	土砂法	平成 29 年 9 月 22 日	Ⅲ-9-14-767
129	釧路春採 7 丁目 2	春採 7 丁目 5 番付近 (ときわ台公園南側)	道	土砂法	平成 29 年 1 月 10 日	Ⅲ-9-15-768
130	釧路紫雲台 2	紫雲台、興津 1 丁目	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-16-769
131	釧路興津 3 丁目 1	興津 3 丁目 8 番付近 (太平洋側)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-17-770
132	釧路興津 3 丁目 5	興津 3 丁目 10 番付近 (興津小学校グラウンド西側)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-18-771
133	釧路興津 3 丁目 6	興津 3 丁目 10 番付近 (太平川)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-19-772

番号	土砂災害警戒区域		法令等における指定状況			
	名称	所在地	指定機関	法令	指定年月日	指定番号
134	釧路興津 3 丁目 8	興津 3 丁目 10 番付近 (興津小学校東側)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-20-773
135	釧路益浦 2 丁目 1	益浦 2 丁目 27 番付近 (太平川)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-21-774
136	釧路益浦 2 丁目 3	益浦 2 丁目 24 番付近 (太平洋側)	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-22-775
137	釧路益浦 3 丁目 2	益浦 3 丁目 6 番付近から 益浦 3 丁目 10 番付近まで	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-23-776
138	釧路益浦 3 丁目 4	益浦 3 丁目 21 番付近	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-24-777
139	釧路益浦 3 丁目 6	益浦 3 丁目 20 番付近	道	土砂法	平成 29 年 12 月 15 日	Ⅲ-9-25-778
140	釧路益浦 4 丁目 3	益浦 4 丁目 3 番付近 (岩見川)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-26-779
141	釧路桂恋 3	桂恋 (岩見川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-27-780
142	釧路桂恋 4	益浦 4 丁目 7 番付近から 桂恋まで	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-28-781
143	釧路桂恋 6	桂恋 (桂恋川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-29-782
144	釧路桂恋 8	桂恋 (桂恋川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-30-783
145	釧路桂恋 9	桂恋 (桂恋川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-31-784
146	釧路桂恋 10	桂恋 (太平洋側)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-32-785
147	釧路三津浦 1	三津浦(太平洋側)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-33-786
148	釧路三津浦 3	三津浦(ビシャモン川付近)	道	土砂法	平成 30 年 3 月 20 日	Ⅲ-9-34-787
149	釧路三津浦 5	三津浦(太平洋側)	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-35-788
150	釧路三津浦 6	三津浦(太平洋側)	道	土砂法	令和 2 年 11 月 20 日	Ⅲ-9-36-789
151	美濃 1 の沢川	美濃	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-001
152	美濃 2 の沢川	美濃	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-002
153	武佐川二号川	高山	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-003
154	武佐川三号川	高山	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-004
155	武佐川四号川	高山	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-005
156	武佐川五号川	高山	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-006
157	ボン桂恋川	桂恋	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-007
158	ミツウラ 1 の沢川	三津浦	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-008
159	ミツウラ 2 の沢川	三津浦	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-009
160	ビシャモン 1 の沢川	三津浦	道	土砂法	令和 3 年 12 月 10 日	Ⅲ-91-010

番号	土砂災害警戒区域		法令等における指定状況			
	名称	所在地	指定機関	法令	指定年月日	指定番号
161	白樺台	白樺台7丁目・高山	道	土砂法	令和元年9月20日	9-20-498
162	阿寒北新町	阿寒町北新町	道	土砂法	令和元年9月20日	I-9-80-2801
163	阿寒飽別第1	阿寒町飽別53線	道	土砂法	令和元年9月20日	I-9-81-2802
164	阿寒下舌辛1	阿寒町下舌辛	道	土砂法	令和元年9月20日	II-9-47-2141
165	阿寒下舌辛2	阿寒町下舌辛	道	土砂法	令和元年9月20日	II-9-48-2142
166	阿寒布伏内幸町	阿寒町布伏内	道	土砂法	令和元年9月20日	II-9-49-2143
167	阿寒布伏内富吉町	阿寒町紀ノ丘、大正、布伏内南	道	土砂法	令和元年9月20日	II-9-50-2144
168	阿寒蘇牛	阿寒町蘇牛43線	道	土砂法	令和元年9月20日	II-9-51-2145
169	阿寒上阿寒	阿寒町上阿寒	道	土砂法	令和元年9月20日	II-9-52-2146
170	ウエンベツ左3の沢川	阿寒町下舌辛	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0290
171	ウエンベツ左2の沢川	阿寒町下舌辛	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0300
172	布伏内沢川	阿寒町布伏内、布伏内22線北	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0310
173	下布伏内沢川	阿寒町布伏内、布伏内南、大正	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0320
174	紀の丘川	阿寒町紀ノ丘、紀ノ丘新、紀ノ丘26線	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0330
175	大正の沢川	阿寒町大正、大正33線	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0340
176	上飽別川	阿寒町字飽別	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0350
177	取水場右の沢	阿寒町字飽別	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0360
178	湖畔沢川	阿寒町阿寒湖温泉3丁目	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0370
179	チップ川	阿寒町阿寒湖畔	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0380
180	飽別第1の沢川	阿寒町字飽別53線	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0390
181	共和の沢川	阿寒町共和新	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0400
182	ボンオンネナイ川	阿寒町仁々志別	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0410
183	知茶布2	阿寒町知茶布20線	道	土砂法	令和3年12月10日	<3>-9-206-666-0012
184	音別馬主来	音別町中音別	道	土砂法	平成22年10月19日	II-9-39-2133
185	霧里1の沢川	音別町音別原野第2基線	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0010
186	霧里2の沢川	音別町音別原野第2基線	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0020
187	二保川向沢川	音別町音別原野基線	道	土砂法	令和3年12月10日	III-91-0030
188	霧里6	ムリ原野基線	道	土砂法	令和3年12月10日	<3>-9-206-669-0022

3 その他の土砂災害等危険箇所の把握

道・市等各関係機関は、定期的な調査を実施し、危険渓流等の把握及び周知に努める。なお、降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する溪流等は、以下の表に示されるとおりである。

その他の土砂災害等危険箇所（１） (R3.4.1 現在)

番号	危険区域の現状	法令等における指定状況			
	地区名	指定機関	法令	指定年月日	告示番号
1	釧路大川町1	道	急傾法	昭和50年8月13日	道告示2741
2	釧路大川町1(その2)	道	急傾法	平成28年12月30日	道告示744
3	釧路大川町2	道	急傾法	昭和45年3月31日	道告示711
4	釧路南大通1	道	急傾法	昭和62年9月10日	道告示1514
5	釧路南大通2	道	急傾法	昭和45年3月31日	道告示711
6	釧路南大通7丁目	道	急傾法	昭和62年9月10日	道告示1514
7	釧路知人町	道	急傾法	昭和46年3月31日	道告示1003
8	釧路知人町(その2)	道	急傾法	昭和62年9月10日	道告示1514
9	釧路宮本	道	急傾法	平成元年8月31日	道告示1383
10	釧路柏木町	道	急傾法	昭和50年12月22日	道告示3799
11	釧路材木町1	道	急傾法	昭和53年12月8日	道告示3645
12	釧路材木町2	道	急傾法	昭和49年5月7日	道告示1752
13	釧路材木町3	道	急傾法	昭和48年2月20日	道告示480
14	釧路材木町4	道	急傾法	昭和50年8月13日	道告示2741
15	釧路材木町5	道	急傾法	昭和59年4月12日	道告示631
16	釧路材木町6	道	急傾法	昭和54年9月19日	道告示3110
17	釧路住吉	道	急傾法	平成6年12月26日	道告示1910
18	釧路千歳町	道	急傾法	平成6年12月26日	道告示1910
19	釧路鶴ヶ岱3丁目2	道	急傾法	平成7年12月22日	道告示1925
20	釧路鶴ヶ岱3丁目3	道	急傾法	平成8年6月28日	道告示1004
21	釧路春採	道	急傾法	平成5年7月27日	道告示1173
22	釧路春採3	道	急傾法	昭和62年9月10日	道告示1514
23	釧路春採2丁目5	道	急傾法	平成27年6月5日	道告示439
24	釧路春採1	道	急傾法	昭和62年9月10日	道告示1514
25	釧路春採1丁目	道	急傾法	平成8年2月9日	道告示166
26	釧路緑ヶ岡	道	急傾法	昭和50年12月22日	道告示3799
27	釧路緑ヶ岡1丁目	道	急傾法	昭和59年6月4日	道告示994
28	釧路緑ヶ岡5丁目	道	急傾法	平成5年2月5日	道告示162
29	釧路緑ヶ岡・貝塚	道	急傾法	平成6年12月26日	道告示1910
30	釧路桜ヶ岡3丁目2	道	急傾法	平成12年7月4日	道告示1175
31	釧路白樺台6丁目2	道	急傾法	平成7年12月22日	道告示1925
32	釧路高山2	道	急傾法	平成25年3月12日	道告示150
33	釧路桂恋1	道	急傾法	昭和53年12月8日	道告示3645
34	釧路桂恋2	道	急傾法	昭和57年5月20日	道告示1027

その他の土砂災害危険箇所（２）

（R3.4.1 現在）

番号	溪流名	法令等における指定状況			
		指定機関	法令	指定年月日	告示番号
1	山の手沢	国	砂防法	昭和 41 年 11 月 17 日	国告示 3799
2	仲の沢	国	砂防法	昭和 41 年 11 月 17 日	国告示 3799
3	雄溪平沢	国	砂防法	昭和 42 年 3 月 31 日	国告示 1003
4	仲の沢	国	砂防法	昭和 42 年 3 月 31 日	国告示 1003
5	相の沢	国	砂防法	昭和 42 年 6 月 17 日	国告示 1789
6	月見の沢	国	砂防法	昭和 43 年 4 月 25 日	国告示 1297
7	ヘルブナイ沢	国	砂防法	昭和 44 年 3 月 31 日	国告示 805
8	タンチナイ沢	国	砂防法	昭和 46 年 7 月 7 日	国告示 1129
9	シュンクシタカラ川	国	砂防法	平成 3 年 7 月 18 日	国告示 687
10	オンネアベアキ沢	国	砂防法	昭和 41 年 9 月 9 日	国告示 3120
11	ボンオンネアベアキ沢	国	砂防法	昭和 42 年 3 月 31 日	国告示 1003
12	ヤトシの沢	国	砂防法	昭和 42 年 6 月 17 日	国告示 1789
13	ヤトシの沢	国	砂防法	昭和 44 年 3 月 31 日	国告示 805
14	イツカンベツ沢川	国	砂防法	昭和 46 年 7 月 7 日	国告示 1129
15	ヌブキベツ 1	国	砂防法	昭和 48 年 1 月 12 日	国告示 61
16	イヌの沢川	国	砂防法	昭和 53 年 6 月 9 日	国告示 1036
17	オサッベ沢川	国	砂防法	昭和 63 年 11 月 8 日	国告示 2156
18	オサッベ沢川	国	砂防法	平成 3 年 1 月 10 日	国告示 39
19	チャンベツ川	国	砂防法	平成 8 年 8 月 13 日	国告示 1681
20	左の沢	国	砂防法	昭和 41 年 9 月 9 日	国告示 3120
21	中の沢	国	砂防法	昭和 42 年 3 月 31 日	国告示 1003
22	右の沢・寺の沢	国	砂防法	昭和 42 年 6 月 17 日	国告示 1789
23	神社の沢	国	砂防法	昭和 43 年 4 月 25 日	国告示 1297
24	水道の沢	国	砂防法	昭和 43 年 4 月 25 日	国告示 1297
25	大曲の沢	国	砂防法	昭和 45 年 8 月 19 日	国告示 1284
26	ボンサツベツ川	国	砂防法	昭和 46 年 7 月 7 日	国告示 1129
27	沼の沢	国	砂防法	昭和 47 年 8 月 3 日	国告示 1349
28	左の沢	国	砂防法	昭和 48 年 5 月 12 日	国告示 1035
29	オンネアベアキ沢	国	砂防法	平成 27 年 2 月 25 日	国告示 267

その他の土砂災害等危険箇所（3）

（R4.4.1 現在）

番号	危険区域の現況			予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域 との関連		実施 機関	概要
												全部	一部		
1	阿寒町	東栄	2			道道								道	計画検討中
2	阿寒町 中阿寒	中村の沢	29	2			畑 15ha	農水省	森林法	S54.2.8	150			道	昭和 50～59 年 治山工事
3	阿寒町大正	大正の沢	11			市道		農水省	森林法	S54.2.8	150			道	昭和 51～平成 5 年 治山工事
4	阿寒町大正	小瀬の沢	6	1		国道・市道	畑 6ha	農水省	森林法	S58.8.18	1,481			道	昭和 57 年 治山工事
5	阿寒町 中徹別	丹羽の沢	14	1			草地 14ha	農水省	森林法	S57.11.30	1,895			道	昭和 55～平成 17 年 治山工事
6	阿寒町 西阿寒	水道の沢	4			市道		農水省	森林法	S57.11.30	1,895			道	昭和 55 年 治山工事
7	阿寒町 上吉幸	木村の沢	12	1		市道	草地 4ha	農水省	森林法	S55.12.18	1,639			道	昭和 49～平成 24 年 治山工事
8	阿寒町大正	湯浅の沢	5	1			草地 2ha	農水省	森林法	S59.1.13	71				昭和 58 年～61 年 治山工事
9	阿寒町 阿寒湖温泉	阿寒湖温泉 2丁目	0.05	8		市道								市	一部施工
10	阿寒町旭町	公住の沢	17					農水省	森林法	S57.1.22	127			道	昭和 56・58 年 治山工事
11	阿寒町 中阿寒	光夫の沢	10	2										道	平成 2～7 年 治山工事
12	阿寒町大正	辰尾の沢	1											道	昭和 63 年治山 工事
13	音別町尺別	60 林班	27			尺別林道 700m								道	計画検討中
14	音別町尺別	62 林班	16			ホムリ林道 400m	農地 5ha							道	計画検討中
15	音別町ムリ	63 林班	10			ホムリ林道 500m								道	計画検討中
16	音別町ムリ	65 林班	10			霧里林道 600m								道	計画検討中
17	音別町ムリ	66 林班	28			霧里林道 1,000m								道	計画検討中
18	音別町 茶安別	79 林班	20			道東林道 1,000m								道	計画検討中
19	音別町 ヌブキベツ	82 林班	16			道東林道 700m								道	昭和 50 年度 工事施工
20	音別町 ヌブキベツ	84 林班	9			道東林道 600m								道	計画検討中
21	音別町 ヌブキベツ	89 林班	11			ヌブキベツ 林道 600m								道	計画検討中
22	音別町 上音別	97 林班	36			道東林道 1,000m								道	計画検討中
23	音別町 上音別	98 林班	12			銅勝峠林道 700m								道	計画検討中
24	音別町 上音別	103 林班	85			道東林道 2,000m								道	計画検討中
25	音別町 上音別	109 林班	5			道東林道 500m								道	計画検討中
26	音別町 上音別	111 林班	10			道東林道 800m								道	計画検討中
27	音別町 カラマンベツ	117 林班	35			カラマンベツ 林道 600m								道	計画検討中

その他の土砂災害等危険箇所（４）

(R4. 4. 1 現在)

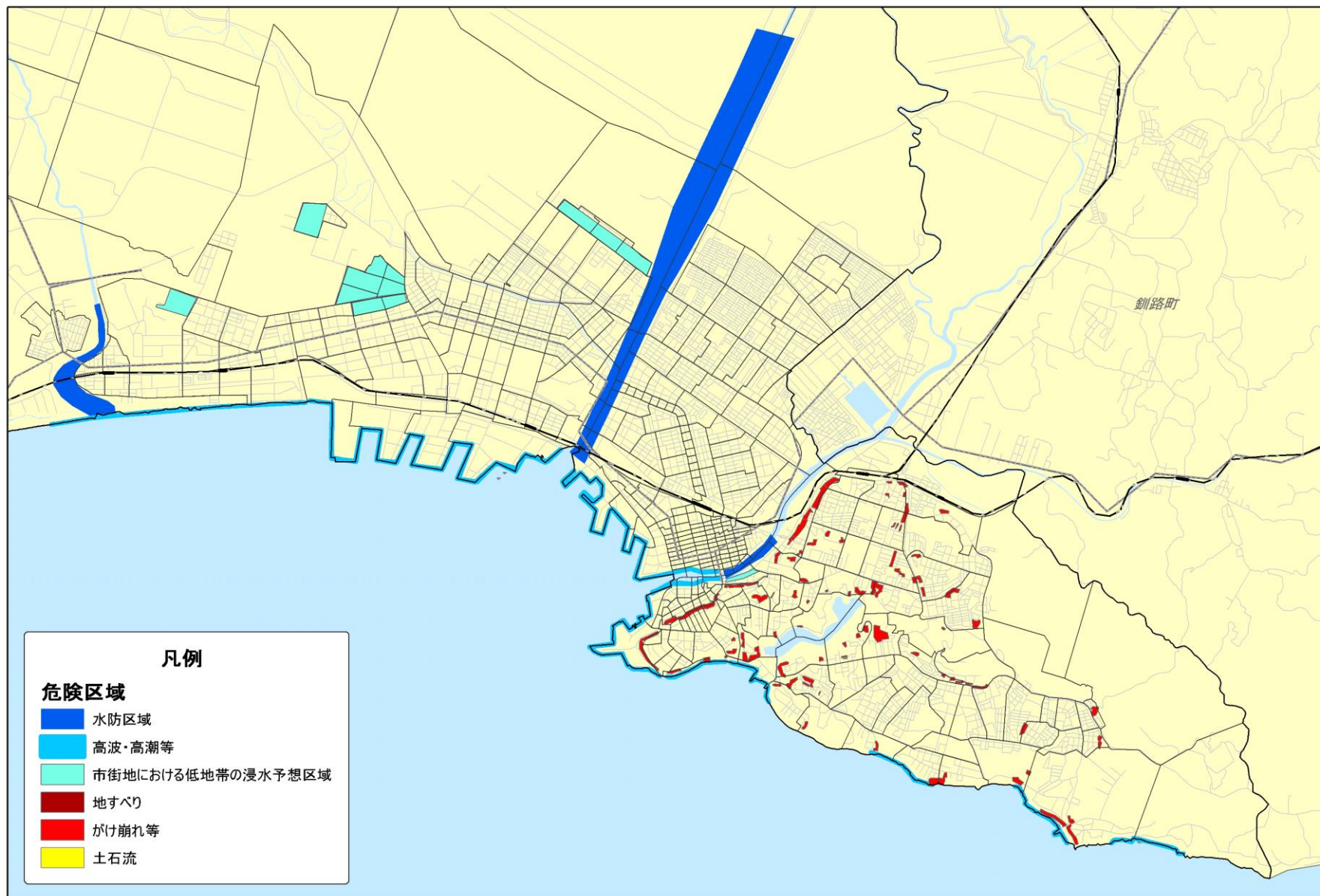
番号	危険区域の現況						予想される被害				整備計画	
	区域名	流域名	河川名	溪流名	溪流概況		住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
					溪流長(km)	面積(ha)						
1	阿寒町仁々志別	釧路川	仁々志別川	元仁々志別1の沢	0.42		7	仁々志別小中学校	市道		道(水産林務部)	
2	阿寒町仁々志別	釧路川	仁々志別川	元仁々志別2の沢	0.18		9	仁々志別小中学校	道道		道(水産林務部)	
3	阿寒町布伏内	阿寒川	舌辛川	下布伏内沢川	1.9	17.8	24		市道		道(水産林務部)	
4	阿寒町布伏内	阿寒川	舌辛川	布伏内沢川	0.24	3.2	14		市道		道(水産林務部)	
5	阿寒町布伏内	阿寒川	舌辛川	中布伏内学校の沢	0.27		6		市道		道(水産林務部)	
6	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒川	阿寒湖	湖畔沢川	0.4		39	旅館(1)	国道市道		道(建設部)	
7	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒川	阿寒川	チップ川	1.86	22.3	24	ホテル(1)	市道		道(建設部)	
8	阿寒町飽別	阿寒川	阿寒川	飽別第1の沢	1.0	2.9	6				市	計画検討中
9	阿寒町飽別	阿寒川	阿寒川	飽別学校の沢	0.6	14.6	1				市	計画検討中
10	阿寒町飽別	阿寒川	阿寒川	上飽別の沢	0.88	5.0		発電所(1)			道(水産林務部)	
11	阿寒町下舌辛	阿寒川	阿寒川	鹿の沢	0.2	7.9			市道		道(水産林務部)	平成14～18年治水工事
12	阿寒町上舌辛	阿寒川	舌辛川	小村の沢	0.1	0.7	1		市道		道(水産林務部)	平成15年治水工事
13	阿寒町上舌辛	阿寒川	舌辛川	木村の沢	0.1	0.3	1		市道		道(水産林務部)	昭和49～平成24年治水工事
14	阿寒町上舌辛	阿寒川	舌辛川	土赤の沢	0.1	0.4	1		市道		道(水産林務部)	治山事業実施済
15	音別町尺別(60林班)	阿寒川	音別川	シベツ川	0.8	7			尺別林道1,000m		道(水産林務部)	昭和44年度工事施工
16	音別町尺別(61林班)	阿寒川	音別川	ボンシベツ川	2.0	23			道道1,000m 尺別林道1,000m	農地10ha	道(水産林務部)	昭和41年度工事施工
17	音別町尺別(62林班)	阿寒川	音別川	フクロの沢	1.0	6			ボンシリ林道1,000m	農地5ha	道(水産林務部)	昭和43年度工事施工
19	音別町ムリ(64林班)	阿寒川	音別川	マンブクの沢	1.2	8			霧里林道1,000m	農地1ha	道(水産林務部)	昭和46年度工事施工
20	音別町ムリ(65林班)	阿寒川	音別川	シオミの沢	1.2	7			霧里林道1,000m		道(水産林務部)	昭和42年度工事施工
21	音別町ムリ(1066林班)	阿寒川	音別川	ムリ沢	0.8	5			霧里林道1,000m		道(水産林務部)	昭和57年度工事施工
22	音別町尺別(67林班)	阿寒川	音別川	マツモトの沢	0.7	4			霧里林道1,000m		道(水産林務部)	昭和60年度工事施工
23	音別町ムリ(69林班)	阿寒川	音別川	ムリ越の沢	0.8	6			霧里越林道1,000m		道(水産林務部)	昭和57年度工事施工
24	音別町ムリ(1070林班)	阿寒川	音別川	シイタケの沢	1.9	17			ヌッキベツ林道1,000m		道(水産林務部)	昭和42年度工事施工
25	音別町ムリ(72林班)	阿寒川	音別川	カオルの沢	2.2	20			霧里越林道1,000m		道(水産林務部)	昭和43年度工事施工
26	音別町ムリ(71林班)	阿寒川	音別川	キツネの沢	0.8	6			ヌッキベツ林道1,000m		道(水産林務部)	昭和43年度工事施工
27	音別町ムリ(74林班)	阿寒川	音別川	ボンリニナイの沢	3.1	28			霧里越林道1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
28	音別町茶安別(76林班)	阿寒川	音別川	ボンリニナイの沢2	1.4	11			霧里越林道1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
29	音別町茶安別(77林班)	阿寒川	音別川	ニイヤマの沢	0.8	4			道東林道1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
30	音別町茶安別(78林班)	阿寒川	音別川	露征の沢	1.2	8			道東林道1,000m		道(水産林務部)	昭和59年度工事施工
31	音別町茶安別(79林班)	阿寒川	音別川	スーパーの沢	0.6	2			道東林道1,000m		道(水産林務部)	昭和56年度工事施工
32	音別町ヌブキベツ(81林班)	阿寒川	音別川	イソカン3、4号の沢	0.7	2			ヌッキベツ林道1,000m		道(水産林務部)	昭和58年度工事施工
33	音別町ヌブキベツ(82林班)	阿寒川	音別川	イソカン1、2号の沢	0.7	2			イソカンベツ林道1,000m		道(水産林務部)	昭和59年度工事施工

番号	危険区域の現況						予想される被害				整備計画	
	区域名	流域名	河川名	溪流名	溪流概況		住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
					溪流長(km)	面積(ha)						
34	音別町ヌブキベツ(83林班)	阿寒川	音別川	ヤマベの沢	2.2	18			イソカンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
35	音別町ヌブキベツ(84林班)	阿寒川	音別川	イソカンベツ川	2.4	34			イソカンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 57 年度工事施工
36	音別町ヌブキベツ(85林班)	阿寒川	音別川	イソカン左の沢	1.4	14			イソカンベツ支線林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
37	音別町ヌブキベツ(86林班)	阿寒川	音別川	イソカン右の沢	1.7	17			イソカンベツ支線林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
38	音別町ヌブキベツ(87林班)	阿寒川	音別川	ヤマドリの沢	1.9	11			ヌッキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 50 年度工事施工
39	音別町ヌブキベツ(88林班)	阿寒川	音別川	ナリカズの沢	3.1	20			ヌッキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
40	音別町ヌブキベツ(89林班)	阿寒川	音別川	オオブキの沢	0.9	5			マクスツキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 55 年度工事施工
41	音別町ヌブキベツ(90林班)	阿寒川	音別川	押出の沢	0.5	2			マクスツキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 51 年度工事施工
42	音別町ヌブキベツ(91林班)	阿寒川	音別川	オクビロの沢	0.9	5			マクスツキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
43	音別町ヌブキベツ(93林班)	阿寒川	音別川	滝ノ沢	2.3	21			マクスツキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
44	音別町上音別(96林班)	阿寒川	音別川	ポンハヤトの沢	1.0	4			小音別林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 57 年度工事施工
45	音別町上音別(97林班)	阿寒川	音別川	97林班の沢	0.6	2			道東林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
46	音別町上音別(98林班)	阿寒川	音別川	小滝の沢	0.9	5			道東林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
47	音別町上音別(99林班)	阿寒川	音別川	キノコの沢	3.3	26			釧勝峠林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
48	音別町上音別(102林班)	阿寒川	音別川	トマリの沢	2.3	21			衆音林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
49	音別町上音別(103林班)	阿寒川	音別川	ショウオンベツの支流	0.6	2			道東林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
50	音別町上音別(104林班)	阿寒川	音別川	ショウオンベツの沢	2.1	32			衆音第一林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
51	音別町上音別(105林班)	阿寒川	音別川	コズルの沢	1.7	10			衆音林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
52	音別町上音別(106林班)	阿寒川	音別川	ヤツナミの沢	2.4	22			ヤツナミ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
53	音別町カラマンベツ(107林班)	阿寒川	音別川	イヌの沢	1.6	14			道道 1,000m 里音別林道 1,000m		道(水産林務部)	平成 12 年度工事施工
54	音別町上音別(1108林班)	阿寒川	音別川	セキの沢	1.1	8			道道 1,000m 里音別林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
55	音別町上音別(109林班)	阿寒川	音別川	センの沢	1.2	7			里音別林道 1,000m		道(水産林務部)	平成 13 年度工事施工
56	音別町上音別(110林班)	阿寒川	音別川	サトオンベツの沢	0.8	6			里音別林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 43 年度工事施工
57	音別町上音別(111林班)	阿寒川	音別川	シャクバツの沢	0.6	2			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 48 年度工事施工
58	音別町上音別(112林班)	阿寒川	音別川	カマダの沢	1.3	17			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
59	音別町上音別(1113林班)	阿寒川	音別川	ナラの沢	2.4	22			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
60	音別町上音別(114林班)	阿寒川	音別川	サンベツの沢	3.6	43			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 48 年度工事施工
61	音別町カラマンベツ(116林班)	阿寒川	音別川	カラマンベツの沢	0.8	5			道道 1,000m カラマンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 45 年度工事施工
62	音別町カラマンベツ(1117林班)	阿寒川	音別川	117林班の沢	4.1	45			道道 1,000m カラマンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
63	音別町尺別(62林班)	阿寒川	音別川	クニキチの沢	0.9	8			ボンムリ林道 500m		道(水産林務部)	昭和 43 年度工事施工
64	音別町尺別(62林班)	阿寒川	音別川	沼の沢	1.2	10			ボンムリ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
65	音別町ムリ(63林班)	阿寒川	音別川	カズオの沢	0.9	7			ボンムリ林道 1,000m		道(水産林務部)	平成 10 年度工事施工
66	音別町ムリ(63林班)	阿寒川	音別川	タカの沢	0.8	7			ボンムリ林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 61 年度工事施工

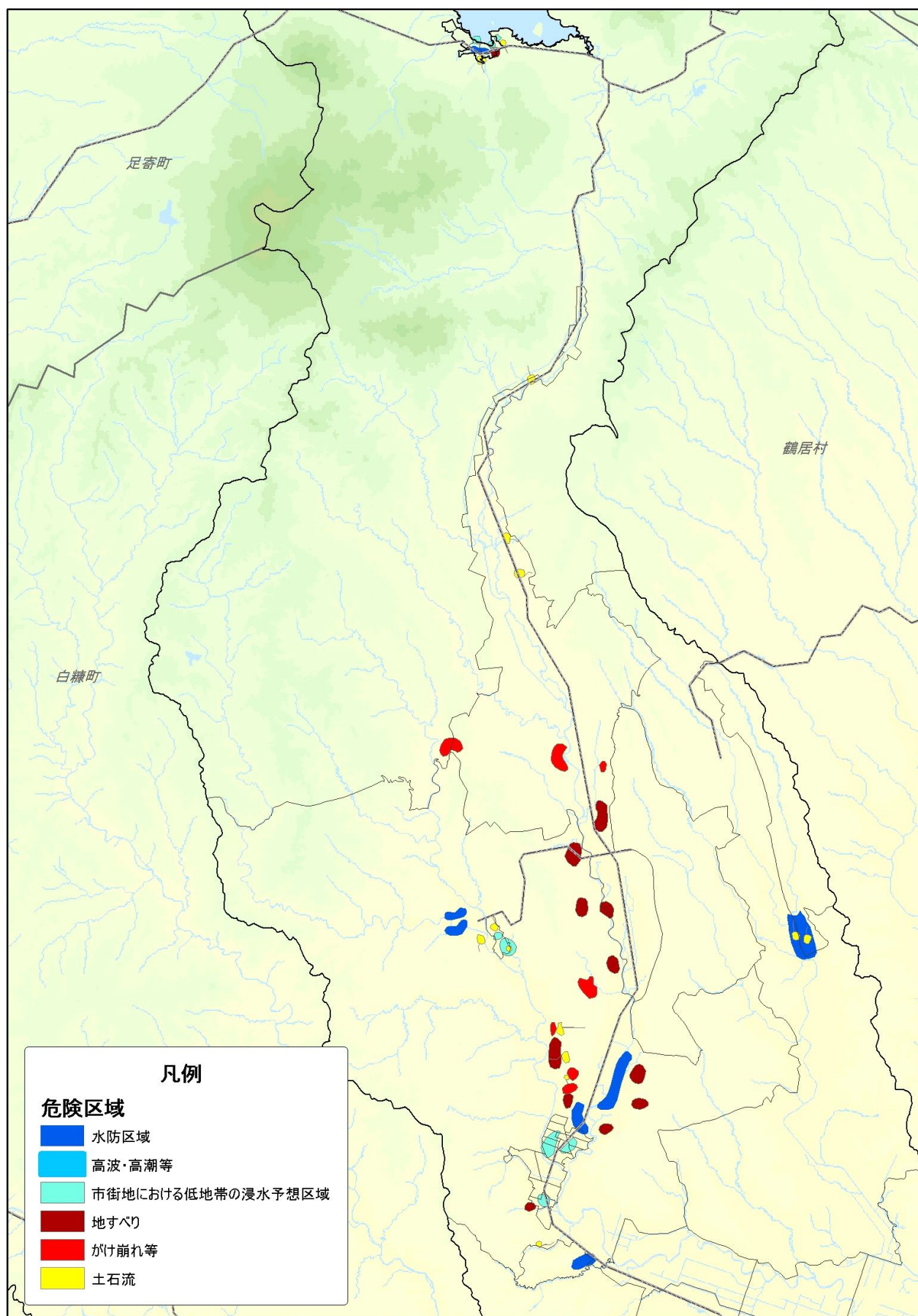
番号	危険区域の現況						予想される被害				整備計画	
	区域名	流域名	河川名	溪流名	溪流概況		住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
					溪流長(km)	面積(ha)						
67	音別町ムリ(64 林班)	阿寒川	音別川	墓地の沢	0.7	7			霧里林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 39 年度工事施工
68	音別町ムリ(64 林班)	阿寒川	音別川	コズケの沢	0.9	10			霧里林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 39 年度工事施工
69	音別町ムリ(65 林班)	阿寒川	音別川	イシマナイの沢	2.0	16			霧里林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
70	音別町ムリ(67 林班)	阿寒川	音別川	スズキの沢	0.7	8			霧里林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
71	音別町ムリ(1067 林班)	阿寒川	音別川	岸山の沢	0.8	8			霧里林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
72	音別町ムリ(1068 林班)	阿寒川	音別川	マサの沢	1.4	12			霧里林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
73	音別町ムリ(1068 林班)	阿寒川	音別川	ルシンエ沢	1.0	10			霧里林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
74	音別町ムリ(71 林班)	阿寒川	音別川	パンの沢	1.8	15			霧里越林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 42 年度工事施工
75	音別町ムリ(73 林班)	阿寒川	音別川	イワナの沢	1.0	10			霧里越林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 43 年度工事施工
76	音別町ムリ(1073 林班)	阿寒川	音別川	タヌキの沢	0.8	9			霧里越林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
77	音別町茶安別(77 林班)	阿寒川	音別川	ニイヤマの沢	0.6	7			道東林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
78	音別町茶安別(1077 林班)	阿寒川	音別川	イヌマの沢	0.5	6			道東林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
79	音別町茶安別(1078 林班)	阿寒川	音別川	シグレの沢	0.8	11			道東林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 45 年度工事施工
80	音別町ヌブキベツ(1087 林班)	阿寒川	音別川	ミズナシの沢	1.2	15			ヌッキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
81	音別町ヌブキベツ(89 林班)	阿寒川	音別川	タイラの沢	0.9	8			ヌッキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
82	音別町ヌブキベツ(90 林班)	阿寒川	音別川	冷泉の沢	0.8	7			マクスッキベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
83	音別町上音別(1094 林班)	阿寒川	音別川	イヤナの沢	0.7	8			市道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
84	音別町上音別(1095 林班)	阿寒川	音別川	ボンタン沢	0.8	8			小音別林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
85	音別町上音別(1095 林班)	阿寒川	音別川	ヤムワッカの沢	1.1	13			小音別林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
86	音別町上音別(1096 林班)	阿寒川	音別川	ハヤトの沢	1.0	10			小音別林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
87	音別町上音別(96 林班)	阿寒川	音別川	イケダの沢	1.8	20			小音別林道 1,000m		道(水産林務部)	平成 13 年度工事施工
88	音別町上音別(98 林班)	阿寒川	音別川	タチの沢	0.8	9			道東林道 500m		道(水産林務部)	昭和 51 年度工事施工
89	音別町上音別(1097 林班)	阿寒川	音別川	ヤナギの沢	0.6	5			道東林道 500m		道(水産林務部)	昭和 48 年度工事施工
90	音別町上音別(1097 林班)	阿寒川	音別川	コンドウの沢	0.7	7			道東林道 500m		道(水産林務部)	計画検討中
91	音別町上音別(98 林班)	阿寒川	音別川	高橋の沢	0.8	10			釧勝峠林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
92	音別町上音別(1100 林班)	阿寒川	音別川	千代の沢	0.7	6			釧勝峠林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
93	音別町上音別(1100 林班)	阿寒川	音別川	100林班の沢	0.7	6			釧勝峠林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
94	音別町上音別(1102 林班)	阿寒川	音別川	テルの沢	0.6	7			道東林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
95	音別町上音別(1109 林班)	阿寒川	音別川	シカの沢	1.0	13			里音別林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
96	音別町上音別(110 林班)	阿寒川	音別川	コハクの沢	1.1	13			里音別林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
97	音別町上音別(1111 林班)	阿寒川	音別川	ハクスイの沢	1.2	15			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
98	音別町上音別(1112 林班)	阿寒川	音別川	村山の沢	1.0	10			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
99	音別町上音別(1113 林班)	阿寒川	音別川	カミナリの沢	3.0	30			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
100	音別町上音別(115 林班)	阿寒川	音別川	ミチヨの沢	2.8	25			里音別支線林道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 55 年度工事施工
101	音別町カラマンベツ(116 林班)	阿寒川	音別川	ビョウブの沢	0.4	8			カラマンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中

番号	危険区域の現況						予想される被害				整備計画	
	区域名	流域名	河川名	溪流名	溪流概況		住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
					溪流長(km)	面積(ha)						
102	音別町カラマンベツ(1117 林班)	阿寒川	音別川	川向沢	0.7	6			カラマンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
103	音別町カラマンベツ(1117 林班)	阿寒川	音別川	クラゲの沢	1.1	12			カラマンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
104	音別町カラマンベツ(1117 林班)	阿寒川	音別川	小山の沢	1.5	18			カラマンベツ林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
105	音別町上音別(1100 林班)	阿寒川	音別川	ボンオンベツ沢	2.7	24			ボン音別林道 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中
106	音別町上音別(1074 林班)	阿寒川	音別川	志賀の沢	1.1	2			道道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 41・46・61・平成 16・17 年治水工事
107	音別町ヌブキベツ(1076 林班)	阿寒川	音別川	今村の沢	1.0	3			市道ヌブキベツ道 1,000m		道(水産林務部)	昭和 39・47・48・53・60・平成 22～27 年治水工事
108	音別町上音別(1109 林班)	阿寒川	音別川	松尾の沢	1.6	4			市道茶安別茂茶安別線 1,000m		道(水産林務部)	平成 24・25 年治山工事
109	音別町上音別(1109 林班)	阿寒川	音別川	松尾2の沢	1.2	2	7		市道茶安別茂茶安別線 1,000m		道(水産林務部)	計画検討中

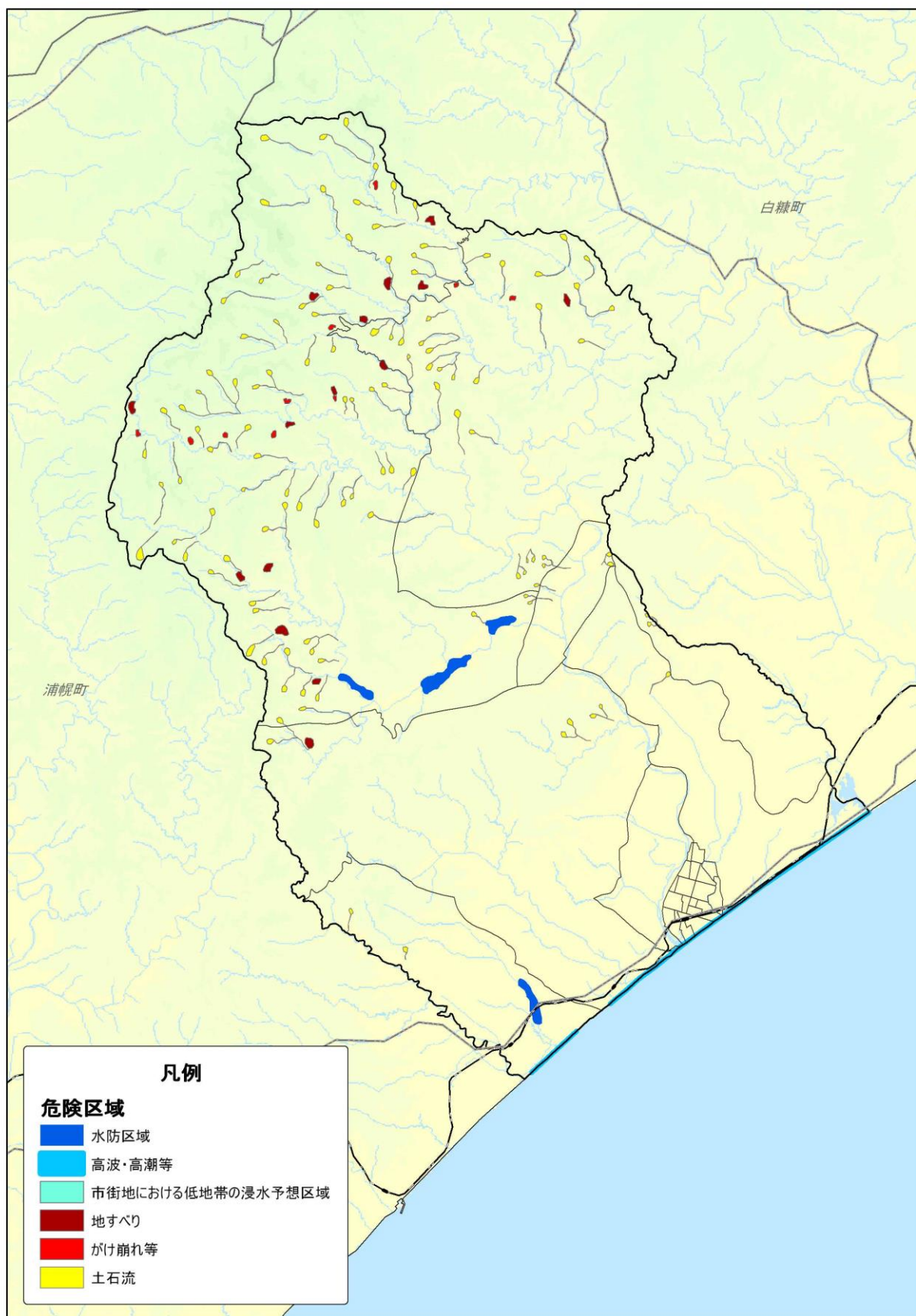
災害危険区域分布図（釧路地区）



災害危険区域分布図（阿寒地区）



災害危険区域分布図（音別地区）



第8節 液状化災害予防計画

激しい地震に伴い発生する地盤の液状化現象により、建物の倒壊等が予測される。液状化現象による被害の発生及び拡大を未然に防止するため、平常時より液状化危険区域の調査、地盤の改良等を通じ、液状化対策を実施する。

主な実施担当	災対本部	水産港湾空港班
	地域本部	建設班

1 現 況

近年、地盤の液状化に関する様々な研究が行われ、その発生のメカニズムが徐々に解明されてきた。本市においては、平成5年釧路沖地震及び平成6年北海道東方沖地震の際に、港湾施設を中心に液状化による被害が発生している。

その後、ボーリングデータ等を基礎資料とした「液状化危険度評価」を通じ、港湾地区や湖周辺の埋土地及び北部湿原地域の盛土地における液状化の危険性が把握されることとなった。すでに、一部の危険区域では、液状化対策のための地盤改良工事が実施されている。

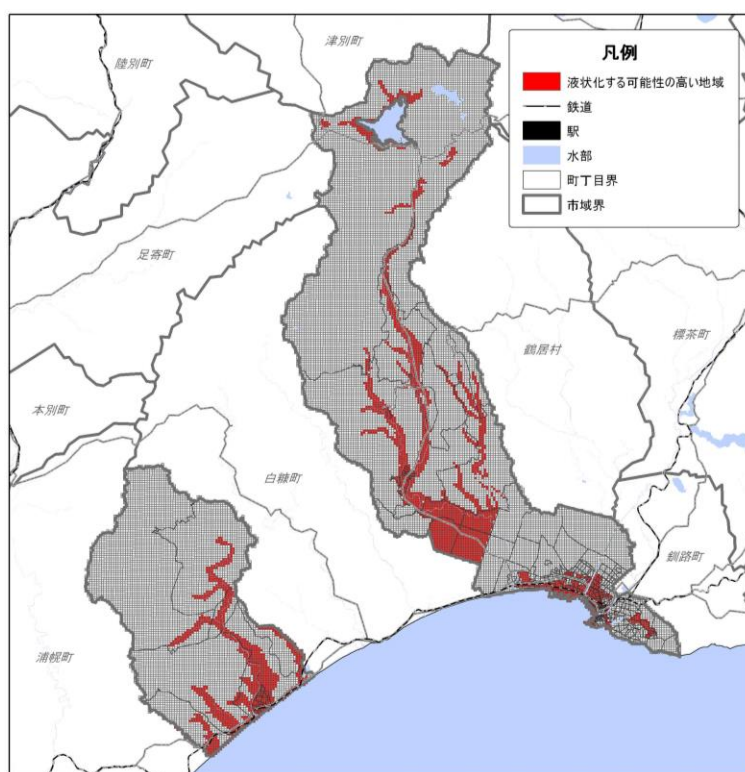
2 液状化対策の推進

地震時に液状化現象が予測される地域については、周辺環境への影響を考慮して、地盤改良及び建築物の構造改善等をはじめ、以下にあげられる液状化対策を推進する。

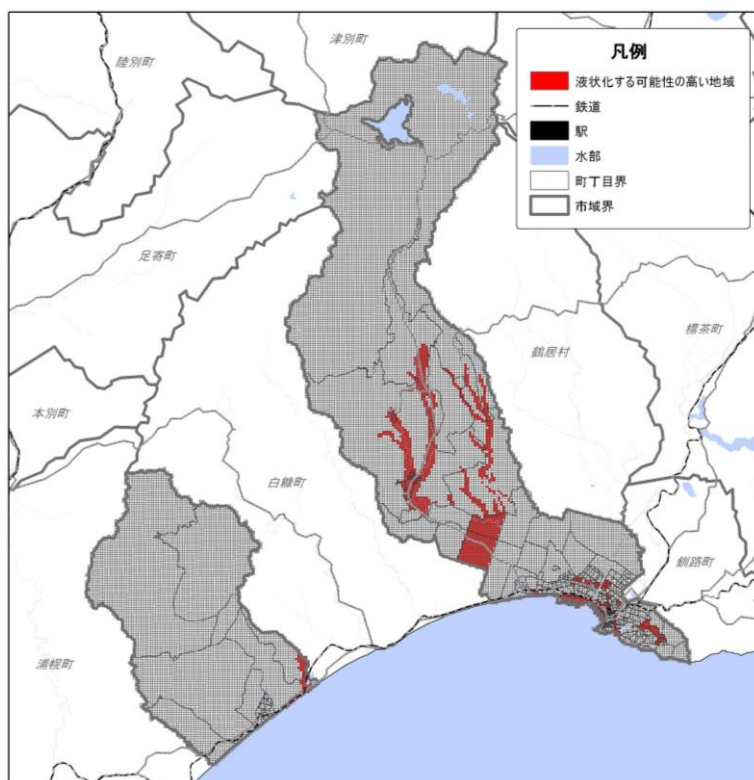
- (1) 地盤自体の改良等により、液状化等を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化等に対して施設の被害を軽減する構造等対策
- (3) 施設のネットワーク等による代替機能を確保する対策

これらのことを踏まえ建築物、土木施設等については液状化対策の調査研究の成果を活用し、各種の対策工法を組み合わせながら、効果の確実性、経済性など総合的に判断し、可能な限り取り入れるよう努めるとともに、関係機関、市民等に対し情報の提供、知識の普及を図る。

液状化危険区域分布図



想定地震 I（厚岸沖）



想定地震 II（根室沖・釧路沖）

第9節 災害情報通信計画

地震発生時に、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、市と災害現場、防災関係機関、市民等との間において通信手段を確保し、その活用を図るよう体制の整備に努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、福祉班、上下水道班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班、消防班
防災関係機関等		釧路地方気象台、(株)NTT東日本ー北海道 (株)NTTドコモ北海道支社、釧路総合振興局、消防団、 釧路警察署、(株)エフエムくしろ、NHK釧路放送局、 その他報道機関

1 災害通信系統

災害時の通信系統は以下のとおりとする。

(1) 災害対策本部から釧路総合振興局に対する連絡

- ア 第1系統 NTT回線電話、又は北海道総合行政情報ネットワーク電話
- イ 第2系統 衛星携帯電話
- ウ 第3系統 自動車又は自転車（伝令）

2 通信施設の整備状況と活用

各通信施設の整備状況は以下のとおりである。

(1) 防災行政無線

釧路市防災行政無線局管理運用規程等に従い、司令局を基点とする移動系、親局（市役所及び行政センター）を基点とする固定系の管理運用等を行う。

防災行政無線（移動系：IP無線機）

(R6.4 現在)

無線機種類		設置場所
釧路地区	携帯型無線機 (79 台)	防災危機管理課 (7)、都市計画課 (4)、環境事業課 (8)、水産課 (1)、港湾空港課 (1)、道路河川課 (4)、道路維持事業所 (7)、教育総務課 (1)、生涯学習センター (1)、湿原の風アリーナ釧路 (ウインドヒルくしろスーパーアリーナ) (1)、小中学校 (34)、鳥取コミュニティセンター (1)、水道整備課 (1) 下水道建設管理課 (5)、消防本部防災対策室 (3)、消防本部通信指令課 (1)、中央消防署東分署 (1)、西消防署 (1)、市立病院 (1)
阿寒地区	携帯型無線機 (12 台)	地域振興課 (7)、阿寒湖温泉支所 (2)、小中学校 (3)

音別地区	携帯型無線機 (9 台)	地域振興課 (3)、建設課(1)、保健福祉課 (1)、音別生涯学習課 (1)、音別診療所 (1)、小中学校 (2)
------	-----------------	---

防災行政無線（デジタル固定系）（平成 22 年 4 月現在）

地区	設 置 局	設 置 場 所	局数
釧路地区	親 局	消防本部（送受信所）	1 局
	再送信局	興津再送信局	1 局
	遠隔制御局	防災危機管理課（通信所）	1 局
		消防本部（通信所）	1 局
		生涯学習センター（通信所）	1 局
	子 局	海岸部	8 0 局
阿寒地区	再送信局	中仁々志別、共和、阿寒湖温泉	3 局
	遠隔制御局	阿寒町行政センター（通信所）	1 局
		阿寒湖温泉支所（通信所）	1 局
		西消防署阿寒支署（通信所）	1 局
		西消防署阿寒湖温泉支署（通信所）	1 局
	中 継 局	阿寒カントリー	1 局
	子 局	阿寒町市街、布伏内、徹別、仁々志別、阿寒湖温泉	1 5 局
音別地区	再送信局	二俣	1 局
	遠隔制御局	行政センター（通信所）	1 局
		西消防署音別支署（通信所）	1 局
	中 継 局	馬主来	1 局
	子 局	海岸部	2 4 局

（２） 消防

災害現場や関係機関との迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、消防通信施設の整備を行う。

ア 有線通信施設の現況

区 分		種 別	施設数	適 用
有 線 電 話	消 防 救 急 指 令 台	1 1 9 番回線	4 回線	緊急呼用 I S D N 回線 同時 8 C H (一般・携帯・I P すべて重畳)
		指令施設用回線	1 式	音声指令 1 4 回線、指令伝送 1 4 + 1 (大規模) 回線
		指令台用局線	2 回線	I S D N 回線、同時 4 C H
		順次指令用局線	2 回線	I S D N 回線、同時 4 C H
		I T 情報端末装置	1 回線	F T T H
	一 般	加 入 電 話	27(2) 回線	本部・署・分署・支署、分団 (13 箇所) (I S D N 回線・電話・F A X)
		FAX 専用回線	1 回線	光電話 2 回線 (指令台収容)
		災害情報自動案内	1 契約	契約番号数 1 (チャンネル数 2 0)
		内 線 電 話	252(4) 回線	本部・署・分署・支署
		北海道総合行政情報 ネットワーク専用電話	1 回線	本部総務課

※ 施設数における () 内数字は白糠支署の内数

イ 無線通信施設の現況

区分・種別			施設数	適用	
無線設備	基地局		デジタル	5(1)局	20W（中央消防署東分署・阿寒支署・阿寒湖温泉支署・音別支署・白糠支署）→移動局、受令機の災害指令
	簡易基地局		デジタル	1局	10W（旧仁々志別小学校）→陸上移動局の通信
	固定局		デジタル	3局	東分署基地局用アプローチ回線
	陸上移動局	卓上固定型	デジタル	25(2)局	5W→署・支署 10局、分団 11局、本部 4局
		可搬型	デジタル	2局	
		車載	デジタル	96(15)局	
		携帯	デジタル	117(18)局	
	受令機		デジタル	33(1)台	本部・各署・各支署・各分団
その他	携帯電話		28(3)台	警防課 3台、通信指令課 1台、中央署 5台、東分署 2台、愛国支署 2台、桜ヶ岡支署 1台、西署 2台、大楽毛支署 1台、阿寒支署 2台、阿寒湖温泉支署 3台、音別支署 2台、白糠支署 3台、市立病院 1台	
	衛星携帯電話		2台	本部 1台、警防課 1台	
	車両運用端末装置（AVM）		41（3）台	消防隊 16台、救急隊 10台、分団 15台	
	動画伝送装置		1台	指揮隊	

※ 施設数における () 内数字は白糠支署の内数

(3) 水道無線

災害現場や関係機関との迅速かつ的確な情報収集、伝達を行うため、水道無線を活用する。

固 定 局	基 地 局	携 帯 局	車 載 局
4 局	4 局	2 6 局	1 3 局

(4) N T T 電話

災害発生時における災害対策本部、防災関係機関及び市民との相互通信手段として、N T T 回線電話、N T T 専用回線（災害対策本部連絡専用電話等）を活用する。

北海道警察釧路方面本部との相互通信手段においても、N T T 専用回線を活用する。

(5) 北海道総合行政情報ネットワーク電話

災害発生時における北海道及び各北海道出先機関との迅速な連絡を図るため、北海道行政ネットワーク電話を活用する。

(6) 衛星携帯電話

災害発生時における新たな通信手段として衛星携帯電話を導入した。衛星携帯電話は、山間部や幹線道路から遠距離にある地点との通信が可能であり、災害時には被災地との効果的な通信手段として期待されることから、積極的な活用を図る。

(7) エフエムくしろ

災害発生時又は発生のおそれがある場合、市は、株式会社エフエムくしろとの協定等に基づき、迅速な災害情報の伝達に努める。

(8) 防災メール

災害発生時又は発生のおそれがある場合、市では、あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンにメールで災害時の避難情報をお知らせする配信サービスを行う。

また、携帯電話を持っていない世帯に対しては、F A X や固定電話（自動音声通話）への上記情報発信サービスを行う。

主に、津波や火山噴火による避難指示等・解除に関する情報及び避難施設の開設・解除に関する情報等を発信する。

特に要配慮者には積極的に登録を促し、避難施設への早期誘導に努める。

(9) 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）

即時対応が必要な緊急情報（津波情報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報等）を、人工衛星を用いて受信し、防災行政無線（固定系）・F M くしろ（割込み）を自動

起動することによって、国（内閣官房、消防庁、気象庁）から国民まで瞬時かつ一斉に伝達するシステムを導入した。

主に、国民保護関係情報、緊急地震速報、津波予報、火山噴火情報及び（気象）特別警報を発信する。

3 通信施設の配備及び運用体制

（１） 新たな防災情報システムの導入

通信ネットワークのデジタル化の推進と大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

（２） 停電対策

災害時の停電に備え、各通信施設における無停電電源装置、直流電源装置、非常用自家発電設備等の整備を図る。

（３） 通信手段の多重化

災害時には通信手段が部分的に使用不能となることも予測されるため、各通信手段が相互に補完されるよう運用体制の多重化を図る。

第 10 節 災害備蓄計画

地震災害時には、家屋の倒壊、消失により食糧・生活必需品の確保が困難となり、また、救出援護活動のための医薬品及び防災資機材に対する緊急の需要も高まると予想される。

従って、災害時における応急活動を円滑に行うため、災害時に必要とされる資機材・食糧・生活必需品等の整備充実を図る。

主な実施担当	災対本部	総務班、こども保健班、産業振興班、上下水道班、教育班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班、教育班
防災関係機関等		(一社)釧路市医師会、(一社)釧路歯科医師会 (一社)釧路薬剤師会、その他防災協定締結団体

1 非常用食糧及び生活必需品の確保

災害に備えて、市民の食糧備蓄や行政の備蓄を進めるとともに、流通業者並びに各自治体等との物資の調達等協定の締結により、総合的な備蓄体制を確立する。

(1) 各家庭における備蓄の啓発

大規模な災害時において、市が被災者の生活安定のため、災害発生直後からすべての生活必需品を確保し、供給することは困難であると予想されるため、各家庭においては、災害に備えて3日分の食糧、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等を備蓄しておくことが望まれることから、広報等を通じた啓発のほか、あらゆる機会を捉えてPRに努め、各家庭における備蓄の促進を図る。

(2) 地域拠点での備蓄

川で分断されている市街地の状況や居住人口等を考慮し、市内各所に備蓄資機材及び一定量の公的備蓄を確保し、計画的な整備を図る。

なお、備蓄物資の中で有効期限のあるものについては、点検を実施し、適時入れ替える等の品質の管理及び機能の維持に努める。

備蓄資機材庫

備蓄資機材庫	所在地	電話番号	備蓄場所
市役所防災庁舎	黒金町8丁目2番地	23-5151	1・4階防災備蓄庫
湿原の風アリーナ釧路 (ウインドヒルくしろ スーパーアリーナ)	広里18番地	38-9800	1階防災備蓄庫
共栄小学校	双葉町4-17	23-1695	3階防災備蓄庫
鳥取小学校	鳥取北3-13	51-3401	2階防災備蓄庫
児童発達支援センター	住吉2-12-37	44-3551	1階防災備蓄庫
城山小学校	城山1-14	41-1461	3階防災備蓄庫

備 蓄 資 機 材 庫	所 在 地	電 話 番 号	備 蓄 場 所
緑ヶ岡コミュニティ消防センター	緑ヶ岡 1-2-1	4 1-3 2 9 7	1 階防災備蓄庫
桜が丘中学校	桜ヶ岡 6-2-7	9 2-0 7 1 1	4 階防災備蓄庫
大楽毛小学校	大楽毛 4-1-0	5 7-8 0 1 4	2 階防災備蓄庫
阿寒町行政センター	阿寒町中央 1-4	6 6-2 1 2 1	3 階備蓄庫
阿寒湖まりむ館	阿寒湖温泉 2-6	6 7-2 5 0 5	1 階防災備蓄庫
音別町文化会館	音別町朝日 2-8-1	(0 1 5 4 7) 6-3 5 1 5	1 階物品庫
音別町行政センター	音別町中園 1-1-3-4	(0 1 5 4 7) 6-2 2 3 1	3 階災害用備蓄室
音別町コミュニティセンター	音別町中園 1-7-8	(0 1 5 4 7) 6-3 8 1 1	1 階物品庫

(3) 流通業者からの確保

被災者への物資の安定供給を図るため、卸・小売業者等との協定等の締結により、災害時に必要な物資量を流通業者から確保する。

協 定 名	締 結 先	所在地	電話番号
災害時における物資の調達に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8	03-6238-2104
	生活協同組合コープ さっぽろ	桜ヶ岡 4 丁目 2-22	91-9131
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 6 さっぽろ創世スクエア	011-231-0027
	(株)セコマ	札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 パーク 9・5 ビル	011-330-2627
災害時における物資の調達に関する覚書	イオン北海道㈱	札幌市白石区本郷 2 1 丁目南 1-10	011-865-9404

2 医薬品及び医療救護用資材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、(一社)釧路市医師会、(一社)釧路歯科医師会、(一社)北海道薬剤師会釧路支部等と協力し、必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努める。

医薬品等備蓄先

備 蓄 資 機 材 庫	所 在 地	電 話 番 号
共栄小学校	双葉町4-17	23-1695
鳥取小学校	鳥取北3-13	51-3401
児童発達支援センター	住吉2-12-37	44-3551
桜が丘中学校	桜ヶ岡6-27	92-0711

3 その他応急対策用資機材の確保

災害時における応急活動を迅速かつ適切に行うため、救出・救助用等の応急給水用資材発注先の確保に努めるなど、関係業者や近隣自治体との支援協力体制を確立する。

応急給水用資材発注先

資材名	名 称	住 所 又 は 所 在 地	電 話 番 号
直 管	(株)クボタ北海道支社	札幌市中央区北3条西3丁目1-44	(011) 214-3111
	(株)栗本鐵工所北海道支店	〃 中央区北1条西3丁目3	(011) 281-3301
	日本鑄鉄管(株)北海道支社	〃 白石区菊水元町1条2丁目3-8	(011) 871-4445
異形管	鶴 巻 工 業 (株)	〃 東区北丘珠4条4丁目1-1	(011) 780-5101
	幡豆工業(株)札幌営業所	千歳市千代田町5丁目1-8	(0123) 24-7798
	(株)村瀬鉄工所札幌工場	札幌市東区北丘珠5条4丁目4-55	(011) 791-1187
弁 類	(株)クボタ北海道支社	〃 中央区北3条西3丁目1-44	(011) 214-3111
	(株)栗本鐵工所北海道支店	〃 中央区北1条西3丁目3	(011) 281-3301
	前澤工業(株)北海道支店	〃 中央区南2条西6丁目17	(011) 231-3531
	(株)清水合金製作所	〃 中央区北4条西13丁目1-22	(011) 242-8871
属具類	札幌大成機工(株)	〃 白石区菊水7条2丁目7-1	(011) 817-6311
	コスモ工機(株)札幌支店	〃 東区北5条東8丁目1-21	(011) 731-3911
	太 洋 機 材 (株)	〃 東区北10条東12丁目3-12	(011) 731-6691
市 内	釧路扶桑物産(株)	入江町12番21号	24-5188
取扱商社	山田機械工業(株)釧路支店	川端町3番8号	31-1208
その他	太平洋建設工業(株)	釧路町字トリトウシ69-3	40-5100

第 11 節 避難計画

市は、地震の発生に伴う火災の発生や津波の襲来など二次災害が予想される危険地域から市民等を安全な場所へ避難させるほか、倒壊や焼失等により住居を失った被災者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ避難場所や避難施設を指定して市民に周知するとともに、避難場所や避難路の整備を図るよう努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、市民環境班、住宅都市班、都市整備班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班

1 広域避難場所の条件

広域避難場所は、大火災の発生時に市民が火災が延焼拡大しても輻射熱や煙におかされることなく安全を確保できる場所のことである。

従って、広域避難場所は、地区内の人口に応じた収容面積を有し、いずれの地区からも避難者が容易に到達できる位置に存在しなければならない。

広域避難場所の指定に当たっては、次の要件を考慮する。

- (1) 各地区における大火輻射熱を考慮する。
- (2) 収容人員は、原則として避難場所としての道路や建築物を除いた面積に対して最小限 2 m²/人とする。
- (3) 地区分けは、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

2 広域避難場所の指定

(1) 広域避難場所の指定

市長は、地域人口及び他の避難場所との関係等必要な調査を行い、広域避難場所として適当であると認めるときは、防災会議の承認を得てこれを指定する。

(2) 広域避難場所

災害時における広域避難場所は、以下の図表に示すとおりである。

3 広域避難場所の確保及び整備

- (1) 住宅地の開発に伴う緑地、空間の浸食は、今後広域避難場所を確保していく上で大きな影響があり、民間所有地については困難な面が多い。基本的には、公有地を恒久的な安全空間として確保していくこととし、今後、広域避難場所が不足するような地区については、都市再開発事業等の中で、遮断緑地の設定あるいは街区の不燃化を推進し、避難場所を確保していくとともに恒久性のある既存の広域避難場所については、その周辺地域を整備し、その安全性をより強化する。
- (2) 地域内の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分に考慮した整備を行う。

4 指定避難施設の条件

指定避難施設とは、災害による住居の倒壊、焼失などで住居を失った者を収容し保護することを目的とした施設である。

従って、指定避難施設は、地区内の人口に応じた収容面積を有し、いずれの地区からも避難者が容易に到達できる位置に存在しなければならない。

指定避難施設の指定に当たっては、次の要件を考慮する。

- (1) 災害後において、避難施設として使用可能な耐火構造を備える。
- (2) 収容人員は、原則として避難場所としての道路や建築物を除いた面積に対して最小限 $3.3 \text{ m}^2/\text{人}$ とする。
- (3) 給水、給食等の救護活動が容易な備蓄状況・施設機能を有する。
- (4) 地区分けは、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

5 指定避難施設の指定

(1) 指定避難施設の指定

市長は、地域人口及び他の避難施設との関係等必要な調査を行い、指定避難施設として適当であると認めるときは、防災会議の承認を得てこれを指定する。

(2) 指定避難施設

災害時における指定避難施設は、以下の図表に示すとおりである。

6 指定避難施設の確保及び整備

- (1) 指定避難施設の耐震性や耐火性等に関する調査を実施し、耐震性防火水槽の設置等計画的な安全性の向上に努める。
- (2) 避難生活に必要な物資、飲料水、食糧等の備蓄体制の整備を図る。
- (3) 要配慮者の利便性や安全性を十分に考慮し、バリアフリー化等の施設整備に努める。

広域避難場所（釧路地区）

区分	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	収容能力 (人)
橋北地区	1	市役所前庭	黒金町 7-5	3,700	1,850
	2	中央小学校グラウンド	寿 1-2	11,777	5,888
	3	シビックコア地区（合同庁舎前広場・こども遊学館）	幸町 10-2・3	7,459	3,729
	4	幸町公園	幸町 12-1	10,000	5,000
	5	栄町平和公園	栄町 6・7	8,300	4,150
鉄北地区	6	春日公園	春日町 9	8,900	4,450
	7	北中学校グラウンド	喜多町 1-23	14,081	7,040
	8	駒場公園	駒場町 10	8,300	4,150
	9	青葉小学校グラウンド	新川町 3-7	11,207	5,603
	10	治水公園	治水町 3-1	6,800	3,400
	11	中島公園	中島町 6-1	6,600	3,300
	12	共栄中学校グラウンド	花園町 9-40	14,661	7,330
	13	共栄小学校グラウンド	双葉町 4-17	10,625	5,312
	14	松浦公園	松浦町 2-6	7,000	3,500
	15	柳町公園	柳町 1 他	251,000	125,500
橋南地区	16	釧路小学校グラウンド	浦見 2-2	8,733	4,366
	17	貝塚公園	貝塚 1-11	14,000	7,000
	18	旧柏木小学校グラウンド	柏木町 11-15	10,180	5,090
	19	城山小学校グラウンド	城山 1-14	8,265	4,132
	20	北海道教育大学グラウンド	城山 2	75,662	37,831
	21	幣舞中学校グラウンド	春湖台 1-3	12,300	6,150
	22	春採公園	春湖台 35 他	18,100	9,050
	23	鶴ヶ岱公園	鶴ヶ岱 1-1 他	61,000	30,500
	24	工業高等学校グラウンド	鶴ヶ岱 3-5	42,731	21,365
	25	釧路短期大学グラウンド	緑ヶ岡 1-10	13,190	6,595
	26	北陽高等学校グラウンド	緑ヶ岡 1-11	27,392	13,696
	27	湖陵高等学校グラウンド	緑ヶ岡 3-1	32,357	16,178
	28	清明小学校グラウンド	緑ヶ岡 4-8	9,233	4,616
	29	青陵中学校グラウンド	緑ヶ岡 6-9	11,570	5,785
	30	旧東栄小学校グラウンド	弥生 2-1	11,135	5,567
	31	米町公園	米町 1-2	6,300	3,150
春採地区	32	興津小学校グラウンド	興津 3-10	8,949	4,474
	33	旧桂恋小学校グラウンド	桂恋 172	7,347	3,673
	34	はくよう台 1 号公園	桜ヶ岡 2-3	6,300	3,150
	35	桜が丘小学校グラウンド	桜ヶ岡 2-4	9,432	4,716
	36	茅野公園	桜ヶ岡 2-7 他	16,000	8,000
	37	朝陽小学校グラウンド	桜ヶ岡 5-3	11,431	5,715
	38	学園台 3 号公園	桜ヶ岡 5-22	5,200	2,600
	39	桜が丘中学校グラウンド	桜ヶ岡 6-27	21,215	10,607
	40	教育大学附属小学校グラウンド	桜ヶ岡 7-12	7,800	3,900
	41	教育大学附属中学校グラウンド	桜ヶ岡 7-12	10,000	5,000
	42	桜ヶ岡中央公園	桜ヶ岡 7-44	11,000	5,500
	43	白樺台中央公園	白樺台 3-5	49,000	24,500
	44	東雲小学校グラウンド	白樺台 3-19	13,495	6,747
	45	春採中学校グラウンド	春採 5-1	20,763	10,381
	46	武佐若草公園	武佐 1-20	19,000	9,500

区分	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	収容能力 (人)
	47	湖畔小学校グラウンド	武佐 2-27	11,346	5,673
	48	武佐小学校グラウンド	武佐 4-3	8,840	4,420
	49	武佐 2 号公園	武佐 4-22	3,100	1,550
	50	武修館高等学校グラウンド	武佐 5-9	15,313	7,656
愛国地区	51	愛国小学校グラウンド	愛国西 1-25	8,813	4,406
	52	明輝高等学校グラウンド	愛国西 1-38	31,750	15,875
	53	愛国西 3 号公園	愛国西 3-23	15,000	7,500
	54	芦野小学校グラウンド	芦野 1-13	9,742	4,871
	55	芦野 1 号公園	芦野 2-23	13,000	6,500
	56	芦野 3 号公園	芦野 3-12	5,400	2,700
	57	釧路公立大学グラウンド	芦野 4-1	30,000	15,000
	58	光陽小学校グラウンド	光陽町 15-17	6,733	3,366
	59	光陽公園	光陽町 16	7,400	3,700
	60	江南高等学校グラウンド	光陽町 24-17	29,452	14,726
	61	景雲中学校グラウンド	東川町 16-1	9,937	4,968
	62	釧路大規模運動公園	広里 6 他	618,000	309,000
	63	文苑南公園	文苑 1-16	10,042	5,021
	64	文苑 3 号公園	文苑 1-54	2,500	1,250
	65	文苑 1 号公園	文苑 4-48	2,000	1,000
	66	美原小学校グラウンド	美原 4-2	9,800	4,900
	67	はんのき公園	美原 4-3	58,000	29,000
	68	美原中学校グラウンド	美原 4-7	12,480	6,240
鳥取地区	69	昭和小学校グラウンド	昭和中央 3-12	9,543	4,771
	70	昭和中央公園	昭和中央 4-7	32,000	16,000
	71	商業高等学校グラウンド	昭和中央 5-10	51,844	25,922
	72	鳥取中学校グラウンド	昭和町 2-5	23,452	11,726
	73	鳥取 1 号公園（昭和南公園）	昭和町 3-2	17,000	8,500
	74	新富士 1 号公園	新富士町 2-9	4,300	2,150
	75	新陽小学校グラウンド	新富士町 4-6	8,840	4,420
	76	鳥取 2 号公園	鳥取大通 2-3	6,000	3,000
	77	鳥取小学校グラウンド	鳥取北 3-13	8,704	4,352
	78	鳥取西小学校グラウンド	鳥取北 7-5	9,314	4,657
	79	鳥取 10 号公園	鳥取北 7・8	119,000	59,500
	80	鳥取西中学校グラウンド	鳥取北 9-7	10,553	5,276
	81	鳥取 7 号公園	鳥取南 5-13	20,000	10,000
大楽毛地区	82	大楽毛 1 号公園	大楽毛 1-4	13,000	6,500
	83	大楽毛中学校グラウンド	大楽毛 1-10	10,421	5,210
	84	大楽毛 2 号公園	大楽毛 2-6	31,000	15,500
	85	大楽毛小学校グラウンド	大楽毛 4-10	7,606	3,803
	86	工業高等専門学校グラウンド	大楽毛西 2-32	27,140	13,570
	87	釧路空港ターミナル地区	鶴丘 2	41,800	20,900
	88	鶴野小学校グラウンド	鶴野 58-64	7,447	3,723
	89	星が浦中央公園	星が浦大通 4-7	22,000	11,000
	90	星が浦 1 号公園	星が浦北 2-2	8,500	4,250
	91	西港臨海 6 号公園	星が浦南 2-8	21,000	10,500
	92	山花小中学校グラウンド	山花 14 線 132	6,158	3,079
	93	湿原展望台駐車場	北斗 6-11	928	464

広域避難場所（阿寒地区）

区分	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	収容能力 (人)
阿寒地区	1	旭町寿の家広場	阿寒町旭町 2-3	1,200	600
	2	道の駅阿寒丹頂の里駐車場	阿寒町上阿寒 23 線 34・36・	15,000	7,500
	3	タンチョウの家前広場	阿寒町上阿寒 25 線 37	1,900	950
	4	阿寒中学校グラウンド	阿寒町北新町 2-4	25,000	12,500
	5	中央公園	阿寒町新町 2-5	4,500	2,250
	6	阿寒町行政センター前広場	阿寒町中央 1-4	5,000	2,500
	7	橋南センター広場	阿寒町仲町 2-6	1,500	750
	8	阿寒小学校グラウンド	阿寒町富士見 1-17	22,251	11,125
	9	布伏内コミュニティセンター広場	阿寒町布伏内 22 線北 51	2,400	1,200
	10	旧仁々志別小学校グラウンド	阿寒町仁々志別 32 線 89	12,376	6,188
	11	旧中徹別小学校グラウンド	阿寒町徹別中央 34 線 39	11,358	5,679
	12	阿寒高等学校	阿寒町仲町 2-7-1	27,787	13,893
阿寒湖温泉地区	13	エコミュージアムセンター広場	阿寒町阿寒湖温泉 1-1	4,600	2,300
	14	阿寒湖まりむ館前広場	阿寒町阿寒湖温泉 2-5	2,000	1,000
	15	西消防署阿寒湖温泉支署訓練広場	阿寒町阿寒湖温泉 3-8	2,000	1,000
	16	阿寒湖ふれあい広場	阿寒町阿寒湖温泉 5-5	1,500	750
	17	旧阿寒湖小学校グラウンド	阿寒町阿寒湖温泉 5-6	10,522	5,261
	18	阿寒湖義務教育学校グラウンド	阿寒町阿寒湖温泉 6-4	21,860	10,930

広域避難場所（音別地区）

区分	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	収容能力 (人)
音別地区	1	パークゴルフ場	音別町あげぼの 1-1	24,352	12,176
	2	文化会館前広場	音別町朝日 2-81	10,114	5,057
	3	森林体験交流センター前広場	音別町朝日 2-81	1,128	564
	4	体験学習センターグラウンド	音別町音別原野基線 138-3	7,933	3,966
	5	川西会館前広場	音別町音別原野西 2 線 30	991	495
	6	運動公園	音別町川東 1-236・237	16,542	8,271
	7	野球場	音別町川東 1-238	28,540	14,270
	8	林業研修センター前広場	音別町共栄 1-1	377	188
	9	尺別中央会館前広場	音別町尺別原野基線 41-5	936	468
	10	直別生活館前広場	音別町直別原野基線 13-3	135	67
	11	光和会館前広場	音別町中音別 294-4	926	463
	12	拓北会館前広場	音別町中音別 442-1	519	259
	13	音別町コミュニティセンター前広場	音別町中園 1-78	2,447	1,223
	14	音別町行政センター前広場	音別町中園 1-134	974	487
	15	音別小学校グラウンド	音別町中園 2-1	18,360	9,180
	16	音別中学校グラウンド	音別町中園 2-2	15,058	7,529
	17	福祉保健センター前広場	音別町中園 2-119-1	12,743	6,371

指定避難施設（釧路地区）

区分	番号	避難施設	所在地	電話	構造	収容可能 実面積	収容能力 (人)
橋北地区	1	総合福祉センター	旭町 12-3	24-1565	耐火	580	175
	2	市役所本庁舎	黒金町 7-5	23-5151	耐火	296	89
	3	市役所防災庁舎	黒金町 8-2	23-5151	耐火	620	187
	4	中央小学校	寿 1-2-16	23-3396	耐火	1,247	377
	5	寿生活館	寿 2-4-10	23-5647	木造	190	57
	6	釧路地方合同庁舎	幸町 10-3	32-0701	耐火	580	175
	7	交流プラザさいわい	幸町 9-1	64-9471	耐火	1,330	403
	8	フィッシャーマンズワーフ M00	錦町 2-4	23-0600	耐火	1420	430
	9	市消防本部	南浜町 4-8	22-2156	耐火	320	96
	10	釧路港湾合同庁舎	南浜町 5-9	22-0118	耐火	87	26
鉄北地区	11	釧路養護学校	暁町 11-1	25-3439	耐火	505	153
	12	身体障害者福祉センター	川北町 4-17	24-7471	耐火	127	38
	13	北中学校	喜多町 1-23	23-3291	耐火	1,294	392
	14	宗仙寺	治水町 9-22	22-2722	耐火	663	200
	15	市民文化会館 (コーチャンフォー釧路文化ホール)	治水町 12-10	24-5005	耐火	889	269
	16	青葉小学校	新川町 3-7	23-2546	耐火	954	289
	17	新橋会館	新橋大通 2-2-15	24-7938	木造	181	54
	18	共栄中学校	花園町 9-40	23-1691	耐火	1,026	310
	19	共栄小学校	双葉町 4-17	23-1695	耐火	954	289
	20	立正校成会釧路教会	堀川町 8-21	23-0546	耐火	422	127
	21	柳町スピードスケート場	柳町 1-1	31-1230	耐火	605	183
	22	柳町老人福祉センター（鉄北荘）	柳町 1-46	25-6535	耐火	157	47
	23	鉄北中央会館	若松町 11-14	24-0333	木造	209	63
橋南地区	24	釧路小学校	浦見 2-2-38	41-4231	耐火	1253	379
	25	大川町老人福祉センター（橋南荘）	大川町 3-36	41-4740	耐火	148	44
	26	緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター	貝塚 1-7-15	090-6990-5118	耐火	387	117
	27	材木南町内会集会場	材木町 1-15	-	木造	45	13
	28	幣舞中学校	春湖台 1-3	41-3591	耐火	1,024	310
	29	米町児童センター	知人町 4-37	41-2426	耐火	227	68
	30	城山会館	城山 1-12-13	41-6218	木造	192	58
	31	城山小学校	城山 1-14-35	41-1461	耐火	850	257
	32	教育大学釧路校	城山 1-15-55	44-3223	耐火	1,225	371
	33	児童発達支援センター	住吉 2-12-37	44-3551	耐火	358	108
	34	千歳会館	千歳町 3-13	-	耐火	121	36
	35	鶴ヶ岱児童センター	鶴ヶ岱 1-9-7	41-1433	耐火	228	69
	36	鶴ヶ岱武道館	鶴ヶ岱 1-10-35	41-2912	耐火	1,116	338
	37	工業高等学校	鶴ヶ岱 3-5-1	41-1285	耐火	892	270
	38	生涯学習センター	幣舞町 4-28	41-8181	耐火	1,520	460
	39	富士見会館	富士見 3-2-1		木造	160	48
	40	釧路短期大学	緑ヶ岡 1-10-42	41-0131	耐火	1,159	351
	41	北陽高等学校	緑ヶ岡 1-11-8	41-1075	耐火	1,663	503
	42	緑ヶ岡コミュニティ消防センター	緑ヶ岡 1-21-1	41-3297	耐火	156	47
	43	第1福ちゃん保育園	緑ヶ岡 2-27-2	41-0018	耐火	568	172
	44	労働者福祉センター（サンライフ釧路）	緑ヶ岡 3-1-11	42-3554	耐火	953	288
	45	湖陵高等学校	緑ヶ岡 3-1-31	43-3131	耐火	2,186	662
	46	清明小学校	緑ヶ岡 4-8-7	41-8196	耐火	1,214	367
	47	緑ヶ岡南会館	緑ヶ岡 5-4-27	46-6678	木造	194	58
	48	釧路ひばり幼稚園	緑ヶ岡 5-20-15	46-4280	耐火	272	82

区分	番号	避難施設	所在地	電話	構造	収容可能 実面積	収容能力 (人)
橋南地区	49	青陵中学校	緑ヶ岡 6-9-42	46-1161	耐火	1,323	400
	50	橋南西会館	南大通 2-1-111	080-5587 -5431	耐火	269	81
	51	宮本会館	宮本 2-12-7	090-1643 -3810	木造	171	51
	52	旧東栄小学校	弥生 2-1-33	-	耐火	196	59
	53	大成寺	米町 2-2-6	41-2765	耐火	471	142
	54	定光寺	米町 3-2-3	41-4318	耐火	2,113	640
	55	高齢者生きがい交流ﾌﾟﾗｻﾞ (ﾌﾟﾗｻﾞ よねまち)	米町 4-3-16	43-2335	耐火	712	215
春採地区	56	はまなす会館	興津 2-17-22	91-9510	木造	179	54
	57	興津小学校	興津 3-10-13	91-5302	耐火	981	297
	58	潮音寺	桂恋 130	91-6956	木造	451	136
	59	桜が丘小学校	桜ヶ岡 2-4-22	91-6221	耐火	947	286
	60	桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡 4-3-28	090-1308 -3813	木造	169	51
	61	朝陽小学校	桜ヶ岡 5-3-52	91-6504	耐火	1,062	321
	62	桜が丘中学校	桜ヶ岡 6-27-12	92-0711	耐火	1,271	385
	63	附属釧路義務教育学校後期課程	桜ヶ岡 7-12-2	91-6857	耐火	706	213
	64	附属釧路義務教育学校前期課程	桜ヶ岡 7-12-48	91-6322	耐火	504	152
	65	白樺ふれあい交流センター	白樺台 2-1-1	91-9997	耐火	144	43
	66	東雲小学校	白樺台 3-19-24	91-6808	耐火	1,017	308
	67	釧路広域連合清掃工場	高山 30-1	92-2002	耐火	388	117
	68	春採生活館	春採 1-12-22	41-7083	耐火	226	69
	69	望洋児童センター	春採 4-10-16	41-5989	耐火	243	73
	70	東部子育て支援拠点センター	春採 4-19-1	65-9912	木造	196	59
	71	春採中学校	春採 5-1-19	41-5831	耐火	1154	349
	72	春中前町内会館	春採 6-8-31	-	木造	171	51
	73	東部地区コミュニティセンター (ｺﾌﾞ大空)	益浦 1-20-20	91-0504	耐火	968	293
	74	第2三津浦会館	三津浦 27	-	木造	50	15
	75	春採下町会館	武佐 1-3-25	46-6497	木造	139	42
	76	湖畔小学校	武佐 2-27-16	46-1151	耐火	1,254	380
	77	武佐児童センター	武佐 2-27-16	47-3232	木造	200	60
	78	第2武佐児童センター	武佐 3-47-33	46-6390	耐火	228	69
	79	武佐小学校	武佐 4-3-42	46-1918	耐火	949	287
	80	武佐会館	武佐 4-26-6	46-0069	木造	177	53
	81	武佐老人福祉センター (平成荘)	武佐 4-30-11	46-5601	耐火	192	58
	82	武修館高等学校 (中学校含む)	武佐 5-9-1	47-3211	耐火	1,777	538
愛国地区	83	愛国小学校	愛国西 1-25-3	36-5680	耐火	849	257
	84	明輝高等学校	愛国西 1-38-7	36-5001	耐火	1,034	313
	85	愛国児童センター	愛国西 3-24-8	36-0353	耐火	245	74
	86	愛国東会館	愛国東 2-1-15	37-9869	木造	163	49
	87	愛国会館	愛国東 4-2-8	37-2404	木造	189	57
	88	光陽小学校	光陽町 15-17	23-8461	耐火	1,062	321
	89	江南高等学校	光陽町 24-17	22-2760	耐火	1,350	409
	90	豊川会館	豊川町 16-16	-	木造	191	57
	91	景雲中学校	東川町 16-1	23-6191	耐火	1,677	508
	92	中部地区コミュニティセンター(ｺﾌﾞかがやき)	愛国 191-5511	39-5070	耐火	943	285
	93	芦野小学校	芦野 1-13-1	37-2151	耐火	1,221	370
	94	中部子育て支援拠点センター	芦野 3-10-9	38-5037	耐火	156	47
	95	芦野会館	芦野 3-29-5	37-0122	木造	169	51
	96	芦野児童センター	芦野 3-29-5	37-5735	耐火	244	73
	97	釧路公立大学	芦野 4-1-1	37-3211	耐火	1,518	460

区分	番号	避難施設	所在地	電話	構造	収容可能 実面積	収容能力 (人)
愛国地区	98	釧路自動車学校	芦野 5-12-1	37-1115	耐火	176	53
	99	湿原の風アリーナ釧路 (ウインドヒルくしろスーパーアリーナ)	広里 18 番地	38-9800	耐火	1,741	527
	100	文苑会館	文苑 1-31-13	38-8544	木造	156	47
	101	美原会館	美原 4-1-17	36-4213	木造	273	82
	102	美原小学校	美原 4-2-38	36-2155	耐火	900	272
	103	美原老人福祉センター (美原荘)	美原 4-3-1	36-3608	耐火	164	49
	104	美原児童センター	美原 4-5-33	36-5986	耐火	226	68
	105	美原中学校	美原 4-7-1	37-1171	耐火	1,012	306
鳥取地区	106	昭和北会館	昭和北 3-26-16	53-0646	木造	84	25
	107	昭和小学校	昭和中央 3-12-2	52-1216	耐火	945	286
	108	昭和中央児童センター	昭和中央 4-7-1	55-2221	耐火	255	77
	109	商業高等学校	昭和中央 5-10-1	52-5253	耐火	892	270
	110	鳥取中学校	昭和町 2-5-53	51-2491	耐火	1,476	447
	111	昭和児童センター	昭和町 3-2-1	53-0548	耐火	233	70
	112	昭和会館	昭和町 4-8-10	52-5293	木造	163	49
	113	昭園会館	昭和南 6-19-8	-	木造	84	25
	114	新陽小学校	新富士町 4-6	51-5211	耐火	1,016	307
	115	鳥取東会館	鳥取大通 1-3-8	54-2102	木造	107	32
	116	鳥取小学校	鳥取北 3-13-24	51-3401	耐火	971	294
	117	鳥取北会館	鳥取北 4-10-16	51-2098	木造	194	58
	118	第3老人福祉センター (鶴風荘)	鳥取北 4-21-2	51-9651	耐火	210	63
	119	西部子育て支援拠点センター	鳥取北 4-21-8	65-6112	木造	138	41
	120	鳥取西小学校	鳥取北 7-5-5	51-0477	耐火	889	269
	121	鳥取コミュニティセンター (コア鳥取)	鳥取北 8-3-10	53-3199	耐火	895	271
	122	鳥取西中学校	鳥取北 9-7-1	53-0211	耐火	1,000	303
	123	鳥取南会館	鳥取南 7-2-8	51-6426	木造	164	49
	124	サン・アビリティーズくしろ	鳥取南 7-2-20	51-9865	耐火	772	233
大楽毛地区	125	大楽毛中学校	大楽毛 1-10-1	57-3113	耐火	1,008	305
	126	大楽毛西会館	大楽毛 131-12	090-4876 -2424	木造	119	36
	127	大楽毛小学校	大楽毛 4-10-11	57-8014	耐火	1,069	323
	128	大星会館	大楽毛北 1-1-10	57-5568	木造	171	51
	129	工業高等専門学校	大楽毛西 2-32-1	57-7218	耐火	1,552	470
	130	北海道立釧路高等技術専門学院	大楽毛南 1-2-51	57-8011	耐火	864	261
	131	ポリテクセンター釧路 (職業能力開発促進センター)	大楽毛南 4-5-57	57-8114	耐火	504	152
	132	農業者トレーニングセンター	桜田 83-1	56-2237	耐火	696	210
	133	釧路空港ビル	鶴丘 2	57-8304	耐火	1,145	346
	134	鶴野小学校	鶴野 58-5157	51-3371	耐火	961	291
	135	中鶴野会館	鶴野 58-3062	-	木造	117	35
	136	弘宣寺	鶴野東 1-4-16	51-2496	耐火	155	46
	137	星が浦会館	星が浦大通 2-7-22	53-0470	木造	160	48
	138	鶴野児童センター	星が浦北 3-1-10	53-1127	耐火	245	74
	139	星が浦老人福祉センター (星鶴荘)	星が浦北 3-1-35	51-5771	耐火	143	43
	140	山花小中学校	山花 14 線 132	56-2111	耐火	568	172
	141	山花温泉リフレ	山花 14 線 131	56-2233	耐火	419	126

指定避難施設（阿寒地区）

区分	番号	避難施設	所在地	電話	構造	収容可能 実面積	収容能力 (人)
阿寒地区	1	上徹別福祉会館	阿寒町飽別 51 線 24	-	木造	156	47
	2	旭町寿の家	阿寒町旭町 2-3-20	-	木造	65	19
	3	道の駅阿寒丹頂の里 (赤いペレー・クレインズテラス)	阿寒町上阿寒 23 線 36	66-2330	耐火	260	78
	4	タンチョウの家	阿寒町上阿寒 25 線 37	-	木造	86	26
	5	阿寒町行政センター	阿寒町中央 1-4-1	66-2121	耐火	156	47
	6	阿寒町スポーツセンター	阿寒町中央 1-6-1	66-3653	耐火	988	299
	7	保健・福祉サービス複合施設（ひだまり）	阿寒町中央 1-7-12	66-4201	耐火	300	90
	8	阿寒町公民館	阿寒町中央 2-4-1	66-2222	耐火	881	266
	9	徹別多目的センター	阿寒町徹別中央 34 線 41	68-7181	耐火	342	103
	10	橋南センター	阿寒町仲町 2-6	-	木造	205	62
	11	西徹別多目的研修集会所	阿寒町西徹別 39 線 17	-	木造	71	21
	12	仁々志別多目的センター	阿寒町仁々志別 32 線 89	60-8024	耐火	320	96
	13	阿寒小学校	阿寒町富士見 1-17-1	66-2186	耐火	976	295
	14	布伏内コミュニティセンター	阿寒町布伏内 22 線北 51	69-2111	耐火	285	86
	15	北会館	阿寒町北新町 2-1-2	-	木造	66	20
	16	阿寒中学校	阿寒町北新町 2-4-1	66-3351	耐火	1,018	308
	17	阿寒高等学校	阿寒町仲町 2-7-1	66-3333	耐火	2,040	618
阿寒湖温泉地区	18	阿寒湖まりむ館	阿寒町阿寒湖温泉 2-6-20	67-2505	耐火	621	188
	19	マリモ幼稚園	阿寒町阿寒湖温泉 5-5-7	67-2507	耐火	173	52
	20	阿寒湖温泉子供交流館	阿寒町阿寒湖温泉 5-5-7	67-2070	耐火	63	19
	21	阿寒湖畔トレーニングセンター	阿寒町阿寒湖温泉 5-7-1	67-2162	耐火	121	36
	22	阿寒湖義務教育学校	阿寒町阿寒湖温泉 6-4-1	67-2529	耐火	885	268

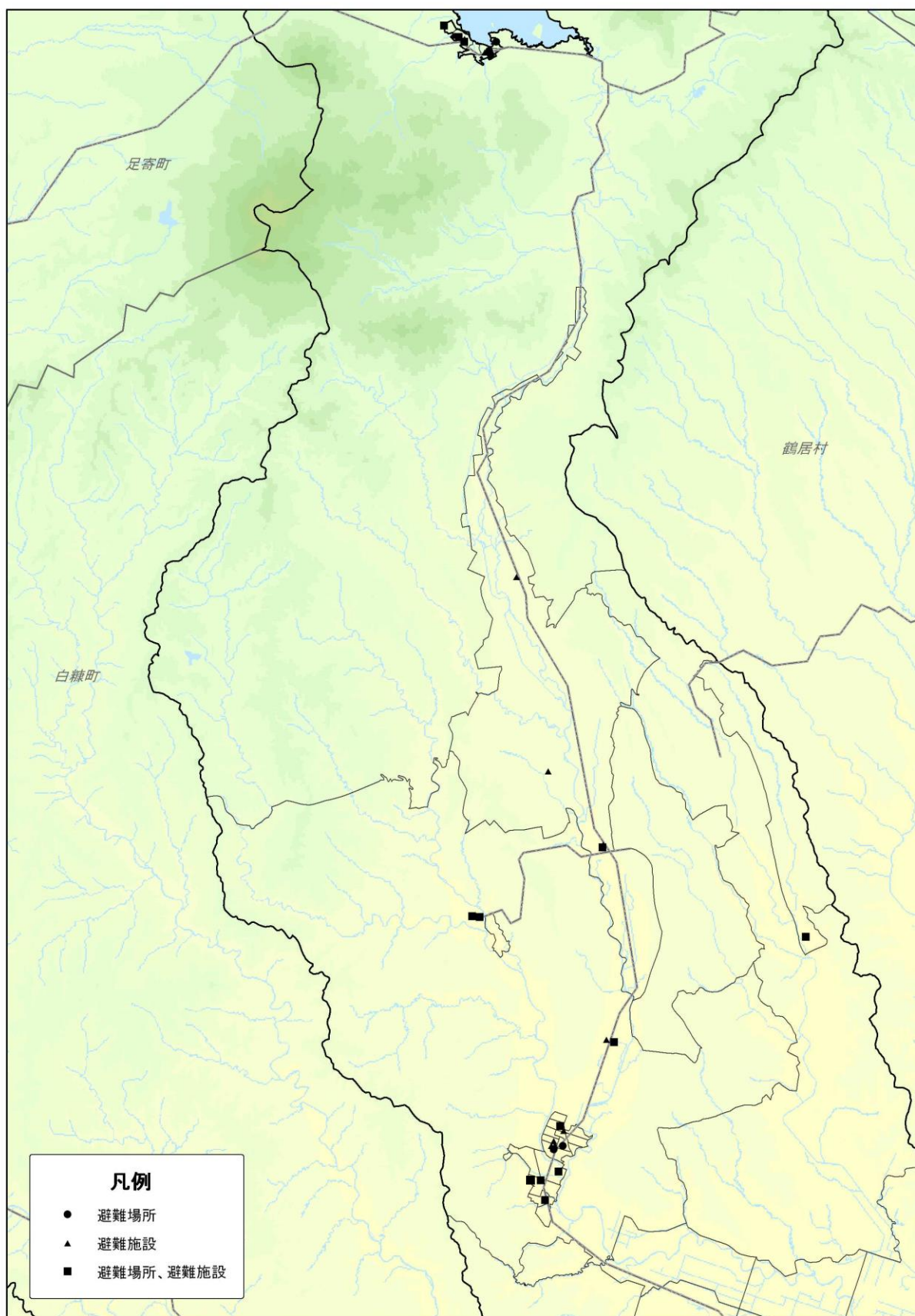
指定避難施設（音別地区）

区分	番号	避難施設	所在地	電話	構造	収容可能 実面積	収容能力 (人)
音別地区	1	大塚体育館	音別町朝日 1-13	01547-6-2131	耐火	1,214	367
	2	音別町文化会館	音別町朝日 2-81	01547-6-3515	耐火	656	198
	3	森林体験交流センター	音別町朝日 2-81	01547-6-3344	耐火	980	296
	4	体験学習センター	音別町音別原野基線 138-46	01547-6-9000	耐火	869	263
	5	川西会館	音別町音別原野西 2 線 30	01547-6-3233	耐火	91	27
	6	おんべつ学園	音別町川東 1-200-1	01547-6-2811	耐火	313	94
	7	林業研修センター	音別町共栄 1-1	01547-6-3221	耐火	155	46
	8	尺別中央会館	音別町尺別原野基線 41-5	01547-6-2892	耐火	91	27
	9	直別生活館	音別町直別原野基線 13-3	01547-6-3279	耐火	91	27
	10	光和会館	音別町中音別 294-4	01547-6-3098	耐火	91	27
	11	拓北会館	音別町中音別 445-1	01547-6-8447	耐火	91	27
	12	音別町コミュニティセンター	音別町中園 1-78	01547-6-3811	耐火	479	145
	13	音別町行政センター	音別町中園 1-134	01547-6-2231	耐火	134	40
	14	音別小学校	音別町中園 2-1	01547-6-2419	耐火	628	190
	15	福祉保健センター（ほほえみ）	音別町中園 2-119-1	01547-9-5151	耐火	412	124
	16	音別中学校	音別町中園 2-2	01547-6-2049	耐火	869	263

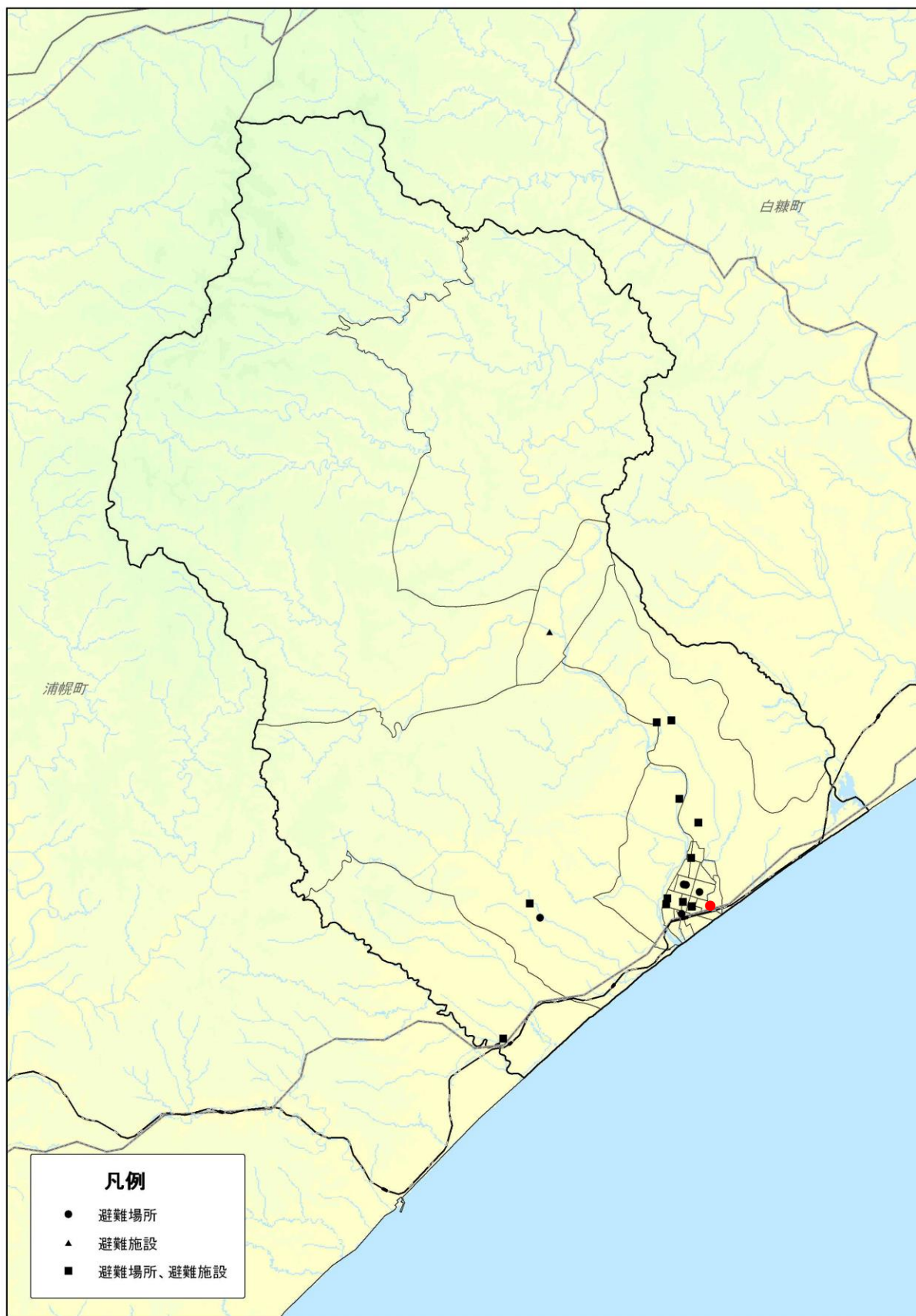
広域避難場所、指定避難施設位置図(釧路地区)



広域避難場所、指定避難施設位置図(阿寒地区)



広域避難場所、指定避難施設位置図(音別地区)



第12節 救急救助・医療救護予防計画

地震発生時においては、建築物の倒壊・落下物等により多数の救急・救助事象の発生が予測されることから、迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機材の整備と応急手当の普及啓発を実施するとともに、医療機関等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療(助産を含む)救護を行うため、事前に必要な体制の整備を図る。

主な実施担当	災対本部	福祉班、こども保健班、消防班、市立病院班
	地域本部	避難援護班、消防班、病院班
防災関係機関等		(一社)釧路市医師会、日本赤十字社釧路市地区 (一社)釧路歯科医師会、(一社)釧路薬剤師会

1 救急体制の整備

地震発生時において、多くの救急事象が発生することが予想されることから、迅速かつ効率的な救急活動に努める。

(1) 救急資機材等の整備充実

高規格救急車及び高度救命処置用資機材の整備を推進するとともに、現場応急救護所に必要な資機材を計画的に整備する。

(2) 救急救命士の養成

救急救命士をすべての救急隊に配置するため、計画的に養成していくとともに、救急資格者の養成に努める。

2 市民に対する応急手当及び救助法の普及啓発

地震による建物やブロック塀の倒壊等に伴う、救急・救助活動に備え、市民に応急手当及び救助法の普及を図り、迅速かつ的確な救急・救助体制の確立を図る。

(1) 救助及び応急手当の指導

地震時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの市民が一刻も早い救助及び応急手当をできるよう、救急・救命講習等を主とした救助・応急手当の指導に努める。

3 災害医療救護体制の確立

こども保健班は、地震の災害から地域住民の生命、健康を守るため、医療機関等の協力を得て医療救護体制の整備を行う。

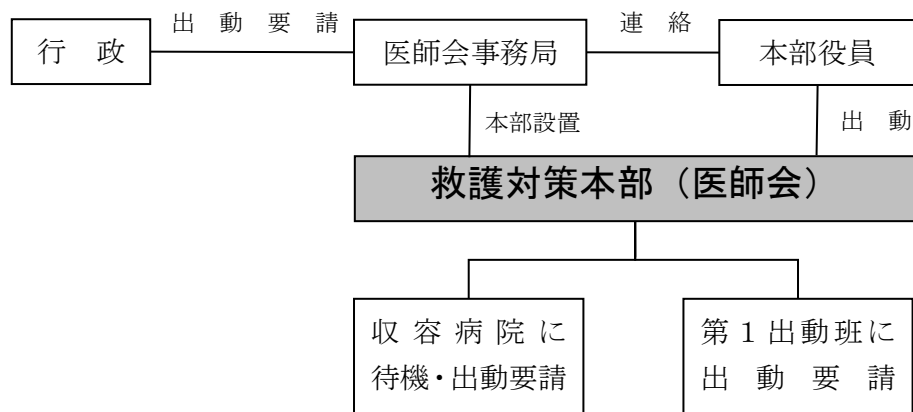
(1) 釧路市医師会救護隊

(一社)釧路市医師会は、災害時における救急医療の体制整備に努める。

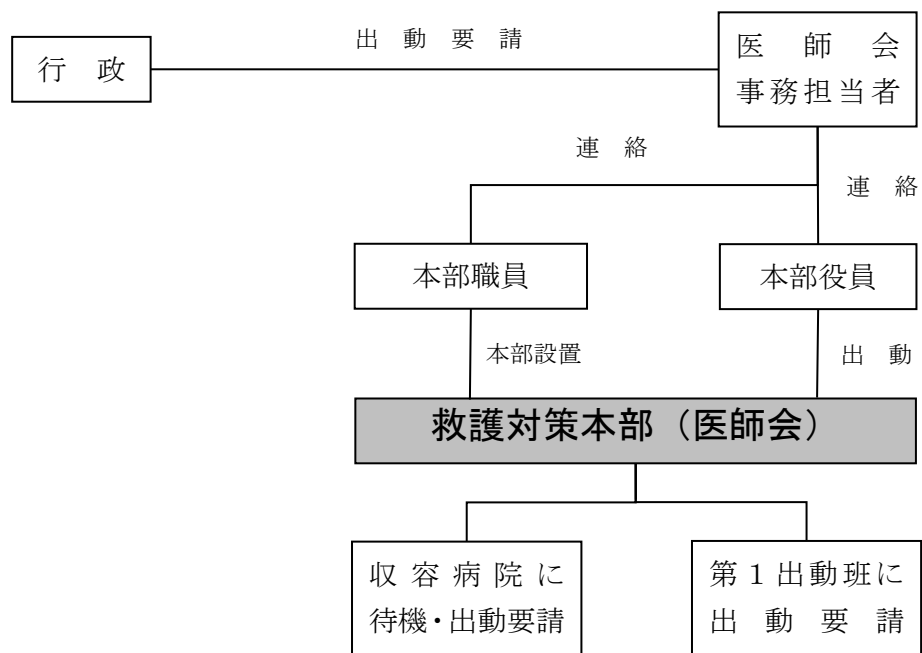
ア 釧路市医師会災害医療救護規定及び釧路市医師会災害医療救護要項

イ 災害発生時の連絡系統図

1 診療時間内



2 診療時間外



- (2) 救護所（応急的医療や処置、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）等の救護活動を行うところ）

ア 救護所の指定

こども保健班は、災害の規模、傷病者の発生状況及び地域医療機関の被害状況を勘案し、医薬品等備蓄場所及び避難施設等の中から救護所を指定する。

イ 救護所における救護班の配置

こども保健班は、(一社)釧路市医師会等と協議の上、救護所に医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び補助者等、状況に応じて必要な救護班を配置する。

ウ 救護班の義務

トリアージ、診断、治療、応急処置及び病院または診療所への搬送、必要に応じて各避難施設の巡回診療を行う。

- (3) 急性期医療が必要な発災後早期に、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）を要請する。

4 患者等の搬送計画

こども保健班は、消防班、(一社)釧路市医師会等の協力を得て、以下の搬送計画を策定する。

- (1) 患者の搬送体制
- (2) 医療従事者の搬送体制
- (3) 医療資機材の搬送体制

5 医薬品・衛生材料等の確保

- (1) 災害時における医薬品・衛生材料等の確保

こども保健班は、医療機関、救護所などにおける災害時の医薬品等の不足に対応するため、(一社)釧路薬剤師会との協定に基づき、医薬品及び衛生材料等を確保する。

- (2) 救護所などへの供給体制の確保

こども保健班は、医療機関、救護所等に必要な医薬品及び衛生材料等を供給する体制を確保する。

- (3) 災害時における輸血用血液の供給体制の連携

福祉班は、医療機関等における災害時の輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社との連携を図る。

6 病院等防災マニュアルの策定

- (1) 各医療機関は、道及び市の地域防災計画を踏まえて、病院等防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模などの事情を踏まえて、病院等防災マニュアルに準じた、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うよう努める。

- (2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

ア 災害対策委員会の設置

防災体制に係る事項（ライフラインの確保・備蓄などの方策・支援協力病院の確保

等)

- イ 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
- ウ 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- エ 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- オ 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策
- カ その他（医療施設等の確保、自家発電装置の運用方法等）

第13節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、乳幼児及びその他の特に配慮を要する人々（以下「要配慮者」という。）の防災対策に努めるとともに、特に、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者で、支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援について、体制の強化・充実を図る。

主な実施担当	災対本部	総務班、福祉班、市民環境班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防災関係機関等	釧路市社会福祉協議会、日本赤十字社釧路市地区 釧路市赤十字奉仕団、釧路市連合防災推進協議会 釧路市家庭防災推進員連絡協議会、消防団、町内会	

1 情報伝達、避難支援、安否確認等の体制づくり

消防本部、警察、自主防災組織、町内会、民生委員、児童委員等と協力しながら、情報伝達、避難支援、安否確認等の体制づくりに努める。

2 災害時における支援意識の醸成

- （1） 要配慮者の支援体制の構築を推進するため、地域住民に対して、要配慮者支援の必要性や方法などについての普及・啓発に努める。
- （2） 地域住民による共助の意識を醸成するため、要配慮者を含めた防災訓練の実施についての普及・啓発に努める。

3 情報伝達手段の整備及び配慮

- （1） 介助支援の必要な要配慮者を対象として、緊急通報システムの利用促進に努める。
- （2） 高齢者や障がい者の中でもそれぞれ必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意し、円滑に避難できるよう迅速かつ的確な情報伝達に努める。

4 避難施設のバリアフリー化の整備

要配慮者に配慮した生活環境を確保するため、避難施設のバリアフリー化に努める。

5 社会福祉施設等での受入れ体制の整備

指定避難施設において生活が困難である要配慮者について、近隣自治体を含めた社会福祉施設等での受入れ体制の整備に努める。

6 ボランティアとの連携

災害ボランティアの人材確保を図るため、手話通訳者等の要配慮者を対象とするボランティア活動を支援するとともに、当該ボランティアの広域的なネットワーク化に努める。

7 避難行動要支援者対策

災害対策基本法及び国が作成した避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の避難行動支援に関する取組指針（以下、「指針」という。）に基づき、要支援者名簿及び要支援者の避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）については次のとおりとする。

（１） 要支援者名簿について

災害対策基本法第 49 条の 10 から同条の 13 に基づき、要支援者の把握に努めるとともに、要支援者名簿を次のとおり作成する。

ア 避難支援等関係者となる者

消防本部、警察、自主防災組織、町内会、民生委員、児童委員、地域包括支援センター、居宅介護事業者等の福祉事業者、その他市長が認める者を避難支援等関係者と定める。

イ 要支援者名簿に掲載する者の範囲

対象者は以下に掲げる者とし、原則、施設等入所者を除くものとする。

（ア）要介護認定 3 以上の認定を受けている者

（イ）介護認定調査による障がい高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）B・C、又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する者

（ウ）視覚障がい又は聴覚障がい 1・2 級で身体障害者手帳を所持する者

（エ）上肢、下肢、体幹機能、呼吸器機能障がいのうちいずれかが 1 級で身体障害者手帳を所持する者

（オ）精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者

（カ）療育手帳 A を所持する者

（キ）市の生活支援を受けている難病患者

（ク）ア～キに掲げるもののほか、支援を要すると市長が認める者とする。

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

（ア）名簿作成に必要な個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援を必要とする理由
- ・その他避難支援等の実施に必要な事項

（イ）入手方法

福祉班が保有する介護・障がいシステムの情報、地域包括支援センター、居宅介護事業者からの提供情報等を用いる。

エ 名簿の管理・更新等に関する事項

要支援者把握調査に伴い名簿の更新を定期的実施し、常に新しい情報を電子媒体と紙媒体の両方で保管する等適切に管理するよう努めるとともに、情報は避難支援等関係者に対して法律に基づき守秘義務が課せられていることを説明したうえで、市内全体のものではなく、その地域の担当分の名簿のみ提供するなど適切に共有し、名簿情報の漏

えい防止を図る。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者間での話し合いにより、支援時による安全確保のためのルールを定め、担当する要支援者にはそのルールの周知を図り、自分の安全確保を第一に考えたうえで可能な限り支援するということを十分理解してもらうよう努める。

(2) 個別避難計画について

災害対策基本法第 49 条の 14 から同条の 17 に基づき、(1)により作成する名簿情報に係る要支援者ごとに、個別避難計画について、次のとおり作成に努める。

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、市は避難支援等関係者と連携し、要支援者について避難支援を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の確保に努めるとともに、具体的な避難支援方法等について十分に協議を行い、指針における作成目標期間や地域の実情を踏まえながら個別避難計画の作成に取り組む。

イ 避難支援等関係者となる者

(1)のアに掲げる記載事項に同じ

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1)のウに掲げる記載事項に加え避難支援等実施者に関する個人情報

エ 個別避難計画の管理・更新等に関する事項

要支援者把握調査や要支援者、避難支援等関係者等からの申出により、個別避難計画の記載事項の変更を把握した場合は随時適切な内容に更新し、情報を電子媒体と紙媒体の両方で保管する等適切に管理するよう努めるとともに、情報は避難支援等関係者に対して、法律に基づき守秘義務が課せられていることを説明したうえで適切に共有し、個別避難計画に関する情報の漏えい防止を図る。

オ 避難支援等関係者の安全確保

(1)のオに掲げる記載事項に同じ

第 14 節 防災知識の普及計画

防災活動の成果をあげるためには、市民の防災意識を高め、理解と協力を得ることが最も必要である。平常時から各種広報媒体を活用し、市の防災計画、防災体制、地震時の心得及び避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及啓発を図る。

主な実施担当	災対本部	総務班、福祉班、教育班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、教育班、消防班
防 災 関 係 機 関 等		北海道電力ネットワーク(株)、(株)N T T 東日本ー北海道、(株)N T T ドコモ北海道支社、釧路ガス(株) 釧路市連合防災推進協議会、町内会 釧路市家庭防災推進員連絡協議会

1 市民への普及

災害時においては、市民自らが「自分の身は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震災害や避難情報等の正しい知識や防災対応等防災知識の普及を図る。

(1) 市広報紙等による防災知識の普及

市の広報紙・パンフレット等を通じて、市民への正しい防災知識の周知徹底を図る。

- ア 食糧・飲料水等の備蓄
- イ 非常持出品の準備
- ウ 地震・津波発生時の心得
- エ 家具等の転倒防止対策
- オ 避難場所・避難路
- カ 災害時の消火、救出救助、応急救護
- キ 地震発生時の危険箇所
- ク 緊急地震速報のしくみと利用の際の心得

(2) 防災に関する講習会及び説明会の開催

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、学校、幼稚園、保育園等の施設、事業所、自主防災組織並びに地域住民等に対し、映画、スライド、講習会等を開催し広くその普及を図る。

(3) 案内標識の設置

避難場所の案内標識を設置し、周知を図る。

(4) 市民防災センターでの防災知識の普及

消防班は、市民防災センターでの学習機会を広く市民に提供し、防災知識の普及を図る。

(5) 防災マップ等による普及

防災情報を取りまとめた防災マップ等を作成し、市民及び防災関係諸機関への防災知識の普及に努める。

(6) 各種団体に対する啓発

各班は、研修会、講習会等を通じて防災に関する資料の提供やビデオの上映会を開催するなど各種団体に対して防災知識の普及に努める。

2 職員への普及

災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために、市職員としての必要な知識や心構えなどの防災教育を、研修等を通じて行う。

(1) 災害発生時の職員の動員体制と役割分担

災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、職員の動員体制及び役割分担について研修等を通じて周知徹底に努める。

(2) 防災訓練への参加

職員の防災技術の習得や防災意識の高揚を図るため、積極的に各種防災訓練への参加を図る。

(3) 見学、現地調査等

防災関連施設、災害警戒箇所等の見学、現地調査を実施し、適確な判断力と行動力を養成する。

(4) 防災関係機関の実施する講習会等への参加

防災関係機関の実施する各種講習会、研修会等に積極的に参加し、防災技術の習得と防災知識の向上に努める。

3 学校教育における防災教育

学校教育においては、児童、生徒等の発達段階に応じて、災害時における危険性について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。

このため、教育班等は児童、生徒に対し、安全教育の一環として教科、学級行事等の教育活動全体を通じて災害時の対応等の理解を深めるよう指導する。

4 要配慮者に対する防災知識の普及

(1) 高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者向けのパンフレットやリーフレット等により防災知識の普及に努める。

(2) 要配慮者の支援体制の構築を推進するため、地域住民に対して、要配慮者支援の必要性や方法などについての普及・啓発に努める。

5 防災関係機関

電力会社、ガス会社、NTTグループ各社、交通機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、市民等が実施すべき安全対策等についての広報を行い、町内会、市連合防災推進協議会、市家庭防災推進員連絡協議会は、それぞれの構成員を通じて防災意識の啓発、防災知識の普及を図る。

第15節 市民の心構え

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの過去の災害経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

主な実施担当	災対本部	総務班、市民環境班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、消防班
防災関係機関等		消防団、町内会 釧路市連合防災推進協議会 釧路市家庭防災推進員連絡協議会

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合いをする。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 落ち着いて行動し、できるだけ早く火の始末をする。
- ウ あわてずに出口を確保し、建物倒壊のおそれを感じたときは、直ちに屋外の安全な場所へ避難する。
- エ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- オ 山崩れ、がけ崩れに注意する。
- カ 大きな揺れ等を感じたら、直ちに高台等へ避難する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- イ 消防計画により避難訓練を実施する。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認する。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、職員以外の者の安全確保を第一に考える。

(2) 地震発生時の心得

- ア 落ち着いて行動し、できるだけ早く火の始末をする。
- イ 職場の消防計画に基づき行動する。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- エ 正確な情報を入手する。
- オ 他の事業者と協力し合う。
- カ エレベーターの使用は避ける。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等が考えられるので、避難するときは車を使用しない。

第 16 節 自主防災組織育成計画

市民の生命、身体及び財産を守るためには、日頃より市民一人ひとりが防災についての知識と防災行動力を高め、自分達の地域は自分達で守るという連帯意識に基づく自主防災組織の結成を促進する必要がある。

また、企業も地域の一員であるという観点から、企業内における自主防災等の強化を推進し、地域企業と自主防災組織との連携を深めるよう指導・支援を行う。

主な実施担当	災対本部	市民環境班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防災関係機関等		消防団、町内会 釧路市連合防災推進協議会 釧路市家庭防災推進員連絡協議会

1 自主防災組織の結成及び育成指導

町内会等の地域ごとに自主防災組織の結成を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとし、結成に当たっては、自主防災組織規約等の作成を指導し、効果的な防災活動の促進を図る。

(1) 自主防災組織マニュアル

町内会を基本単位とした自主防災組織の新規結成方法、組織活動の円滑な運営方法等を取りまとめた自主防災組織のマニュアルを作成し、自主防災組織の結成及び育成指導に努める。

(2) 結成及び育成支援に関する窓口

消防班及び市民環境班は、市連合防災推進協議会、市家庭防災推進員連絡協議会及び町内会と連携を図りながら、自主防災組織の育成及び指導を行う。自主防災組織の育成指導に関する相談窓口は、以下のとおりである。

自主防災組織の育成指導に関する相談窓口

窓 口	電話番号
消防本部予防課	23-0426
中央消防署	23-0430
西消防署	51-1658

2 自主防災組織の編成と任務

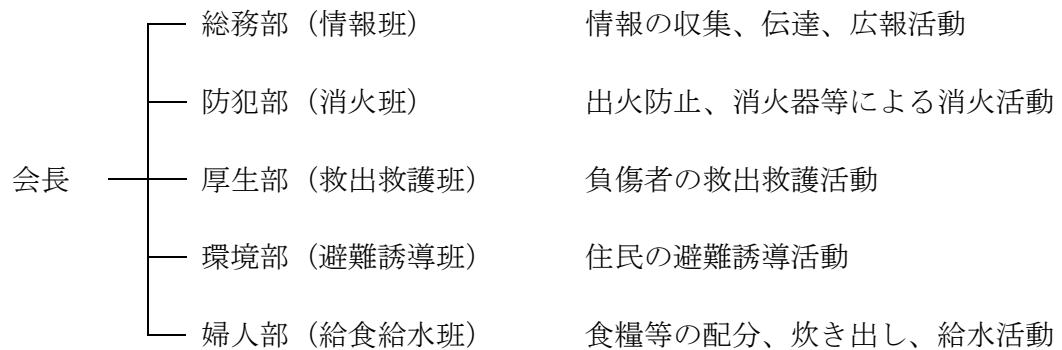
(1) 自主防災組織の編成

基本的には、町内会等の組織を利用した編成とし、消火班、救出救護班、情報班等を設けるよう努める。

(2) 企業自主防災組織等との連携

企業の自主防災組織は、自主防災の強化を図るとともに、地域社会の一員として地域ぐるみの防災体制への積極的な参加が必要である。従って、日頃から地域の自主防災組織との連携を図り、地域全体の防災力の向上に努める。

自主防災組織構成例（町内会組織）



（注）班員は無理なく張り付けられる必要があるが、消防機関が育成指導している市家庭防災推進員連絡協議会等の自主防災組織の協力を検討する必要がある。

3 自主防災組織が行う主な活動

自主防災組織は、「自分達の地域は自分達で守る」を原則として、主に以下のような活動を実施する。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火活動、救出救護、避難誘導等の応急対策
- (3) 防災訓練
- (4) その他必要な活動

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防ぐとともに、応急的な対策を講じるための計画を定める。

第1節 組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における組織及び動員については、各部課の日常業務を考慮し、次のように定める。

1 警戒・非常配備体制

市域に係る気象情報等の発表及び災害時には、一定の基準のもと、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、災害に対処する。

災 害 区 分	基 準	組織体制	配備体制
地 震	市域で震度4を観測したとき	災害警戒本部	警戒配備
	市域で震度5弱を観測したとき	災害対策本部	第1非常配備
	市域で震度5強以上を観測したとき		第2非常配備
津 波	北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき	災害警戒本部	警戒配備
	北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき	災害対策本部	第1非常配備
	北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき		第2非常配備
火 山	雌阿寒岳に火口周辺警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されたとき	災害警戒本部	警戒配備
	雌阿寒岳に噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」が発表されたとき	災害対策本部	第1非常配備
	雌阿寒岳に噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されたとき		第2非常配備
その他の災害	1 市域に気象警報が発表されたとき 2 市域に北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき 3 市域が災害時で、災害対策本部を設置するまでに至らないとき	災害警戒本部	警戒配備 (又は連絡がとれる体制)

	市域で風水害その他の災害が発生し、災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき	災害対策本部	第1又は第2非常配備
--	--	--------	------------

2 釧路市災害警戒本部

釧路市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、釧路市災害対策本部を設置するまでに至らない災害において、総務部長が設置を指示し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する体制である。

(1) 警戒本部の業務

- ア 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- イ 警戒本部に必要な職員の配備
- ウ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- エ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(2) 警戒本部の設置及び解散

ア 設置基準

警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (ア) 市域で震度4の地震を観測したとき。
- (イ) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。
- (ウ) 雌阿寒岳に周辺警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されたとき。
- (エ) 市域に気象警報が発表されたとき。
- (オ) 市域が災害時で、災害対策本部を設置するまでに至らないとき。
- (カ) その他総務部長が必要と認めるとき。

イ 警戒本部の解散

予想された災害の発生危険が解消したとき又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したときに解散する。

ウ 報告等

総務部長は、警戒本部を設置又は解散した場合は釧路総合振興局に通知するとともに、報道機関を通じ市民へ周知する。

エ 警戒配備体制

- (ア) 警戒本部の設置に伴い、警戒活動を行わなければならない班は、次のとおりとする。

区 分	配 備 体 制
地震災害の場合	総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、市民環境班、産業振興班、住宅都市班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班、消防班及び教育班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
津波災害の場合	総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、市民環境班、産業振興班、住宅都市班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班、消防班及び教育班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
火山災害の場合	総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、市民環境班、産業振興班、住宅都市班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班、消防班及び教育班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
風水害の場合	総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、市民環境班、産業振興班、住宅都市班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班、消防班及び教育班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
その他の災害の場合	その都度、各班において防災活動上必要な職員

- (イ) 総務部長は、災害の状況に応じ、警戒配備担当班を減少又は警戒配備担当班以外の班に警戒活動を指示することができる。

オ 組織及び運営

(ア) 警戒本部長

警戒本部は、総務部長を本部長、総務部防災危機管理課長の職にあるものを副本部長とする。

(イ) 連絡会議

警戒本部長は、災害の警戒及び応急対策の実施に関し、必要があるときは、警戒配備担当班長を招集し、その会議を主宰する。

(ウ) 警戒配備の指示

警戒本部長は、警戒本部を設置した場合、災害の種別に応じ、警戒配備担当班長に対し、警戒配備を指示する。

(エ) 警戒配備体制

警戒に当たる職員は、担当班長及び各班において警戒活動上必要な職員とする。

(オ) 警戒本部の庶務

警戒本部に係る庶務は、総務部防災危機管理課防災危機管理係が行う。

(カ) 釧路市災害対策本部への移行

警戒本部は、市域に災害が発生し、重大な影響を与えると認められる場合

又は被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められる場合は、釧路市災害対策本部に移行する。

3 釧路市災害対策本部

市長は、災害時で必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進する。

(1) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

- (ア) 市域で震度 5 弱以上の地震を観測したとき。
- (イ) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (ウ) 雌阿寒岳に噴火警報「噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）」または「噴火警戒レベル 5（避難）」が発表されたとき。
- (エ) 市域で風水害その他の災害が発生し、災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき。
- (オ) その他市長が必要と認めるとき。

イ 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所防災庁舎に設置し、出入口に「釧路市災害対策本部」の標識を掲示する。

なお、市役所防災庁舎が災害等により使用不可能と判断された場合は、市役所本庁舎、消防庁舎、生涯学習センター等使用可能な場所に災害対策本部を設置する。

ウ 解散

災害対策本部は、災害の危険が解消したと認めるとき又は災害対策がおおむね完了したと認めるときに解散する。

エ 報告

災害対策本部を設置又は解散したときは、次の機関に対し、速やかに報告等を行う。

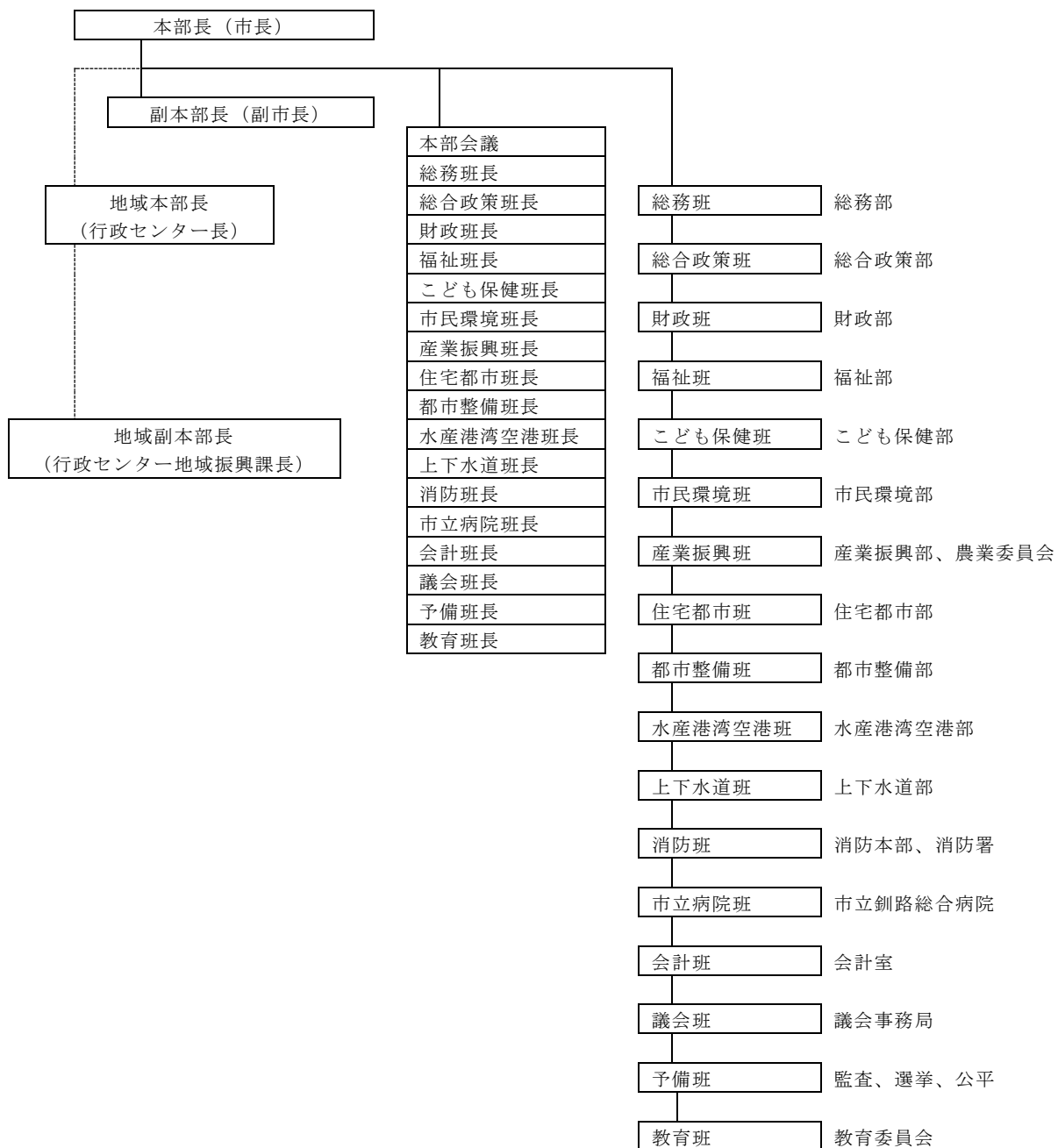
- (ア) 知事（総合振興局）に対する報告
- (イ) 防災関係機関に対する周知
- (ウ) 報道機関等を通じての市民への周知

(2) 組織

ア 災害対策本部組織

- (ア) 災害対策本部の構成

災害対策本部組織



(イ) 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

(ウ) 副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(エ) 本部会議

災害対策本部の中心に、本部長、副本部長及び関係各班の班長により構成される本部会議を置く。

(オ) 班

災害対策本部に班を置く。各班は組織図に示されるように、日常業務の専門性に合わせた庁内各部及び部門により構成される。

イ 災害対策本部の業務分担

班及び班長	業務分担	班 員
総務班 ◎総務部長 ○デジタル行政担当部長 ○防災危機管理監 ○職員監 ○総務課長 ○契約管理課長	1 災害対策本部に関すること。 2 釧路市防災会議その他関係機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 3 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 4 各班との連絡調整に関すること。 5 各班の非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 災害時の車両配車に関すること。 7 防災行政無線の運用に関すること。 8 防災従事者に対する食糧調達に関すること。 9 災害対策資材の調達に関すること。 10 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。	総務部職員
総合政策班 ◎総合政策部長 ○自治体戦略担当部長 ○都市経営課長 ○市民協働推進課長 ○秘書課長	1 災害復旧計画に関する関係機関への要望書の作成に関すること。 2 災害に関する市民への広報活動に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 災害写真の撮影に関すること。 5 被災者からの広聴活動に関すること。 6 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 7 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 8 関係所管諸施設の災害対策及びその被害調査に関すること。	総合政策部職員
財政班 ◎財政部長 ○財政課長 ○市有財産対策室長 ○市民税課長	1 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用関係事務に関すること。 2 応急救助予算の編成経理及び資金の調達に関すること。 3 避難施設の開設及び管理運営に関すること。 4 住民の避難誘導に関すること。 5 関係所管諸施設及び公有財産の災害対策並びにその被害調査に関すること。	財政部職員
市民環境班 ◎市民環境部長 ○市民生活課長 ○戸籍住民課長 ○環境保全課長 ○環境事業課長	1 市民組織(自主防災組織を含む。)との連絡及び協力依頼に関すること。 2 被災地の環境衛生に関すること。 3 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 4 災害時の公害の発生予防及び緊急措置に関すること。 5 災害による遺体処理に関すること。	市民環境部職員

	6 総合政策班が行う市民への広報活動の支援に関する事。 7 財政班が行う避難施設の開設及び管理支援に関する事。 8 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	
福祉班 ◎福祉部長 ○社会援護課長 ○障がい福祉課長 ○介護高齢課長	1 被災者に対する食糧及び諸援護物資の支給に関する事。 2 被災者の生活援護に関する事。 3 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の関係事務に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整並びにボランティア団体、民生委員等社会事業団体との連絡及び協力要請に関する事。 5 被災者台帳の作成・管理及び罹災証明の発行に関する事。 6 住家の被害判定及び人的被害の把握に関する事。 7 避難行動要支援者に関する事。 8 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	福祉部職員
こども保健班 ◎こども保健部長 ○こども育成課長 ○こども支援課長 ○健康推進課長	1 保健衛生に関する事。 2 医療機関との連絡及び協力要請に関する事。 3 救護所の開設及び管理に関する事。 4 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	こども保健部職員
産業振興班 ◎産業振興部長 ○観光振興担当部長 ○観光振興監 ○商業労政課長 ○産業推進室長 ○農林課長 ○農業委員会事務局長	1 被災者に対する食糧及び諸援護物資の調達に関する事。 2 商工被害の調査及び援護対策に関する事。 3 災害復旧対策における労働力の確保に関する事。 4 農林被害の調査及び援護対策に関する事。 5 治山施設等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 6 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	産業振興部職員、農業委員会事務局職員
住宅都市班 ◎住宅都市部長 ○都市計画課長 ○住宅課長 ○建築課長 ○建築指導課長	1 造成宅地、急傾斜地等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 被災地における建築指導に関する事。 3 被災者に対する応急住宅の確保及び仮設住宅の建設に関する事。 4 応急危険度判定に関する事。 5 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	住宅都市部職員

都市整備班 ◎都市整備部長 ○都心部まちづくり担当部長 ○都心部まちづくり推進室長 ○公園緑地課長 ○道路河川課長 ○道路維持事業所長	1 道路、橋梁等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 河川及び海岸の被害に関する事。 3 作業用車両及び機械の確保並びにその運用に関する事。 4 災害対策資材の輸送に関する事。 5 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	都市整備部職員
水産港湾空港班 ◎水産港湾空港部長 ○港湾空港課長 ○水産統括監	1 港湾関係諸施設等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 船舶及び水難救護に関する事。 3 救助物資等の海上運送に関する事。 4 水産被害の調査及び援護対策に関する事。 5 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	水産港湾空港部職員
上下水道班 ◎公営企業管理者 ○上下水道部長 ○上下水道部総務課長 ○上下水道部下水道建設管理課長	1 上下水道関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 被災地における飲料水及び排水機能の確保並びに応急給水に関する事。 3 作業用車両及び機械の確保並びにその運用に関する事。 4 総務班の支援に関する事。 5 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	上下水道部職員
教育班 ◎教育長 ○学校教育部長 ○生涯学習部長	1 教育関係諸施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 在校児童・生徒の避難状況の調査に関する事。 3 被災児童・生徒に対する教科書等の調達及び供与に関する事。 4 教育関係の避難施設の開設に関する事。	教育委員会職員
消防班 ◎消防長 ○警防課長	1 災害情報及び気象情報の収集に関する事。 2 緊急通信連絡に関する事。 3 水火災予防その他緊急災害予防及び消防活動に関する事。 4 災害時における住民広報及び避難広報に関する事。 5 被災地における人命救助並びに行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。 6 消防団との連絡調整に関する事。 7 災害状況及び原因調査に関する事。 8 避難行動要支援者に関する事。 9 自主防災組織に関する事。 10 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	消防本部職員、中央消防署職員、西消防署職員（阿寒支署、阿寒湖温泉支署、音別支署及び白糠支署を除く。）

市立病院班 ◎事務部長 ○総務課長 ○医事課長 ○新棟建設推進室長 ○経営企画課長	1 傷病者の収容、手当、助産その他一般医療に関する事。 2 釧路市医師会救護隊との連携に関する事。 3 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。	市立釧路総合病院職員
会計班 ◎会計管理者 ○出納主幹	1 義援金及び見舞金の受付並びにその保管に関する事。 2 応急救助等に要する経費の出納及び保管に関する事。	会計室職員
議会班 ◎議会事務局長 ○議事課長	1 議会との連絡調整に関する事。 2 本部長がその都度指示するところによる各班の支援に関する事。	議会事務局職員
予備班 ◎代表監査委員 ○監査事務局長 ○選挙管理委員会事務局長	1 本部長がその都度指示するところによる各班の支援に関する事。	監査事務局職員、公平委員会事務局職員、選挙管理委員会事務局職員

※ 左欄の◎印は班長であることを、○印は副班長であることを示す。

※ 部次長（副班長に充てられている者を除く。）については、副班長に準じ、班長の命を受け所属班員を指揮監督する。

※ 各班においては、上記に掲げる業務分担以外（想定外）の事由が発生した場合、災害対策本部の命令により、業務分担以外の業務に従事することとする。

※令和元年度以降における暫定業務対応について

・総合政策班

「2 災害に関する市民への広報活動に関する事。」については、総合政策班長の指示のもと、財政班新設前と同様に財政課及び市有財産対策室職員の一部がその業務に従事する。

・財政班

「3 避難施設の開設及び管理運営に関する事。」については、財政班長の指示のもと、財政班新設前と同様に契約管理課職員の一部がその業務に従事する。

ウ 非常配備体制

災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとる。

非常配備の種別、配備時期、配備体制の基準は次のとおりとする。

種別	配 備 時 期	配 備 体 制
第1非常配備	1 市域で震度5弱の地震を観測したとき。 2 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。 3 雌阿寒岳に噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」が発表されたとき。 4 市域で風水害その他の災害が発生し、災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき。 5 その他市長が必要と認めるとき。	課長相当職以上の職員、各部庶務担当課専門員相当職以上の職員、市有施設管理担当部署係長相当職以上の職員及び各班において防災活動上必要な職員
第2非常配備	1 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。 2 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。 3 雌阿寒岳に噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されたとき。 4 市域で風水害その他の災害が発生し、かつ、拡大するおそれがある場合で災害対策を全庁的に実施する体制が必要と市長が認めるとき。 5 その他市長が必要と認めるとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、各班において防災活動上必要な職員

※ 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

（3） 災害対策本部各班の配備要員

ア 総務班長は、本部長の非常配備決定に基づき、各班長に対し災害対策本部の設置及び非常配備の規模を通知する。

イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に従事する。

エ 各班においては、あらかじめ班内の動員系統を確立しておく。

（4） 第1非常配備体制下の活動

ア 本部長は、災害対策本部の機能を円滑にするため必要に応じ本部会議を開催する。

イ 関係班長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制、応急対策を強化する。

ウ 総務班長は、関係班長及び防災会議と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。

エ 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

- (7) 事態の重要性を班員に徹底させ、応急業務を行うこと。
- (4) 装備、物資、機材、設備等を点検し、必要に応じて被災地へ配備すること。
- (ウ) 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。
- (5) 第2非常配備下の活動
- 第2非常配備が指令された後は、各班長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動の状況を本部長に報告する。
- (6) 市長の権限の委任
- 市長は必要に応じ、次の権限を職員に委任できる。
- 災害対策基本法第23条 災害対策本部の設置
- 災害対策基本法第56条 警報の伝達と警告
- 災害対策基本法第59条 設備及び物件の除去、保安その他必要な事前措置
- 災害対策基本法第60条 避難のための立退き指示、避難解除の公示
- 災害対策基本法第62条 災害の拡大を防止するために必要な応急措置
- 災害対策基本法第63条 警戒区域設定権
- 災害対策基本法第64条 土地、建物その他の工作物、土石、竹林、その他の物件の使用若しくは収用
- 災害対策基本法第65条 市民を防災業務に従事させること

4 地域本部（行政センター）の組織・動員計画

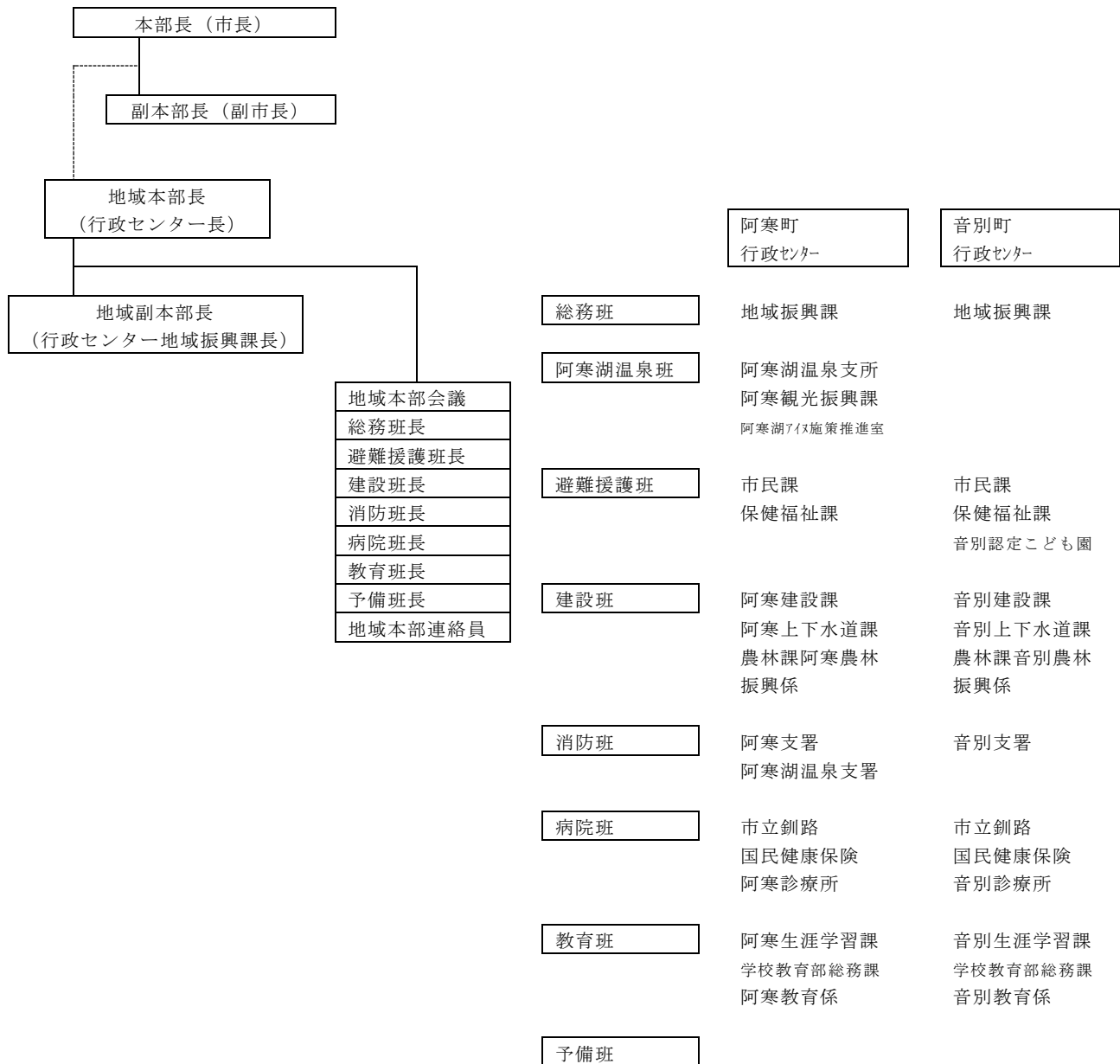
(1) 警戒地域本部の警戒配備体制

警戒地域本部の設置に伴い、警戒活動を行わなければならない班は、次のとおりとする。

区 分	配 備 体 制	
	阿寒町行政センター	音別町行政センター
地震災害の場合	総務班、阿寒湖温泉班、避難援護班、建設班、教育班及び消防班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員	総務班、避難援護班、建設班、教育班及び消防班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
津波災害の場合	総務班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員	総務班、避難援護班、建設班、教育班及び消防班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
火山災害の場合	総務班、阿寒湖温泉班、避難援護班、建設班、教育班及び消防班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員	総務班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
風水害の場合	総務班、阿寒湖温泉班、避難援護班、建設班、教育班及び消防班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員	総務班、避難援護班、建設班、教育班及び消防班の班長並びに各班において防災活動上必要な職員
その他の災害の場合	その都度、各班において防災活動上必要な職員	その都度、各班において防災活動上必要な職員

(2) 災害対策地域本部の構成

災害対策地域本部組織



(3) 災害対策地域本部の業務分担

ア 阿寒町災害対策地域本部

対策班及び班長	業務分担	班 員
総務班 ◎地域振興課長 ○地域振興総括係長	1 災害対策地域本部に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 4 各班との連絡調整に関すること。 5 各班の非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 災害時の車両配車に関すること。 7 防災行政無線の運用に関すること。 8 防災従事者に対する食糧調達に関すること。 9 災害対策資材の調達に関すること。 10 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 11 義援金及び見舞金の受付並びにその保管に関すること。 12 応急救助等に要する経費の出納及び保管に関すること。 13 災害に関する市民への広報活動に関すること。 14 報道機関との連絡に関すること。 15 災害写真の撮影に関すること。 16 被災者からの広聴活動に関すること。 17 商工被害の調査及び援護対策に関すること。 18 災害復旧対策における労働力の確保に関すること。 19 関係所管諸施設及び公有財産の災害対策並びにその被害調査に関すること。	地域振興課職員
阿寒湖温泉班 ◎阿寒湖温泉支所長 ○阿寒観光振興課長 ○阿寒観光活性化主幹 ○阿寒湖アイヌ施策推進室長 ○阿寒湖温泉支所総括係長 ○阿寒観光振興課総括係長 ○阿寒湖アイヌ施策推進室総括係長	1 災害対策地域本部との連絡調整に関すること。 2 阿寒湖温泉地区内における災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 3 災害時の車両配車に関すること。 4 災害対策地方本部を構成する他班の支援に関すること。 5 防災従事者に対する食糧調達に関すること。 6 災害対策資材の調達に関すること。 7 阿寒湖温泉支所・阿寒観光振興課・阿寒湖アイヌ施策推進室所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。	阿寒湖温泉支所職員 阿寒観光振興課職員 阿寒湖アイヌ施策推進室職員

避難援護班 ◎市民課長 ○保健福祉課長 ○地域保健連携主幹 ○市民課総括係長 ○保健福祉課長補佐	1 避難施設の開設及び管理に関すること。 2 住民の避難誘導に関すること。 3 被災地の環境衛生に関すること。 4 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 5 災害時の公害の発生予防及び緊急措置に関すること。 6 災害による遺体処理に関すること。 7 被災者に対する食糧及び諸援護物資の調達並びに支給に関すること。 8 被災者の生活援護に関すること。 9 日本赤十字社との連絡調整並びにボランティア団体、民生委員等社会事業団体との連絡及び協力要請に関すること。 10 罹災証明の発行に関すること。 11 住家及び人的被害の把握に関すること。 12 避難行動要支援者に関すること。 13 保健衛生に関すること。 14 救護所の開設及び管理に関すること。 15 市民組織（自主防災組織を含む。）との連絡及び協力依頼に関すること。 16 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。	市民課職員 保健福祉課職員
建設班 ◎阿寒建設課長 ○阿寒上下水道課長 ○阿寒農林振興主幹 ○阿寒建設課長補佐 ○阿寒上下水道課総括係長	1 造成宅地、急傾斜地等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 被災地における建築指導に関すること。 3 被災者に対する応急住宅の確保及び仮設住宅の建設に関すること。 4 応急危険度判定に関すること。 5 道路、橋りょう、上下水道等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 6 作業用車両及び機械の確保並びにその運用に関すること。 7 災害対策資材の輸送に関すること。 8 被災地における飲料水及び排水機能の確保並びに非常給水に関すること。 9 避難援護班の支援に関すること。 10 治山施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 11 農林被害の調査及び援護対策に関すること。 12 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。	阿寒建設課職員 阿寒上下水道課職員 農林課（阿寒農林振興担当）職員

教育班 ◎阿寒生涯学習課長 ○学校教育部総務課阿寒教育係総括係長	1 教育関係諸施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 在校児童・生徒の避難状況の調査に関すること。 3 被災児童・生徒に対する教科書等の調達及び供与に関すること。 4 教育関係の避難施設の開設に関すること。 5 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。	阿寒生涯学習課職員 学校教育部総務課（阿寒教育係）職員
消防班 ◎阿寒支署長 ◎阿寒湖温泉支署長 ○阿寒支署長補佐 ○阿寒湖温泉支署長補佐 ※発災管轄区域の支署長を班長とする。	1 災害情報及び気象情報の収集に関すること。 2 緊急通信連絡に関すること。 3 水火災予防その他緊急災害予防及び消防活動に関すること。 4 災害時における住民広報及び避難広報に関すること。 5 被災地における人命救助並びに行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。 6 消防団との連絡調整に関すること。 7 災害状況及び原因調査に関すること。 8 避難行動要支援者に関すること。 9 自主防災組織に関すること。 10 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。	阿寒支署職員 阿寒湖温泉支署職員
病院班 ◎市立釧路国民健康保険阿寒診療所事務長 ○市立釧路国民健康保険阿寒診療所事務長補佐	1 傷病者の収容、手当、助産その他一般医療に関すること。 2 釧路市医師会救護隊との連携に関すること。 3 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。	市立釧路国民健康保険阿寒診療所職員
予備班 ◎地域振興課長 ○地域振興課総括係長	1 地域本部長がその都度指示するところによる各班の支援に関すること。	地域本部長が必要と認めた職員

※ 左欄の◎印は班長であることを、○印は副班長であることを示す。

イ 音別町災害対策地域本部

対策班及び班長	業務分担	班 員
総務班 ◎地域振興課長 ○地域振興課総括係長	1 災害対策地域本部に関する事。 2 災害対策本部との連絡調整に関する事。 3 災害情報及び被害状況の取りまとめに関する事。 4 各班との連絡調整に関する事。 5 各班の非常配置人員の把握及び調整に関する事。 6 災害時の車両配車に関する事。 7 防災行政無線の運用に関する事。 8 防災従事者に対する食糧調達に関する事。 9 災害対策資材の調達に関する事。 10 災害視察者及び見舞者の応接に関する事。 11 義援金及び見舞金の受付並びにその保管に関する事。 12 応急救助等に要する経費の出納及び保管に関する事。 13 災害に関する市民への広報活動に関する事。 14 報道機関との連絡に関する事。 15 災害写真の撮影に関する事。 16 被災者からの広聴活動に関する事。 17 関係所管諸施設及び公有財産の災害対策並びにその被害調査に関する事。 18 防災備品の搬出及び配置に関する事。 19 商工被害の調査及び援護対策に関する事。	地域振興課職員
避難援護班 ◎市民課長 ○保健福祉課長	1 避難施設の開設及び管理に関する事。 2 住民の避難誘導に関する事。 3 被災地の環境衛生に関する事。 4 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 5 災害時の公害の発生予防及び緊急措置に関する事。 6 災害による遺体処理に関する事。 7 被災者に対する食糧及び諸援護物資の調達並びに支給に関する事。 8 被災者の生活援護に関する事。 9 日本赤十字社との連絡調整並びにボランティア団体、民生委員等社会事業団体との連絡及び協力要請に関する事。 10 罹災証明の発行に関する事。 11 住家及び人的被害の把握に関する事。	市民課職員 保健福祉課職員 音別認定こども園職員

	と。 12 避難行動要支援者に関すること。 13 保健衛生に関すること。 14 救護所の開設及び管理に関すること。 15 市民組織（自主防災組織を含む。）との連絡及び協力依頼に関すること。 16 災害復旧対策における労働力の確保に関すること。 17 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 18 災害発生時における逸散犬等の保護・収容に関すること。	
建設班 ◎音別建設課長 ○音別上下水道課長 ○音別農林振興主幹	1 造成宅地、急傾斜地等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 建築物等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 被災者に対する応急住宅の確保及び仮設住宅の建設に関すること。 4 河川の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 5 道路、橋りょう、上下水道等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 6 作業用車両及び機械の確保並びにその運用に関すること。 7 災害対策資材の輸送に関すること。 8 被災地における飲料水及び排水機能の確保並びに非常給水に関すること。 9 災害復旧対策における労働力の確保に関すること。 10 治山施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 11 農林被害の調査及び援護対策に関すること。 12 関係所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 13 水産被害の調査及びその援護対策に関すること。	音別建設課職員 音別上下水道課職員 農林課（音別農林振興係）職員
教育班 ◎音別生涯学習課長 ○音別生涯学習課生涯学習スポーツ係総括係長 ○学校教育部総務課音別教育係総括係長	1 教育関係諸施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 在校児童・生徒の避難状況の調査に関すること。 3 被災児童・生徒に対する教科書等の調達及び供与に関すること。 4 教育関係の避難施設の開設に関すること。	音別生涯学習課職員 学校教育部総務課（音別教育係）職員

消防班 ◎音別支署長 ○音別支署長補佐	1 災害情報及び気象情報の収集に関する こと。 2 緊急通信連絡に関すること。 3 水火災予防その他緊急災害予防及び 消防活動に関すること。 4 災害時における住民広報及び避難広 報に関すること。 5 被災地における人命救助並びに行方 不明者の捜索及び遺体の収容に関するこ と。 6 消防団との連絡調整に関すること。 7 災害状況及び原因調査に関すること。 8 避難行動要支援者に関すること。 9 自主防災組織に関すること。 10 関係所管諸施設の災害対策及び被害 調査に関すること。	音別支署職員
病院班 ◎市立釧路国民健 康保険音別診療 所事務長 ○市立釧路国民健 康保険音別診療 所総括係長	1 傷病者の収容、手当、助産その他一般 医療に関すること。 2 釧路市医師会救護隊との連携に関す ること。 3 関係所管諸施設の災害対策及び被害 調査に関すること。	市立釧路国民 健康保険音別 診療所職員
予備班 ◎地域振興課長 ○地域活性化推進 主幹 ○地域振興課総括 係長	1 地域本部長がその都度指示するところ による各班の支援に関すること。	地域本部長が 必要と認めた 職員

※ 左欄の◎印は班長であることを、○印は副班長であることを示す。

(4) 災害対策地域本部の非常配備体制

災害対策地域本部の非常配備体制基準は、災害対策本部の非常配備体制基準に準ずる。

第2節 職員動員計画

この計画は、勤務時間外において地震が発生した場合に、災害応急対策活動に必要な職員の動員について定める。

主な実施担当	災対本部	総務班
	地域本部	総務班

1 勤務時間の伝達系統

- (1) 災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、総務班長は各班長に対し配備体制を指令する。
- (2) 災害対策地域本部が設置された場合、本部長の指示により、地域本部長は各班長に対し配備体制を指令する。
- (3) 各班長は、指令に基づき直ちに所属職員に連絡し、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他各所掌の業務分担表に基づき応急措置を実施する体制を確立する。

2 休日又は退庁後の伝達系統

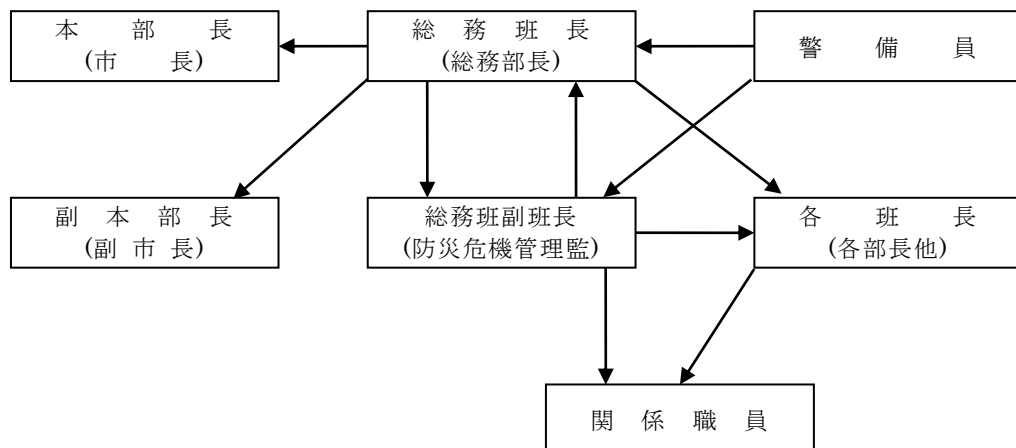
- (1) 退庁後における各班員の連絡方法

各班長は、班員を直ちに動員できるよう職員非常招集連絡系統表を平常時より作成準備する。

- (2) 警備員による非常伝達

警備員は、釧路地方気象台又は防災上部機関から気象等に関する連絡があった場合は、直ちに総務班長（総務部長）、総務副班長（防災危機管理監）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部課長に連絡する。

なお、行政センターにおける警備員による非常伝達については、上記事項を準用する。



3 職員の非常登庁

勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、自らの判断により、若しくは所属の長と連絡の上登庁する。

4 動員の原則

- (1) 本市に所属するすべての職員は、勤務時間外においても、地震が発生し災害が予測されるときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により直ちに所属勤務場所に参加する。
- (2) 釧路地区において地震により、道路、橋梁等が損壊し、所属勤務場所への到着が不可能なときは、次の施設に参加し、指示を受ける。

施設名	住所	連絡方法
市役所防災庁舎	黒金町8丁目2番地	防災行政無線（移動系） 衛星携帯電話
湿原の風アリーナ釧路 （ウインドヒルくしろスー パーアリーナ）	広里18番地	衛星携帯電話
生涯学習センター	幣舞町4番28号	防災行政無線（移動系） 衛星携帯電話
鳥取コミュニティセンター	鳥取北8丁目3番	衛星携帯電話

- (3) 釧路地区から阿寒・音別地区及び阿寒・音別地区から釧路地区へ勤務する職員は、地震等災害の被災状況により所属勤務場所への到着が不可能なときは、居住地の市役所、行政センター等の施設に参加し、指示を受ける。
- (4) 各班長は、あらかじめ職員非常招集連絡系統表を作成し、直ちに職員を動員できる体制を準備する。

5 動員時の留意事項

地震発生と同時に職員は、次の要領で自動的に行動を開始する。

- (1) 参集者の服装・携行品
応急活動に便利で安全な服装とし、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯、その他必要な用具をできる限り携行する。
- (2) 動員途上の緊急措置
職員は、動員途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防又は警察機関等へ通報連絡するとともに適切な措置をとる。
- (3) 参集者の配備と任務分担
各班長は、動員職員の任務分担について事前に細部計画を平常時より準備する。

第3節 災害情報収集伝達計画

地震発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、消防班
	地域本部	総務班、消防班
防災関係機関等		(株)NTT東日本ー北海道、(株)NTTドコモ北海道支社 NHK釧路放送局、その他報道機関、釧路地方気象台 釧路総合振興局、消防団

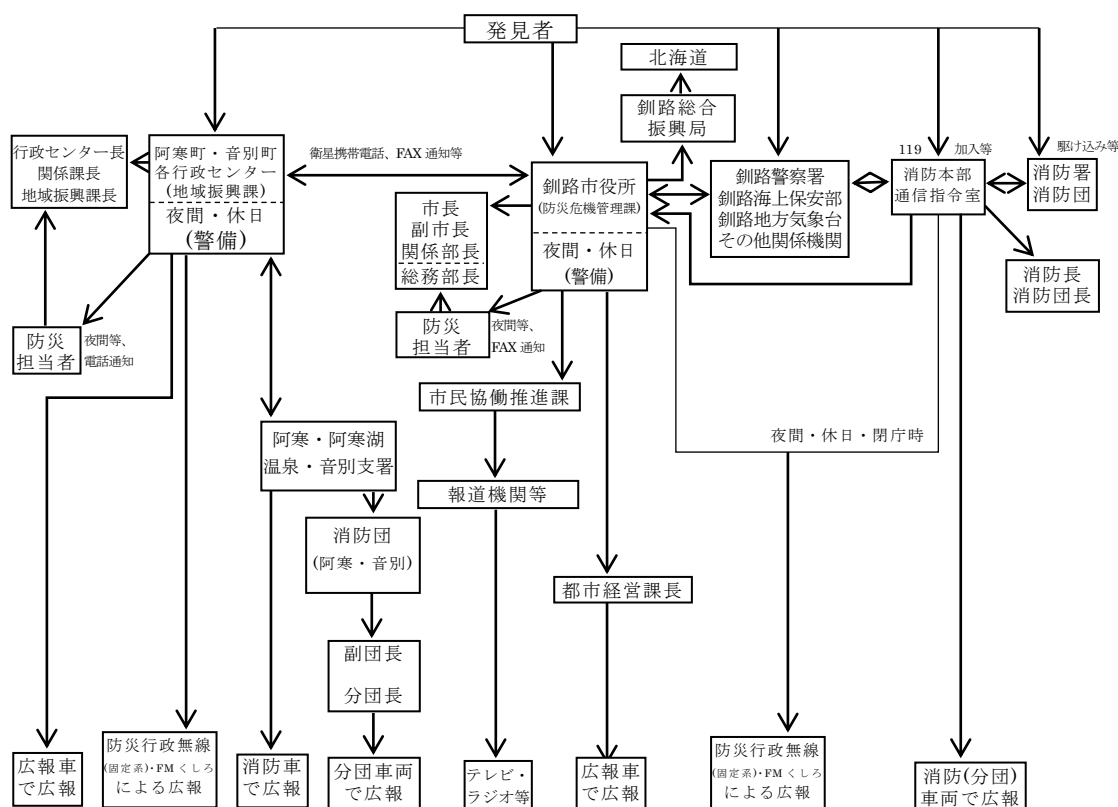
1 災害情報の報告、収集及び伝達体制

(1) 災害情報の伝達

災害の発生を知った者及び異常現象を発見した者は、被害の場所、内容などを速やかに最寄りの機関（市役所、行政センター、消防署、警察署、海上保安部、気象台）又は地区情報連絡員に通報する。

報告を受けた災害対策本部は、災害の規模、内容等により関係機関へ通報するとともに、次の伝達系統により市民に周知する。

ア 災害情報伝達系統



イ 各関係機関への通報

第2 非常配備体制又は警戒配備、第1 非常配備体制の中で被害が拡大するおそれのあるときは、関係する機関に報告する。

なお、防災関係諸機関の連絡先及び災害対策用衛星携帯電話設置場所等は、以下のとおりである。

防災関係機関連絡先

機関名	電話番号	機関名	電話番号
釧路開発建設部	24-7000	(株)NTT東日本-北海道釧路支店	23-2919
釧路海上保安部	23-3283	(株)NTTドコモ北海道支社釧路支店	22-8870
第一管区海上保安本部釧路航空基地	57-4118	N H K 釧路放送局	41-9192
北海道運輸局釧路運輸支局	51-2521	日本通運(株)釧路支店	51-4141
北海道農政事務所釧路地域拠点	23-4401	北海道電力ネットワーク(株)釧路支店	23-5811
釧路地方気象台	31-5146	釧路ガス(株)	22-8101
釧路労働基準監督署	42-9712	(一社)北海道LPガス協会釧路支部	23-2655
東京航空局釧路空港事務所	57-6281	(一社)釧路市医師会	41-3626
陸上自衛隊第27普通科連隊	40-2011	(一社)釧路歯科医師会	42-8336
釧路総合振興局	43-9144	(一社)釧路地区トラック協会	51-3108
釧路総合振興局保健環境部 保健行政室(釧路保健所)	65-5811	北海道旅客鉄道(株)釧路支社	22-2008
釧路総合振興局 釧路建設管理部	23-6113	釧路市消防団	23-0424
釧路警察署	23-0110	釧路市連合町内会	23-5151
根釧西部森林管理署	41-7126	釧路市連合防災推進協議会	23-0427
釧路自然環境事務所	32-7500	釧路市社会福祉協議会	24-1565
釧路市赤十字奉仕団	23-5151	釧路市家庭防災推進員連絡協議会	23-0427
日本赤十字社釧路市地区	23-5151	消 防 庁	03-5253-7527
釧路市女性団体連絡協議会	25-7567		03-5253-7777

北海道総合行政情報ネットワーク電話設置場所

設 置 場 所	電 話 番 号	設 置 場 所	電 話 番 号
釧路総合振興局 緊急時連絡番号 〃 危機対策室	6-710-199 6-710-2191	釧路教育局	6-710-199
釧路総合振興局 保健環境部 保健行政室(釧路保健所) 〃 緊急時連絡番号 〃 電話受付	6-730-99 6-730-3	釧路市 緊急時連絡番号 〃 災害担当 〃 電話受付	6-720-99 6-720-3-2211 6-720-3-99
釧路総合振興局 釧路建設管理部 〃 緊急時連絡番号 〃 電話受付	6-732-99 6-732-3	釧路市消防本部	6-720-3-6628
		北海道総務部危機対策課 〃 当直室(夜間・休日)	6-210-22-568 6-210-22-586

釧路市災害対策用衛星携帯電話

設 置 場 所		所 在 地	電 話 番 号
釧路市	釧路市役所防災庁舎(防災危機管理課)【外部アンテナ】	黒金町 8-2	090-1529-1347
	釧路市役所防災庁舎(防災危機管理課)【外部アンテナ】	黒金町 8-2	090-1529-2143
	釧路市役所防災庁舎(防災危機管理課)	黒金町 8-2	8816-23463492
	フィッシャーマンズワーフ MOO(教育委員会総務課)	錦町 2-4	090-2696-9041
	生涯学習センター	幣舞町 4-28	080-1888-1584
	生涯学習センター【外部アンテナ】	幣舞町 4-28	8816-51428250
	まなぼっと夕焼けスタジオ	幣舞町 4-28	090-2696-9058
	湿原の風アリーナ (ウインドヒルくしろスーパーアリーナ)	広里 18	090-2696-9056
	コア鳥取	鳥取北 8-3-10	090-2696-9057
	消防本部視聴覚室	南浜町 4-8	090-2696-9042
	阿寒町行政センター(地域振興課)【外部アンテナ】	阿寒町中央 1-4	090-1521-0126
	阿寒町行政センター(地域振興課)	阿寒町中央 1-4	8816-51428249
	阿寒湖温泉支所【外部アンテナ】	阿寒町阿寒湖温泉 2-6	090-1521-0039
	音別町行政センター(地域振興課)【外部アンテナ】	音別町中園 1-134	090-1529-2186
	音別町行政センター(地域振興課)	音別町中園 1-134	8816-23463493
釧路市 医師会	釧路市医師会(事務局)	住吉 2-12-37	090-2696-9048
	市立釧路総合病院	春湖台 1-12	090-2696-9049
	釧路赤十字病院	新栄町 21-14	090-2696-9051
	釧路労災病院	中園町 13-23	090-2696-9052
	釧路孝仁会記念病院	愛国 191-212	090-2696-9046
	釧路三慈会病院	幣舞町 4-30	090-2696-9050
	釧路孝仁会リハビリテーション病院	星が浦大通 3-9	090-2696-9053
	東北海道病院	若竹町 7-19	090-2696-9054
	釧路協立病院	治水町 3-14	090-2696-9055
釧路市社会福祉協議会		旭町 12-3	090-2696-9045
釧路ガス(株)		寿 4-1	090-2696-9059

(2) 地区情報連絡員

気象注意報等及び災害情報の収集伝達のため、地区別に情報連絡員を置く。地区情報連絡員は市民と協力し、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは直ちに災害対策本部等又は関係機関に報告する。

地区情報連絡員は、消防団員をもって充てる。

(3) 災害情報等の収集及び報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各班長は、直ちに情報を収集し応急対策措置を講じるとともに、その状況を総務班に報告する。

総務班が災害情報の報告を受けた場合には、速やかに釧路総合振興局に報告するとともに、関係機関に周知する。

また、大規模な災害が発生し、有線通信の利用が不可能、または、著しく困難な場合には、アマチュア無線組織の協力を得て、必要な情報を収集し、関係機関に提供する。

(4) 被害状況等の報告

ア 被害状況報告は、災害対策基本法第 53 条の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。

(ア) 被害状況等の取扱い

災害対策本部長は、災害時、速やかに状況を把握し、釧路総合振興局に報告する。但し、通信の途絶等により報告することができない場合は、直接、消防庁に報告する。

(イ) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- a 人的被害、住家被害が発生したもの。
- b 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- c 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- d 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても釧路総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- e 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの。
- f 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告の必要があると認められるもの。
- g その他特に指示があった災害。

(ウ) 被害報告の種別

a 速報

被害発生後速やかに電話等で報告する。

b 中間報告

被害状況が判明次第、電話等で報告するもので、異動が生じた場合はその都度補正報告を行う。

c 最終報告

応急措置が完了し、被害状況が確定した後 15 日以内に文書をもって報告

する。

(エ) 被害状況判定基準等

a 被害状況報告（所定の書式）

イ 消防庁の即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上の直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合、消防班は、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

災害情報書式

災 害 情 報				
報告日時		月 日 時現在	発受信日時	
月 日 時現在				
発信機関 (釧路総合振興局、 市町村名等)		受信機関 (釧路総合振興局、 市町村名等)		
発 信 者 (職、氏名)		受 信 者 (職、氏名)		
発生場所				
発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況		雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 その他		
ライフライン関係の状況		道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 その他		
(1)災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2)災害救助法の適用状況		地 区 名	被害棟数	罹災世帯
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
計		名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適時用紙に記載のうえ報告すること。

別表 2

被害状況報告(速報 中間 最終)

										月 日 時現在			
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因						
災害発生場所													
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名					
	職・氏名							職・氏名					
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分		
項 目		件数等		被害金額(千円)		項 目		件数等		被害金額(千円)			
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	道工事	河 川	箇所						
	うち災害関連死者	人				海 岸	箇所						
	行方不明	人				砂防設備	箇所						
	重 傷	人				地すべり	箇所						
	軽 傷	人				急傾斜地	箇所						
	計	人			道 路	箇所							
② 住家被害	全 壊	棟		木 被 害	橋 梁	箇所							
		世帯											
	半 壊	棟			小 計	箇所							
		世帯			市町村工事	河 川	箇所						
	一部破損	棟			道 路	箇所							
		世帯			橋 梁	箇所							
	床上浸水	棟			小 計	箇所							
		世帯			港 湾	箇所							
	床下浸水	棟			漁 港	箇所							
		世帯			下 水 道	箇所							
計	棟		公 園	箇所									
	世帯		崖くずれ	箇所									
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水 産 被 害	計	箇所						
		その他	棟			漁 沈没流出	隻						
	半壊	公共建物	棟			破 損	隻						
		その他	棟			計	隻						
	計	公共建物	棟			漁港施設	箇所						
		その他	棟			共同利用施設	箇所						
	④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha		⑦ 林 業 被 害	林地	箇所			
浸冠				ha		治山施設	箇所						
畑			流失・埋没等	ha		林 道	箇所						
			浸冠	ha		林 産 物	箇所						
農作物		田	ha		そ の 他	箇所							
		畑	ha		小 計	箇所							
農業用施設		箇所			一 般 民 有 林	林地	箇所						
		共同利用施設	箇所			治山施設	箇所						
		営農施設	箇所			林 道	箇所						
		畜産被害	箇所			林 産 物	箇所						
	その他	箇所			そ の 他	箇所							
計				小 計	箇所								
				計	箇所								

項 目			件数等	被害金額(千)	項 目			件数等	被害金額(千)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	汚 染	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所			⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—	
計	箇所			鉄道施設		箇所			
⑨ 商工 被害	商 業	件				被害船舶(漁船等)	隻		
	工 業	件				空 港	箇所		
	そ の 他	件				水 道	戸	—	
	計	件				電 話	回線	—	
⑩ 公立 学校 施設 被害	小 学 校	箇所			電 気	戸	—		
	中 学 校	箇所			ガ ス	戸	—		
	高 校	箇所			ブロック塀等	箇所	—		
	その他文教施設	箇所			都市施設	箇所			
	計	箇所							
公共施設被害市町村数				団体	被害総額				
り災世帯数				世帯	火災	建 物	件		
り災者数				人	発生	危 険 物	件		
消防職員出動延人数				人		そ の 他	件		
					消防団員出動延人数				
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重症者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫などを改造して住居している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫棟の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流質、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の特価とし、家財道具の被害は含まない。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の被害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及びして公共機関の管理をする建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の車庫等は、その倉庫の用途にしたがって、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没または干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原型復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたらならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。

被害区分		判 断 基 準
④農業被害	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする川岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
⑥水産被害	公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第 2 条第 1 個に規定する都市公園に設けられたもの。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中波、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業場、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛星被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
⑬ その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被 害 船 舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水 道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
		上記以外の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

2 気象庁が発表する地震動警報、予報及び地震情報

(1) 地震動警報及び地震動予報の種類等

平成19年10月1日から提供開始された緊急地震速報は、気象業務法の一部を改正する法律の施行（平成19年12月1日）に伴い、地震動の警報及び予報に位置づけられた。種類等は以下のとおりである。

種 類	発表名称	発表条件	市民への伝達
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上 または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想されたとき	テレビ、ラジオ等
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたとき	伝達されない （工場、病院等の 特定者向け）

※ 発表内容は、地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、震度4以上の揺れが予測された地域名称などで、具体的な推定震度及び猶予時間は発表されない。

(2) 地震情報

ア 震度情報で用いる地域名称

名 称	市 町 村 名
釧路地方北部	弟子屈町
釧路地方中南部	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、 浜中町、標茶町及び鶴居村

イ 市域の地域観測点

所 在 地	設 置 者
幸町	気象庁
黒金町	国立研究開発法人 防災科学技術研究所
阿寒町中央	
阿寒町阿寒湖温泉	
音別町中園	北海道
音別町尺別	気象庁
音別町直別	国立研究開発法人 防災科学技術研究所

※ 報道機関で発表される市域の震度は、上記の地域観測点の中で観測された最大震度のもの。

第4節 災害広報広聴計画

地震発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班
	地域本部	総務班
防災関係機関等		各報道機関

1 広報事項

(1) 地震発生直後の広報

- ア 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- イ 津波警報及び避難に関すること
- ウ 地震時の一般注意事項
- エ 災害情報
- オ 市の災害対策活動体制及び活動状況
- カ その他必要事項

(2) その後の広報

- ア 災害情報及び被災状況
- イ 救援物品の配給に関する情報
- ウ 各種施設の復旧状況
- エ 市一般平常業務の再開状況
- オ その他必要事項

2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報機能を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

(1) 放送による広報

市民広報のためテレビ・ラジオ放送等を活用する。また、迅速かつ的確な地元の災害情報や被災情報の発信に地元コミュニティFMも利用する。

災害時における災害広報活動の協力に関する協定

協 定 名	協 定 先	所 在 地	電話番号
災害広報活動の協力に関する協定	(株)エフエムくしろ	春採7-1-24	47-0946

(2) 報道機関への発表

報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。

(3) 防災行政無線（固定系）・広報車の利用

車両等の通行は極めて困難になると思われるが災害の状況によって、又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ広報を行うとともに、防災行政無線（固定系）を活用する。

広報機器搭載車両台数

R5.4.1 現在

所 管		台数 (台)	車 種	アンプ容量 (W)	スピーカー容量 (W)	スピーカー数 (基)
契約管理課		4	小型貨物	20	10	前1・後1
		1	軽乗用	20	10	前2
市民生活課		1	ワゴン	60	15	前1・後1
		1	小型乗用	20	30	前1・後1
環境保全課		1	小型トラック	20	30	前1・後1
環境事業課		2	ごみ収集車	10	10	前1
		5	ごみ収集車（テープ）	10	10	前1
		5	ライトバン	10	10	前1
		3	トラック	10	10	前1
道路河川課		1	パトロール車	10	10	前1・後1
道路維持事業所		17	大型及び大型特殊	50	30	前1
		4	パトロール車	10	10	前1・後1
教育委員会		1	ライトバン	50	50	前1・後1
上下水道部		4	ライトバン	100	30	前2・後2
		7	ライトバン	100	30	前2
		5	緊急車	30	30	前1・後1
行政 寒 セ ン タ	地域振 興課	2	小型乗用	20	10	前1・後1
	阿寒上 下水道 課	1	ライトバン	-	20	前1・後1
行政 音 セ 別 ン 町 タ 行	地域振 興課	1	小型貨物	20	10	前1・後1
		1	ランドクルーザー	-	-	前2・後2
		1	防災広報車	20	10	前1・後1
	市民課	1	交通安全広報車			前1
総 計		68	-	-	-	-

※ 消防関係を除いた数字。

※ 前・後とは、スピーカーの方向を示したもの。

(4) 印刷物等の配付

必要に応じて印刷物等を作成し、現地において配布し、又は掲示する。

3 一般住民、被害者からの広聴活動

総合政策班は、被災者の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り、防災関係機関及び他班の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の設置

総合政策班は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の位置に設置する。この場合、総合政策班は、必要な関係各班の相談員の相談窓口への派遣を要請する。また、ろうあ者や外国人など要配慮者に対し、十分な対応を行うことができるよう、相談体制の整備に努める。

(2) 要望等の処理

相談窓口において、聴取した要望等については、関係班又は防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

第5節 消防活動計画

地震災害による被害から、市民の生命、身体、財産を保護するため、現有消防力の有機的運用を期するとともに、大規模・特殊災害に対応するため、常に高度な先進技術の開発に努め、効率的な警防活動を図る。

主な実施担当	災対本部	消防班
	地域本部	消防班
防災関係機関等		消防団

1 消防力の現況

地震災害に対応する消防力の現況、消防署及び消防団配備状況は、次のとおりである。

(1) 消防職員の現況

	消防本部	中央消防署	西消防署	合 計
警 防 要 員		105	39	144
救 急 要 員		33	12	45
警防・救急要員			75	75
予 防 要 員	11	4	2	17
その他の要員	36	1	2	39
合 計	47	143	130	320

※ 白糠町役場を含む。

(2) 消防団員の定数

団 員 定 数	510
---------	-----

(3) 消防車両、消防水利の現況

ア 消防車両等の現況

種 別		管 理 区 分	消防本部	中央消防署	西消防署	消防団	合 計
消防ポンプ自動車	普 通		－	2 (2)	－	17	19 (2)
	水槽付		－	7 (2)	8 (1)	2	17 (3)
は し ご 自 動 車	直 伸		－	1	－	－	1
	屈 折		－	1	1	－	2
化 学 消 防 車			－	－	1	1	2
特 殊 車	指 揮 隊 車		－	1	－	－	1
	機 材 運 搬 車		－	－	5	－	5
	小型はしご車 (12 m 級)		－	1	－	－	1
	救 助 工 作 車		－	1	－	－	1
	災 害 支 援 車		－	1	－	－	1
	小型動力ポンプ付水槽車		－	－	3	－	3
	小型動力ポンプ積載車		－	－	－	9	9
救 急 車			－	6 (2)	8 (3)		14 (5)
そ の 他 の 車 両	緊急車		4	5	4	－	13
	その他		4	－	1	－	5
合 計			8	27 (6)	31 (4)	28	94 (10)

※ 白糠支署を含む

※ () は予備車の台数 (内数)

イ 地域別消防水利施設現勢表

	公 設				
	消 火 栓	防火水槽 (40m ³ 級)	耐震性防火 水槽(100m ³)	指定水利	計
大 楽 毛	202	11			213
鉄 西	256	33			289
阿 寒	87	13			100
阿 寒 湖 温 泉	24	7		1	32
音 別	22	26			48
愛 国	153	31			184
鉄 北	227	35			262
橋 北	120	41	1	1	163
橋 南	317	83	1	3	404
春 採	149	31			180
白 樺	37	2			39
計	1,594	313	2	5	1,914

(4) 消防水利の多重化の推進

地震発生時は、一部の消防水利施設が使用不可能となることが予測されることから、消防水利の多重化を推進する。

2 発災時の警防対策

(1) 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりとする。

ア 消火活動の優先

地震災害は、人命に対するあらゆる危険が複合的に発生し、最も被害を増大させるのは二次的に発生する火災によるもので、地震時における警防活動は、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼の拡大防止を図る。

イ 安全避難の確保

災害の初期段階にあつては、地域住民が当該街区から安全に避難ができるよう火災の鎮圧と拡大防止を図ることが重要な任務となる。特に災害時は混乱を極め、避難場所はもとより空地、広場等に多数市民が殺到する事態も予測されることから極力混乱の防止を図るため、避難場所及び避難道路の安全確保を図る。

ウ 人命救助活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、交通のマヒ、劇毒物の漏洩などの災害が複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、消防活動はこれらを十分に配慮して行動するとともに、消火活動と人命救出救助活動は、その状況に応じ臨機に人員、資材の配置転換等を実施し、人身災害の拡大防止に最善を図る。

(2) 非常体制

震度4以上の地震が発生した場合又は津波の発生が予測される場合は、直ちに非常配備体制をとり災害活動の態勢を整える。

ア 地震対策消防司令本部等の設置

(ア) 消防長は、地震災害に対処するため消防本部に「地震対策消防司令本部」(以下「司令本部」という。)を設置し、消防長が司令本部長となり消防が行う災害活動全般を指揮する。

a 司令本部の編成は釧路市消防警防規程の定めによる。

b 司令本部の任務は釧路市消防警防規程運用要綱の定めによる。

イ 消防部隊の編成

消防部隊は、釧路市消防警防規程の定めによる。

ウ 消防部隊の初動体制

直ちに次の措置を講じ、初動体制の強化を図る。

(ア) 車両の安全確保

(イ) 無線局の開局と試験

(ウ) 消防車、救急車等の出動準備

(エ) 有線電話の試験

(オ) 放送設備の確認

(カ) 電源の確保

(キ) 庁舎の被害調査及び応急措置

(ク) 署所周辺の災害状況把握及び速報

- (ケ) 高所見張り等による情報収集
- (コ) 広報車等による出火防止等の広報
- (サ) 関係防災機関への職員派遣
- (シ) 出動路線の確認
- (ス) 警防資機材の増強等
 - a ホースの増強
 - b 人命救出、救助資機材の積載
- (セ) 消防車、救急車が出動できない場合の措置

(3) 火災防御

ア 地震火災防御方針

(7) 基本方針

地震火災の発生は、地震の規模、震源地からの距離、地盤等自然条件のほか、都市の社会的条件、都市構造等によってもたらされる一次的災害の程度によって大きく影響される。従って、この火災防御に当たっては火災の早期鎮圧、拡大防止と人命安全確保を最重点とする。

(イ) 防御の原則

釧路市消防警防規程運用要綱の定めるところにより、稼働可能な全ての人員と資機材を活用し、総合消防力の発揮に努め、重点地区を優先する。

イ 消防部隊の運用

消防部隊の運用は、釧路市消防本部司令本部設置（非常配備体制）時における活動基準の定めにより、同時多発火災に備えて全市的見地から防御体制を確立するとともに、部隊行動は、災害の状況に即応した行動が必要であり、地域及び対象物等の重要度に応じ消防隊の出動順位、出動隊数を定める。

(4) 情報収集活動

司令本部は、災害時は直ちに釧路市消防警防規程運用要綱の定めにより情報収集活動を開始する。

ア 情報収集の時期と基本

司令本部が行うあらゆる災害活動に際し、必要な情報を迅速かつ的確に収集しなければならない。

イ 情報収集の手段

活動部隊等からの情報を間断なく収集することはもとより、高所見張り、参集消防職員及び消防団員、自衛消防隊、自衛防災組織等の防災関係者等及び機関から積極的に収集する。

ウ 情報伝達（報告）の手段

情報の伝達（報告）手段は有線及び無線とするが、有線通信の途絶が予測されるので、消防無線を主体とする。

混信を防ぐため「司令本部」では、時宜に応じて通信統制を実施し適正な無線運用を図る。但し、緊急かつ切迫した事態が発生した場合は、統制中でも「緊急発信」し報告する。

(5) 救急、救助活動

ア 活動方針

地震災害時における救急、救助活動については、次の要領により初動体制を確立するとともに、防災関係機関と緊密なる連絡のもとに迅速かつ適切な救急、救助活動を実施する。

イ 人命救助の原則

- (ア) 火災が各方面に発生し、延焼拡大した場合は、火災防御を優先するが、地域内に多数の人的被害が発生したときは、地域の人命の救急、救助及び搬送に当たる。
- (イ) 火災の発生が少なく建物の倒壊等により地域内に大規模な人的被害が発生したときは、消防隊、救助隊及び救急隊等を集中して、人命の救助活動に当たる。
- (ウ) 救助、救急活動は、人的災害規模の大きい現場を優先して実施する。
- (エ) 負傷者が多数の場合は、子供、高齢者又は重傷（症）者を優先して救助する。

ウ 活動要領

(ア) 初期の活動

初期においては、原則として方面隊単位における活動とする。

a 実態の把握

「司令本部」は、人的災害の情報を収集、報告させ、要救助者事案の実態を早急に把握する。

b 救急車出動不能時の活動

道路障害等により、救急車が出動不能となった場合は、救急車の担架及び予備担架を活用し、搬送するとともに要搬送者が多数のときは、付近住民の協力を求めて搬送する。

c 救助活動

中央特救隊の運用については、火災の発生状況と人命救助の状況を判断し、必要に応じて適宜転用するほか消防隊についても余力があるときは、救助隊として運用する。

(イ) 状況把握後の救急活動

救護及び医療関係機関の被害状況及び受入れ体制について、市災害対策本部との情報連絡を緊密にし、努めて早期に情報を把握し、相互の協調連携により活動を実施する。

a 救急隊の増強等

「司令本部長」は、市内全般の被害状況から判断して被害の大きい地域に対して救急隊の増強を必要と認めた場合は、被害の少ない方面からの消防部隊等の応急出動を命ずる。但し、応急出動隊は、火災防御に余力のある場合に限定する。また、応急出動隊は、現場指揮者の指揮のもとに活動を実施する。

(6) 応援の要請

消防機関は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

第 6 節 避難計画

地震による家屋の倒壊や火災の発生など、切迫した危険から市民を安全な場所へ避難させることに関する計画は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、市民環境班、福祉班、こども保健班、産業振興班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班、消防班
防災関係機関等		釧路総合振興局、陸上自衛隊第 27 普通科連隊、釧路警察署、釧路海上保安部、消防団、その他防災関係機関

1 避難指示の発令者

(1) 市長

避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。災害対策本部が設置された場合は、原則として事前に本部会議の審議を経て行う。ただし、現に危険が切迫し、緊急な事態においては、消防班長及び本部長等が指定する班長が避難のための立ち退きを指示することができる。

(2) 知事

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関し、市長に代わって実施しなければならない。この場合、代行を開始、終了したときは、その旨公示しなければならない。

(3) 警察官、海上保安官

現地において著しい危険が切迫し、市長が指示するいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官が直接市民に対しての避難のための立ち退きを指示することができる。この場合においては、直ちにその旨市長に通知しなければならない。

区 分	実 施 者	災害の種類	根 拠 法 令	備 考
避難指示	市長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	-
	知事			
	知事又はその命を受けた職員	洪水・高潮・地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	市長がその事務を行うことができなくなったときの事務の代行
	警察官	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	
	海上保安官		災害対策基本法第 61 条	
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官		自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき

2 事前避難

地震により、火災等が発生し、被害が拡大するおそれがある地域については、市民に対しては事前に避難の準備、避難施設、避難の方法等を周知徹底する。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織（町内会等）、防災関係機関等の協力を得ながら事前避難を推進する。

3 避難指示の基準

避難のための指示の基準は、原則として次のような場合である。

区 分	発 令 基 準
避難指示	気象状況等により人的被害の発生する可能性が明らかに大きいと予測されるとき ・ 避難の必要が予想される各種予報等（津波警報を除く。）が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断したとき ・ 強い地震を覚知し、かつ、各種予報等が入手できない場合において、避難の準備又は事前に避難を要すると判断したとき ・ 火災の同時多発、がけ崩れ等の発生により、人命に及ぼす危険が著しく大きいと予測されるとき

※避難指示：避難地域の住民を避難のため立ち退かせる行為。

4 避難指示の発令及び要請

市長は、避難指示を発令したときは、次の事項を明示して、消防班長及び指定する班長等に必要な措置を指示する。また、必要な場合は、警察官、海上保安官又は自衛官に対し、避難の指示の実施に関して、協力を要請する。

- (1) 発令者職氏名
- (2) 発令日時
- (3) 避難を必要とする理由
- (4) 避難対象地域（町名・人数）
- (5) 避難先
- (6) 避難の際の注意事項
- (7) その他必要な事項

5 避難指示の周知伝達

- (1) 避難指示は、防災行政無線（固定系）、FM くしろ、北海道防災情報システム、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス、防災メール、市広報車、消防広報車（必要に応じてその他の車両）を活用するとともに各家庭への個別訪問等、可能な方法により周知徹底を図る。
- (2) 現実には災害が発生し、又は危険が切迫している場合においては、消防車両のサイレンを吹鳴し、併せて広報車の巡回を行う。
- (3) 市長は、広域にわたって避難指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、テレビ、ラジオ放送により避難の勧告・指示の周知を図るため、放送機関に対し協力を要請する。

6 避難指示の報告及び公示

- (1) 市長は、避難指示を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに北海道知事に報告する。避難の必要がなくなったときもまた同様とする。

ア 避難指示の発令者名
イ 発令の理由
ウ 避難対象者（町名・人数）
エ 避難先

- (2) 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

7 避難の方法

地域住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路等を勘案し、消防機関、警察署等と密接な連携のもとに行う。また、平常時より避難行動要支援者の避難誘導方法について、避難時の利便性と安全性を考慮した準備を行う。

- (1) 避難道路の要点については、誘導員を配置し、迅速かつ適正な避難誘導等に当たる。
- (2) 浸水地域においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し、誘導に当たる。
- (3) 市各班及び防災関係機関は、地域住民の安全避難を促進するために必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施するほか、避難施設への職員の派遣等を行い、避難者の安全収容体制を確保する。
- (4) 町内会等においては、地域住民の集団避難を促進し、防災関係機関の活動に対する協力を行う。
- (5) 高齢者や障がい者等、災害時要援護者が避難するに当たっては車両での避難を認める。

8 警戒区域の設定

地震等の災害時において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

- (1) 市長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 警察官、海上保安官

市長が現場にいないとき等において、警察官、海上保安官が前号の職権を行った場合は、直ちにその旨市長に通知しなければならない。

- (3) 自衛官

市長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が第1号に定める市長の職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

9 避難施設の設置

(1) 広域避難場所

地震発生に伴う津波、大火災の発生、延焼拡大という最悪の状況を考え、市民が迅速、安全、容易に避難できる場所として、公園、グラウンド等の空地を広域避難場所として指定する。

広域避難場所は、第2章第11節「避難計画」の定めによる。

(2) 指定避難施設の開設

ア 開設の方法

総務班は、地震等の災害により住居を失った被災者を収容する必要がある場合は、あらかじめ指定した避難施設のうちからその災害の状況、地域性に応じて選定し、直ちに担当職員を派遣し、施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。

イ 避難施設管理責任者の設置

総務班は、避難施設を開設したときは速やかに管理責任者を置く。

ウ 大量避難者への対応

総務班は、特定の避難施設の収容人員を超えて避難者が参集していると判断した場合は、他の避難施設と調整を図って避難者を収容するとともに、これに該当しない施設についても避難施設として指定する。

エ 避難状況等の報告

避難施設の管理責任者は、下記の事柄を災害対策本部等事務局に報告する。

なお、収集した個人データの取扱いには十分留意する。

(ア) 開設場所

(イ) 開設日時

(ウ) 周囲の被害状況

(エ) 施設の状況

(オ) 収容人数及び世帯数

(カ) 傷病者数及び避難行動要支援者の人数と状況

(キ) 給食の要否又は必要数

(ク) 毛布等物資の要否又は必要数

(ケ) その他必要事項

オ 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、避難施設を開設したときはその状況を速やかに道及び警察署等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

(3) 指定避難施設の運営

ア 運営体制の整備

(ア) 関係者相互の協力

財政班は、町内会、自主防災組織、ボランティア、施設管理者等の協力を得て避難施設の管理運営を行う。

(イ) 自治組織の結成

財政班は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者による自治組織の結成を促し、避難者自らが避難施設の自主的な運営を行えるよう支援する。

イ 物資等の提供

産業振興班は、避難状況等の報告に基づき避難施設での生活に必要な物資の提供を行う。

ウ 情報の提供

総合政策班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

エ 要配慮者への配慮

要配慮者が、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導体制の整備に努める。

介護の必要な高齢者や障がい者等については、避難生活で体調を崩さないように避難施設に専用の場所を設けた福祉避難所や福祉施設等に一時的に収容するなどして、健康管理に配慮する。

オ 避難施設における生活環境の整備等

避難施設での生活が長期化等する場合は、関係機関の協力を得て避難施設の環境整備やプライバシーの保護に努める。また、避難施設の運営に当たり、男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮する。

(4) 指定避難施設の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活と施設の本来機能の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空室の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図り、避難施設の早期閉鎖に努める。

(5) 広域避難場所、指定避難施設の住民への周知

広域避難場所や指定避難施設の指定を行った場合は、その名称、所在地、避難経路などを周知するとともに、安全の確保や避難時の注意事項など避難のための知識の普及に努める。

(6) 福祉避難所

ア 指定避難施設のうち専用の収容スペースを確保してある避難所を福祉避難所として位置付け、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる者のために開設する。また、社会福祉施設等の運営法人の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

イ 避難者の健康管理、生活支援、相談等を実施するため、保健師、介護支援者等、付随スタッフを確保する。

指定避難施設における福祉避難所

福祉避難所	所在地	電話番号	専用場所	収容人員
中部地区コミュニティセンター	愛国 191-5511	39-5070	和室	10 人
東部地区コミュニティセンター	益浦 1-20	91-0504	和室	10 人
鳥取コミュニティセンター	鳥取北 8-3-10	53-3199	和室	10 人
生涯学習センター	幣舞町 4-28	41-8181	和室	10 人
児童発達支援センター	住吉 2-12-37	44-3551	会議室	10 人
阿寒町公民館	阿寒町中央 2-4-1	66-2222	和室	10 人
阿寒湖まりむ館	阿寒湖温泉 2-6-20	67-2505	和室	10 人
音別町福祉保健センター	音別町中園 2-119-1	01547-9-5151	和室	10 人
おんべつ学園	音別町川東 1-200-1	01547-6-2811	集会室の一部	10 人

10 避難道路

災害発生時における家屋その他建築物の倒壊、車両の路上放置、多発火災の発生等により、被災地域の市民が避難施設に避難する途中の事故及び危険を回避するための避難道路を指定する。指定避難道路は、原則として、幅員 8 m 以上の公道とし車両の乗り入れを禁止する。

(1) 第 1 次指定避難道路

災害時に避難用として確保する路線

(2) 第 2 次指定避難道路

第 1 次指定避難道路が使用不能の場合において補助的に指定する路線

11 飼養動物

災害発生時には、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、市民に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第 7 節 土砂災害対策計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法第 57 号）に基づき、土砂災害危険箇所の災害応急対策に関する事項を定める。

主な実施担当	災対本部	産業振興班、住宅都市班、福祉班、こども保健班
	地域本部	建設班
防 災 関 係 機 関 等		釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路総合振興局

1 土砂災害危険箇所の把握

土砂災害危険箇所については、地震災害等対策編第 2 章第 7 節「土砂災害予防計画」を参照のこと。

2 警戒体制

(1) 土砂災害危険箇所の警戒体制は、土砂災害危険箇所に災害の発生するおそれのある場合に組織する。

(2) 警戒体制の内容

ア 第 1 警戒体制

土砂災害危険箇所の警戒巡視及び必要に応じ市民に対する広報を実施する。

イ 第 2 警戒体制

市民に対し避難準備の広報を実施するほか、必要に応じ災害対策基本法第 56 条に規定する警告、同法第 59 条に規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

第8節 災害警備計画

市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備についての計画を定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、消防班
防災関係機関等		釧路警察署、釧路海上保安部、消防団

1 被災地域における災害警備

警察機関は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、地震等災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

また、市は、警察機関が行う災害警備諸対策に対し、連携を強化するとともに必要な情報提供等の協力を行う。

(1) 災害警備体制の確立

地震、津波等が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、災害警備活動に必要な警備体制をとる。

(2) 応急対策の実施

ア 災害情報の収集

情報収集体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報の収集を行う。

イ 避難の指示等

(ア) 災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、第2章第11節「避難計画」に定める避難先を示す。

(イ) 市民の避難に当たっては、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

ウ 広報

地震等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、市民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

エ 救助等に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体検分等に当たる。

2 海上における治安の維持

釧路海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
- (2) 巡視船艇により警戒区域（災害対策基本法第 63 条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第9節 障害物除去計画

地震により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去することにより、被災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の交通を確保し、人的、物的輸送を確保するための計画を定める。

主な実施担当	災対本部	都市整備班、水産港湾空港班
	地域本部	建設班
防災関係機関等		釧路開発建設部、釧路海上保安部、釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路警察署、陸上自衛隊第27普通科連隊

1 実施責任者

道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が原則として障害物の除去を行う。

(1) 道路管理者

- ア 国：釧路開発建設部
- イ 道：釧路総合振興局釧路建設管理部
- ウ 市：都市整備部

(2) 河川管理者

- ア 国：釧路開発建設部
- イ 道：釧路総合振興局釧路建設管理部
- ウ 市：都市整備部

(3) 港湾管理者

- ア 市：水産港湾空港部

(4) 建物関係実施主体

- ア 市：都市整備部

(5) その他の主体

- ア 釧路海上保安部
- イ 釧路方面本部及び釧路警察署
- ウ 陸上自衛隊第27普通科連隊

2 障害物の除去の対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 市民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流水をよくし、溢水を防止し、又は河川の決壊を防止するため必要な場合

(4) その他公的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

除去の方法は原則として機械力によるものとし、保有の機械のみで実施できないときは、関係機関、自衛隊、土木業者等の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。

4 交通規制

地震等災害時において、道路の破損、障害物の発生等により交通に危険があると認めた場合又は緊急輸送道路の放置車両及び放置物件の撤去、応急救助活動、災害復旧工事等のため止むを得ないと認めた場合、各施設管理者は、釧路警察署と協議して、車両通行の禁止、制限等に係る交通規制の実施、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

5 道路管理者等との相互協力

各施設管理者は、道路、河川等が損壊した場合は、危険の防止及び交通の確保を図るため、相互に道路復旧、河川の保全等について情報交換し、必要な資機材の確保について相互に協力する。

6 緊急輸送道路の優先的確保

災害時に円滑な救護救助活動等の緊急対策を実施する上で、緊急輸送道路における交通の確保が重要であることから、緊急輸送道路における障害物除去は優先的に実施する。

7 各施設における障害物除去

(1) 道路関係施設における障害物除去

ア 道路管理者は、道路上の車両及び周辺工作物が、落下転倒することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部等に報告するとともに、路上障害物の除去を行う。特に、あらかじめ定められた緊急時確保路線については、最優先に実施する。

イ 道路管理者は、緊急車両の通行の妨げとなり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、必要に応じ適切な除去を実施する。

ウ 道路管理者は、歩道橋、跨線橋、跨道橋の落下等については、迅速に撤去を行うため、集中的に重機や特殊機材等を投入するなどして排除に当たる。

(2) 港湾関係施設における障害物の除去

港湾管理者は、その所管する港湾区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められるときには、災害対策本部に報告及び釧路海上保安部に通報を行うとともに、釧路海上保安部と協議して速やかな障害物の除去に努める。

(3) 河川関係施設における障害物の除去

河川管理者は、その所管する河川区域について、障害物により河川の流水を阻害し、溢水のおそれがある場合、又は河川施設に支障を及ぼすおそれがあると認められた場合は、災害対策本部等に報告するとともに、速やかに障害物の除去に努める。

8 除去された障害物の集積、処分方法

除去された障害物の集積場所は、その障害物の種類と規模を考慮し、災害対策本部長が指定する。

また、障害物除去の実施者は、がれき等の処理、処分に当たり、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

第 10 節 緊急道路確保計画

地震により、道路附帯設備をはじめ、電柱、家屋、擁壁等が被害を受け、道路上に倒れた場合においては、応急物資の輸送、人員の輸送又は市民の避難に大きな障害となるため、緊急道路（避難道路及び輸送道路）を中心として、これらの障害物の除去に努め、各種の緊急輸送及び市民の安全避難の円滑化を図る。

主な実施担当	災対本部	都市整備班
	地域本部	建設班
防 災 関 係 機 関 等	釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路警察署	

1 緊急道路の確保

避難者の安全確保及び緊急物資の円滑な輸送のために、道路障害物の除去活動は急務となる。

このため緊急道路における交通の確保が重要であることから、緊急道路を優先的に確保する。

2 実施方法

道路管理者は、災害発生と同時に道路パトロール等監視体制を強化し、道路、橋梁等の被害状況、障害物状況を調査し、道路、橋梁等の破損補修及び道路障害物の除去を実施する。

この場合、緊急道路を最優先に障害物除去活動を実施する。

輸送道路関係の障害物除去は、避難路の確保後速やかに実施する。障害物の除去活動に当たっては、警察、建設業協会等の協力、支援を求めて実施するほか、架空電線、高架施設等の障害物がある場合は、当該関係機関に通報して、除去、復旧の促進を図り、これに協力する。

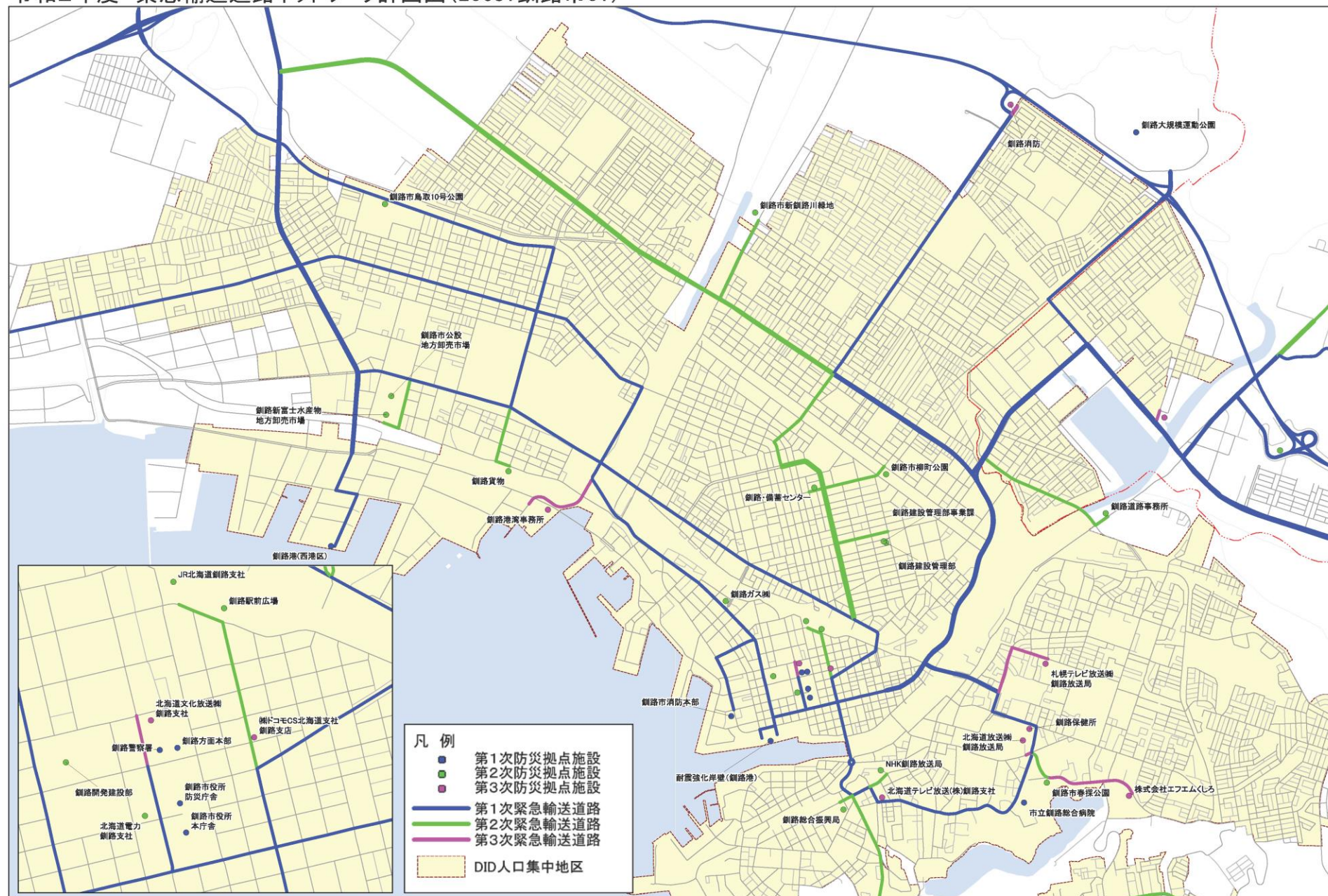
3 交通規制

地震等災害時において、道路の破損、障害物の発生等により交通に危険があると認めた場合又は緊急道路の放置車両及び放置物件の撤去、応急救助活動、災害復旧工事等のため止むを得ないと認めた場合、各施設管理者は、釧路警察署と協議して、車両通行の禁止、制限等に係る交通規制の実施、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

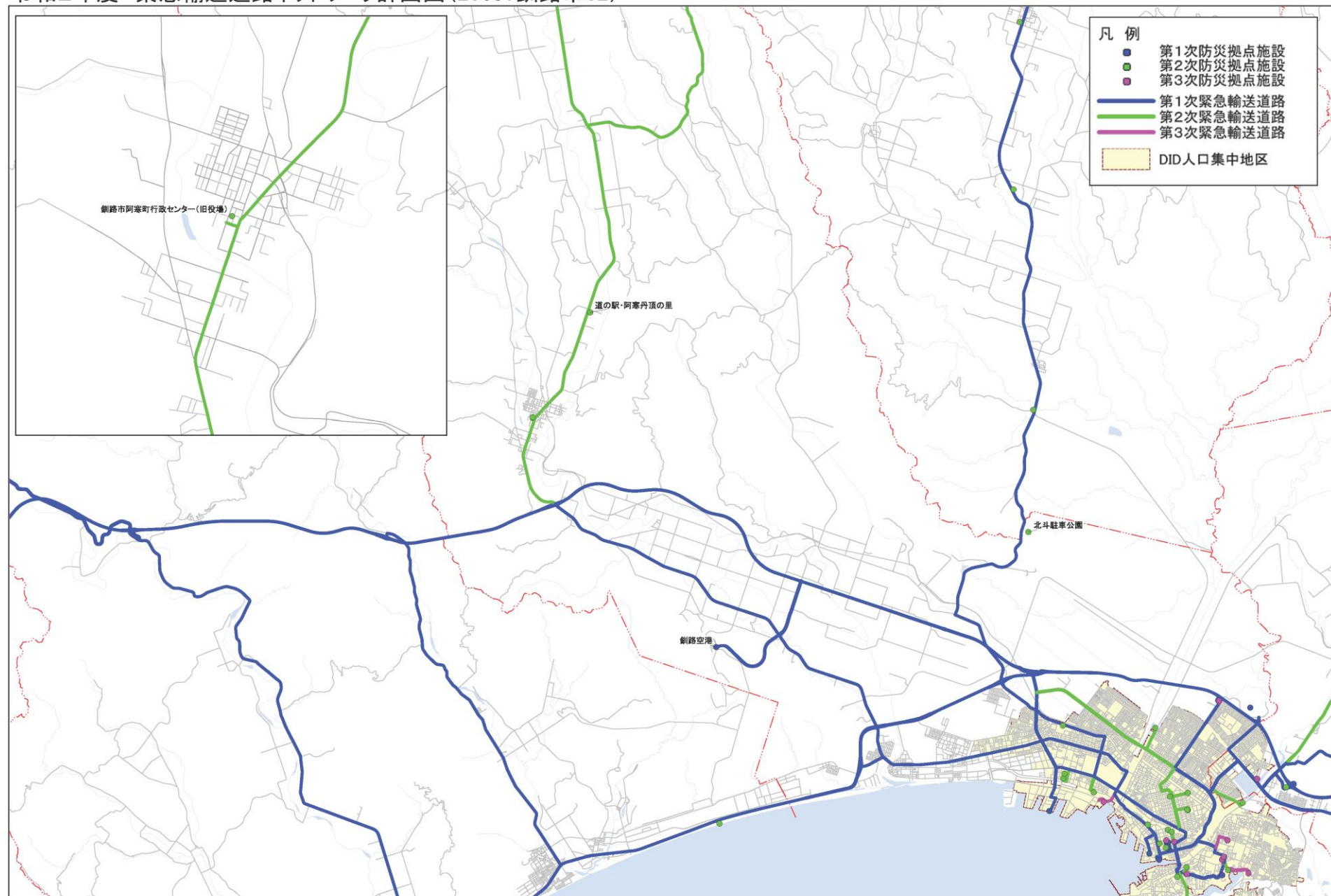
4 道路管理者との相互協力

道路管理者は、地震により道路が損壊した場合には、必要な交通の確保を図るため、相互に道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努める。

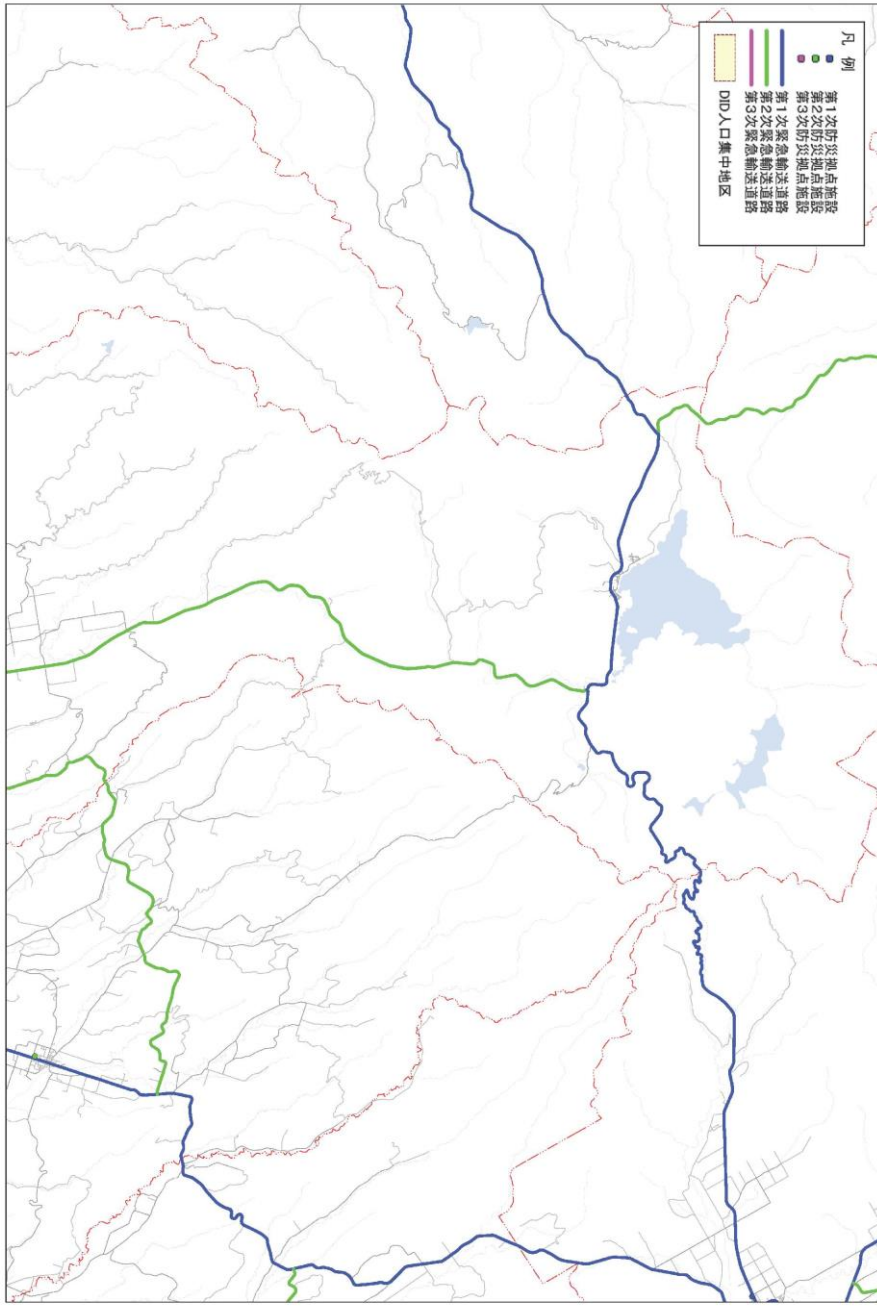
令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2068:釧路市01)



令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2068: 釧路市02)



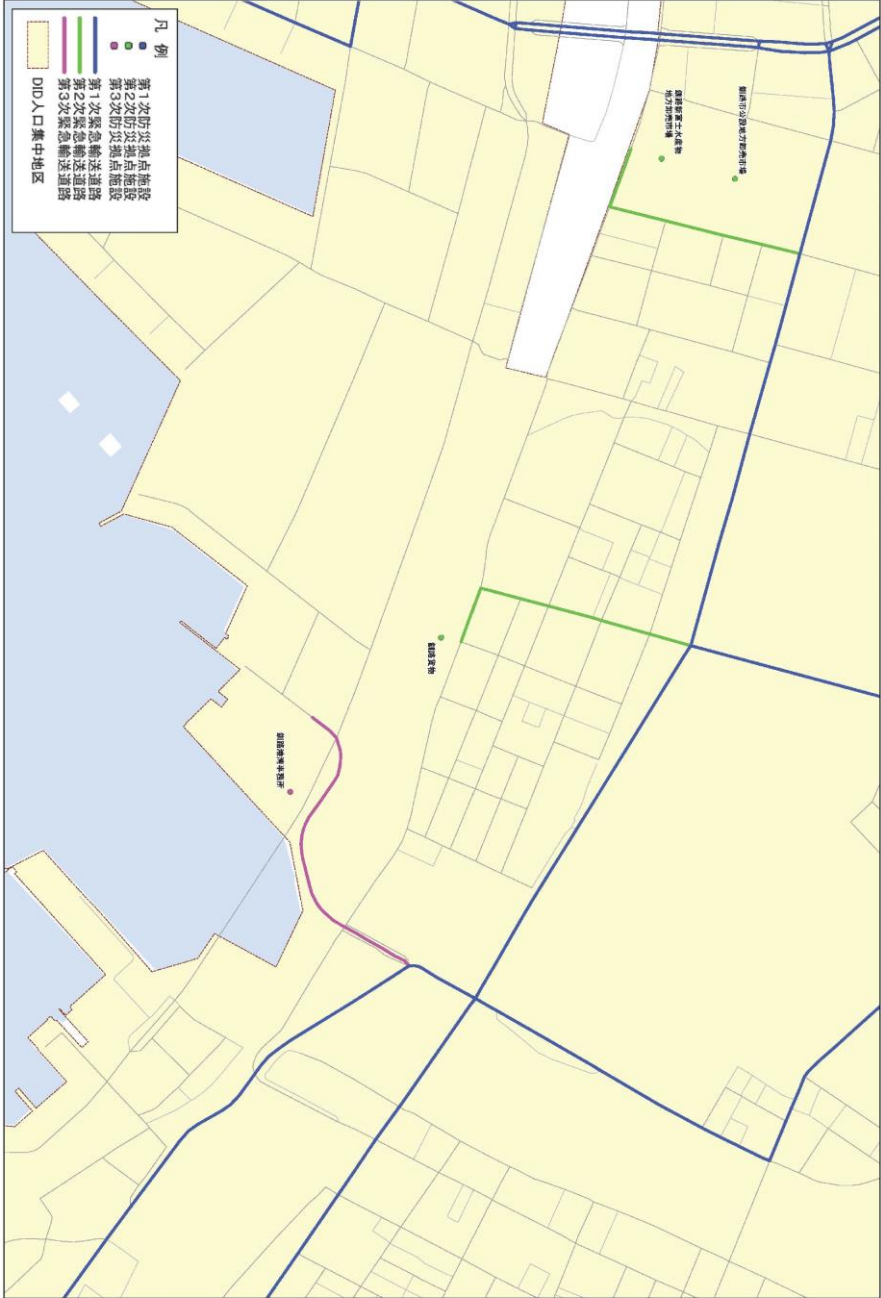
令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2068: 釧路市03)



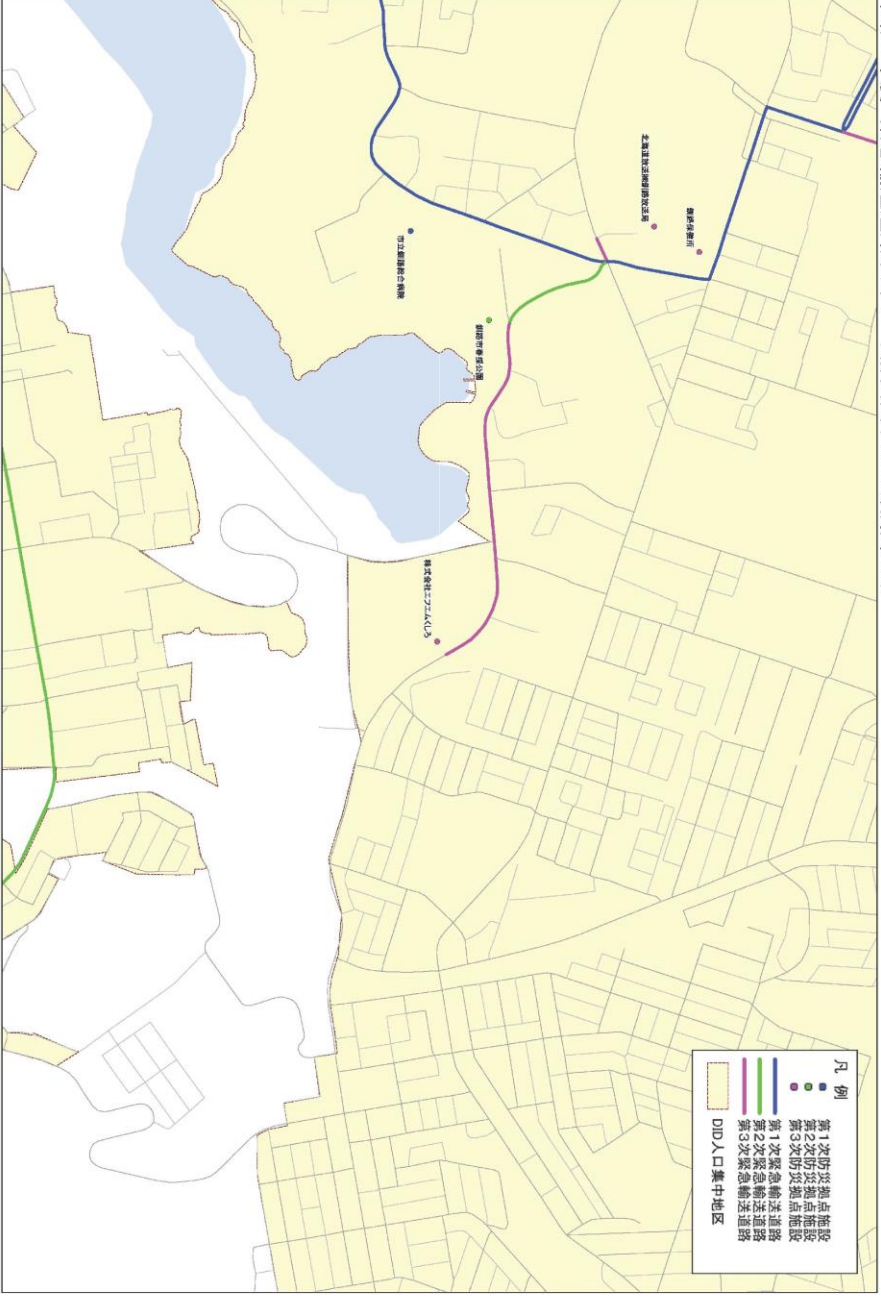
令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2068: 釧路市04)



令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2068: 釧路市05)



令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2068: 釧路市06)



第 11 節 輸送計画

地震災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資材、生活必需品の輸送の実施については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班、産業振興班、水産港湾空港班、教育班 消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、教育班
防 災 関 係 機 関 等		釧路総合振興局、釧路警察署、陸上自衛隊第 27 普通科連隊、(一社)釧路地区トラック協会、日本通運(株)赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部

1 輸送の方法

災害時における輸送は、次の各輸送のうち最も適当な方法により実施する。

(1) 道路輸送

ア 市における車両等の確保

災害時における市の車両確保は、総務班が行う。

イ 市有車両以外の車両確保

総務班は災害の規模等により、市有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、(一社)釧路地区トラック協会、日本通運(株)釧路支店、赤帽北海道釧路支部及び他の機関に応援を要請、又は民間車両を借上げる。

ウ 燃料の調達

燃料の調達は、産業振興班が本章第 13 節「衣料・生活必需品等物資供給計画」に定める調達方法により行う。

(2) 海上輸送

海上輸送の必要が生じた場合は、水産港湾空港班は、関係機関の協力を得て船舶の借上げを行う。また、災害の規模に応じ、他機関の船舶の応援を得て輸送を行う。

(3) 空中輸送

災害により、被災者救助を目的とした緊急派遣隊や医療救護隊等の受入れ、また、物資の輸送等空中輸送の必要が生じたときは、市長は、関係機関に対し輸送環境の確保を要請する。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、器材等の輸送
- (4) 飲料水の確保と運搬給水
- (5) 救援物資の輸送

(6) その他災害対策本部が行う輸送

3 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法第 76 条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、市及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、緊急輸送確認証明書及び同標章の交付を受ける。

第 12 節 食糧供給計画

地震災害時における被災者、応急作業従事者等の食糧の確保については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班、福祉班、産業振興班
	地域本部	総務班、避難援護班
防災関係機関等		北海道農政事務所釧路地域拠点、日本通運㈱ (一社)釧路地区トラック協会、日本赤十字社釧路市地区 赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部、その他防 災関係機関

1 応急配給の対象者

- (1) 避難施設に収容された者であること。
- (2) 住家の被害が半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者であること。

2 応急配給品目

配給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。また、乳幼児用のミルク、牛乳等の配給にも配慮する。

3 応急配給の数量

1人当たりの配給数量は、次のとおりとする。乾パン、麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- (1) 被災者に対する給食は、1食当たり精米換算 200 g の範囲内
- (2) 被災によって配給機関が通常配給ができない時の配給は、1日当たり精米換算 400 g の範囲内
- (3) 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算 300 g の範囲内

4 食糧の調達配給方法

- (1) 災害救助法等が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法に係る事務手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に定めるところにより、市長は農林水産省政策総括官及び政府所有米穀の販売等事務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

(2) パン、副食、調味料等

公的備蓄の在庫がある場合は応急的に払い出す。また、必要に応じて、防災協定締結先から購入して支給する。

協定名	締結先	所在地	電話番号
災害時における食糧供給協力に関する協定	日糧製パン(株)釧路事業所	鳥取南 6-2-18	51-2411
	釧路学校給食パン工業協同組合	星が浦南 2-3-10	51-2311
災害時における物資の調達に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8	03-6238-2104
	生活協同組合コープさっぽろ	桜ヶ岡 4-2-22	91-9131
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 6 さっぽろ創世スクエア	011-231-0027
	(株)セコマ	札幌市中央区南 9 西 5 パーク 9・5 ビル	011-330-2627
災害時における物資の調達に関する覚書	イオン北海道(株)	札幌市白石区本郷 21 丁目南 1-10	011-865-9404

5 食糧の輸送

(1) 備蓄食糧

備蓄食糧の輸送は、産業振興班の要請により総務班が準備する車両等で行うが、必要により、応援協定を締結している(一社)釧根地区トラック協会、赤帽北海道釧路支部及び日本通運(株)釧路支店に協力要請を行い、輸送を実施する。

(2) 流通食糧

流通食糧の輸送は、原則として、調達を要請された関係機関及び流通業者が、指定された避難施設等に輸送を行うこととするが、状況によっては応援協定を締結している(一社)釧根地区トラック協会、赤帽北海道釧路支部及び日本通運(株)釧路支店に協力要請を実施する。

6 食糧の配布

- (1) 産業振興班は、指定避難施設の管理責任者である総務班等の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、総合的な供給計画を作成する。
- (2) 産業振興班が調達した食糧は、総務班等が町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者に配布することとし、配布は原則として、指定避難施設において行う。なお、配布に当たっては、高齢者等の避難行動要支援者への優先的な配布を考慮する。
- (3) 総務班等は、避難者数を正確に把握し、配布に当たっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。
- (4) 在宅の高齢者や障がい者等で、避難施設に向くことの困難な者に対しては、福祉班は民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

7 炊き出し

- (1) 炊き出しの方法
 - ア 産業振興班は福祉班等と調整の上、赤十字奉仕団、町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを行う。
 - イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。
 - ウ 炊き出し等が緊急を要する場合は、道に対し、自衛隊による炊き出しを要請する。
- (2) 炊き出し場所等
 - ア 炊き出しは、原則として公共施設等を利用して実施する。
 - イ 炊き出し用具等が不足する場合は、産業振興班は災害対策本部に対して、次の事柄を明示して道及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。
 - (ア) 人員、器具、数量、期間、集積場所、その他参考事項

8 給食の期間

給食の期間は、7日程度を限度として状況により多少期間を延長することを考えるほか、長期にわたることが予測される場合は、通常配給への切替えを行う。

9 知事への要請

市で調達が不可能または困難な場合には、下記の事項を明確にしたうえで、知事に対し調達あっせんを要請する。

- (1) 調達あっせんを必要とする理由
- (2) 必要食糧品目
- (3) 必要数量
- (4) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (5) 連絡課及び連絡責任者
- (6) その他必要となる事項

第 13 節 給水計画

大規模な地震発生により水道施設が著しく損傷し、市民に対する飲料水の供給が困難になった場合、最小限の飲料水を供給するための応急給水とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進し、水道機能の早期復旧を図る。

主な実施担当	災対本部	上下水道班
	地域本部	建設班

1 応急給水

地震の発生と同時に断水することが予想されるので、上下水道班は、現有機器材、職員の総力をあげ、給水業務に従事するとともに、関係機関（日本水道協会、自衛隊、管工事業協同組合指定店等）の応援を得て、応急給水業務に万全を期す。

(1) 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給水量 1 人 1 日 3 リットル

(3) 給水方法

市民への給水方法は、拠点給水方式と運搬給水方式を行うものとし、被害及び復旧状況に応じて、これらを併用する。

・拠点給水方式

ア 拠点給水施設

配水池を有する愛国浄水場、貝塚送配水ポンプ場、桜ヶ岡配水池、鉄西配水池等を拠点給水施設とする。

イ 給水対象

(ア) 拠点給水施設を中心に、半径 1 km を上限とする範囲内の徒歩で直接参集できる住民

(イ) 被災者の収容先となる指定避難施設及び広域避難場所

・運搬給水方式

ア 注水場所

給水タンク車の注水場所は、拠点給水施設とする。

イ 給水優先施設

人命にかかわる医療施設（基幹病院、人工透析病院など）を最優先とする。

ウ 災害時要援護者等への給水支援

高齢者、障がい者、外国人、旅行者等への災害時要援護者へ配慮する。

(4) 配水池保有量

地震発生時においては、配水管の破損等による拠点給水施設（配水池等）からの水の流出を防ぐため、緊急遮断弁の設置や緊急貯水槽の整備を行っており、緊急時における配水池保有量は以下のとおりとする。

種 別	所 在 地	緊急時 最低貯水量 m³	配水池容量 m³
愛 国 浄 水 場 配 水 池	愛国西 4-9	3,200	23,000
貝塚送配水ポンプ場配水池	貝塚 4-14	700	10,000
桜 ケ 岡 配 水 池	桜ヶ岡 1-4	350	5,000
鉄 西 配 水 池	鳥取北 8-3	750	1,000
昭 和 地 区 緊 急 貯 水 槽	昭和中央 4-7	140	140
大 楽 毛 西 地 区 緊 急 貯 水 槽	大楽毛西 2-31	30	30
阿 寒 配 水 池	阿寒町西阿寒 20-26-4	133	751
阿 寒 湖 畔 配 水 池	阿寒町シアンス 4-2	570	1,796
音 別 浄 水 場 配 水 池	音別町中音別 595-2	287	824

(5) 給水用器材

給水タンクは、以下のとおり各拠点給水施設等に分散して保有している。

名称 種別	鉄西配水池	愛国浄水場	貝塚送配水 ポンプ場	阿寒町行政 センター	阿寒湖畔 浄水場	音別町行政 センター	合計水量
給水タンク 1 t	3基	3基	2基				8m³
給水タンク 2 t	3基	1基	11基	1基	1基	1基	36m³
給水タンク 4 t		1基	1基				8m³

2 応急復旧

地震により水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

(1) 導水管路

導水管路の復旧作業は、早期通水を図るため、2系統布設している管路を効果的に組み合わせ応急復旧を行う。また、復旧方法については、原則として上流側から作業を進める。

(2) 浄水場及びポンプ場

浄水施設については、拠点給水施設となる各配水池へ送水するまでの施設及び設備を優先して復旧する。ポンプ等設備の復旧についても、早期に運転できるよう復旧作業を行う。場内の被害が軽微で配水管などに被害が多く発生した場合、ポンプの運転は給水と配水圧を調整して行い、程度によっては給水制限を行う。また、停電時は自家発電機を運転する。

(3) 送水管路

地震発生により送水管に損傷を受けた場合は、配水池の流入弁、流出弁を閉止することにより、給水に必要な水量を配水池に確保するとともに、送水管路の復旧を

優先して行う。

(4) 配水管

配水管路の復旧は、原則として配水池を起点とする配水本管、配水支管の順序で復旧する。しかし、配水管路の被害の大部分は、配水支管に発生するものと推測されるので、被害の程度により臨時配水管を布設して早期通水を図る。

(5) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と併行して道路部分の復旧を行うとともに、拠点給水施設、その他必要場所（仮設共用栓）への仮給水栓の設置を最重点に実施する。

また、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止などの応急処置を行う。

3 水質の保全

災害時には、衛生的環境が悪化するおそれがあるので、必要に応じ塩素の注入量を増加するなど水質の保全に万全を期す。

なお、次の事項については、特に遺漏のないよう留意する。

(1) 運搬給水用具

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄消毒を行う。

(2) 応急復旧後の水質検査

配水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

(3) 生水の煮沸飲用

被災地での生水飲用は、水質の安全が確認されるまでの間は、煮沸飲用の徹底を図る。

4 外部応援要請

震災の発生及び復旧状況などにより、必要に応じて外部からも人員、資機材の応援を仰いで応急復旧を行う。この場合、上下水道班長は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議を行う。

(1) 応援の指揮

外部の応援は、上下水道班長の指揮下に入るものとし、外部応援には、上下水道班職員を適切に配置して、応援の誘導、指揮、監督を行う。

(2) 応援要請先

ア 協力機関及び給水用資機材

イ 給配水設備の応急復旧工事業者名

ウ 応急用資材発注先

以上の応援要請先は、次表のとおりである。

協力機関等

名 称	住所又は所在地	給水用資機材・その他	電話番号
陸 上 自 衛 隊	釧路町別保 112	運搬給水	40-2011
日 本 水 道 協 会 北 海 道 地 方 支 部	札幌市中央区大通東 1 1 丁 目 2 3	各種資材、技術者	(011) 211-7007
日 本 水 道 協 会 道 東 地 区 協 議 会	(近隣市町村)	運搬給水	
釧 路 市 管 工 事 業 協 同 組 合	釧路市南大通 3-1-19	各種資材、技術者、 運搬給水	42-8877
第 一 環 境 (株)	釧路市南大通2-1-121 釧路市上下水道部内	運搬給水	43-2161
(株) 共 立	釧路市松浦町11-3	〃	22-0808
(株) 釧 路 厚 生 社	釧路町別保原野 21-46	〃	40-2983

給配水施設の応急復旧工事業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株) 共 立	松浦町 1 1 番 3 号	2 2 - 0 8 0 8
(株) 鈴 木 設 備 工 務 店	芦野 2 丁目 9 番 1 1 号	3 6 - 4 2 8 1
綜 合 設 備 (株)	入江町 7 番 2 7 号	2 5 - 3 1 1 6
第 一 水 道 工 業 (株)	入江町 8 番 5 号	2 3 - 3 4 1 4
大 同 工 業 (株)	鳥取大通 3 丁目 2 1 番 2 7 号	5 2 - 2 2 9 1
太 平 洋 設 備 (株)	春採 5 丁目 1 6 番 1 7 号	4 6 - 3 4 7 4
大 倉 工 業 (株)	光陽町 6 番 6 号	2 4 - 5 1 7 6
釧 路 永 伸 工 業 (株)	白樺台 2 丁目 2 7 番 6 号	9 2 - 0 5 5 0
(株) 丸 八 富 士 総 合 設 備	鳥取北 1 0 丁目 1 1 番 1 0 号	5 2 - 2 5 1 1
(有) 岩 田 土 建	昭和町 4 丁目 1 6 番 6 号	5 1 - 1 7 6 7
山 田 水 道 機 工 (株)	白糠町西 1 条南 1 丁目 2 番地 6 2	0 1 5 4 7 - 2 - 2 5 8 6
松 尾 建 設 工 業 (株)	芦野 2 丁目 1 9 番 7 号	3 8 - 6 1 9 1
(株) 中 山 工 業	昭和中央 1 丁目 1 8 番 2 号	5 3 - 3 5 0 6
(有) エ ー ア シ ス ト	興津 5 丁目 2 7 番 5 号	6 5 - 6 1 7 7
(株) ト ラ ス ト ワ ー ク ス	桜ヶ岡 7 丁目 1 1 番 1 6 号	9 2 - 3 6 0 0
(有) 尾 崎 技 研 工 業	愛国東 3 丁目 7 番 1 1 号	3 7 - 1 0 1 1
(株) 佐 藤 工 業	厚岸町白浜 1 丁目 1 7 2 番地	0 1 5 3 - 5 2 - 2 4 0 6
神 設 備 工 業 (株)	貝塚 2 丁目 6 番 2 5 号	4 3 - 1 2 8 9
(株) 瑞 相 工 業	大楽毛西 1 丁目 3 0 番 1 号	5 7 - 4 1 2 3
(株) 近 藤 設 備 工 業	錦町 4 丁目 6 番 2 号	2 2 - 0 3 6 9

釧路市管工事業協同組合との協定に基づく「応急活動体制及び緊急時出動体制図」より

応急用資材発注先

応急用資材発注先は、第 2 章第 10 節「災害備蓄計画」を参照のこと。

第14節 衣料・生活必需品等物資供給計画

被災者に支給する衣料、生活必需品の確保と供給を迅速、確実に行うための計画を次のとおり定める。

主な実施担当	災対本部	財政班、福祉班、産業振興班
	地域本部	避難援護班
防災関係機関等	(一社)釧根地区トラック協会、日本通運(株) 赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部、その他防災関係機関	

1 対象者

災害により住宅が全焼、流失、全壊、半焼、半壊及び床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活物資を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2 給与又は貸与物資の種類

給与又は貸与物資の種類は、おおむね以下のとおりとする。ただし、避難行動要支援者の日常の生活を考慮し、紙おむつ、ほ乳瓶、特殊寝台等を必要に応じ、給与・貸与物資に加える。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身廻品
- (5) 炊事道具
- (6) 食品
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

3 物資の調達

(1) 生活必需品の調達

備蓄品の輸送は、総務班の要請により産業振興班が行うが、状況に応じて応援協定を締結している(一社)釧根地区トラック協会、赤帽北海道釧路支部及び日本通運(株)釧路支店に協力要請を行い、輸送を実施する。

(2) 流通業者の生活必需品

流通業者による生活必需品の輸送は、原則として、調達を要請された防災協定締結先等の流通業者が避難施設等に輸送を行う。

4 物資等の配布

- (1) 福祉班は、避難施設の運営責任者である総務班等の要請に基づいて、供給計画により配布する。
- (2) 福祉班は、総務班等との連携の上、町内会、自主防災組織、ボランティア等と協力して生活必需品を配布する。配布場所は、原則として、避難施設とする。
- (3) 福祉班は、総務班等が把握した避難者数に基づき配布するものとし、配布に当たっては不足や重複が生じないよう常に公平な配分に努める。
- (4) 在宅の高齢者や障がい者等で、避難施設に出向くことの困難な者に対しては、福祉班は民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

5 給与又は貸与期間

災害発生の日から原則として10日以内に完了する。

第 15 節 救急救助・医療救護計画

地震災害により、生命・身体が危険となったものをあらゆる手段を講じて早急に救助救出するとともに、医療機関等、防災関係機関と緊密な連絡を図り、状況に応じた適切な医療救援活動（助産を含む）を実施する。

主な実施担当	災対本部	福祉班、こども保健班、消防班、市立病院班
	地域本部	避難援護班、消防班、病院班
防 災 関 係 機 関 等		釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）、消防団、(一社)釧路市医師会、(一社)釧路歯科医師会、(一社)釧路薬剤師会、日本赤十字社釧路市地区

1 被災状況の把握

災害発生時に、迅速かつ的確な救急救助・医療救護活動を実施するため、以下の事柄について情報収集を行う。

- (1) 被災地の交通状況
- (2) 医療機関の被害状況
- (3) 負傷者等の状況
- (4) 救助救出スタッフの確保状況
- (5) 救助救出资機材の需給状況
- (6) その他の関連情報

2 救急救助活動

(1) 救助救出活動の選択

災害発生時には、複数の救助救出活動が発生すると予想されることから、被災状況を的確に把握、判断し、状況に対して適切な応急処置、救護活動等の救急医療体制を選択する。

(2) 消防署における救護活動

災害発生時において、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多くの救助救出活動が発生する場合、消防署を応急救護所として活用する。

(3) 集団救助救出活動

多数の負傷者が発生している現場においては、現地応急救護所を開設し、医師又は救急隊員によるトリアージを含む応急処置を行い、市立釧路総合病院及び収容病院に搬送する。

3 救護所等の設置

こども保健班は、被災状況に応じて救護所を設置し、救護活動を実施する。

4 医療救護活動

こども保健班は、地震による被害の発生状況に応じ、(一社)釧路市医師会、(一社)釧路歯科医師会、(一社)釧路薬剤師会等との緊密な連携のもと、医療救護活動を実施する。

(1) 釧路市医師会救護隊の活動

市医師会救護隊の活動は、第2章第12節「救急救助・医療救護予防計画」による。

(2) 救護所の医療救護活動

ア トリアージの実施

イ 診断及び応急処置

ウ 助産

エ 市立釧路総合病院及び収容病院等への搬送手配

オ 状況に応じて避難施設への巡回診療及び相談

カ 医療救護活動の記録

キ こども保健班への医療救護活動報告

5 負傷者等の搬送

こども保健班は、(一社)釧路市医師会等の協力を得て、負傷者、患者等の搬送体制を確保する。

6 医薬品・衛生材料等の調達

(1) こども保健班は、救急救助・医療救護に必要な医薬品等を確保するため、(一社)釧路薬剤師会との協定に基づき、医療機関、救護所への速やかな供給体制を確立する。

(2) 福祉班は、救急救助・医療救護に必要な輸血用血液を確保するため、日本赤十字社へ協力を要請し、速やかな供給体制を確立する。

7 医療機関の災害時の対応

(1) 医療機関は、災害時においては、医療救護活動を可能な限り迅速に行うため、病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動を行う。

(2) 医療機関は、受入れ可能患者数の状況を(一社)釧路市医師会を通じ、こども保健班及び釧路総合振興局保健環境部保健行政室(釧路保健所)に報告するとともに、こども保健班の要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

第 16 節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の防疫は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	市民環境班、こども保健班、市立病院班
	地域本部	避難援護班、病院班
防 災 関 係 機 関 等		釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）、 (一社)釧路市医師会

1 防疫の実施

被災地の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）の指導のもと、(一社)釧路市医師会など関係機関との連携により実施する。

2 防疫班の編成

こども保健班長は、市民環境班長の協力を得て、防疫班を編成する。

※ 行政センターについては、避難援護班で防疫班を編成する。

3 防疫の種類と方法

(1) 防疫班の消毒活動

防疫班は、消毒が必要な地域等を把握し、次により消毒作業を実施する。

ア 被災地の家屋、下水、その他汚染のおそれのある場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難施設、仮設トイレ、その他汚染のおそれのある場所の消毒を 1 日 1 回以上実施する。

(2) 被災世帯に対する防疫の指導

被災世帯に対しては、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置等、衛生上必要な指導を行う。

(3) 臨時予防接種

被災地の感染症予防のため種別、対象、期間等を定めて道知事と共同して予防接種を実施する。

(4) 避難施設の防疫

避難施設等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも 1 日 1 回検病調査を実施する。

イ 衛生消毒剤の撒布等

避難者に衣服等の日光消毒を行うように指導するとともに必要があるときは、自主衛生活動のための消毒薬の撒布や配置、手洗いの励行などについて指導する。

(5) 消毒剤の配布

ア 消毒作業の必要な地域が広範囲に及び、防疫班による消毒作業が困難な場合は、こども保健班等が消毒薬剤を配布する。

イ 消毒薬剤の配布先は、原則として町内会等の各組織とする。

ウ 消毒薬剤配布の際には、使用方法等の説明を十分行い、薬剤による被害が発生しないよう努める。

(6) ねずみ族等の駆除

市民環境班は、状況に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施する。

4 感染症患者等に対する措置

被災地に一類、二類感染症患者及び当該感染症に罹患していると疑われる者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）に連絡し適切な措置をとる。

(1) 第二種感染症指定医療機関

医 療 機 関 名	感 染 症 名	所 在 地	病床数
市立釧路総合病院	二類感染症患者	春湖台1番12号	4

一類、二類感染症が集団発生した場合、一般の医療機関に緊急避難的に感染症患者を入院させることがあるため、釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所）の指示に基づき適切な措置をとる。

5 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態変化に対応するため、こども保健班は、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回保健チームによる健康相談等の実施

ア こども保健班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とし、必要に応じて栄養士等による巡回保健チームを編成し、被災地区の避難施設、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導等を行うとともに避難施設等の衛生維持に努める。

イ こども保健班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的かつ効率的に実施できるよう巡回計画を立てる。

(2) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導及び福祉関係者等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処置を行う。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等、避難行動要支援者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導

(3) 避難施設等の衛生指導

避難施設、仮設住宅等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、良好な生活環境の継続的な確保に努める。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護

第 17 節 清掃計画

地震災害によって排出された廃棄物の収集・運搬処分及び被災地域のし尿処理を適切に行い、被災地の環境整備を促進する。

主な実施担当	災対本部	市民環境班
	地域本部	避難援護班

1 清掃班の編成

市民環境班長は、必要に応じ清掃班を編成し、次の基本的な考え方を基に生活環境に配慮した災害廃棄物の処理を計画的に行う。

- (1) 公衆衛生の確保を最優先として、衛生的な処理に努める。
- (2) 刻々変化する災害廃棄物の処理状況に対応し、迅速な処理に努める。
- (3) 仮置き場や廃棄物処理施設の確保により、災害廃棄物の効率的な処理に努める。
- (4) 野焼き、不法投棄等の不適正処理が行われないように対策等を講じ、環境に配慮した処理に努める。
- (5) 災害廃棄物の再資源化を可能な限り行い、焼却処理量及び最終処分量の軽減を図るため、廃棄物の分別実施を周知し、リサイクルの推進に努める。

2 災害廃棄物処理

清掃班は、災害廃棄物の発生量を把握し、その処理に努める。

ただし、災害規模により、通常の収集・運搬・処分が困難な場合には、必要な資機材の確保、仮置き場の設置等、講ずべき措置の具体化を図り、災害廃棄物処理実行計画を策定し、想定される次の災害廃棄物等を処理する。

また、処理の進捗状況に応じて段階的に見直しを行なう。

(1) がれき

ア 倒壊建物の解体撤去に伴い発生したがれきの処理は、自己処理を基本とする。

ただし、災害規模により、自己処理が困難となる場合は、清掃班が一義的に対応する。

イ 道路、下水道、河川等の応急措置及び復旧による災害ごみの処理は、それぞれの維持管理者が行う。

ウ リサイクルの推進を図るため、倒壊建物の解体撤去時に分別を徹底し、最終処分量の削減を図る。

エ 土砂、ヘドロ等の津波堆積物は、高山最終処分場跡地に他の災害廃棄物と分け一時保管をし、復興資材としての活用を検討する。

(2) 粗大ごみ

ア 戸別収集を基本とする。

ただし、災害規模により、一時的に多量に排出されることが予想される場合は、市が指定する場所へ自己搬入するなど、平常時と異なった対応とする。

イ 選別、破碎等の中間処理を徹底し、最終処分量の削減を図る。

ウ 事業系ごみについては、平常時と同様に自己搬入及び許可業者による収集運搬を基本とする。また、産業廃棄物についても、平常時と同様に事業者の責任において処理することを基本とする。

(3) 生活ごみ

平常時の分別区分を基本とする。

ただし、道路の渋滞、資機材の不足により収集効率が低下した場合には、公衆衛生上の観点から生ごみなどの「可燃ごみ」を優先的に収集する。その他の「不燃ごみ」・「資源物」については、避難施設や各家庭で一時保管し、市が指定した日に排出とする。

また、平常時の排出場所に排出することが困難な場合は、市が指定する場所への排出とする。

(4) 適正処理が困難な廃棄物

倒壊建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物、生活ごみ及び事業系ごみのうち、市の施設で適正処理が困難な廃棄物は、専門的に処理が可能な民間事業者等を活用する。

(5) し尿処理方法

ア 家屋等の倒壊により、多くの被災者が避難施設に避難するものと推定される。

し尿処理対象については、避難施設、被災地区を重点に収集にあたるものとし、既存のトイレが不足するときは、応急仮設トイレを設置する。

イ し尿処理計画については、水洗化地域あるいはし尿浄化槽の設置世帯に関しても考慮の必要がある。

建物自体には被害がなくても下水道管の破損、配水管の破損並びに浄化槽の破損等も考慮し、公園その他空地等を使用し、地域の状況に応じて仮設トイレを可能な限り設置する。

(6) 野焼き・不法投棄の防止

ア 災害廃棄物の野焼きや道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者等と連携して啓発等を行う。

イ 海洋への不法投棄による汚染を防止するため、海上保安部との連絡を密にする。

3 仮置き場の設置

災害廃棄物の量が中間処理能力を超える可能性がある場合は、高山最終処分場跡地に最終仮置き場を設置する。

なお、通常の排出が困難となった場合や道路の寸断等で最終仮置き場に搬入が困難となる場合は、避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、公共用地を中心として仮置き場を選定し、順次設置する。

(1) 第1次仮置き場は、市民が直接搬入することを踏まえ、地区単位に分別区分を示した仮置き場を設置する。

※ 候補地としては、公園、学校グラウンド等を検討する。

(2) 第2次仮置き場は、道路等の寸断により、第1次仮置き場から最終仮置き場に搬

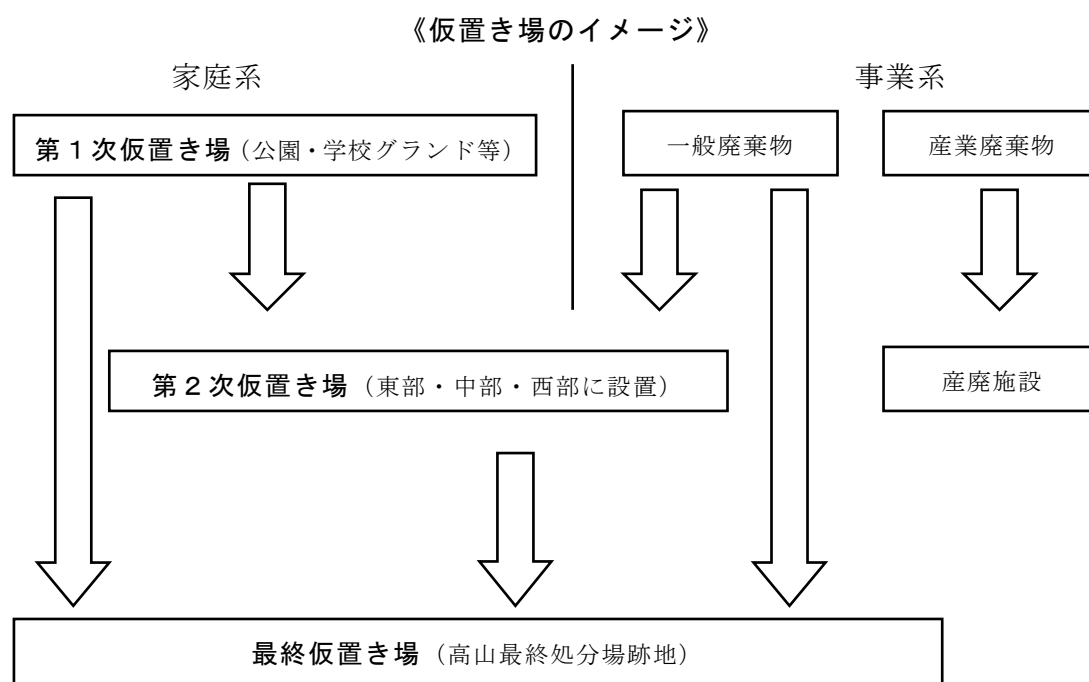
入が困難と予想される場合に設置する。

市域を釧路川と新釧路川で3地区に分け、東部地区、中部地区、西部地区にそれぞれ設置し、最終仮置き場までの搬入道路が確保されるまでの一時保管場所とする。

なお、阿寒地域、音別地域については、西部地区の第2次仮置き場に搬入することを基本とするが、道路の寸断等により搬入が困難となった場合は、それぞれの地域に第2次仮置き場を設置する。

※ 候補地としては、清掃センター、運動公園、リサイクルセンター、安原最終処分場跡地等を検討する。

高山最終処分場跡地の最終仮置き場は、東部地区の第2次仮置き場を兼ねる。



4 市民への広報

災害時に発生する廃棄物を迅速・効率的、かつ適正に処理するための情報を市民等に広報する。

- (1) がれきの分別方法
- (2) 仮置き場の設置状況
- (3) 粗大ごみや生活ごみの排出方法
- (4) 収集日の変更
- (5) 仮設トイレの設置状況

5 協力・支援体制

- (1) 災害の規模により、災害廃棄物の収集、処理を行う資機材等が不足し、市及び委託事業者での対応が困難となる場合を想定し、一般廃棄物処理事業者等と連携を図り、災害時の協力体制を整える。
- (2) 釧路市独自での災害ごみの収集、処理が困難となる場合は、道及び近隣市町村

等に対して協力、支援を要請する。

- (3) 災害廃棄物処理に関し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の適用について、道と協議をする。

また、災害廃棄物の処理に関する特別措置法等の国等の措置となった場合は、その法令に従い処理を行う。

※ 参考

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第25条

法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額について行うものとする。

6 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理

- (1) 収集等

災害による死亡獣畜は、占有者が処理をする。ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、市民環境班が関係機関等と連携し、収集・処理を行う。

- (2) 放浪犬猫の保護収容

放浪犬猫については、市民環境班が関係機関などと連携し、保護収容する。

7 収集車両体制

し尿及びごみ収集車両体制の現状は、次のとおりである。

- (1) し尿運搬車等

処理場名	受入能力	貯留槽 収容能力	し尿運搬車					
			区分	車 種	台数	実積載量	1日の処理 能力	地域
大楽毛下水終 末処理場（し尿 等下水道受入 施設）	80.4KL (日)	240KL	委託	バキューム車	3台	16.3KL	48.9KL	釧路
			委託	〃	2台	7.6KL	19.8KL	阿寒
			委託	〃	2台	6.5KL	28.5KL	音別

(2) ごみ運搬車等

R6. 4. 1 現在

ごみ処分場	ごみ運搬車				
	区 分	車種	台数	実積載量	1日の処理能力
新高山最終処分場	市直営	ロードパッカー車	4台	24 m ³	96 m ³
	委 託	ロードパッカー車	35台	280 m ³	1,120 m ³
		トラック他	14台	—	—
	許可業者	ロードパッカー車	78台	624 m ³	2,496 m ³
		トラック他	104台	—	—
阿寒町一般廃棄物最終処分場	委 託	ロードパッカー車	5台	40 m ³	160 m ³
		トラック他	7台		
	許可業者	ロードパッカー車	1台	8 m ³	32 m ³
		トラック他	25台	—	—
音別町一般廃棄物最終処分場	委 託	ロードパッカー車	1台	16 m ³	64 m ³
		トラック他	2台	—	—
	許可業者	ロードパッカー車	1台	8 m ³	24 m ³
		トラック他	2台	—	—

第 18 節 公共施設等災害応急計画

災害時における公共施設の保全を図るとともに、被災地における人命の救助、二次災害の防止、人心の安定、都市機能の早期回復を図るため、公共施設等の災害応急計画について定める。

主な実施担当	災対本部	産業振興班、住宅都市班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班、消防班
	地域本部	避難援護班、建設班、消防班
防災関係機関等		釧路警察署、釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部、東京航空局釧路空港事務所、その他防災関係機関

1 公共建築物等の応急対策

(1) 災害発生直後の施設の緊急点検

各施設の管理者は、災害発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、建築技術職員及び施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用し、調査、把握する。

(2) 公共建築物の被害調査

緊急点検後の通報により初動調査、詳細調査に分けて段階的に進めるが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・緊急性を比較検討して応急対策を立てる。また、建築物被害だけではなく、ガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮する。

2 道路及び橋梁施設応急対策

(1) 道路及び橋梁応急対策

災害が発生した場合、各道路管理者はパトロール等により道路、橋梁の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講じる。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路交通の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路の啓開を行う。

(イ) 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保する。被害の状況により止むを得ない場合には、部分的に一車線とするが、

この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

- (ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察署、消防班及び自衛隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

ウ 防災拠点等のアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

(2) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(3) 防災機関等への連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況の情報を災害対策本部等や防災機関へ速やかに連絡する。

(4) 交通規制

地震等災害時において、各道路管理者は、釧路警察署と協議の上、交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者のパトロールカー等により、車両運転者や通行者に対し道路情報等を提供する。

(5) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

3 公園緑地施設応急対策

災害が発生した場合は、パトロール等により公園緑地の被害状況を速やかに把握し、倒木による周辺住民への被害処理を最優先にするとともに、二次災害防止策の措置を講じる。

(1) パトロールによる調査・点検（被害状況の把握）

災害が発生した場合は、公園緑地のパトロールを実施し、倒木や遊具等の調査点検を行うとともに、市民からの通報も含め、公園緑地の被害状況を把握する。

(2) 倒木・遊具等の応急処理（被災箇所の処置）

公園緑地の樹木等が、隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急、撤去する等の措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵で囲う等二次災害の防止に努める。

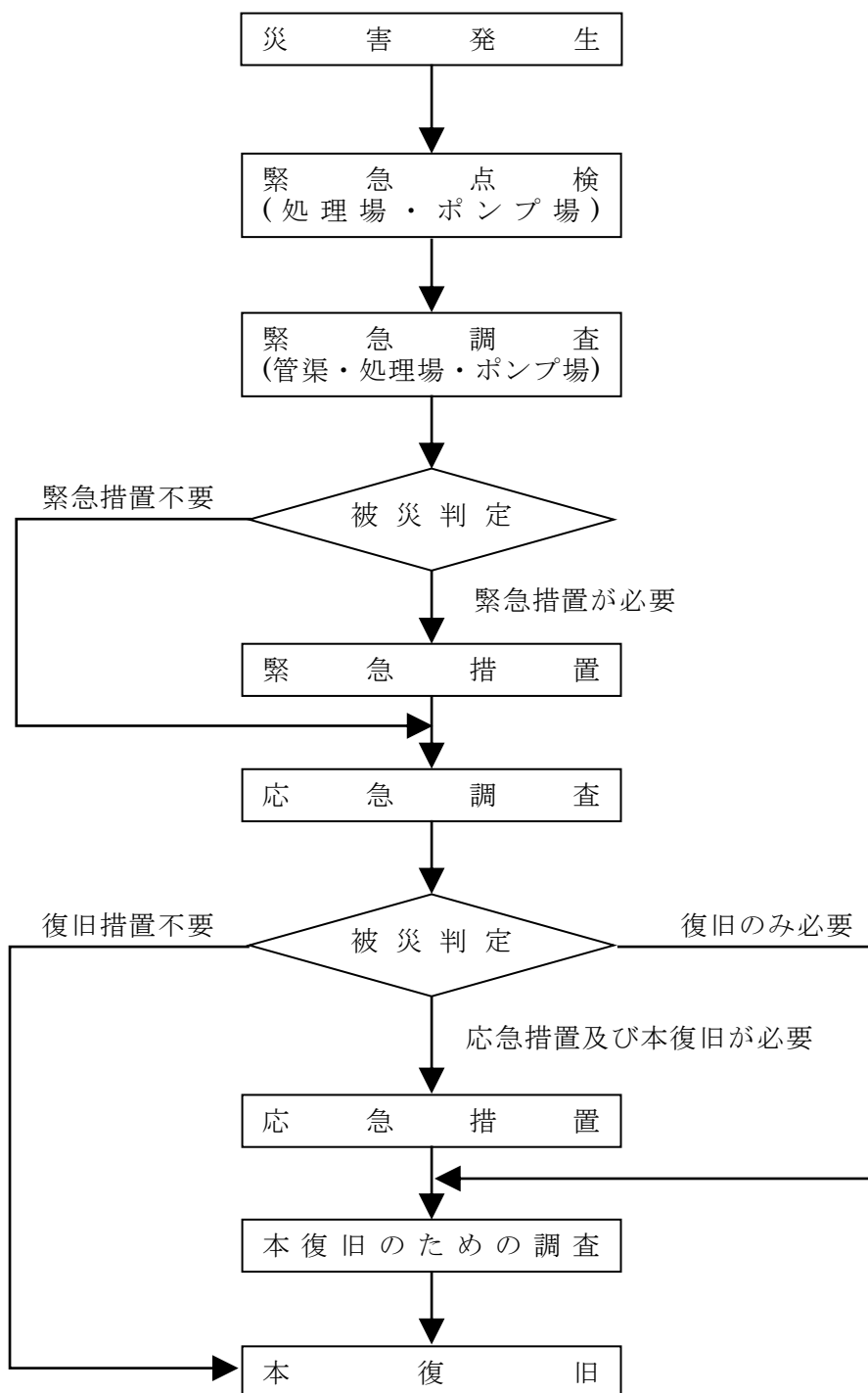
4 上水道施設応急対策

本章第12節「給水計画」の定めにより、応急対策を講じる。

5 下水道施設応急対策

災害時における下水の排除、処理機能の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。被災時は災害の状況に応じ、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害状況を迅速かつ正確に把握し、早期復旧に向けての基礎づくりを行う。

応急対策のフロー



6 河川施設等応急対策

(1) 計画の基本方針

河川施設等は、日常生活での生命の安全と財産の保全を目的とするとともに、災害発生時の応急対策活動では防災上の根幹施設として重要な役割を果たすものである。

このため、これらについては、災害による損壊箇所の機能確保のために早急に応急対策を行う。

(2) 応急対策

応急対策は、浸水等の二次災害防止の観点から早急なる応急対策を実施する。

ア 点検

都市整備班は、災害情報の伝達と河川管理者及びその他関係機関との協力体制を確立する。

イ 応急対策

河川管理者は、点検において被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、水防関係機関や自衛隊と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないように、適切な措置を講じる。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点をおいて、各管理者は被害の状況を把握し本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(4) 市民に対する広報

ア 被害地に浸水もしくは浸水のおそれがある場合や人家集落、道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させるおそれが生じたとき、災害対策本部等は速やかに関係各機関を通じ、必要な情報の提供を行う。

イ 震災により河川水質に異常事態が発生した場合もしくは発生するおそれがあるとき、災害対策本部等は速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて一般への周知を図る。

7 空港・港湾施設応急対策

震災発生直後の空港・港湾施設の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

そのために、空港にあっては、東京航空局釧路空港事務所と、港湾にあっては、釧路開発建設部との連絡を密にしながら情報収集、状況把握に努める。

8 漁港・水産施設応急対策

漁港や水産施設は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

(1) 漁港

ア 応急対策

(ア) 被害状況の把握

震災後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

(イ) 緊急処置

二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

(2) 水産施設

ア 被害状況の把握

水産施設等の被害状況を把握するため、漁業協同組合等と相互に連絡し、被害情報を災害対策本部及び道に報告する。

イ 緊急対策

(ア) 水産施設の被災による二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は船舶燃料等の漏出防止や流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

(イ) 大規模な燃料流出等の場合は、海上保安部、道、警察署、消防本部に緊急対策を要請する。

ウ 応急対策

(ア) 水産施設の被害状況に応じ、漁業協同組合等と連携し、次の応急措置を講じる。

a 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

b 道指導漁業無線局（確認）による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害状況の提供

c 冷凍、冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関しその受け入れ先の確保及び調整等

(イ) 道から被害査定前着工の指示があった施設について、漁業協同組合に指示し、速やかに復旧工事を実施させる。

第 19 節 危険物施設等応急対策計画

地震による危険物施設等の損傷は、危険物等の流出を伴い、さまざまな災害が発生する可能性が高い。地震発生の際には、危険物等取扱事業所の管理者は、災害防止のための応急措置をその施設の形態等にあわせて迅速かつ的確に行い、国、道、市及び関係機関との連携を密にし、地震による被害の軽減化を図る。

主な実施担当	災対本部	水産港湾空港班、消防班
	地域本部	建設班、消防班
防災関係機関等	釧路警察署、釧路海上保安部、釧路開発建設部 釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路ガス㈱	

1 石油類等の危険物施設の応急対策

地震発生時に危険物取扱事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

地震発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 関係機関への情報

危険物の流出等が発生した場合、消防署、警察署等の機関に通報するとともに、隣接事業所に事故状況等を伝達し、隣接事業所並びに道、市、消防本部及び石油コンビナート等特別防災区域協議会等の機関との連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

(3) 災害発生時の自主防災活動

災害発生時には、予防規程等であらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を実施する。この場合には、当該機関等の連携体制を密にして活動を実施する。

(4) 流出、漏洩等の拡大・拡散防止

危険物の流出、漏洩等が発生したときは、危険物施設の損傷箇所の補修、オイルフェンス、中和剤等を活用した拡大・拡散防止措置を実施する。

(5) 付近住民への広報

被害が発生し、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合には、付近住民の安全を確保するため、速やかに概要を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、市、警察署等の機関にも市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 毒物劇物保管施設等の応急対策

地震発生時に毒物劇物を取り扱う事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、道、市及び関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

地震発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 災害発生時の対応

災害発生時には、被害状況に応じて、関係事業所の毒物劇物取扱従事者の協力を得て、適切な対応を図る。

3 高圧ガス製造施設等の応急対策

高圧ガス取扱事業所は、地震発生後直ちに高圧ガス施設、設備、容器置場等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。

4 放射性物質保管施設の応急対策

放射性物質保管施設の管理者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じて警戒区域を設定するとともに、国及び警察署等の機関への通報を行う等適切な対応を図る。

5 危険物等流出応急対策

危険物等の流出については、急速な拡散により被害が広範囲に及ぶこともあることから、次の対策を講じ、迅速かつ適切に被害の拡大防止を図る。

- (1) 河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、事故の関係者及び発見者は速やかに市、警察署、海上保安部、河川管理者及び港湾管理者の機関に通報する。
- (2) 危険物等が大量に流出した場合は、事業者及び当該機関が協力し、拡散防止等の防除作業を実施する。

第 20 節 文教対策計画

災害発生時における児童、生徒等の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

主な実施担当	災対本部	こども保健班、教育班
	地域本部	避難援護班、教育班

1 学校教育対策

(1) 災害発生時の措置

ア 在校時の場合

児童、生徒が在校しているときに災害が発生した場合、児童、生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 発生直後の安全確保

校長は、安全確保のため児童、生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(イ) 避難誘導

校長は、避難経路の安全確認の上、児童、生徒をより安全な場所へ避難させる。

(ウ) 安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たる。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童、生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

(エ) 下校措置

校長は、帰宅経路などの安全確認の上、児童、生徒を速やかに下校させる。

幼稚園児、小学生、中学生、特別支援学校(学級)生徒については、あらかじめ保護者へ連絡の上、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。ただし、保護者への連絡ができない場合又は帰宅しても保護者がいない場合は、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

イ 登下校時の場合

児童、生徒の登下校時に災害が発生した場合、校長は、校内にいる児童、生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童、生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童、生徒は、家庭への確実な引き渡しを行う。

ウ 学校にいない場合

児童、生徒が学校にいない時に災害が発生した場合、次のとおりとする。

(ア) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童、生徒、教職員、施設、設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者又は児童、生徒に連絡する。

（２） 災害発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童、生徒、教職員、施設、設備）、市民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により教育班等へ報告する。

教育班は、前段の情報を整理し、災害対策本部等へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請する。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。なお、休校措置を児童、生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童、生徒に連絡する。

- （ア） 校舎の破損、倒壊等により、児童、生徒の履修が困難な場合
- （イ） 通学路の壊滅等により児童、生徒の通学が困難な場合
- （ウ） 教職員の確保が困難で児童、生徒の履修が困難な場合
- （エ） その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ 避難施設の開設

校長は、総務班及び地域住民と連携して避難施設の開設に協力する。

避難施設は体育館とし、不足が生じた場合、集会室、普通教室も利用する。校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難施設としては使用しない。

（３） 教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童、生徒の状況等を把握した上、次のとおり応急教育を実施する。

ア 児童、生徒等に対する措置

校長は、児童、生徒の動向（避難先等）及び児童、生徒のより具体的な被害状況（教科書、学用品、制服等）を把握するとともに、児童、生徒の心理面への影響を確認する。また、保護者との連絡体制を確立する。

イ 学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行う。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育委員会と協議の上、校舎などの応急措置、安全点検（危険度判定調査）、設備の復旧を進める。

なお、教育委員会は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議の上、次のような措置をとる。

- （ア） プレハブ等仮設施設を建設するとともに、用水等の確保を図る。
- （イ） 被害を免れた最寄りの他の学校、社会教育施設等の利用を図る。
- （ウ） 隣接市町村に対し類似施設の使用を要請する。

ウ 児童、生徒及び教職員の健康保持等

校長は、被災した児童、生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童、生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

教育委員会は、必要に応じて学校への巡回相談を実施するとともに、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じて次の事項について、関係機関の協力を得、学校の保健、衛生管理に努める。

- (ア) 児童、生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
 - (イ) 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
 - (ウ) 飲料水の水質検査を実施する。
 - (エ) 校舎消毒用薬品の確保を図る。
 - (オ) し尿及び汚物の処理を行う。
- (4) 学用品の調達、支給
- 災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対して、災害救助法施行細則に定めるところにより、学用品を支給する。

2 生涯学習施設及び体育施設の応急対策

教育班又は施設の管理者は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた措置を講じる。

- (1) 利用者の安全確保
- 施設の管理者は、直ちに施設で行われている事業を中止し、人命の確保を図る。
- (2) 避難誘導
- 施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、施設の管理者は速やかに適切な指示と避難誘導を行う。
- (3) 被害状況等の情報収集・伝達
- 施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育班に報告する。
- (4) 避難施設や食糧等の集積場所となった場合の対応
- 施設が避難施設や食糧等の集積場所となった場合は、施設の管理者は災害対策本部等及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとる。

3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

- (1) 教育班への報告
- 所有者又は管理者は教育班に被災状況を報告する。
- (2) 被害拡大防止のための応急措置
- 教育班は、前項による被災状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。

文化財の名称及び所在等

区分	名称	所在地	管理者
市指定有形文化財	星兜（残欠）	春湖台 1－7（博物館）	釧路市
〃	鳥取村本籍簿	幸町 10-3 （釧路地方法務局戸籍課）	〃
〃	永久保秀二郎日誌	北大通 10-2-1（中央図書館）	〃
〃	釧路新聞	〃	〃
〃	佐野家文書	〃	〃
〃	市河文書	〃	〃

第 21 節 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班
	地域本部	建設班
防災関係機関等		釧路総合振興局

1 応急仮設住宅の建設

災害のために住家が滅失した被害者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅を建設するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合、その措置は原則として知事が行う。また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委託を受けて実施することができる。

(1) 対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(2) 建設戸数

市長からの要請に基づき道が設置戸数を決定する。

(3) 建設地

建設場所の選定に当たっては、被害者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。

また、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育等の問題を考慮して建設する。

(4) 建設規模、構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 費用は災害救助法及び関係法令の定めによる。

(5) 着工期間

原則として、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成させる。

(6) 入居者の選定及び供与期間

ア 入居者の選定

(ア) 生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものより順次選ぶ。

(イ) 入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被害

者の資力、その他の生活状況を調査の上決定する。

イ 供与期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(7) 資材の調達

応急仮設住宅建設資材は、関係業者から調達する。調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は市長に委任する。

2 被災建築物に対する指導・相談

住宅都市班は、被災した住宅・事務所、その他各建築物の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談・指導を行う。

(1) 倒壊及び脱落等のおそれのある建築物及び屋外取付等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のための市民に対する広報を総合政策班に要請する。

(2) 電気・ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに市民への広報を依頼する。

(3) 被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置する。

3 市営住宅の提供

(1) 被災者への仮住宅として市営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）。

(2) 提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、斡旋に努める。

(3) 入居者の選定は、釧路市営住宅災害入居事務取扱要領による。

4 住宅の応急修繕

必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

第 22 節 商工業対策計画

災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、食糧や生活関連物資等の安定供給を図るとともに、災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

主な実施担当	災対本部	産業振興班
	地域本部	避難援護班

1 被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

2 食糧、生活関連物資の安定供給対策

(1) 物価相談窓口の開設

売り惜しみ、便乗値上げ等に関する市民からの相談や苦情、問い合わせ等に対応するための相談窓口を市役所及び行政センター内に設置する。

(2) 事業所等に対する指導、要請

産業振興班は、食糧、物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して速やかに食糧や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

(3) 調査結果等の情報提供

調査結果等については、適宜、市民に情報提供する。

3 雇用対策

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、釧路公共職業安定所と連携を図り確保に努める。

4 指定避難施設への食糧、生活必需品等の供給支援

産業振興班は、指定避難施設で必要とする食糧、生活必需品等の確保について要請があった場合は、直ちに関係する事業所等へ依頼する。

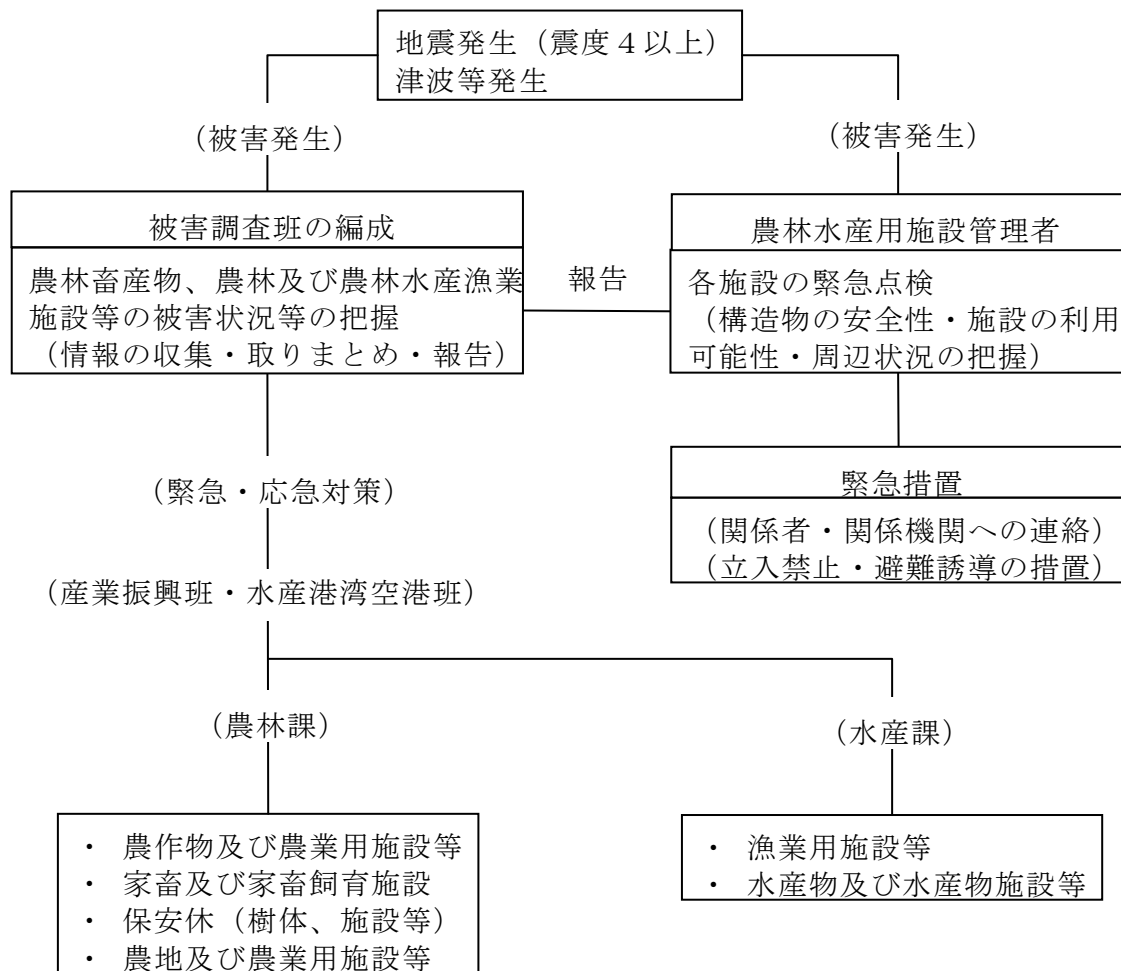
第 23 節 農林水産業等対策計画

地震等の大規模な災害により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害が発生することが予測される。

そのため、災害時には道及び農林水産業関係団体と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策について定める。

主な実施担当	災対本部	産業振興班、水産港湾空港班
	地域本部	建設班

1 農林水産業施設等応急対策フロー



2 被害状況の把握

- (1) 産業振興班、水産港湾空港班は、震度 4 以上の地震及び津波等の災害が発生した場合、被害調査班を編成し、農作物や農地、畜産、農業用施設、漁船、水産漁業

施設等の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。

3 農作物及び農業用施設等

(1) 二次災害防止のための緊急対策

産業振興班は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、農業協同組合及び関係農家に対し二次災害を防止するための指導または指示を行う。

(2) 応急対策

産業振興班は、農林業関係団体や農家等と連携協力し、農作物及び農業用施設等の被害状況を把握し、道に報告するとともに、被害状況に応じた応急対策を講じる。

4 水産物及び水産漁業用施設

(1) 二次災害防止のための緊急対策

水産港湾空港班は、水産施設等の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 船舶燃料等の漏出防止措置及び拡散防止又は関係機関への協力要請

イ 流出した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置又は関係機関への協力要請

ウ 流出油の拡散防止、回収、無害化措置又は関係機関への協力要請

(2) 応急対策

水産港湾空港班は、被害状況に応じ次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 漁港及び漁港区等の施設

漁港施設や冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、道及び漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

イ 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防班、道、海上保安部、漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や転覆・流出船の処理対策についても協力して対応する。

ウ 魚市場の早期開場措置

被災した魚市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設する。

なお、開場が不可能な場合、道及び市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設魚市場を開場するよう努める。

エ 応急対策用資材の円滑な供給

応急対策に必要な資材については災害対策本部を通じて供給を受け、これを関係機関へ提供する。

第 24 節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

主な実施担当	災対本部	産業振興班
	地域本部	避難援護班
防 災 関 係 機 関 等		釧路労働基準監督署

1 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬労務者
- (5) 遺体の捜索処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策のために必要な労務者

2 釧路公共職業安定所への要請

公共職業安定所への求人申込みについては、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) その他必要事項

3 賃金及び費用の負担

費用は市が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準により、その都度市長が定める。

第 25 節 要配慮者応急対策計画

災害発生直後の避難誘導や避難施設での生活環境、健康状態の把握、応急仮設住宅の建設など、要配慮者の応急対策についての計画を定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防 災 関 係 機 関 等		釧路警察署、消防団、その他防災関係機関

1 在宅の避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否の確認

在宅の障がい者、高齢者などの避難行動要支援者の安否や所在の確認について、地域住民や自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力のもと、避難行動要支援者名簿等を利用し、速やかに行うよう努める。

(2) 避難誘導・救助

避難行動要支援者の避難誘導や救助に当たっては、総務班、消防班、警察官等が近隣に居住する市民や町内会、自主防災組織等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。

(3) 在宅援護（ケア）

在宅で援護可能な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対してはホームヘルプサービス、訪問看護等福祉サービスその他サービス等の提供により、在宅生活の支援を行う。

2 指定避難施設等における対策

(1) 避難状況の把握

総務班は、避難施設に避難している要配慮者の数や避難生活の実態を速やかに把握し、福祉班及びこども保健班へ連絡する。

(2) 健康状態の把握

こども保健班は、避難施設等に避難している要配慮者の健康調査を実施し、その結果を必要に応じて総務班、福祉班等に連絡する。

(3) 二次避難施設等への搬送

福祉班は、こども保健班の健康調査により避難施設や福祉避難所での生活が困難であると認められる要配慮者について、こども保健班や関係する施設等と連携し、社会福祉施設や病院等への搬送を行う。

(4) 情報提供の配慮

総務班は、聴覚障がい者や視覚障がい者など、情報を受け取ることが困難な者に対して、福祉班と連携し、災害及び避難施設の生活に関する情報を提供するための

必要な措置を講ずる。

(5) 手話通訳者等の派遣

福祉班は、総務班からの連絡に基づき手話通訳や要約筆記のできる者を避難施設等に派遣する。

(6) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等

福祉班は、障がい者が災害により紛失し又は破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、総務班と連携し、速やかに対応するよう努める。

(7) 巡回相談の実施

福祉班及びこども保健班は、健康調査により必要と認められる要配慮者について、医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。

3 外国人等に対する対策

(1) 外国語による災害情報の提供

外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物等の多言語化に努める。

(2) 相談窓口の開設

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける窓口を市役所及び行政センター内に開設する。

(3) 通訳者等の確保

北海道災害支援多言語サポーター制度の活用や、国際交流団体などの外国語に堪能な市民等の協力により、外国人からの問い合わせや各種相談等に対応できる人材の確保に努める。

第 26 節 被災建築物安全対策計画

二次災害を防止するため、被災建築物等の当面の使用可否を判定し、所有者等に知らせるため応急危険度判定の実施は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班
	地域本部	建設班
防災関係機関等		釧路総合振興局

1 実施責任者

建築物等の崩壊による二次災害から市民を守るため、応急危険度判定を災害対策本部長が行う。

2 応急危険度判定士の養成

市は防災関係団体と協力し、応急危険度判定士制度の普及に努めるとともに、判定士の養成を図る。

3 応急危険度判定の体制

危険度判定は応急危険度判定士及び市建築技術職員が行う。但し、被害状況から応援が必要な場合は釧路総合振興局へ判定士の派遣要請を行う。

4 応急危険度判定の基本的事項

(1) 対象建築物

全被災建築物を対象とするが、被害状況により対象を限定することができる。

(2) 開始時期及び調査方法

地震後の早い時期に2週間程度の調査期間を目安に開始し、主として建築物の外観から目視により危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造、種別ごとに調査表をもって行う。

(3) 内容及び結果の表示

建築物、落下物、転倒物等の危険性を調査し、次の方法で判定を行い、該当建築物の出入口等に危険の度合に応じてステッカーを貼付すること。

区分	判定内容	判定ステッカー
危険	損傷が著しく倒壊等の危険性が高く、使用及び立ち入りができない。	危険（赤色）
要注意	損傷は認められるが、注意事項に留意した場合、立ち入りできる。	要注意（黄色）
調査済	損傷が少なく、立ち入りできる。	調査済（緑色）

(4) 効力

情報の提供であること。

(5) 判定や調査終了時、次の点を所有者等に周知する。

ア 判定の結果は市による情報提供であること。

イ 応急的な調査であること。

ウ 余震等で被害が進んだ場合、又は適切な応急補強が行われた場合等判定結果が変更されることがあること。

第 27 節 被災宅地安全対策計画

地震により、宅地が大規模かつ広範に被災した場合に、二次災害を防止するため、被災状況調査並びに危険度判定により、被災宅地の立ち入りの可否を判定し、所有者等に周知するものであり、実施に当たっての基本的事項は本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班（危険度判定実施本部）
	地域本部	建設班

1 被災状況調査・危険度判定の体制等

（１）実施責任者、組織

市長が実施し、判定にかかる組織として、危険度判定実施本部を災害対策本部内に設置する。

（２）市は国・道・市町村等と協力し、被災宅地判定制度の普及に努めるとともに判定士の養成を図る。

（３）危険度判定士の活用

危険度判定は知事に認定登録された被災宅地危険度判定士が行う。

（４）判定士の派遣要請

被災状況等から判定士が不足し、他市町村の支援が必要な場合は、道へ判定士の派遣要請を行う。

2 被災状況調査・危険度判定の基本事項

（１）対象区域及び対象施設

被災区域全域とし、以下の施設を対象とするが、被害状況等により対象を限定することができる。

ア 擁壁

イ 宅盤、切土・盛土のり面及び自然斜面

ウ 排水施設

エ その他（実施本部長が特に必要と認めた施設）

（２）開始時期及び調査方法

災害発生後、速やかに実施するものとし、現地調査による目視及び簡便な計測により、主として宅地の立ち入り制限に関する危険度判定の観点から、被災宅地毎に調査票をもって行う。

（３）判定内容及び結果の表示

被災状況調査票をもとに、次の内容により危険度を大・中・小の三区分に判定を行うとともに、当該判定結果に応じたステッカーを現地に表示する。

被害程度	判定内容	判定ステッカー（A 3 版）
大	変状等が特に顕著で危険である。 避難・立入禁止措置が必要。	危険宅地（赤色）
中	変状等が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。また、変状が進行していれば避難も必要。	要注意宅地（黄色）
小	変状等が見られるが、当面は防災上の問題はない。	調査済宅地（青色）

（４） 調査及び判定にかかる周知事項

- ア 二次災害発生の軽減、防止を目的とした応急的な判定であること。
- イ 判定結果の性格は原則として市による宅地所有者等への情報提供に留まること。
- ウ 余震、降雨により被害が進行した場合又は応急工事による防災措置が行われた場合、判定結果の変更がありえること。
- エ 判定結果等により、避難指示等を発することがあること。

第 28 節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・火葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理、火葬の実施については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	市民環境班、こども保健班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防 災 関 係 機 関 等		釧路総合振興局、消防団、釧路警察署、釧路海上保安部、第一管区海上保安本部釧路航空基地、陸上自衛隊第 27 普通科連隊、(一社)釧路市医師会、(一社)釧根地区トラック協会、日本赤十字社釧路市地区

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索班の編成

消防班長は、警察署、海上保安部、自衛隊及び地域住民の協力を得て搜索班を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施する。

(2) 応援要請等

ア 関係市町村への要請

本市において被災し、本市のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は行方不明者及び遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられるときは、隣接市町村に対し、搜索の応援を依頼する。

イ 応援の提示事項

(ア) 遺体等が埋没又は漂着していると思われる場所

(イ) 遺体等数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

2 遺体の処理方法

遺体が発見された場合は、市民環境班がこども保健班、消防班の協力を得て警察等関係機関に連絡するとともに身元確認を行い、警察官又は海上保安官の検視を受けた後、次の要領により処理に当たる。

(1) 身元が判明し、かつ、遺族等の引取人がある場合は、当該遺体を遺族等に引き渡す。

(2) 身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。

ア 関係機関により遺体の引き渡しを受けた後、遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、(一社)釧根地区トラック協会に車両の手配を要請する。

イ 公共施設等の中から遺体安置所を選定し、火葬が行われるまでの間遺体を管理する。

ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、これらを遺留品と合わせて保管する。

エ 遺体の洗浄、縫合、消毒及び検案は、日本赤十字社及び(一社)釧路市医師会等と協力して行う。

オ 遺体の腐敗を防止するため、棺やドライアイス等を手配する。

3 遺体の火葬

遺族等が火葬を行うことが困難な場合又は身元不明の遺体については、次により火葬を行う。

- (1) 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡し、身元確認の調査に当たる。
- (2) 遺体で、身元の確認ができない場合は、一定期間経過後に行旅死亡人として、火葬を行う。
- (3) 遺体の火葬は、死体検案書をもって戸籍住民課（市民課）で火葬手続きをとり、火葬場で行う。
- (4) 遺骨は、遺留品とともに一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 死亡者が多数発生した場合、斎場への遺体の搬送については(一社)釧根地区トラック協会に要請する。

4 火葬場の状況

火 葬 場 名	所 在 地	処理能力	電 話
昇雲台斎場	釧路町鳥通東 8-13	1 回 8 体	40-2020
阿寒町斎場	阿寒町舌辛 33	1 回 1 体	66-3023
望洋苑斎場	音別町尺別 7-15	1 回 1 体	01547-6-2282

5 墓地の状況

墓 地 名	所 在 地	面 積
紫雲台墓地	紫雲台 2-66	141,268 m ²
阿寒共同墓地	阿寒町舌辛 33	80,746 m ²
音別公園墓地	音別町尺別 9-1 の内、 音別町音別 173-1	10,300 m ²

第 29 節 応援要請計画

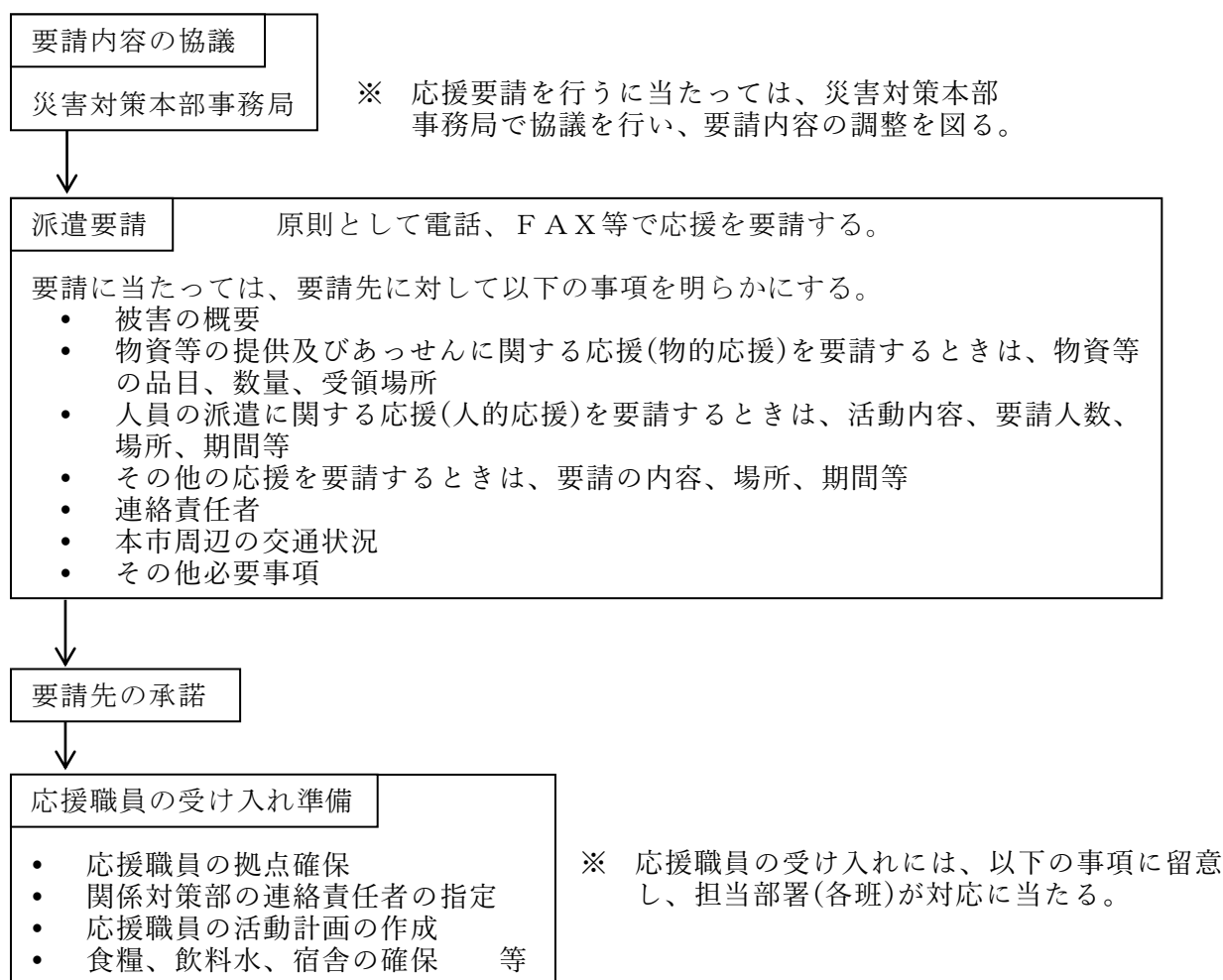
災害が発生し、応急対策又は災害復旧を実施する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体及び防災関係機関等に対し、応援協力を要請する。

主な実施担当	災対本部	総務班、消防班
	地域本部	総務班
防災関係機関等	釧路総合振興局、陸上自衛隊第 27 普通科連隊、その他 防災関係機関	

1 他地方公共団体等への応援要請

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長等	当該指定地方行政機関等の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条 同法施行令第 15 条
内閣総理大臣又は知事	1 指定行政機関又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項 同法施行令第 16 条
	2 地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項 同法施行令第 16 条
	3 応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条 災害対策基本法第 68 条の 2
	4 自衛隊への派遣要請の要求	
他の市町村長等	1 応援の要求 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第 67 条 地方自治法第 252 条の 17 災害対策基本法第 5 条の 2 「災害時における北海道及び市町村相互の応援協定」 「道東六市防災協定」 「釧路管内 8 市町村防災基本協定」 消防組織法第 39 条・第 44 条 「北海道広域消防相互応援協定」 「北海道緊急消防援助隊受援計画」 「釧路市消防受援計画」

2 応援要請手順



3 自衛隊（第27普通科連隊）への応援要請要求

派遣の要請を要求できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、事態が急を要する場合で、次の支援活動を要請する。

(1) 災害派遣要請要求の内容

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 避難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 応急医療、救護及び防疫
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 炊飯及び給水
- ケ その他

(2) 災害派遣要請要求の要領等

派遣要請要求方法

市長（総務班）は、派遣要請要求をする場合は、次の事項を明らかにした文書を

もって、釧路総合振興局（危機対策室）に依頼する。口頭又は電話等で依頼したときは、その後速やかに文書を提出する。

また、人命救助等に関し、依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により釧路総合振興局から要請できないときは、直接通報することができる。この場合速やかに釧路総合振興局に連絡するものとし、その後文書を提出する。

ア 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法

カ その他参考となる事項

（３） 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 受入れ準備の確立

釧路総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

（ア） 宿泊所等の準備

関係する班は、派遣部隊の宿泊所、車両、器材の保管場所の準備をする。

（イ） 作業計画の樹立

関係する班は、応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備しておく。

イ 派遣部隊到着の措置

（ア） 関係する班は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

（イ） 総合振興局への報告

総務班は、到着後及び必要に応じて次の事項を総合振興局に報告する。

a 災害派遣部隊の官職氏名

b 隊員数

c 到着日時

d 従事している作業の内容及び進捗状況

e その他参考となる事項

（４） 派遣部隊の撤収要請

市長（総務班）は、災害派遣要請要求の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって釧路総合振興局に対し、その旨報告する。但し、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で連絡し、その後文書を提出する。

（５） 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、市が負担するものは下記のとおりとする。

また、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村と協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除

- く) 等の購入費、借上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

4 他防災関係団体等への応援要請

応急対策を実施するに当たり必要と認めるときは、釧路市災害対策協力会、釧路市救助協力会、釧路市建設事業協会に対し協力を依頼し、又は応援を要請する。

第 30 節 ボランティア活動支援計画

大規模な災害時における応急対策に際し、効果的なボランティア活動が行われるよう、関係機関との連携体制を確立するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等ボランティア活動に対する支援体制について定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、福祉班
	地域本部	総務班、避難援護班
防 災 関 係 機 関 等	釧路市社会福祉協議会、日本赤十字社釧路市地区 釧路市赤十字奉仕団	

1 ボランティア活動支援の考え方

災害時のボランティア活動は自主的な活動であるため、市及び防災関係機関等の関係団体（以下「関係団体」という。）は、ボランティアの活動支援に当たっては、その自主性を損なうことのないよう十分に配慮し、ボランティアと行政が協力して効果的な救援活動が行われるよう努める。

2 ボランティアの活動支援

（１） ニーズの把握・情報の提供

市及び関係団体は、被災地や避難施設のニーズなど必要な情報を把握し、ボランティアに対する情報の提供に努める。

（２） 受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアの受入れ、情報の集約を図る。

（３） 活動の調整

市及び関係団体は、相互に協力し、被災地や避難施設などのニーズ及びボランティアの申し出について調整を行い、活動場所を指定し派遣する。

また、ボランティアの派遣に当たっては、ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮する。

（４） 活動環境の整備

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアの活動場所や時間、用具などについて配慮し、円滑な活動が行えるよう環境の整備を図る。

（５） ボランティア活動保険への加入の奨励

市及び関係団体は、ボランティア活動時における事故等を補償するため、保険会社等と連携しボランティア活動保険加入のための窓口を設置するとともに、各ボランティアに対して保険への加入を奨励する。

3 ボランティアの活動

ボランティアに期待される主な活動内容は、次のとおりである。

(1) 一般ボランティア

- ア 避難施設の管理運営
- イ 避難者リストの作成
- ウ 給水
- エ 物資の仕分け・運搬
- オ 炊き出し
- カ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- キ 清掃及び防疫
- ク 応急復旧現場における危険を伴わない軽作業
- ケ 災害応急対策事務の補助
- コ 義援金の受付、整理等
- サ その他災害に応じたボランティア活動

(2) 専門職ボランティア

- ア 医師、看護師、保健師、助産師等
- イ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- ウ 建築物の応急危険度判定技術者
- エ 通訳（外国語、手話）
- オ アマチュア無線技士
- カ その他の専門技術者等

4 ボランティアコーディネーターの育成

市及び関係団体は、ボランティア活動の調整が円滑に行われるようにするため、平常時において、ボランティアコーディネーターを育成する。

5 災害ボランティアセンターの設置

市及び関係団体は、ボランティア（専門職ボランティアを除く。）活動を支援するため「釧路市災害ボランティアセンター」を設置する。

設置・運営等の詳細については、別に定める「釧路市ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第 31 節 災害救助法の適用計画

災害に際して、災害救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための計画を次のとおり定める。

主な実施担当	災害本部	総務班、財政班
	地域本部	—

1 災害救助法の適用

災害対策本部長（市長）は、市内における災害が次項の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ、被災者が現に災害救助法に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに北海道知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法施行令第 1 条に定めるところによるが、本市における適用の基準は次のとおりとする。

- (1) 住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯が 100 世帯以上の場合
- (2) 滅失住家の世帯数が上記に達しない場合でも、道内において 2,500 世帯以上で、しかも本市における滅失住家の世帯数が 50 以上の場合
- (3) 道内の滅失住家が 12,000 世帯以上の場合で、本市における被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められた場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

3 滅失世帯の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

ア 住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準

イ 住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯、住家が床上浸水、土砂・竹林等の堆積により一時的に居住することができない状況となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家滅失世帯として取り扱う

滅失世帯＝（全壊・全焼・流失）＋（半壊・半焼×1／2）＋（床上浸水等1／3）
--

(2) 被害の認定基準

被害区分	認定基準
全全流 壊焼出 (滅失)	住家が滅失したもの 具体的には ・住家の損壊・焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの（被害面積方式） ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの（被害価格方式）
大規模半壊	住家が主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの 具体的には ・損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊	室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの 具体的には ・損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
半半壊焼	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できるもの 具体的には ・損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度のもの 具体的には ・損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
一部損壊	住家の損壊割合が10%未満で、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しないもの
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの 土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しないもの

4 災害救助法の適用手続き

災害対策本部長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに道に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

(1) 災害救助法の適用申請事務は財政班が行う。

(2) 報告内容は以下のとおり

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調べ

エ すでにとった救助措置及びとろうとする措置

オ その他必要事項

5 災害救助法による救助の実施と種類

北海道知事は、災害救助法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、北海道知事は、災害対策本部長（市長）が実施した方が、より迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については、災害対策本部長（市長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施者区分
避難所の設置	釧路市又は日赤北海道支部
応急仮設住宅の供与	・対象者及び対象箇所の選定～釧路市 ・設置～北海道（但し、委任したときは釧路市）
炊き出しその他による食品の給与	釧路市
飲料水の供給	釧路市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	釧路市
医療	北海道又は日赤北海道支部（但し、委任したときは釧路市）
助産	北海道又は日赤北海道支部（但し、委任したときは釧路市）
災害にかかった者の救出	釧路市
住宅の応急修理	釧路市
学用品の給与	釧路市
埋葬	釧路市
遺体の搜索	釧路市
遺体の処理	釧路市又は日赤北海道支部
障害物の除去	釧路市

第 32 節 ヘリコプター要請計画

大規模な災害時における応急対策に際し、ヘリコプターを効果的に運用するため、市はヘリポートの適地や避難先の位置情報（緯度・経度の座標）等をあらかじめ整理し、関係機関に要請して、機動的な空からの被害情報等の収集、救助活動などを実施する。

主な実施担当	災対本部	総務班、消防班
	地域本部	
防災関係機関等	釧路総合振興局、陸上自衛隊第 27 普通科連隊、釧路警察署、釧路海上保安部、第一管区海上保安本部釧路航空基地、その他防災関係機関	

1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等の応急対策については、ヘリコプターによる支援を要請する。

2 主な活動

ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、市長は知事（危機対策課防災航空室）に対し、北海道防災消防ヘリコプターの緊急運行要請又は自衛隊法83条に定めるところにより、自衛隊のヘリコプターの派遣要請を釧路総合振興局を通じて行い、要請に当たっては、ヘリポート等活動に必要な体制を迅速に整備するとともに、必要な情報を的確に伝達する。

また、災害規模や緊急性を考慮し、ドクターヘリを含む民間ヘリコプターも活用するなど迅速な災害対策を実施する。

北海道総務部危機対策局 危機対策課防災航空室	T E L	011-782-3233
	F A X	011-782-3234

3 活動の内容

（１）要請の対象となる事由

- ア 偵察による情報収集
- イ 災害時の救助
- ウ 重度傷病者の救急搬送
- エ 災害応急対策要員の搬送
- オ 林野火災の空中消火
- カ 医薬品などの緊急物資の輸送

（２）出動要請の要領

要請に当たっては、次の事項について可能な限り状況を調査し、急を要する場合は、電話で要請する。（文書による手続が必要な場合は、事後速やかに行う。）

ア 要請事項

- (ア) 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- (イ) 活動に必要な資機材等
- (ウ) ヘリポート及び給油体制
- (エ) 要請者、現場責任者及び連絡方法
- (オ) 資機材等の準備状況
- (カ) 気象状況
- (キ) ヘリコプターの誘導方法
- (ク) 他のヘリコプターの活動状況
- (ケ) その他必要な事項

イ 要請者が措置する事項

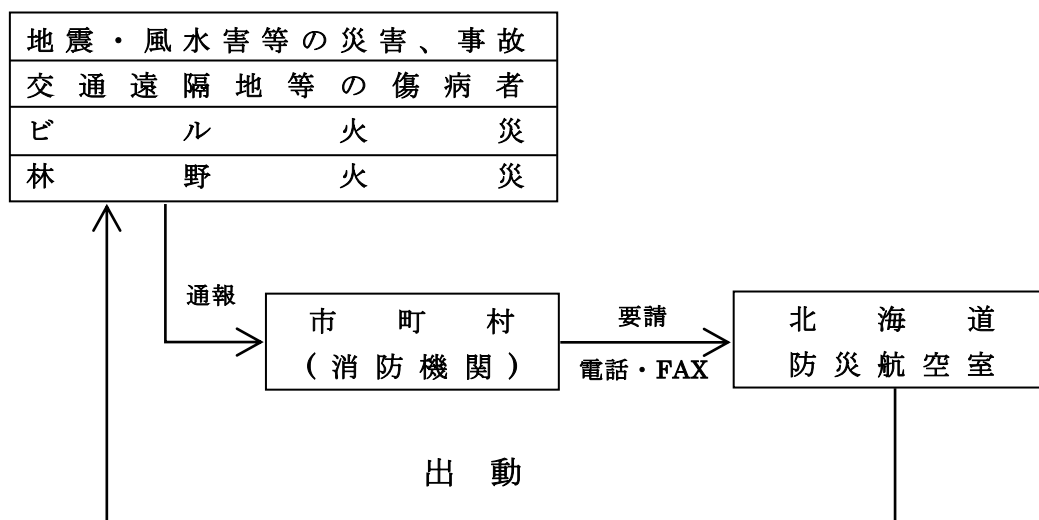
- (ア) 北海道と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための必要な措置を行う。
- (イ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (ウ) 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。

4 ヘリコプター保有機関

- (1) 北海道
- (2) 札幌市
- (3) 北海道開発局、海上保安庁、北海道警察
- (4) 自衛隊
- (5) 市立釧路総合病院、釧路孝仁会記念病院 ※ドクターヘリ

5 ヘリコプター要請手続

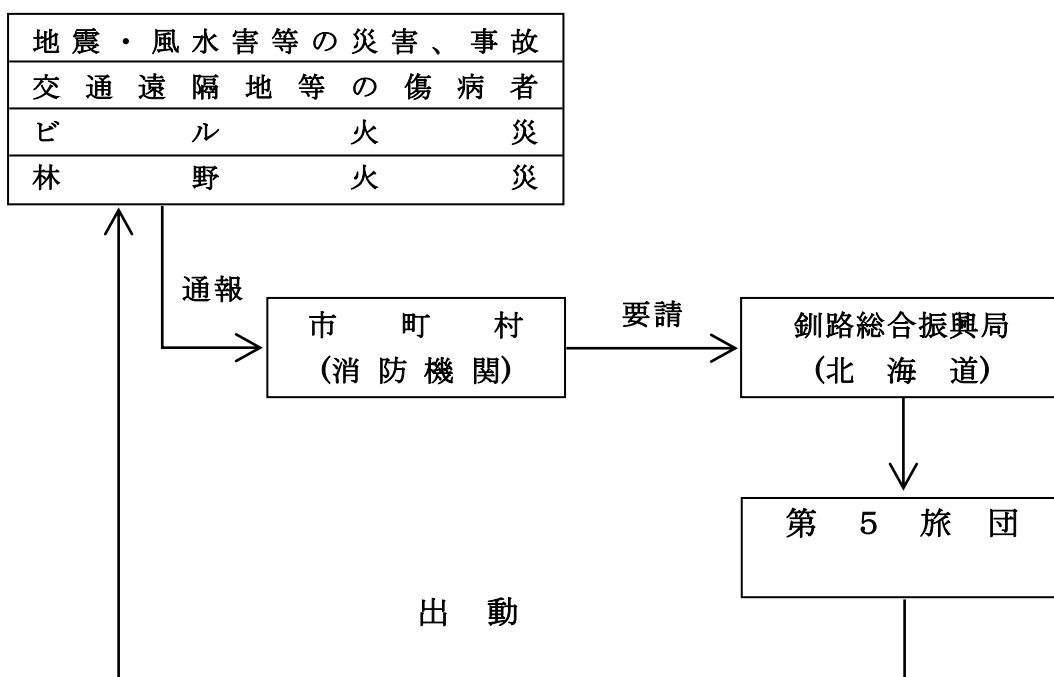
北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要請フロー



派遣要請等の手続は、消防班において行う。

ヘリコプター発着地点については、原則として釧路空港、陸上自衛隊釧路駐屯地、釧路市空中消火等補給基地、阿寒中学校及び音別町野球場とする。

自衛隊ヘリコプター緊急運行要請フロー



派遣要請等の手続は、総務班において行う。

6 ヘリポートの開設

市内ヘリコプター発着可能地点より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定に当たっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。

7 ヘリコプター発着可能地点

No.	施 設 名	所 在 地	広 さ (m)	防災ヘリ
1	陸上自衛隊釧路駐屯地ヘリポート	釧路町字別保 1 1 2 番地	200×100	
2	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1番12号	23×19	○
3	釧路労災病院 場外離着陸場	釧路市中園町13番地23号	17×17	○
4	釧路孝仁会記念病院ヘリポート	釧路市愛国191番212	20×20	○
5	釧路市空中消火等補給基地 (愛国H/P)	釧路市愛国191-1	85×170	○
6	釧路空港	釧路市鶴岡2-260	—	○
7	桜が丘中学校	釧路市桜ヶ岡 6 丁目 2 7 番 1 2 号	108×156	
8	昭和小学校	釧路市昭和中央 3 丁目 1 2 番 2 号	60×144	
9	旧桂恋小学校	釧路市桂恋 1 7 2	64×120	
10	釧路川緑地公園	釧路市愛国 (釧路市文苑 3 丁目 4 1 番 1 号)	80×80	
11	釧路市空中消火等補給基地	釧路市愛国 1 9 1 ー 1	85×170	
12	王子製紙グラウンド	釧路市大楽毛 3 丁目 1 番	35×35以上	
13	星が浦野球場	釧路市星が浦大通 4 丁目 7 番	60×60	
14	鳥取ドーム	釧路市鳥取北 7 丁目 4 番 1 号	60×60	
15	釧路教育大学グラウンド	釧路市城山 2 丁目 1 番	35×35以上	
16	開発局釧路道路事務所	釧路市貝塚 3 丁目 3 番 1 5 号	35×35以上	
17	昭和イオン	釧路市昭和中央 4 丁目 1 8 番 1 号	112×65	
18	清掃工場	釧路市高山 3 0 ー 1	35×25	
19	西港臨海6号公園	釧路市星が浦南 2 丁目 8 番	50×50	
20	鳥取7号公園	釧路市鳥取南 5 丁目 1 3 番	50×30	
21	治水記念公園	釧路市昭和町 1 丁目 5 番	30×30	
22	鶴野中央公園	釧路市鶴野 5 8	40×40	
23	大楽毛6号公園	釧路市大楽毛南 3 丁目 2 番	30×30	
24	家畜市場	釧路市大楽毛 8 6 番地 1	40×40	
25	湿原展望台駐車場	釧路市北斗 6 ー 1 1	40×40	
26	湿原北パーキング	釧路市北斗	20×80	
27	北斗駐車場	釧路市北斗	20×50	
28	モトクロスコース西側草地	釧路市高山	30×30	
29	柳町公園 (釧路赤十字)	釧路市柳町1	30×30	
30	西消防署阿寒湖温泉支署	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 3 丁目 8 番 1 号	40×70	
31	徹別農村公園	釧路市阿寒町徹別原野 3 4 線 3 9 ー 1	84×50	
32	旧仁々志別小中学校	釧路市阿寒町ニニシベツ原野 3 2 線 8 9	84×100	
33	多目的広場	釧路市阿寒町中央 1 丁目 9 番	140×77	
34	上徹別福祉会館	釧路市阿寒町徹別原野 5 1 線 2 4 ー 3	68×94	
35	たんちょうの家	釧路市阿寒町徹別原野 2 5 線 3 7	35×35	
36	富士見公園	釧路市阿寒町富士見 2 丁目 9 番	50×52	
37	西来寺	釧路市阿寒町旭町 2 丁目 9 番 1 号	30×30	
38	自然休養村駐車場	釧路市阿寒町上阿寒 2 3 線 3 4 ー 1	40×40	
39	阿寒中学校グラウンド	釧路市阿寒町北新町2-29	120×90	○
40	西消防署音別支署・コミセン	釧路市音別町中園 1 丁目 7 8	45×22	
41	体験学習センター「こころみ」	釧路市音別町音別原野基線 1 3 8	100×60	
42	音別文化会館	釧路市音別町朝日 2 丁目 8 1 番地	90×60	
43	音別運動公園	釧路市音別町川東 1 丁目 2 3 7	70×50	
44	音別町野球場	釧路市音別町川東1-238	90×90	○
45	音別学園	釧路市音別町中音別 6 3 0 ー 1 9 9	100×100	
46	大塚グラウンド	釧路市音別町あけぼの 2 丁目	150×150	
47	パシクル湖畔駐車場	釧路市音別町中音別 6 3 1 番 5 地先	60×40	
48	憩いの森駐車場	釧路市音別町音別原野基線	40×40	
49	音別小学校グラウンド	釧路市音別町中園2丁目1番地	75×75	○

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者援護計画

大規模な地震災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について計画を定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、財政班、福祉班、こども保健班 産業振興班、水産港湾空港班
	地域本部	避難援護班、建設班

1 融資・貸付・資金等による援護計画

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した市民の遺族に対して、釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金

対象災害	対象者	支給額
- 市の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上である災害 - 市をその区域に含む道の区域内において生じた災害で、災害救助法による救助が行われたもの - それらと同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、市長が認めた災害	(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹※	- 生計を主として維持していたものが死亡した場合 500万円 - その他の場合 250万円

※ 兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(2) 災害障害見舞金

災害により、精神又は身体に著しい障害を受けた場合、釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金

対 象 者	支 給 額
(1)両眼が失明したもの (2)そしゃく及び言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの (9)精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	・生計を主として維持していたものが対象者となった場合 250 万円 ・その他の場合 125 万円

(3) 災害援護資金

災害により被害を受けた世帯主に対して、生活の建て直しのための資金として、釧路市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸し付けを行う。

ア 対象災害

市域内において災害救助法が適用された災害

イ 貸付限度額

災害援護資金の貸付額

負傷の程度	被害の種類・程度	支給額	備 考
世帯主の負傷がある場合	(1)家財の損害及び住居の損害がない場合	150万円	
	(2)家財の損害があり、かつ、住居の損害がある場合	250万円	
	(3)住居が半壊した場合	270万円	特別の事情がある場合 350万円
	(4)住居が全壊した場合	350万円	
世帯主の負傷がない場合	(1)家財の損害があり、かつ、住居の損害がある場合	150万円	
	(2)住居が半壊した場合	170万円	特別の事情がある場合 250万円
	(3)住居が全壊した場合 ((4) の場合を除く)	250万円	特別の事情がある場合 350万円
	(4)住居の全体が滅失又は流出した場合	350万円	

※ 世帯主の負傷とは、療養に要する期間がおおむね 1 か月以上のものをいう。

※ 家財の損害とは、家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害をいう。

※ 特別の事情とは、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合などをいう。

ウ 前項に掲げる世帯は、その所得について災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

エ 貸付条件

災害援護資金の貸付条件

	期 間	利 率	償 還 方 法	違 約 金（遅延利息）
措置期間	償還期間のうち、3 年	無利子	年賦又は半年賦償還 （元利均等償還による。但し、繰上償還可）	年10.75%の割合で日数により計算した額
償還期間	10年	年 3 %		

（4） 融資の幹旋

災害により被害を受けた世帯主に対して、住居又は土地の修復に要する資金として、釧路市災害援護資金融資あっせん条例に基づき、市長の指定する金融機関を通じ融資の幹旋を行う。但し、災害援護資金貸付の対象となる世帯主については、融資幹旋の対象とならない。

ア 融資の対象

- (ア) 修復を必要とする住居又は土地の所有者であること。
- (イ) 自己資金のみでは修復に要する費用を一時に負担することが困難であること。
- (ウ) 融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。

イ 融資条件

- (ア) 融資する資金は、無利子とする。
- (イ) 融資する資金の償還方法は、割賦償還又は一時償還とする。
- (ウ) 償還期間は、6 か月以内の据置期間を含み、7 年の範囲内で、当該災害による被害に応じ市長が定める期間とする。

ウ 融資限度額

融資する資金の限度額は、1 世帯につき 150 万円とする。

（5） 災害遺児手当

災害により災害遺児となった児童を扶養するものに対し、釧路市災害遺児手当条例の規定に基づき、災害遺児手当を支給する。

2 雇用対策

災害により職を失った労働者の働く場の確保について、商工会議所等関係団体と連携し、地元主要事業者が優先的に雇用するよう要請を行う。

3 市税の減免及び徴収猶予等

災害により被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、市税の減免、徴収猶予、納期限の延長、滞納処分の執行停止等の緩和措置を講じる。

4 国民健康保険料の減免等

(1) 減免

災害により被災した納税義務者等に対し、被災の程度に応じて健康保険料を減免することができる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者等が、健康保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない場合は、その者の申請に基づき期限の延長等の徴収猶予が認められる。

5 国民年金保険料の免除

災害により被災した年金加入者又はその世帯員が、災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、納付することが困難な事情にある場合は、その者の申請に基づき免除の措置を講じることができる。

6 介護保険料の減免等

(1) 減免

災害により財産に著しい損害を受けた納付義務者等に対し、損害の程度に応じて介護保険料等を減免することができる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に著しい損害を受けた納付義務者等が、介護保険料の全部又は一部を一時的に納付することができない場合は、その申請に基づき1年以内の期間に限って徴収を猶予することができる。

7 保育料の免除等

災害により著しい被害を受けた時、入所児童の扶養義務者の申告に基づき、保育料を免除し、若しくは減額し、又はその徴収を猶予することができる。

8 市民への支援制度等の周知

(1) 支援制度等の周知・広報

災害により支援制度等を実施する場合は、以下のような広報手段により市民への周知を図る。

ア テレビ、ラジオなどの放送、新聞広報等

イ 広報車、広報紙、チラシ等

ウ ホームページ

(2) 相談窓口の設置

災害により被害を受けた市民のために市役所及び行政センター内等に相談窓口を設置し、被災者の幅広い問い合わせ、相談、支援等に対応する。

9 義援金・義援物資配分計画

(1) 義援金・義援物資の募集と周知

義援金・義援物資の受け入れについて、国や道並びに報道機関等を通じて、以下の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

ア 義援金

(ア) 受入窓口

(イ) 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

(ア) 受入窓口

(イ) 受入希望物資リスト（追加的に希望しない物資のリスト等）

(2) 義援金の受け入れ・配分

ア 受入

災害発生後速やかに受入窓口を開設し、寄託者への受領書の発行、保管に努める。

イ 配分

集められた義援金の配分方法については、関係機関等との協議の上決定される。但し、寄託者が配分先又は使途を指定した義援金については、寄託者の指定に従い配分される。

(3) 義援物資の受け入れ・配分

ア 受入

(ア) 災害発生後速やかに受入窓口を開設する。

(イ) 受入に当たり、事前に要員の確保を行い、円滑な集積体制を整備する。

(ウ) 輸送・保管に適した集積場所を選択する。

(エ) 寄託者に対し受領書の発行を行うとともに、配分が行われるまでの期間、確実に保管を行う。

イ 配分

(ア) 配分のための引き継ぎ等は、受け入れリスト等による管理のもと、迅速、確実に行う。

(イ) 自己調達物資、応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った効果的な配分を行う。

10 農林水産業災害金融制度

災害による被災農林漁業者に対してその救済等を目的とした以下の災害金融制度がある。

(1) 天災融資制度

天災による農産物減収量 30%以上で、かつ、損失額 10%以上等で市長が認定した者等（窓口は農協及び釧路市）

(2) 農林漁業金融公庫資金制度

ア 農業基盤整備基金の貸付

農業基盤施設の復旧に必要な資金の貸付け

イ 林業基盤整備基金の貸付

林業基盤施設の復旧に必要な資金の貸付け

ウ 農業漁業施設基金の貸付

農林水産物の共同利用施設の災害復旧事業を対象
(窓口は農協・漁協及び釧路市)

(3) 自作農維持資金制度

災害による農産物被害があった場合の農業経営の再建費及び収入補てん費用の融通
(窓口は農協及び釧路市)

11 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。

種別	対象となる災害 (自然災害)	支給対象世帯	支給金額
被災者生活再建支援金	1 市区町村または都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した市区町村に係る自然災害	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯	別表のとおり
	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村に係る自然災害	④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)	
	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)	

(別表：支給金額)

支給対象世帯	ア) 基礎支援金	イ) 加算支援金
①全壊	100万円	建設・購入 200万円
②解体		補修 100万円
③長期避難	50万円	賃貸 50万円
④大規模半壊		
⑤中規模半壊	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円

ア) 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金

イ) 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

※ 支給額は、上記の2つの支援金の合計額

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

第 2 節 公共施設復旧計画

大規模な地震災害により被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と併せ、再度の災害発生を防止するため、長期的な視野に立った検討による施設の新設又は改良が必要である。

被災施設の復旧については、被害の状況から判断し、重要度と緊急度の高い施設を優先的に実施する。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班
	地域本部	建設班
防災関係機関等		釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部

1 公共建築物の復旧計画

公共建築物の被害調査結果に基づき、被害額の算定及び施設の緊急性等を考慮し、順次復旧計画を立てる。

2 市営住宅対策

被災した市営住宅の被害状況を的確に調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定し、早期の災害復旧事業の推進を図る。

- (1) 全市営住宅の被害状況調査
- (2) 災害復旧事業計画の作成
- (3) 災害市営住宅の建設及び既設市営住宅の復旧に当たり適用される法律

事業	適用される法律	
	通常災害	激甚災害
公営住宅災害等復旧事業	公営住宅法	激甚法第 3 条
被災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第 22 条

(4) 既設市営住宅復旧事業の手続き

- ア 既設市営住宅災害確認報告書及び既設市営住宅復旧計画書の提出
(災害発生後 15 日以内、事業主体→知事→国土交通大臣)
- イ 補修費及び宅地復旧費の査定
- ウ 復旧計画の内示 (国土交通大臣→知事)
- エ 補助金交付申請 (事業主体→知事→国土交通大臣)
- オ 補助金交付決定 (国土交通大臣→知事→事業主体)

3 公共土木施設災害復旧事業

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原状復旧と併せ、再度の災害発生を防止するため、長期的な視野に立った検討による施設の新設又は改良が必要であ

る。

被災施設の復旧については、被害の状況から判断し、重要度と緊急度の高い施設を優先的に実施する。

(1) 主な復旧事業の対象

対象施設	関係省庁	道の窓口	根拠法
道路・河川	国土交通省	河川砂防課	公共土木施設災害 復旧事業費国庫負担法
下水道		都市環境課	

執行手続きに関しては、道地域防災計画による。

(2) 激甚災害の指定

適用すべき措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準：査定見込額＞全国標準税収入（0.5%） B基準：査定見込額＞全国標準税収入（0.2%） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入（25%） (2) 都道府県内市町村分の査定見込額＞都道府県内市町村の標準税収入（5%）

(3) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次に該当する災害 査定事業費＞当該市町村の標準税収入（50%） 但し、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外 また、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く

4 公園緑地災害復旧事業

災害状況に応じ、植栽の配置や遊具等の改良など災害予防の視点も考慮した公園緑地の復旧を行うとともに、災害箇所以外の公園緑地についても、適宜、予防計画に基づいた補植や改良等を実施する。

5 港湾及び港湾関連施設復旧事業

(1) 復旧対策

ア 被災点検調査

被災概要調査で被害が確認された箇所等を中心に、構造物の安全性の確認及び施設の利用可能性等について、より詳細な被災点検調査を実施する。

イ 応急工事

応急的に施設の機能を確保するため、施設の重要度、必要資機材の準備状況を考慮し、段階的に応急工事を実施する。

ウ 復旧工事

災害の復旧については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の速やかな復旧に努める。

6 上水道施設復旧事業

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来的な予防対策の充実を目的とした恒久対策を推進する。

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化を図ることを原則に、軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮、可とう管等の耐久性の向上を推進するとともに、配水区域のブロック化、配管幹線のループ化、連絡管のバイパスルートの確保等によるバックアップ機能の構築を推進する。

第5章 公共事業施設防災計画

第1節 電力施設防災計画

この計画は、電力施設にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、円滑かつ適切な災害対策を行うことを目的とする。

主な防災関係機関	北海道電力ネットワーク㈱
----------	--------------

1 災害予防対策

(1) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 電力設備の安全化対策

電力施設は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、各設備ごとに十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講じる。

ア 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 原子力発電所

原子力発電所設備は、安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。

また、重要な建物及び構築物は、原則として直接岩盤上に設置する。

エ 送電設備

(ア) 架空送電線

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回る

ため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中送電線

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

オ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

カ 配電設備

(ア) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

キ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(3) 災害対策用資機材等の確保

ア 災害対策用資機材等の確保及び整備

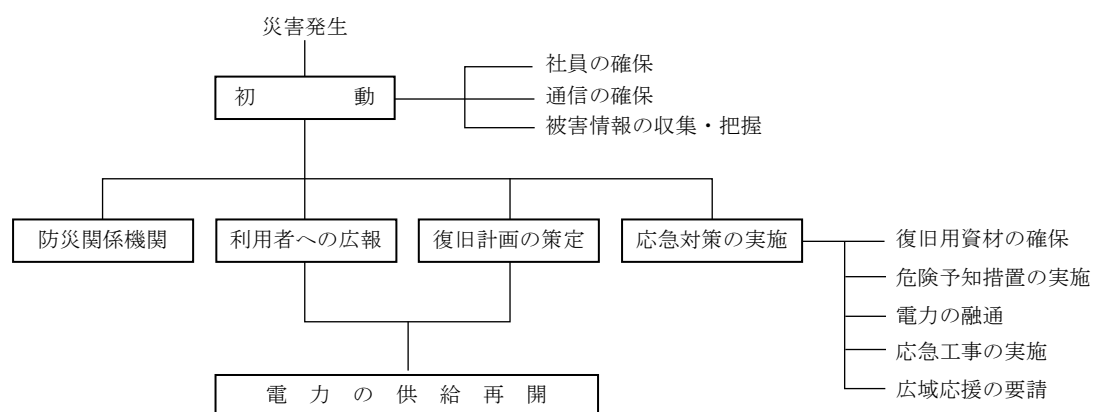
震災時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

イ 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受け入れ及び資材集荷、受け渡しなどの復旧活動に備えておく。

2 災害応急対策

(1) 電力供給施設応急対策フロー



(2) 復旧活動体制の組織

ア 被災時の組織体制

北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店は、災害が発生した時は非常事態対策組織道東統括支店支部（帯広市、本部：北海道電力株式会社～札幌）各班の指揮下に入り、第一線機関（釧路支店）として設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

イ 被害情報の把握と情報連絡体制

本部各班は、以下の設備「水力・火力発電設備、原子力発電設備」、支部各班は、「送電設備、変電設備、配電設備」毎に被害状況を迅速、的確に把握し、第一線機関（釧路支店）は通報・連絡経路を経てそれぞれ情報収集を行い、集約の上関係機関に報告する。

3 災害復旧対策

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、指定避難施設等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

(1) 広報活動

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関及びホームページを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知を行う。

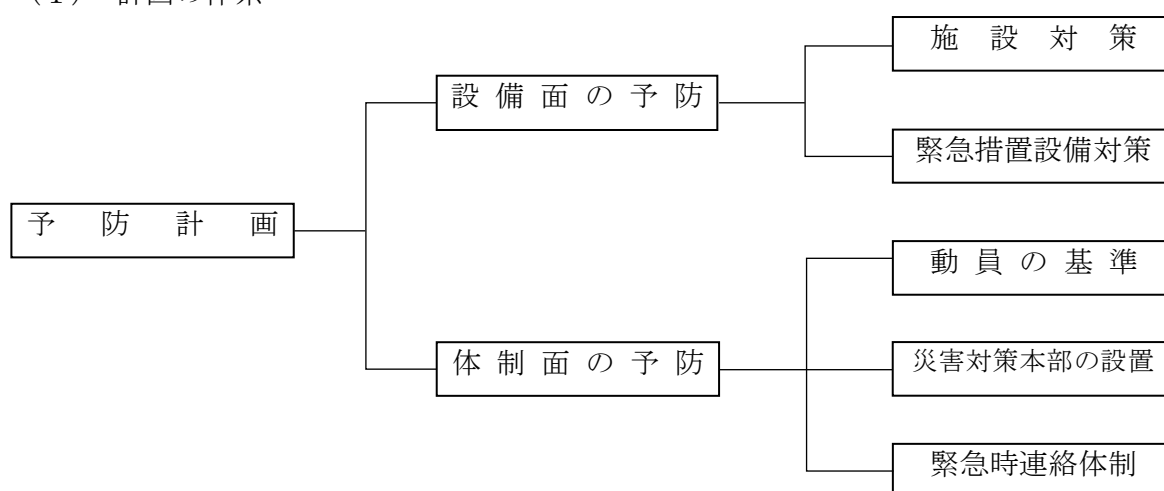
第2節 ガス施設防災計画

ガス事業における地震防災対策は、地震による都市ガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として都市ガスの施設に応じた適切な対策を講じる。

主な防災関係機関	釧路ガス㈱
----------	-------

1 予防対策

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

ア 施設対策

予防対策の基本はガス施設の耐震性向上にあり、施設の重要度を考慮し、合理的で効果的な対策を講じる。

イ 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は地震災害発生時にガスによる二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、地震時に速やかに適切な措置がとれるよう平常時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

(3) 体制面の災害予防

ア 動員の基準

(ア) 地震発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、地震発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。

(イ) 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

イ 災害対策本部の設置

(ア) 災害対策本部の設置については、あらかじめ震度及び周辺被害状況等から、その設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を

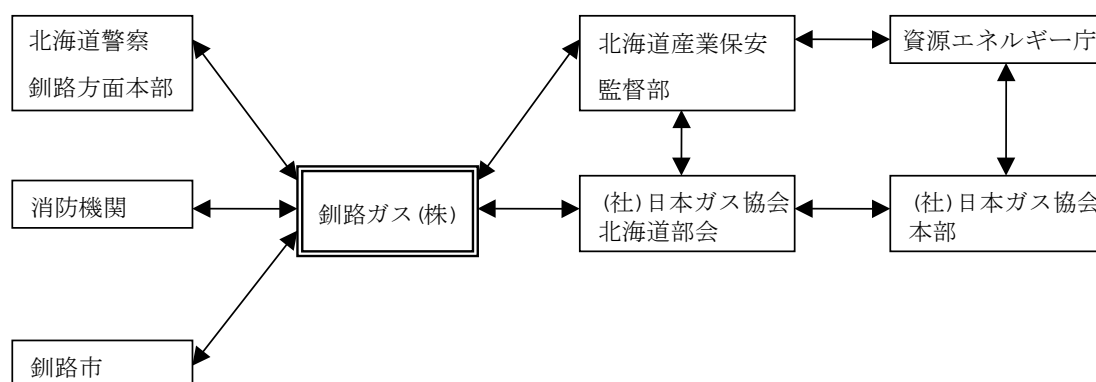
整備しておく。

(イ) 災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規定に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。

(ロ) 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために、あらかじめ特定しておくとともに非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品並びに必要な図書、帳票類を日頃から整備しておく。

ウ 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合に、北海道産業保安監督部、(社)日本ガス協会、消防機関、警察機関、市等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



(4) 災害対策用資材等の整備

ア 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資材及び早期復旧を図るために必要な資材を備えておく。

イ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査し、体制を整備する。

(5) 応援協力体制の整備

ア 救援措置要領の整備

地震等により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、(社)日本ガス協会に定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき(社)日本ガス協会北海道部会へ救援要請する。

イ 工事会社への協力要請

震災時の緊急措置、復旧作業を円滑に行うため必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

2 緊急措置

(1) 災害対策本部の設置

気象庁の発表した震度階が4以上の場合、あるいは、地震により被害の発生が予想され、又は発生した場合には、保安措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、災害対策本部を設置する。

(2) 施設の被害状況の調査

地震計並びにガスの圧力・送出流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかにガス製造設備及び主要供給設備等の巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

(3) 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

3 復旧対策

(1) 復旧計画

ア 製造所の復旧計画

製造所において復旧修理が必要となった場合には、製造能力の算定、要員、資機材等の確保を考慮し、復旧計画を立てる。要員の確保については、自社及び関連工事会社を含めての動員体制を確立しておく。

イ 導管施設の復旧計画

(ア) 地震により供給停止した地域を早期に復旧するには、被災地域や復旧期間、復旧体制の規模を把握し、迅速に復旧基本計画を策定する。

(イ) 復旧時には、復旧ブロックの優先順位づけ、ブロック化計画、工程計画等からなる復旧実施計画を作成し、復旧作業に着手する。優先順位については、社会的優先度の高い救急指定病院、公共機関等を優先し、被害の比較的少ない地区より復旧を進める。

(ウ) 導管施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料を供給する。

(2) 広域応援体制

地震発生に伴い、災害が発生し救援の必要が生じた場合は、(社)日本ガス協会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。

(3) 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

ア 広報の内容

(ア) ガス供給停止地区

a 復旧の見通しとスケジュール

b 復旧作業への協力依頼

(イ) ガス供給継続地区

a ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報

b ガスの安全使用周知

イ 広報の方法

(ア) 報道機関への協力要請

(イ) 広報車による巡回

(ウ) 戸別訪問によるチラシ配布

(エ) 諸官公署への協力要請

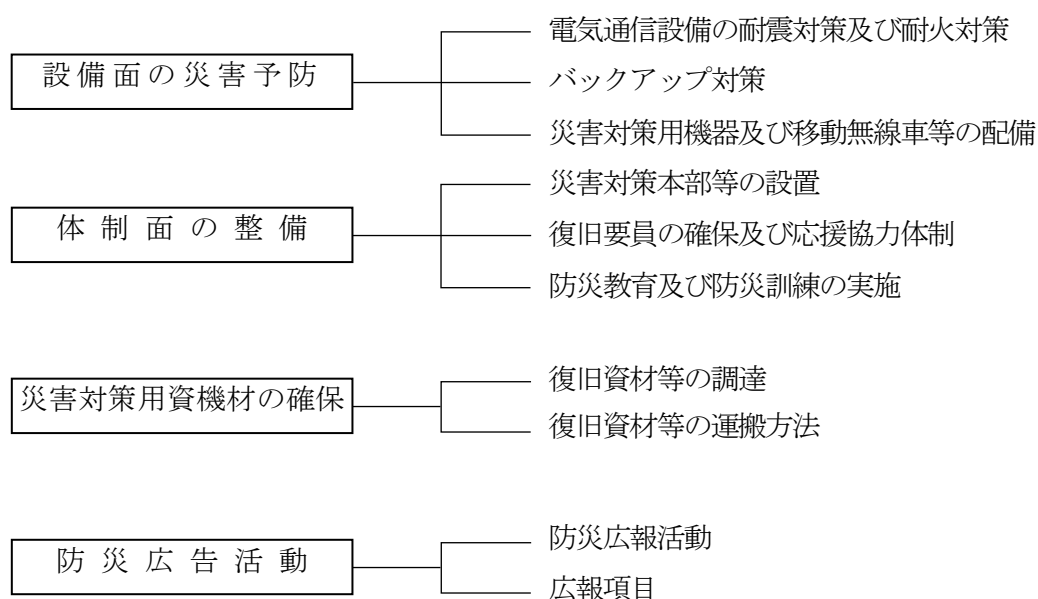
第3節 公衆通信施設防災計画

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図ることを目的とする。

主な防災関係機関	(株)NTT東日本一北海道、(株)NTTドコモ北海道支社
----------	------------------------------

1 災害予防対策

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を更に促進する。

ア 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

- (ア) 孤立防止用無線機
- (イ) 可搬型移動無線機
- (ウ) 移動電源車及び可搬電源装置
- (エ) 応急復旧光ケーブル
- (オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局
- (カ) その他応急復旧装置

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、地

震災に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

- (ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- (イ) N T T グループ会社等関連会社による応援
- (ウ) 工事請負会社の応援

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

- (ア) 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。
- (イ) 道及び市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- (ウ) 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

(4) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の配備充実を図る。

ア 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、道内各支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

- (ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- (イ) 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行う。

(5) 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

ア 防災広報活動

- (ア) 広報車での呼びかけ
- (イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- (ウ) 社屋前掲示による広報

イ 広報項目

- (ア) 被害状況
- (イ) 復旧見込み
- (ウ) 特設公衆電話設置場所の周知
- (エ) 臨時お客様対応窓口の周知
- (オ) 災害用伝言ダイヤル利用方法の周知
- (カ) i モード災害用伝言板利用方法の周知

2 応急復旧対策

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

(1) 応急対策計画

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

道内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切り替え制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置を行う。

イ 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、N T Tグループ各社の設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

(ア) 情報連絡室

(イ) 災害対策本部

ウ 設備復旧の体制

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定める。

(ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

(イ) N T Tグループ会社等関連会社による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

エ 被災状況の把握

(ア) 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

(イ) 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。

オ 災害対策機器などの出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車の出動により対応する。

(ア) 孤立防止用無線機

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

(エ) 応急復旧光ケーブル

(オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局

(カ) その他応急復旧装置

カ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、必要に応じヘリコプターで空輸する。

(2) 復旧計画

ア 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況

に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

区 分	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止する、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

(3) 利用者への広報

N T Tグループ各社は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について支店前掲示及び広報車により地域の需要家に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等

イ 通信の途絶又は利用制限をした理由

ウ 通信の途絶又は利用制限の状況

エ 需要家に対して協力を要請する事項

オ 災害用伝言ダイヤルの利用案内

カ i モード災害用伝言板の利用案内

キ その他必要な事項

附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 1 節 総則

1 推進計画の目的

この計画は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 章第 2 節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱及び市民の責務」のとおりである。

第 2 節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置は、第 3 章第 1 節「組織体制」の定めにより行う。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、第 3 章第 1 節「組織体制」の定めにより行う。

3 災害応急対策要員の参集

（1） 職員の参集は、第 3 章第 2 節「職員動員計画」の定めにより行う。

（2） 職員は、「初動期災害対応マニュアル」を参考に、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第2章第9節「災害情報通信計画」、第3章第3節「災害情報収集伝達計画」及び第4節「災害広報広聴計画」の定めにより行う。

(2) 避難指示の伝達

避難指示の伝達は、第3章第6節「避難計画」の定めにより行う。

(3) 施設の緊急点検・巡視

避難施設等の緊急点検・巡視は、第3章第6節「避難計画」及び第17節「公共施設等災害応急計画」の定めにより行うほか、必要に応じて、特に防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

(4) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、第3章第18節「危険物施設等応急対策計画」の定めにより、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、第2章第7節「土砂災害予防計画」、第3章第8節「障害物除去計画」及び第5章「公共事業施設防災計画」の定めにより、必要な措置をとる。

(5) 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火・医療活動は、第3章第5節「消防活動計画」及び第15節「救急救助・医療救護計画」の定めにより、必要な措置をとる。

(6) 輸送活動

輸送活動は、第3章第11節「輸送計画」の定めにより、必要な措置をとる。

(7) 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動は、第3章第16節「防疫及び保健衛生計画」の定めにより、必要な措置をとる。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者等は、次の事項について別に定める。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

毎年、点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持する。

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然条件・社会条件）、③海岸域の利用形態（生活活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討する。

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

水門等の閉鎖を実施する体制として、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。

また、津波の到達時間を十分考慮し、できるだけ早期に閉鎖を行えるようあらかじめ人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖が困難なものについては、その解消のための検討を行う。

エ 津波などにより引き起こされる漂流物を港内・水際で捉え、乗用車等の車両が泊地へ流入し、港湾機能が阻害されることを防止するとともに、背後の市街地に流れ込まないようにする減災目的の津波漂流物対策施設の整備

オ 防災行政無線等の整備の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は第3節1の(1)のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

(1) 住民等への情報伝達

津波に関する情報が、地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客等、並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

なお、高齢者や外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者への伝達について、的確に伝わること等に配慮する。

(2) 船舶に対する津波警報等の伝達

津波に関する情報が、海上保安部、港湾管理者及び漁業協同組合等により、船舶に対し正確かつ広範に伝達されること。

(3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

船舶等に対する安全措置について、海上保安部、港湾管理者及び漁業協同組合等

により、船舶等へ正確かつ広範に伝達されること。

(4) 市域内の被害状況の迅速・確実な把握

国、道、市の関係機関の連携・協力により、市域内の津波による被害状況を迅速かつ確実に収集できること。

3 地域住民等の避難行動等

避難対策については、津波災害対策編第2章第6節「災害情報通信計画」、第8節「避難計画」及び第3章第3節「災害情報収集伝達計画」、第4節「災害広報広聴計画」、第6節「避難計画」の定めにより行うが、特に次の点について行う。

(1) 市は、地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区を、道が作成する浸水想定を参考に定める。

なお、市は、高齢者、幼児、傷病者、障がい者等避難行動要支援者の保護のために必要に応じて使用する施設を明示する。

また、市は災害救助法の適用となる避難者対策について、適切な対応を行う。

(2) 市は、(1)に基づき定める地区について、道の浸水想定図を参考に作成する津波ハザードマップ等により、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

なお、ハザードマップの作成に際しては、住民が主体となったワークショップや説明会の開催により、地域の実態に即した避難場所や避難経路を選定し、周知を図る。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難施設（屋内、屋外の種別）

エ 避難施設に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

(4) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等津波災害対策編第3章第24節「要配慮者応急対策計画」の定めにより行う。

(5) 市は、あらかじめ関係機関等と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

(6) 市は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずる。

(7) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。

ア 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- (ア) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

- (8) 市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、次の方策により周知を行う。

4 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成に対する指導

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立

- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

- (3) 水防管理団体等は、次のような措置をとる。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡通知

イ 水門等の操作または操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道、電気、ガス、通信

水道、電気、ガス、通信は、津波災害対策編第3章第12節「給水計画」、第17節「公共施設等災害応急計画」及び第5章「公共事業施設防災計画」の定めにより行う。

- (2) 放送

放送は、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送局が、次のような対策の推進に努める。

ア 放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。

このため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、

強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

- イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定める。

6 交通

交通対策については、津波災害対策編第３章第８節「障害物除去計画」、第９節「緊急道路確保計画」及び第１０節「輸送計画」の定めにより行うほか、次により行う。

（１）道路

ア 交通規制

警察及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

イ 除雪

積雪寒冷地においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、次のとおり除雪体制を優先的に確保する。

（２）海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずる。

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を講ずる。

（３）鉄道

ア 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。

イ 駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成する。

7 市が自ら管理等を行う施設に関する対策

（１）不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

（ア）津波警報等の入場者等への伝達

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような伝達方法を検討する。
- ・ 避難施設や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併

せて伝達するよう事前に検討する。

- (イ) 入場者等の避難のための措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食糧等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 市等が管理する施設における具体的な措置方法の施設ごとの作成

イ 個別事項

- (ア) 動物園にあっては、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急保安措置
 - (イ) 病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
 - (ウ) 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、
 - ・当該学校等が津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - ・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護及びの措置
 - (エ) 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する必要がある場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難施設又は救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイに掲げる措置をとるとともに、市が行う避難施設又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

津波ハザードマップの浸水予想区域内にある工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断する。

(4) 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、地震災害等対策編第3章第3節「災害情報収集伝達計画」の定めにより行う。

8 迅速な救助

- (1) 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、地震災害当対策編第3章第5節「消防活動計画」の定めにより行う。
- (2) 市は、道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、別途定める釧路市消防受援計画の定めにより行う。
- (3) 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備の方針

- (1) 事業施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については計画的に行うものとし、別途地震対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (3) 市町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。

2 実施内容

(1) 建築物、構造物等の耐震化

第2章第1節「都市防災化計画」及び第2節「公共施設の整備計画」の定めにより行う。

(2) 避難場所

第2章第11節「避難計画」の定めにより行う。

なお、実施に当たっては、都市公園事業等による避難地の整備を進める。

(3) 避難経路

第2章第2節「公共施設の整備計画」の定めにより行う。

なお、実施に当たっては、道路事業等による避難路の整備を進める。

(4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

第3章第5節「消防活動計画」の定めにより行う。

なお、実施に当たっては、震災時の消火や救急・救助・救出活動に欠くことができない消防車両及び消火用水確保のための、耐震性貯水槽の整備を進める。

(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

第2章第2節「公共施設の整備計画」の定めにより行う。

(6) 通信施設の整備

第2章第9節「災害情報通信計画」の定めにより行う。

なお、実施に当たっては、震災時の消防・救急活動の充実を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。

第6節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するように努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

2 防災訓練の内容

当該防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心に行い、市は防災関係機関及び自主防災組織等、地域住民の参加を得て行う総合防災訓練及び道や他の市町村、防災関係機関と連携して行う地震・津波情報収集伝達訓練などの中で次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 避難行動要支援者等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の伝達及び被害情報収集訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識

(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

3 児童、生徒等に対する教育

市は、児童、生徒に対して、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の津波防災教育の推進を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災教育上重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するよう努める。

5 自動車運転者に対する教育・広報

市は、道及び道警察と連携し、運転免許更新時の講習や広報紙等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育・広報の推進を図る。

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第 8 節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資調達

ア 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量及び他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請する。

イ その他物資調達に関しては、物資調達は、地震災害等対策編第 3 章第 12 節「食糧供給計画」、第 13 節「給水計画」及び第 14 節「衣料・生活必需品等物資供給計画」の定めにより、必要な措置をとる。

(2) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）の確保は、第 2 章第 10 節「災害備蓄計画」及び第 3 章第 12 節「食糧供給計画」、第 13 節「給水計画」、第 14 節「衣料・生活必需品等物資供給計画」の定めにより、必要な物資及び資機材の確保を行う。

イ 市は、道に対して市域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、物資等供給の要請をすることができる。

(3) 人員の配置

市は、人員の配備状況を道に報告する。

(4) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、釧路市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 防災関係機関の具体的な措置内容は、各防災関係機関において別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している防災協定は資料編に記載のとおりである。

(2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる防災協定に従い、応援を要請する。

(3) 自衛隊への日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における災害派遣の要請依頼については、第 3 章第 29 節「応援要請計画」の定めにより行う。

第9節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

1 住民の防災対策

- (1) 市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 市民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- (3) 市民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。

2 自主防災組織の育成等

自主防災組織の育成等については、地震災害等対策編第2章第16節「自主防災組織育成計画」の定めにより行う。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、市、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- (3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災人員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第 10 節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7.0 以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw 8 クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、市及び道等から地域住民に対して注意を促すものとする。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する組織等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

ア 市内部及び関係機関相互間の伝達体制

津波災害対策編第 2 章第 6 節「災害情報通信計画」の定めにより行う。

イ 地域住民等並びに防災関係機関に対する伝達体制

津波災害対策編第 2 章第 6 節「災害情報通信計画」の定めにより行う。

また、情報等の伝達については、次の事項にも配慮する。

(ア) 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

(イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

(ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

(エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

(2) 市の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、津波災害対策編第 3 章「災害応急対策計画」の定めにより行う。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、津波災害対策編第 3 章第 3 節「災害情報収集伝達計画」の定めにより行う。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(後発地震に対して注意する措置)

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第 1 1 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1 地区及び目標など

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
大楽毛地区	避難施設その他の避難場所	4 箇所	令和 5～9 年度
大楽毛地区	避難経路	1 箇所	令和 6～7 年度
音別地区	避難施設その他の避難場所	2 箇所	令和 5～8 年度
橋北地区	避難施設その他の避難場所	1 箇所	令和 6～7 年度
鳥取地区	避難施設その他の避難場所	2 箇所	令和 6～7 年度